

鶴岡市歴史的風致維持向上計画（第2期）



国指定史跡
旧致道館



国宝
羽黒山五重塔



国指定史跡
松ヶ岡開墾場

令和5年3月
鶴岡市

鶴岡市歴史的風致維持向上計画（第2期）

目 次

序 章

1. 計画策定の背景と目的	P 1
2. 計画期間	P 2
3. 計画の策定体制	P 3
4. 計画策定（変更）の経緯	P 6

1章 歴史的風致形成の背景

1. 自然的環境	P 7
2. 社会的環境	P10
3. 歴史的環境	P22
4. 文化財等の分布状況	P38

2章 維持及び向上すべき歴史的風致

1. 歴史的風致の分布状況	P64
2. 歴史的風致の内容	P67
(1) 旧庄内藩主酒井氏と庄内大祭にみる歴史的風致	P67
(2) 藩校致道館の教学精神にみる歴史的風致	P82
(3) 鶴岡天満宮と天神祭にみる歴史的風致	P93
(4) 七日町観音堂と師走の御歳夜にみる歴史的風致	P100
(5) 鶴岡の絹の営みにみる歴史的風致	P106
(6) 出羽三山神社と祭礼にみる歴史的風致	P116
(7) 門前町手向地区と出羽三山参りにみる歴史的風致	P133
(8) 松ヶ岡開墾場と地縁団体の活動にみる歴史的風致	P143

3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	P157
2. 既存計画（上位・関連計画）	P160
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	P184
4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制	P186

4章 重点区域の位置及び区域

- | | |
|----------------------------|------|
| 1. 重点区域の位置及び区域 | P188 |
| 2. 重点区域の設定の効果 | P200 |
| 3. 重点区域における良好な景観に関する施策との連携 | P201 |

5章 文化財の保存又は活用に関する事項

- | | |
|----------------|------|
| 1. 市町村全体に関する事項 | P217 |
| 2. 重点区域に関する事項 | P224 |

6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

- | | |
|-------------------------------|------|
| 1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針 | P226 |
| 2. 事業 | P231 |

○全体：全事業の位置図

○各シート：

- ・事業の名称
- ・事業主体
- ・事業手法（国の支援事業の名称等）
- ・事業期間
- ・事業の概要
- ・事業の位置図
- ・事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由
- ・その他参考になるべき事項

7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

P251

8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

P255

鶴岡市の文化財一覧

P257

引用・参考文献

P262

鶴岡市歴史的風致維持向上計画（第2期）

序 章

1. 計画策定の背景と目的

平成20年（2008）に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下「歴史まちづくり法」という）は、第1条で「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を歴史的風致と定義し、その維持向上を図ることで、個性豊かな地域社会の実現を図り、もって都市の健全な発展及び文化の向上に寄与するとしている。

本市には、江戸時代の庄内藩主酒井家が築いた城下町のまちなみや数多くの歴史的建造物が残るほか、出羽三山をはじめとした豊かな自然環境、地域に根ざした民俗芸能などの伝統文化、人々の営みといった、固有の歴史と文化が存在し、それらを活かしたまちづくり、歴史的風致を守り育て、魅力と地域活力に満ちた鶴岡らしいまちづくりを推進するため、「歴史まちづくり法」に基づく「鶴岡市歴史的風致維持向上計画（第1期）（以下、「1期計画」という。）」を策定し、平成25年（2013）11月に国の認定を受け、以降、10年間にわたり、歴史とまちづくりに係る事業を取り組んできた。

1期計画の主たる取り組みとしては、鶴ヶ岡城城址である鶴岡公園内の広場の整備、内堀周辺道路の無電柱化と道路の美化化、羽黒山宿坊街の街なみ修景整備、史跡松ヶ岡開墾場内の通路整備のほか、所有者や地域住民等が主体的に行う活動への支援などを実施し、これらの取り組みにより、城下町や宿坊街の街なみ、歴史ある良好な景観の形成と住環境の整備、歴史的建造物の保存と活用、地域住民の利便性の向上が図られ、歴史あるまちづくりに対する気運の醸成、外国人等の観光客の増加にもつながっている。

一方、1期計画認定以降、平成28年（2016）に「自然と信仰が息づく「生まれかわりの旅」～樹齢300年を超える杉並木につつまれた2,446段の石段から始まる出羽三山～」、平成29年（2017）に「サムライゆかりのシルク 日本近代化の原風景に出会うまち鶴岡へ」、令和元年（2019）に「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落」の3つが日本遺産の認定を受け、魅力あふれる豊かな歴史・文化に触れることができるほか、平成26年（2014）には、ユネスコ創造都市ネットワークの食文化分野での加盟が認定され、本市が誇る食文化を通じた国内外の交流や情報発信を行っている。

また、1期計画では、3つの重点区域を設け、鶴岡らしい歴史あるまちづくりに関する取り組みにより、多くの成果を得ているものの、少子高齢化や人口減少の一層の進行、自然災害の増加、新型コロナウイルス感染症の発現などの社会情勢の大きな変化、空き家・空き地の一層の増加など、新たな課題も生じており、これらの課題解決に対する施策が求められている。

こうしたことから、1期計画の評価・検証を行うとともに、本市固有の特色ある歴史的風致の維持と後世への継承、更なる向上を図るため、「鶴岡市歴史的風致維持向上計画（第2期）（以下、「2期計画」という。）に取り組むものである。

2. 計画期間

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第5条に基づき、次とのおり歴史的風致の維持及び向上に関する計画を策定する。

名 称：鶴岡市歴史的風致維持向上計画（第2期）

主 体：鶴岡市

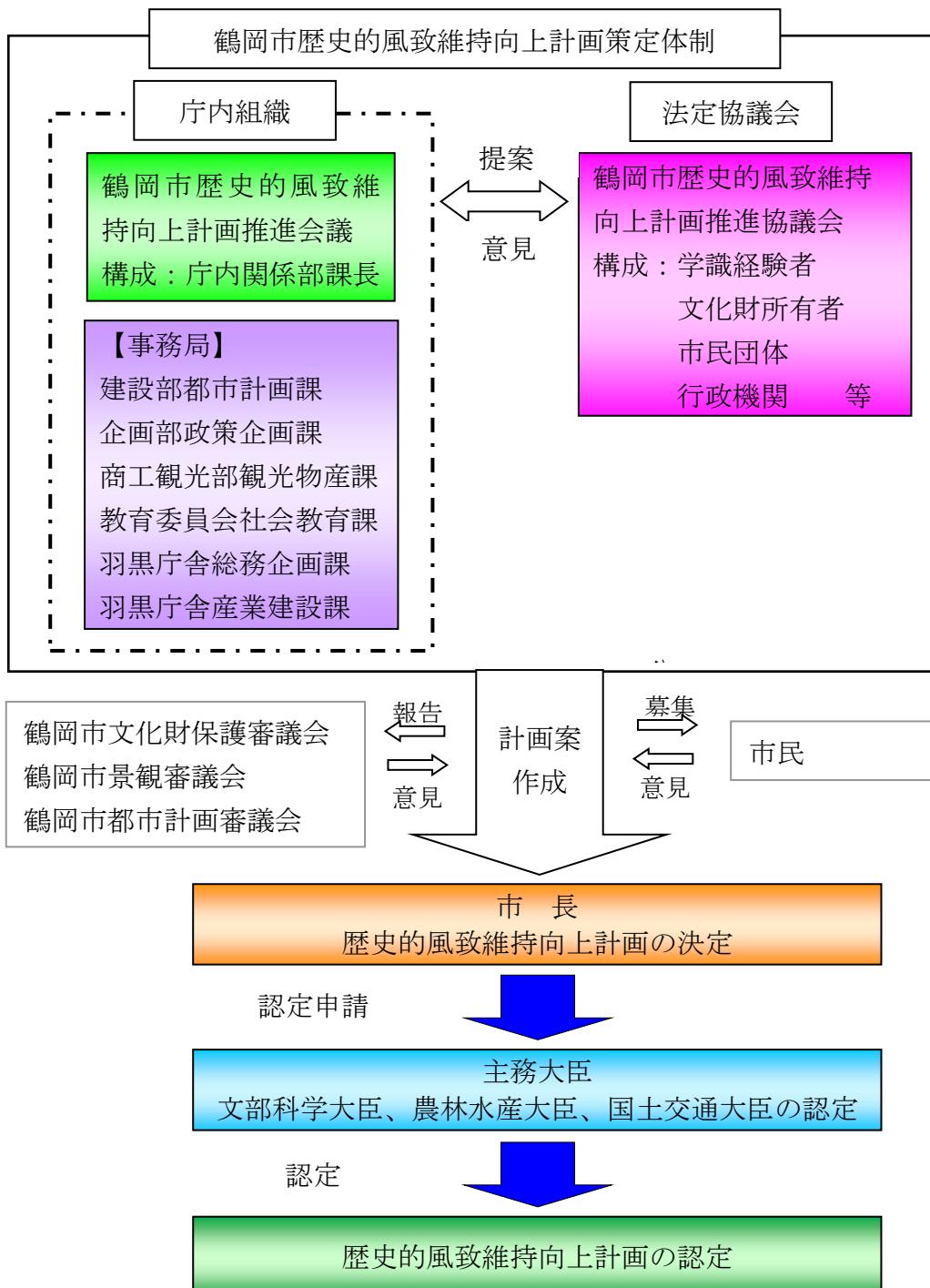
計画期間：令和5年度（2023）～令和14年度（2032）

本計画は、「歴史まちづくり法」第4条の規定による「歴史的風致維持向上基本方針」に基づき、同法第5条の規定による「歴史的風致維持向上計画」として策定されるものであり、本市の歴史的建造物や伝統行事等、固有の風情、情緒、佇まいを醸し出している歴史的風致や良好な住環境の維持及び向上、まちや暮らしの環境とその魅力を守り、高め、活用し、後世に継承することを目的とするものである。

2期計画においては、本市まちづくりの上位計画である「第2次鶴岡市総合計画」と整合性を図るとともに、その基本方針に基づき、地域の数多くの歴史・文化的資源を最大限に活かした歴史あるまちづくりを推進するため、まちづくり担当部局、政策担当部局、観光振興担当部局及び文化財担当部局等、庁内関連部局が政策領域を超えて連携し、横断的・複合的な視点を踏まえた施策（事業）を計画的に実施することにより、本市のめざす都市像の実現に大きく資するものである。

3. 計画の策定体制

本計画は、庁内組織である「鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進会議」及び歴史まちづくり法第 11 条に基づく「鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進協議会」における協議、パブリックコメント等による市民意見の聴取を経て策定した。



① 鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進会議

平成 23 年（2011）7 月 6 日に計画策定に関する必要事項を検討する府内組織として「鶴岡市歴史的風致維持向上計画策定会議」を設置し、「鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進会議」に名称を変更して 1 期計画の推進を図ってきた。

また、2 期計画の策定に必要な事項について検討を行った。

会議の事務局は、都市計画課、政策企画課、観光物産課、社会教育課、羽黒庁舎総務企画課及び産業建設課の 6 課が担当し、まちづくり担当部局、政策担当部局、観光振興担当部局及び文化財担当部局が担うことにより、横断的・複合的視点での施策（事業）の展開、計画的・総体的な事業の推進を図るため、会議を運営している。

【鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進会議の構成員】

令和 5 年（2023）3 月現在

	職名
委員長	副市長
委員	企画部長、商工観光部長、建設部長、羽黒庁舎支所長、教育部長、政策企画課長、観光物産課長、社会教育課長、都市計画課長、土木課長、建築課長、羽黒庁舎総務企画課長、羽黒庁舎産業建設課長

② 鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進協議会

平成 23 年（2011）7 月 20 日に、法定協議会である「鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進協議会」を設置した。

【鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進協議会の構成員】

令和 5 年（2023）3 月現在（任期 R3.4.1～R5.3.31）

	役職名等	氏名
学識経験者	早稲田大学名誉教授	佐藤 滋
	東北公益文科大学非常勤講師	高谷 時彦
	山形大学農学部名誉教授	野堀 嘉裕
	鶴岡市文化財保護審議会委員 出羽三山歴史博物館学芸員	渡部 幸
	鶴岡市市史編さん委員 元山形県立高校教諭（日本史）	阿部 博行
	(公財) 致道博物館代表理事	酒井 忠久
関係者所有者等	羽黒宿坊組合組合長	粕谷 典史
	松ヶ岡開墾場理事長	堀 誠
	山形県国土整備部国土利用政策課長	
関係行政機関	山形県観光文化スポーツ部文化財活用課長	
	鶴岡市建設部長	
	鶴岡市教育委員会教育部長	
	鶴岡市羽黒庁舎支所長	
	鶴岡市景観審議会委員	さとう れいこ
推薦 (市民団体等)	山形県建築士会鶴岡田川支部事務局長	秋野 公子
	出羽三山神社権宮司	阿部 良一
	出羽三山魅力発信協議会会长	勝木 正人

オブザーバー 国土交通省東北地方整備局

4. 計画策定の経緯

1期計画の策定（変更）及び2期計画の策定の経緯は以下のとおりである。

○ 1期計画

- ・平成 25 年（2013）11月 22 日 鶴岡市歴史風致維持向上計画 計画認定
- ・平成 26 年（2014）3月 31 日 軽微な変更の届出
- ・平成 27 年（2015）3月 13 日 計画の変更（第1回） 認定申請
- ・平成 27 年（2015）3月 27 日 計画の変更（第1回） 認定
- ・平成 28 年（2016）3月 23 日 計画の変更（第2回） 認定申請
- ・平成 28 年（2016）3月 31 日 計画の変更（第2回） 認定
- ・平成 29 年（2017）3月 24 日 軽微な変更の届出
- ・平成 30 年（2018）3月 15 日 軽微な変更の届出
- ・平成 31 年（2019）3月 1 日 計画の変更（第3回） 認定申請
- ・平成 31 年（2019）3月 4 日 計画の変更（第3回） 認定
- ・令和 2 年（2020）4月 30 日 軽微な変更の届出
- ・令和 3 年（2021）3月 22 日 軽微な変更の届出
- ・令和 4 年（2022）3月 1 日 軽微な変更の届出

○ 2期計画

- ・令和 4 年（2022）2月 9 日 計画策定推進会議（府内会議）
- ・令和 4 年（2022）2月 16 日 鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進協議会
- ・令和 4 年（2022）12月 16 日 計画策定推進会議（府内会議）
- ・令和 5 年（2023）1月 日 鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進協議会
- ・令和 5 年（2023）1月 日 鶴岡市景観審議会への意見聴取
- ・令和 5 年（2023）1月 日 鶴岡市都市計画審議会への意見聴取
- ・令和 5 年（2023）1月 日 鶴岡市文化財保護審議会への意見聴取
- ・令和 5 年（2023）1月 日～日 パブリックコメント
- ・同年 月 日 計画策定推進会議（府内会議）
- ・同年 月 日 鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進協議会
- ・同年 月 日 認定申請
- ・同年 月 日 計画認定

1章 鶴岡市の歴史的風致形成の背景

1. 自然的環境

(1) 位置

鶴岡市は、山形県の北西部にある庄内地方の南部に位置している。

東西 43.1km・南北 56.4km にわたり、面積は 1311.51 km²を有しており、東北第1位、全国第11位の広さである。

北部には、酒田市、三川町、北東部は庄内町、東部は西川町、南部は、新潟県村上市と接し、県庁所在地である山形市からは、約 100km に位置している。



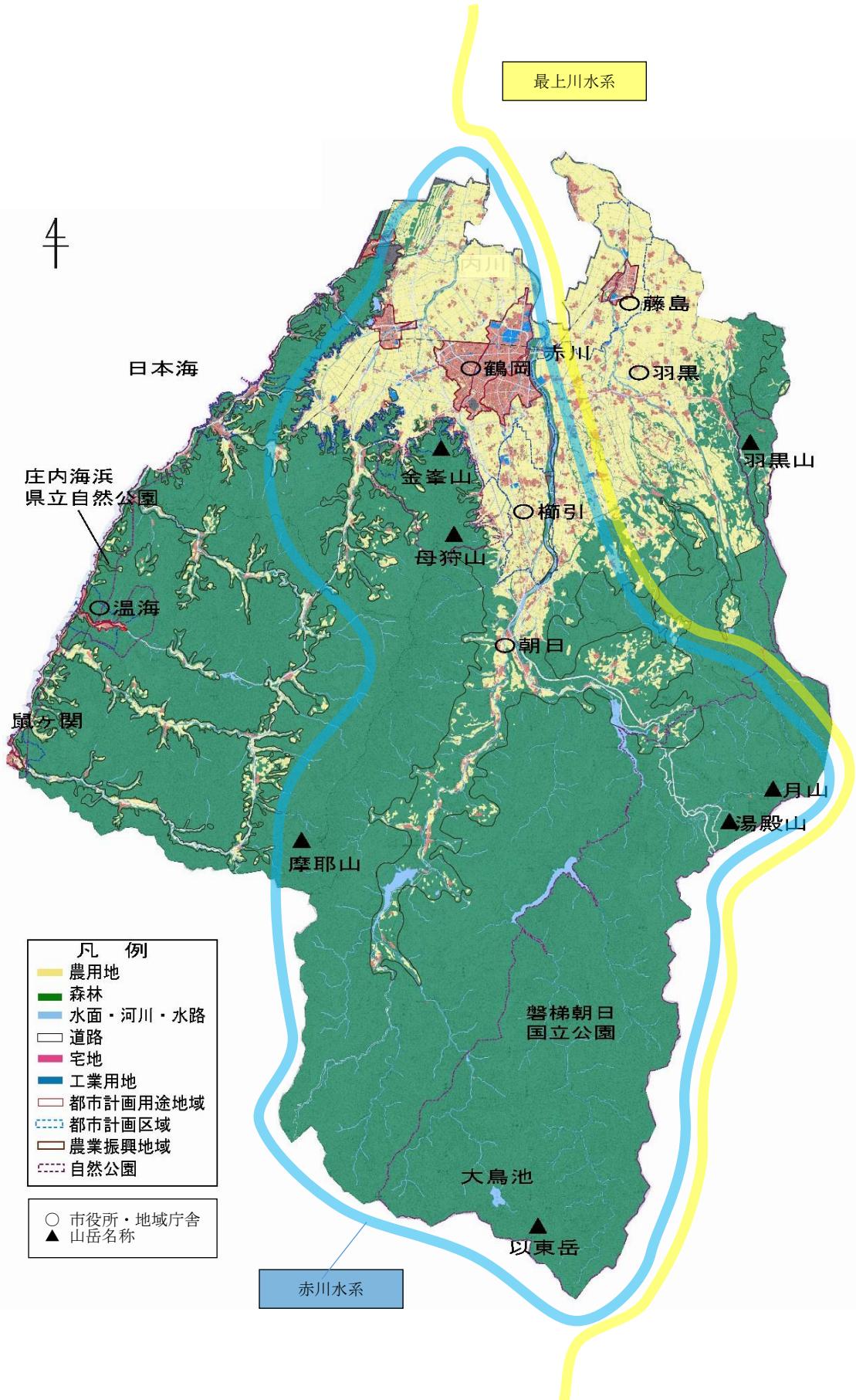
(2) 地形、地質、水系

本市の地形は、北部は、我が国を代表する米どころの庄内平野が広がり、東部から南部にかけては、磐梯朝日国立公園に指定されている羽黒山、月山、湯殿山からなる出羽三山及び朝日連峰、そして摩耶山系の山岳丘陵地帯が、平野を囲むように連なっている。

新潟県境の以東岳に源を発している赤川水系と、最上川水系の河川が貫流し庄内平野を潤しながら、日本海に注いでおり、市域内には市街地と 300 あまりの集落が形成されている。

また、西部に位置する日本海に面した約 42km の海岸線は、砂丘海岸と起伏に富んだ磯海岸により形成され、豊かな自然環境が保全されており庄内海浜県立自然公園に指定されている。

4



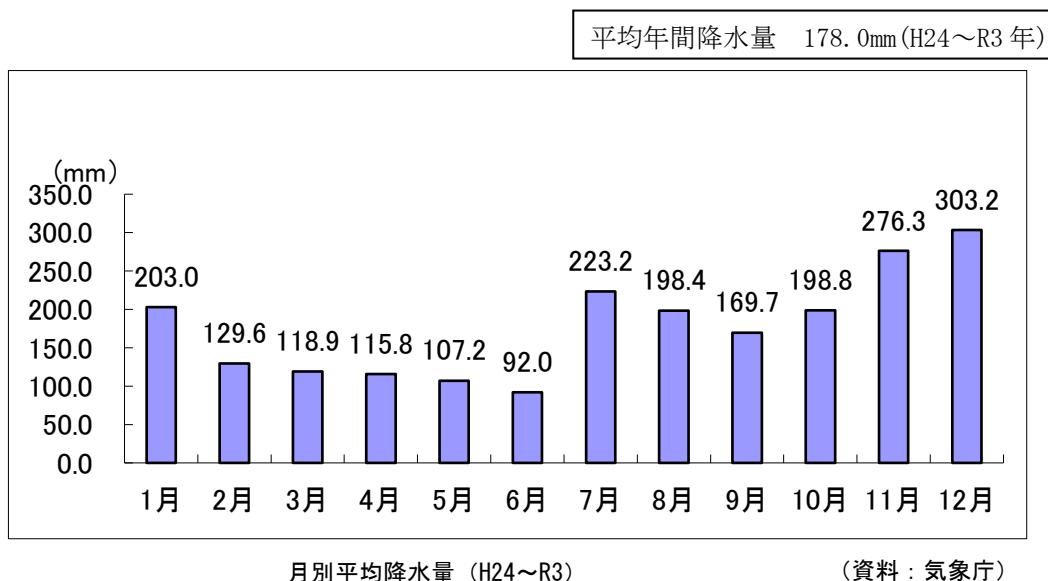
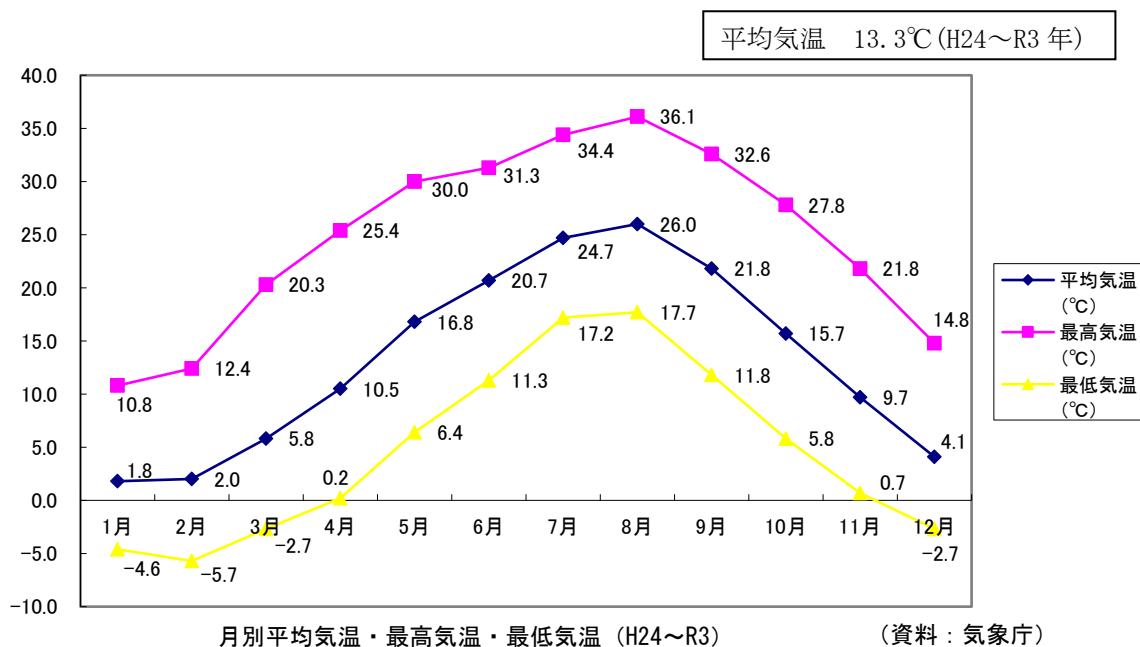
鶴岡市土地利用現況図

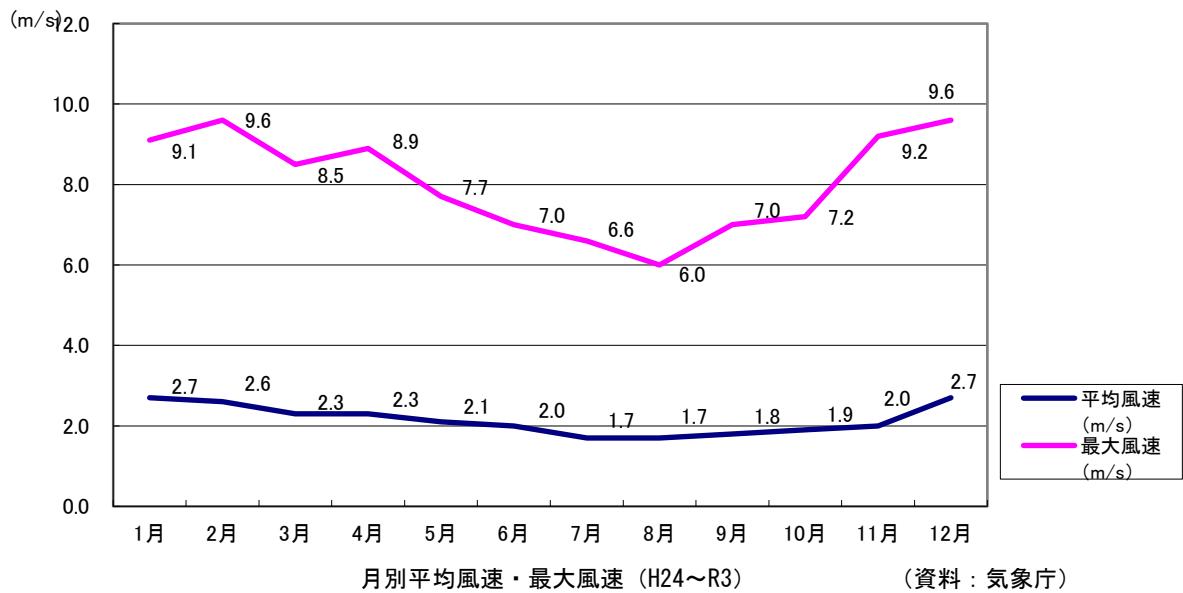
(3) 気候

本市の気候は、四季の移ろいがはっきりとし、夏季は南東季節風により晴天が多く高温となり、冬季は北西季節風により曇天や降雪、積雪が多い日本海側気候区に属している。

最近10年間の平均気温は13.3°C、平均年間降水量は178.0mmである。

年間を通じて、日本海上の低気圧の影響による変動がみられ、特に冬季の降雪は、山間地では3mを超える積雪となり、平野部においては、庄内平野特有の強風により、^{じふぶき}地吹雪に見舞われることがある。





2. 社会的環境

(1) 市町村の合併経緯

明治9年（1876）8月、鶴岡県、山形県、置賜県が合併して、第3次山形県が設置され、初代県令に三島通庸みちつね（1835年～88年）が就いた。

県下では、同11年（1878）に施行された郡町村編成法により、田川郡は東西田川郡に分割され、庄内は飽海郡を合わせて3郡となり、東田川郡は藤島に、西田川郡は鶴岡に、そして飽海郡は酒田にそれぞれ郡役所を置いた。

同22年（1889）には、市制町村制が施行され、これにより全国に自治体としての市及び町村が成立した。

庄内は、これまでの102町465村が飽海郡2町27村、東田川郡26村、西田川郡1町16村に整理統合された。

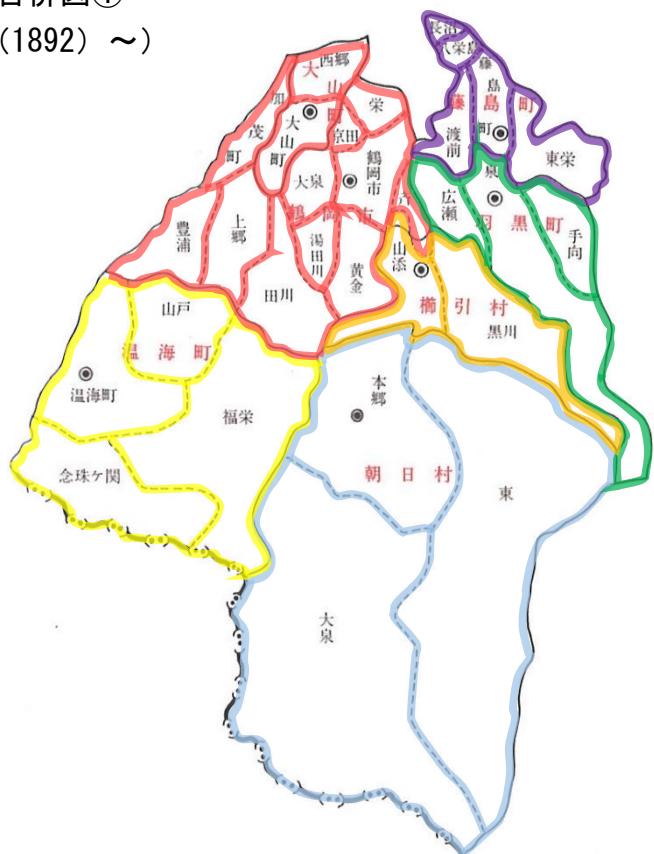
現「鶴岡市」の行政区画である東西田川郡は、これ以降、市町村制施行や合併・分離独立を繰り返しながら、昭和41年（1966）までに鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町として成立した。

旧鶴岡市は、南庄内の政治、経済、文化の中心として発展し、旧藤島町は稻作農業を核とした資源循環型のまちづくりを進めたほか、旧羽黒町は山岳修験を核とした観光振興、旧櫛引町は県内随一と言われている多品種の果樹栽培、旧朝日村は磐梯朝日国立公園の豊かな森林資源、旧温海町は県内有数の温泉地といった、各地域における特性を生かしながら発展してきた。

歴史的、経済的な繋がりを保ってきた旧「鶴岡市」、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の1市4町1村は、平成17年（2005）10月1日に合併し新「鶴岡市」が発足した。

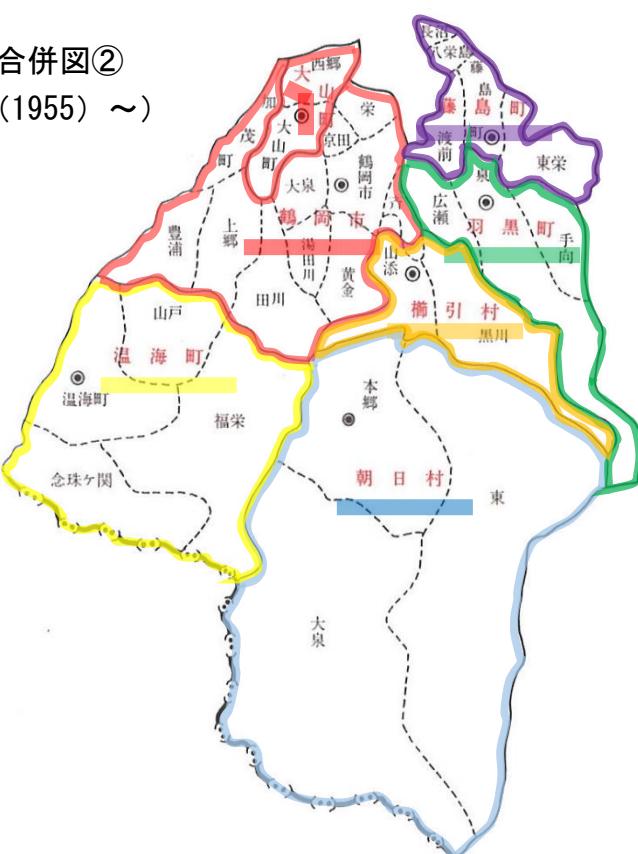
鶴岡市市町村合併図①

(明治 25 年 (1892) ~)

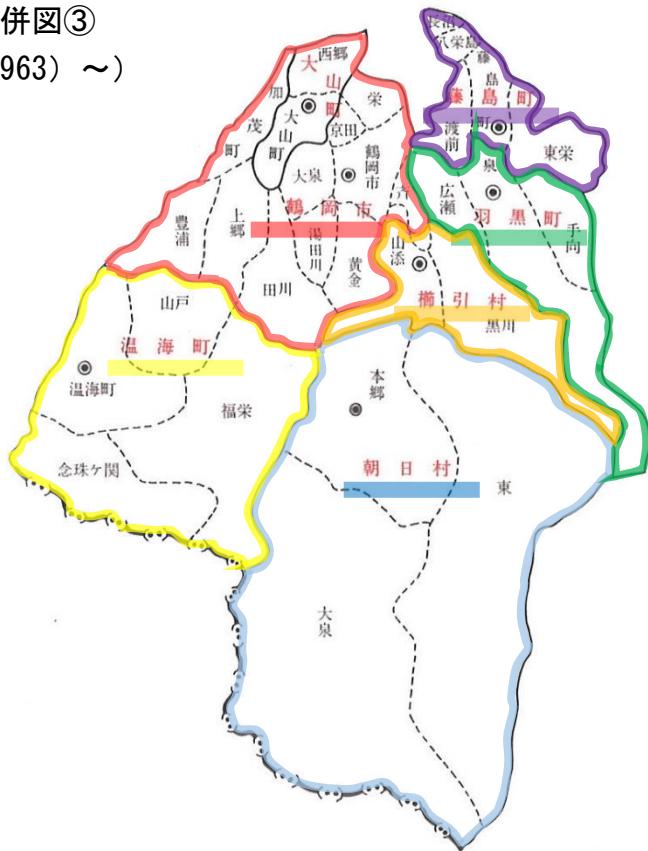


鶴岡市市町村合併図②

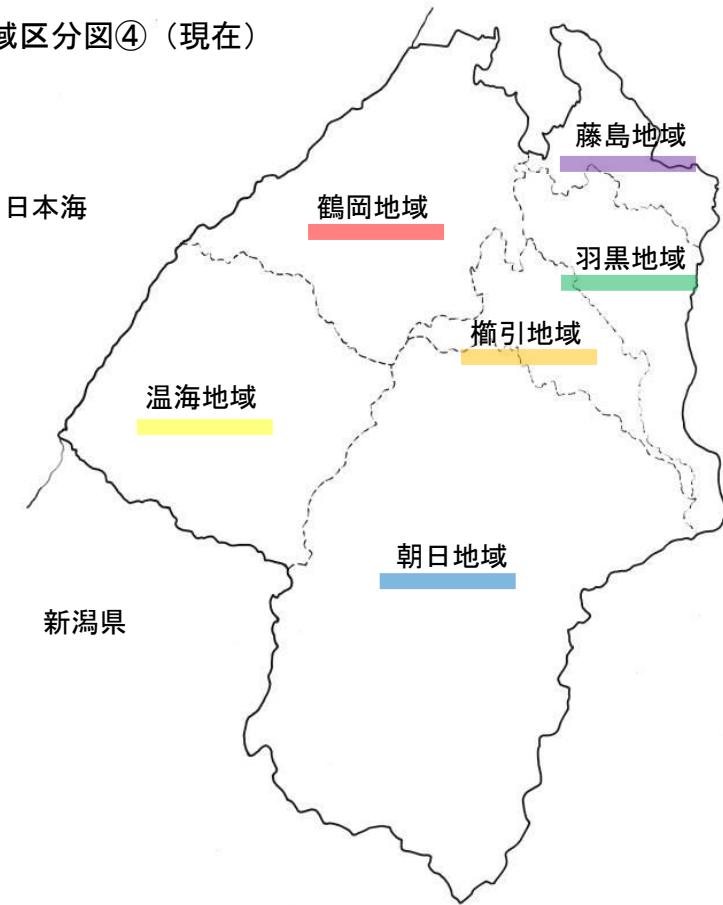
(昭和 30 年 (1955) ~)



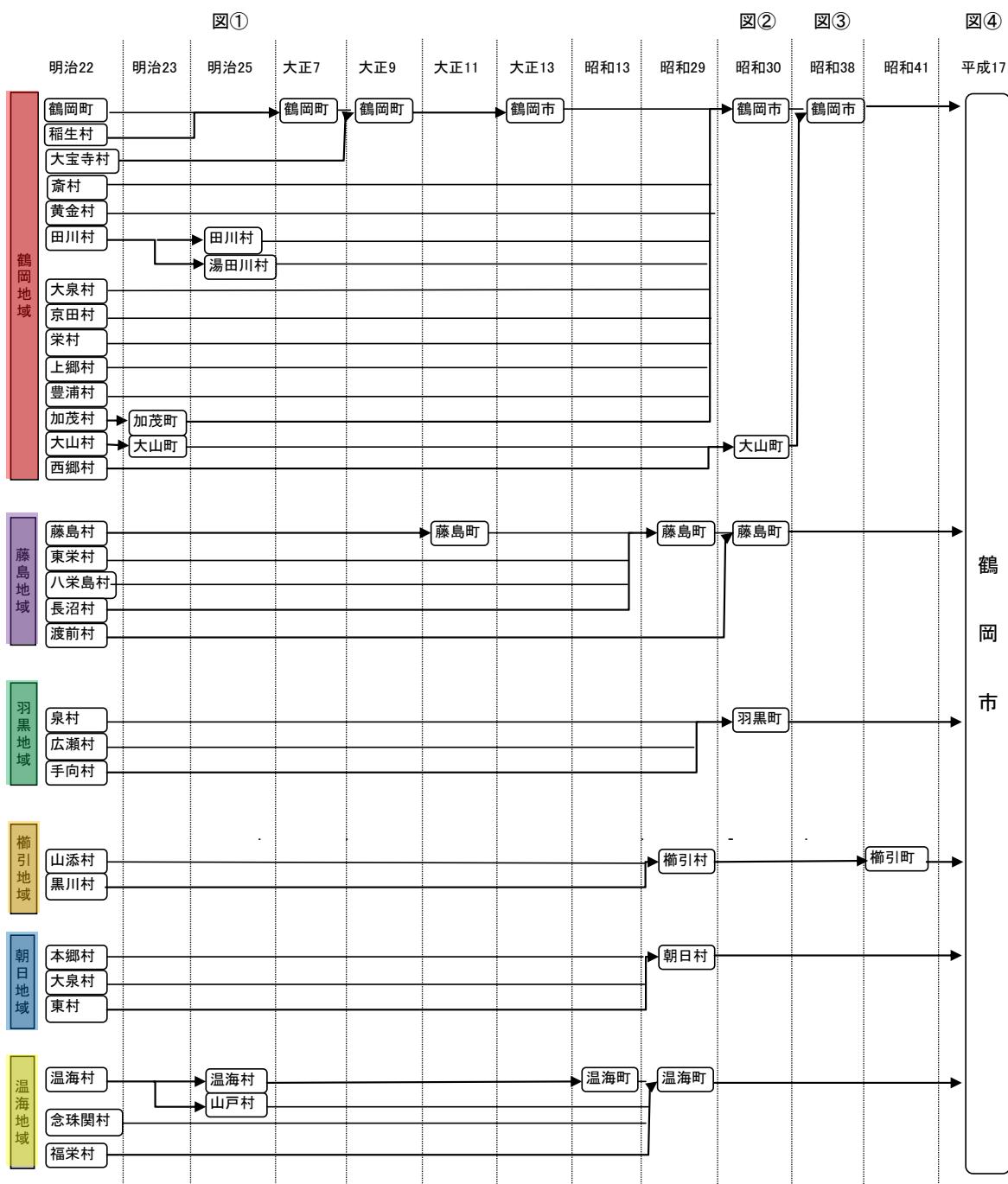
鶴岡市市町村合併図③ (昭和 38 年 (1963) ~)



鶴岡市地域区分図④（現在）



合併変遷表

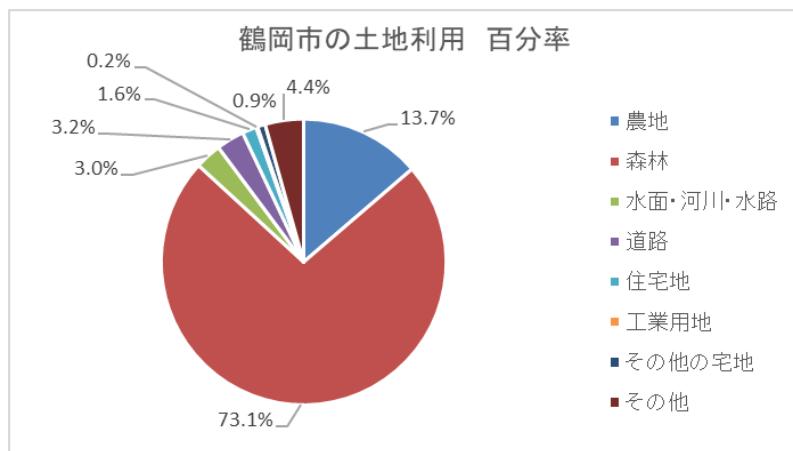


(2) 土地利用

令和元年時点における本市の土地利用状況は、73.1%が森林と市域の大部分を占め、次いで農地13.7%、道路が3.2%、水面・河川・水路が3.0%、住宅地は1.6%であり、自然に恵まれた地域である。



	農地	森林	水面・河川・水路	道路	住宅地	工業用地	その他の宅地	その他
面積(ha)	18,027	95,808	3,930	4,157	2,115	232	1,157	5,727
構成比(%)	13.7	73.1	3.0	3.2	1.6	0.2	0.9	4.4



鶴岡市の土地利用

（資料：鶴岡市国土利用計画）

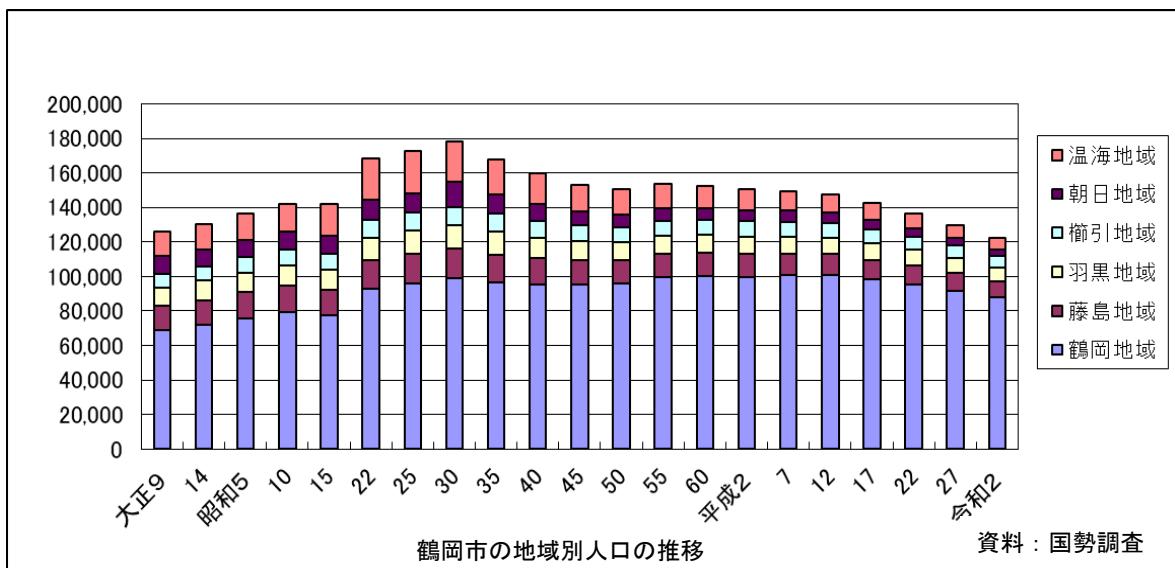
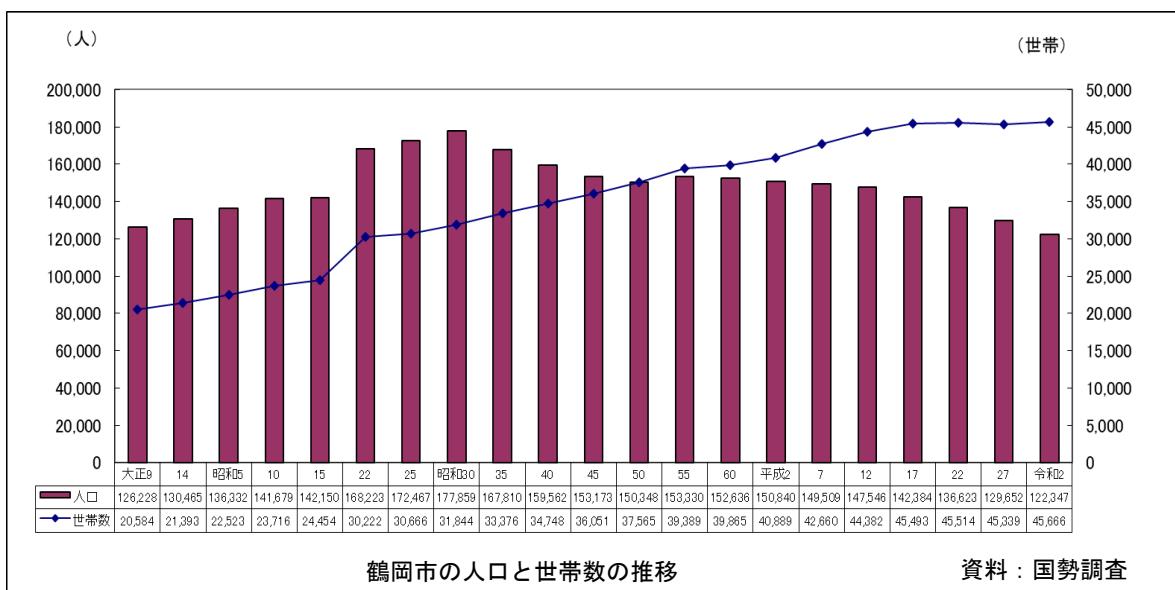
(3) 人口動態

旧「鶴岡市」は、大正13年（1924）に全国で100番目に市制を布き、さらに昭和30年代の町村合併によって、人口10万人を超える県内の中核都市として発展してきた。

現「鶴岡市」は、平成17年（2005）10月1日の合併時点では、人口14万2千人余の市となり、山形市に次ぐ県内第2位の都市として発足した。

国勢調査に基づく人口年次推移をみると、昭和30年（1955）の町村合併の頃の177,859人をピークに年々減少し、平成17年の市町村合併の時点では142,384人であった人口も自然動態、社会動態とともに年々減少し、令和2年（2020）国勢調査によると122,347人（対平成27年比△5.6%）であり、地域別に見ても全ての地域において減少している。

一方、世帯数については、平成17年以降、横ばい傾向で推移している。



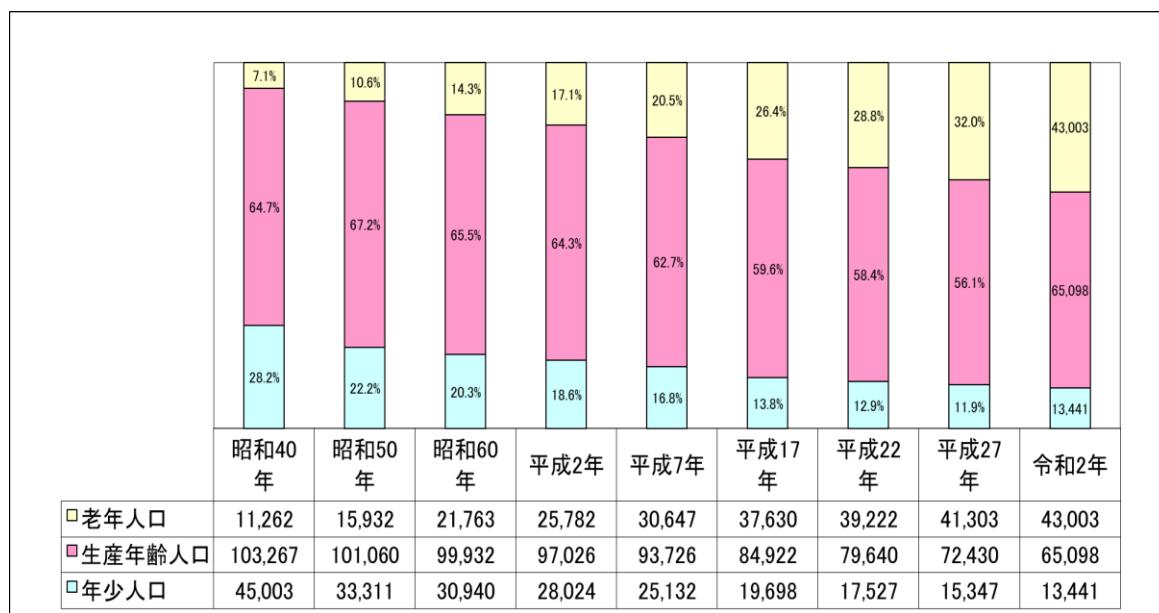
	鶴岡地域	藤島地域	羽黒地域	櫛引地域	朝日地域	温海地域	市全域
大正9	68,912	13,985	10,498	8,119	10,336	14,378	126,228
14	72,054	14,359	11,142	8,464	9,612	14,834	130,465
昭和5	75,860	14,924	11,433	8,976	9,980	15,159	136,332
10	79,594	14,939	11,702	9,214	10,822	15,408	141,679
15	77,394	14,769	11,525	9,182	10,425	18,855	142,150
22	92,855	16,535	13,144	10,246	11,499	23,944	168,223
25	96,186	16,711	13,423	10,499	11,463	24,185	172,467
30	98,814	17,182	13,760	10,626	14,470	23,007	177,859
35	96,312	16,340	13,156	10,505	11,115	20,382	167,810
40	95,615	14,868	12,096	9,805	9,722	17,456	159,562
45	95,136	14,052	11,251	9,069	8,206	15,459	153,173
50	95,932	13,454	10,593	8,545	7,386	14,438	150,348
55	99,751	13,400	10,538	8,690	6,900	14,051	153,330
60	100,200	13,412	10,443	8,615	6,711	13,255	152,636
平成2	99,889	13,011	10,298	8,722	6,570	12,350	150,840
7	100,538	12,414	9,988	8,742	6,309	11,518	149,509
12	100,628	12,294	9,616	8,536	5,864	10,608	147,546
17	98,127	11,595	9,323	8,320	5,378	9,641	142,384
22	95,209	11,065	9,059	7,794	4,798	8,698	136,623
27	91,818	10,216	8,529	7,244	4,295	7,550	129,652
令和2	87,894	9,472	7,912	6,872	3,704	6,493	122,347

鶴岡市の地域別(合併前旧市町村別)人口の推移

資料：国勢調査

また、平成7年（1995）に65歳以上の老人人口が15歳未満の年少人口を上回り、以後その差は年々拡大し少子高齢化が進行しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計等によると、その状況は今後も続くものと予想されている。

少子高齢化は地域により格差はあるが、中には集落の維持が懸念される状況も見え始めている。



鶴岡市の3区分別人口割合の推移

資料：国勢調査

(4) 交通機関

本市では、広域的な道路網も整備され、山形自動車道は、中心市街地近隣の鶴岡 IC から市域のほぼ中央を通って東南へと伸び、山形市など県の内陸部と本市を結んでいる。

また、山形自動車道は、隣接する酒田市と温海地域を結び南北に縦断する日本海沿岸東北自動車道と鶴岡 JCT で連結している。

加えて、市内南北に国道 7 号線と国道 345 号線が、東西には国道 112 号線が、整備されている。

これらの主要な道路網は、市の中心市街地を取り囲むように形成されており、主要地方道、県道が農村部、海岸部、中山間部に延びている。

また、鉄道は JR 羽越本線が南北に縦貫し、新潟県村上市から庄内町、酒田市を結んでいる。

市内には、大正 8 年(1919)の開業より、庄内地域の交通結節点として重要な役割を担ってきた鶴岡駅のほか、9 つの駅があり、各地域を結ぶ交通網として重要な役割を担っている。

バスは、株式会社庄内交通が、JR 鶴岡駅に近接したバスターミナルを起点として、首都圏や仙台市、山形市をつなぐ高速バスを運行しているほか、市街地や市内集落を結ぶバスルートを運行し、市民の身近な交通手段として重要な役割を担っている。



首都圏との間を結ぶ交通機関として、庄内空港が平成3年（1991）に鶴岡市と酒田市に立地する地方管理空港として開港し、現在、庄内と羽田空港間が通年毎日4便就航している。

庄内空港の開港により、首都圏との時間は飛躍的に短縮され、工業、商業、農業等あらゆる産業の発展に役立ってきた。

冬期間も欠航が少ないことが特長で、JR羽越本線の不通が多い当地にあっては、定時性が高い交通機関として重要な役割を果たしている。



首都圏との交通機関

（5）産業

本市では、古くから庄内平野の豊かな自然と広大な山林を源とした豊富な水資源に恵まれ、稲作を中心とした農業が営まれておらず、先人の努力と研鑽により技術の進歩を重ねながら、メロン、庄内柿、果樹などの多彩な農産物も生産され、本市の基幹産業として発展し、他産業を牽引してきた。

また、本市では、篤農家が先祖代々自家採取により継承してきた、だだちゃ豆、温海カブ、^{みんでん}田川カブ、民田ナスなどの貴重な在来作物が数多く残されており、その数は50種を超えているとされている。

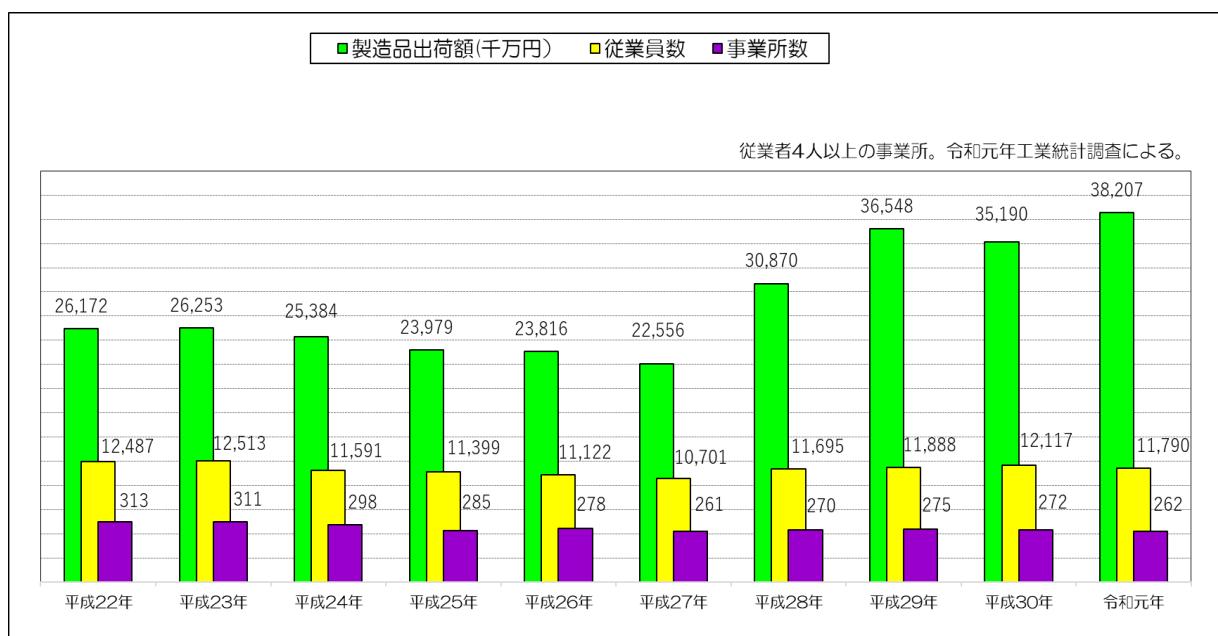
これら在来作物の保全と普及に向け、食文化創造都市と連携した取組みは、近年全国的にも注目されている。

一方、鶴岡市の工業は、農業とともに基幹産業として発展し、鶴岡中央工業団地を始めとする市域内11箇所の工業団地では、電子、電機、機械、輸送機械等の業種が本市経済の中核を形成している。

令和元年度（2019）工業統計調査によれば、令和元年度における従業者4人以上の事業所は262件、11,790人が就業しており、製造品出荷額は38,207千万円となっている。

製造品出荷額は、平成22年（2010）は26,172千万円、平成27年（2015）までは減少傾向が続いていたが、平成28年（2016）、平成29年（2017）は、電子関係製造業の伸びにより増加しており、令和元年の製造品出荷額は、平成27年と比較すると約1.7倍の出荷額となった。

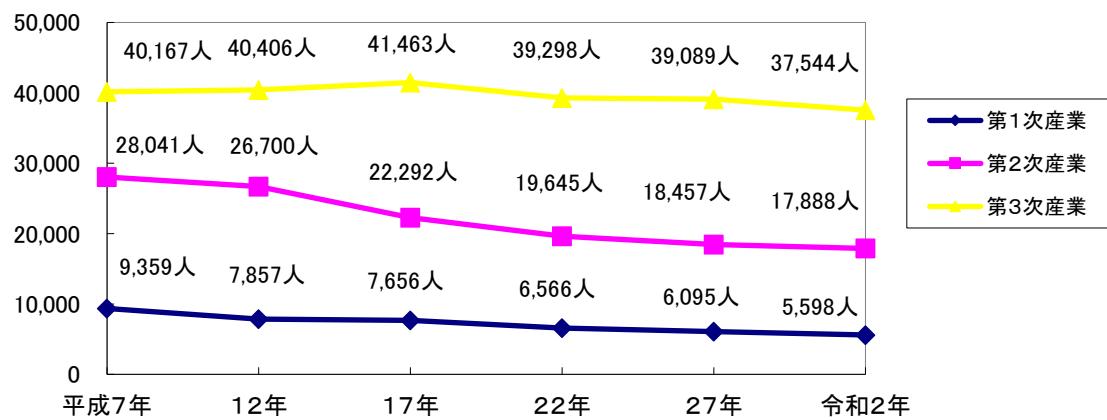
従業員数、事業所数は、近年は横ばいの傾向となっている。



鶴岡市の工業データ（製造品出荷額、従業員数、事業者数）（資料：商工課）

令和2年（2020）国勢調査によると、本市の就業者総数は62,393人で、平成7年（1995）国勢調査の77,581人以降、年々減少している。

産業別では、就業者全体に占める割合をみると、第1次産業、第2次産業は減少傾向にある一方で、第3次産業の割合は増加していることから、就業者が第1次産業、第2次産業から第3次産業に徐々に移行しており、いずれにも属さない分類不能な就業者も増加傾向にある。



鶴岡市産業別人口推移（資料：国勢調査）

	人数					構成比				
	総 数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	
平成7年	77,581	9,359	28,041	40,167	14	12.1%	36.1%	51.8%	0.0%	
12年	74,997	7,857	26,700	40,406	34	10.5%	35.6%	53.9%	0.1%	
17年	71,557	7,656	22,292	41,463	146	10.7%	31.2%	57.9%	0.2%	
22年	65,987	6,566	19,645	39,298	478	10.0%	29.8%	59.6%	0.7%	
27年	64,816	6,095	18,457	39,089	1,175	9.4%	28.5%	60.3%	1.8%	
令和2年	62,393	5,598	17,888	37,544	1,363	9.0%	28.7%	60.2%	2.2%	

鶴岡市産業別人口推移

(資料：国勢調査)

また、本市には、しな織り等の豊かな自然資源を活かした伝統産業や江戸期に参勤交代の際に幕府への献上品であった絵ろうそく等の伝統工芸が受け継がれている。

一方、旧庄内藩士が明治5年（1872）に鶴岡東郊の松ヶ岡地区の開墾事業を行ったことから、地域の基幹産業として振興してきた絹産業については、現在、日本最北の絹产地であり、絹製品生産の一貫した工程を有する国内唯一の地域として、その特徴を活かした製品づくりを行っている。

加えて、本市では、慶應義塾大学先端生命科学研究所、東北公益文科大学大学院、山形大学農学部、独立行政法人国立高等専門学校機構鶴岡工業高等専門学校などの高等教育・研究機関の集積を活かし、生命科学や市域広範に存在する地域資源を活用した高度な学術・産業活動を展開する知識集約型産業を振興し、若年層の流入と定着を図っている。

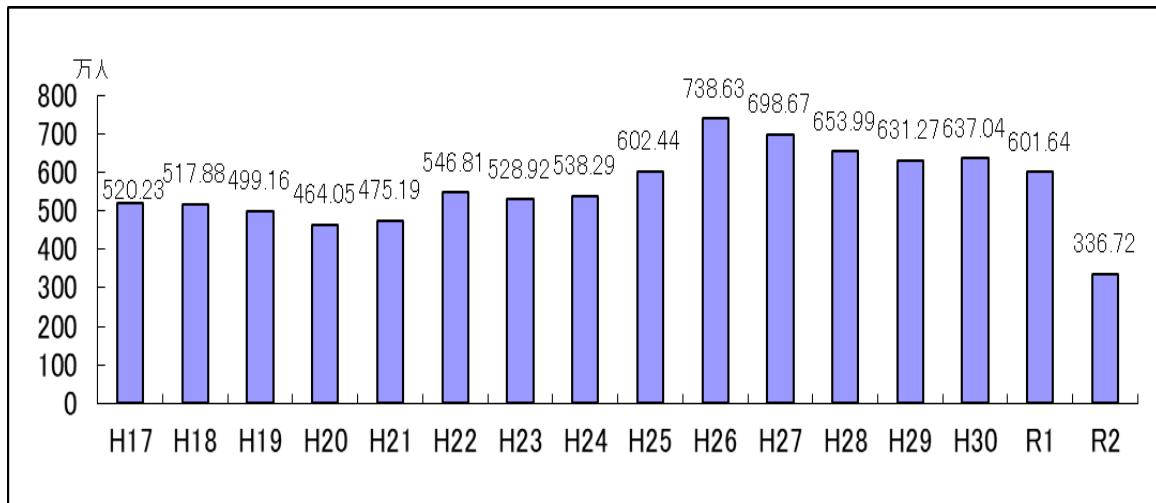
（6）観光

本市の観光は、入込観光客数でみると、平成13年（2001）の614万人をピークに年々減少し、平成20年（2008）は464万人となった。

平成21年（2009）に庄内映画村オープンセットが一般公開により増加に転じ、平成23年（2011）の東日本大震災の影響で一時減少したが、平成24年（2012）に加茂水族館がクラゲの展示種類数でギネス世界記録に登録されるなどにより増加傾向となった。

平成26年（2014）に加茂水族館がリニューアルオープンしたことで大きく増加となり、平成27年（2015）以降は600万人程度の観光客で推移している。

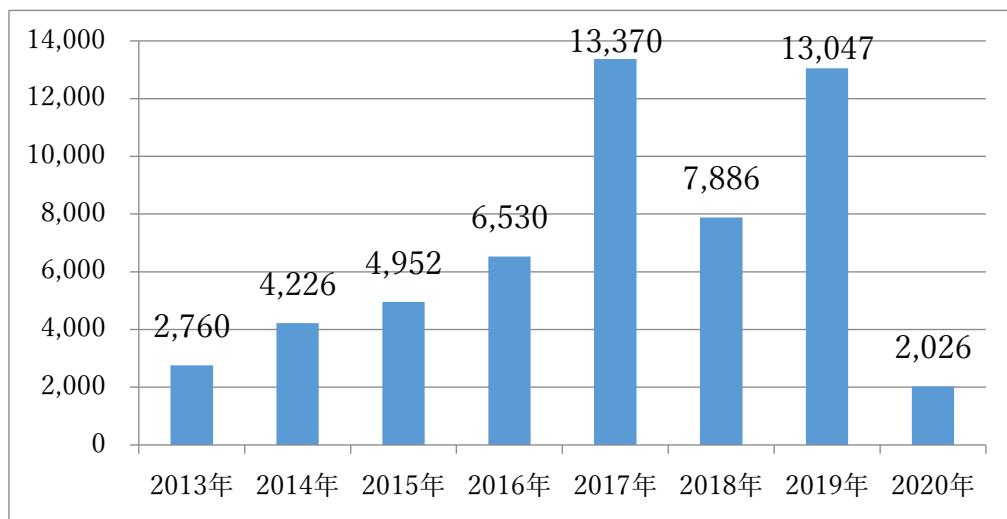
令和2年（2020）は、新型コロナウィルス感染症の影響により激減した。



鶴岡市の入込観光客数の推移

(資料：観光物産課)

外国人延べ宿泊者数については、1期計画が認定を受けた平成25年（2013）は2,760人であったのに対し、平成28年（2016）、平成29年（2017）、令和元年（2019）に、3つの日本遺産が認定されたことを契機として、令和元年は13,047人、平成25年比で約4.7倍の増加となっている。



鶴岡市における外国人延べ宿泊者数の推移(人泊) ※観光庁「宿泊旅行調査」より

3. 歴史的環境

(1) 歴史

①原始時代～古代

○主要な遺跡と出羽国の成立

鶴岡市が位置する山形県庄内地方では、2万年前以降とされる後期旧石器時代後半期の遺跡が、平野部縁辺の山腹や山麓・河岸段丘から見つかっており、東北地方における旧石器研究の先駆けで全国的にも著名な朝日地域の越中山遺跡（市指定史跡）では、尖頭器・細石刃・ナイフ形石器など色々な打製石器が発見されている。

縄文時代の遺跡は市内全域で確認され、岡山A遺跡・玉川遺跡群・砂川A遺跡・野新田遺跡など、その数は200ヶ所余りを数える。

中でも、岡山遺跡からは、住居内部の祭壇上に石棒を立て信仰の対象としていたとみられる痕跡が確認されている。

弥生時代の遺跡は、縄文時代の遺跡に比べてきわめて少なく、現在確認されているのは、宮の前遺跡・高寺A遺跡など数ヶ所にすぎず、古墳時代の遺跡も、以前は矢馳A遺跡や矢馳B遺跡・山口B遺跡・山田遺跡・菱津古墳など数ヶ所だけであったが、昭和60年代の鶴岡西部地区県営ほ場整備や日本海沿岸東北自動車道の建設に伴い、畑田遺跡や助作遺跡・清水新田遺跡・圃地田遺跡・興屋川原遺跡など発見される遺跡が増えている。

本市で石棺が確認できる唯一の古墳である菱津古墳は、明治43年（1910）丘陵突端部を切り崩した際に発見されたもので、北限とされる古墳時代中期の変形長持形組合式石棺が出土しており、石棺の前方部が後方部よりも幅・高さともに大きいなど前後に差があり、また蓋部分に縄掛け突起の痕跡が残っていることなどから、年代は古墳時代後期前半の6世紀前後と考えられている。



越中山遺跡出土石器



菱津古墳出土変形長持形組合式石棺
(昭和7年、本間祐治氏撮影) 致道博物館蔵

大和政権は、東北の蝦夷支配のため、前線基地・開拓拠点としての城柵を7世紀中ごろから8世紀初頭にかけ設置し、庄内地方には都岐沙羅柵・出羽柵があつたとされるが、その所在地は判明していない。

和銅元年（708）、庄内に越後国の1郡として出羽郡が建郡され、同5年（712）9月には、越後国から分離して出羽国が建国され、翌10月には、陸奥国から最上・置賜2郡が出羽国に編入された。

和銅年代における律令制下の鶴岡市域は「和名類聚抄」にみえる田川郡（田川郷・甘弥郷・新家郷・那津郷・大泉郷）と考えられている。

奈良・平安時代の遺跡は、山田遺跡・西谷地遺跡・興屋川原遺跡・古郡遺跡など

があり、器に墨で文字などが書かれた墨書き器や紙の代わりに薄く切った細長い木の板に文字が書かれた木簡、当時の役人が身につけた帶金具などが出土しており、一般的な農村ではなく、当時の役所的施設に関連するものとされている。

この時代のものづくりにかかわった遺跡としては、荒沢の須恵器窯跡（県指定史跡）、土師器と炭を生産した万次ヶ沢遺跡があり、また由良地区（鶴岡地域）や鼠ヶ関地区（温海地域）では製塩土器の破片が確認され、塩作りが行われていたことを示している。



和名類聚抄



山田遺跡遠景（――の内側が遺跡範囲）



郷名が記載された山田遺跡出土の召文木簡



県指定史跡の須恵器窯跡（荒沢）

②中世

○大泉荘の成立と武藤氏の台頭

平安時代中期に至り、旧鶴岡市域を中心として、**大泉荘**が成立した。

莊名は、市南東部勝福寺地内の泉神社付近にあった大泉に由来し、庄内（莊内）の地名も「大泉庄内」にちなむと伝えられている。（『筆濃余理』安倍親任（昭和 52 年（1977））

平安時代末期には、後白河院領として長講堂領に寄進され、『義経記』（南北朝時代から室町時代に成立したと考えられている）には、「かくて田川を発ち給ひ、大泉の庄大梵字を通らせ給ひ」という条があり、大梵字（寺）は大宝寺のこと、鶴岡の旧名であり現在も町名に残っている。

平安時代末期、奥州藤原氏の3代秀衡（1122年？～87年）が奥羽両国に権勢を振るっていたが、文治5年（1189）、鎌倉に拠点を置く源頼朝が奥州藤原氏を打倒し、全国支配を完成するため田川に攻め入り、北陸道の防衛に当たっていた田川太郎行文（？～1189年）らを討ち取った。

このときの田川太郎の墓と伝えられる五輪塔（県指定有形文化財）が田川地区の蓮花寺にある。

奥州合戦の後、頼朝は奥羽の公領・莊園に地頭を配し、大泉荘には初代の地頭として鎌倉御家人武藤資頼（1160年～1228年）が任せられ、建久2年（1191）には、弟の氏平（生没年不詳）が地頭となった。

氏平は大泉氏を名乗り、羽黒山をはじめ周辺としばしば争い、支配の領域を



田川太郎の墓と伝えられる五輪塔

広げた。

南北朝初期には、藤島城（市指定史跡）を根拠地とした北畠顕信（1297年～1380年）らの南朝勢力と大泉氏を中心とする北朝勢力の対立が続いていたが、康永3年（1344）越後国守護上杉憲頼（1306年～68年）が藤島城を攻め落としたことにより、康安元年（1361）、大泉荘地頭は憲頼に与えられ、大泉氏は上杉氏の配下となった。

この時期、温海地域に所在する小国城（史跡）を根拠地とし、鬼坂峠以南を支配していた小国兵庫頭正光（生没年不詳）は、北畠氏と提携し、大泉氏を中心とする北朝勢力と戦った。



市指定史跡藤島城跡



史跡小国城遠景

南北朝の混乱を乗り切った大泉氏は、庄内での勢力を拡大し、寛正3年（1462）、大泉淳氏（？～1512年）は出羽守に任じられ、この頃から大宝寺氏を名乗った（以下、大泉氏・大宝寺氏は武藤氏と表記する）。

寛正年間（1460～65）に至り、藤島城主である土佐林氏は、武藤氏の勢力に屈し、その支配下におかれたことにより、武藤氏は、初めて羽黒山の別当職を兼ねて、羽黒一山を支配することとなった。

天文年間の頃（1532～55）、武藤氏は、本拠地を大山地区の尾浦（大浦）城に移した。

尾浦城は、高館山の山麓大平山に構築された堅固な山城で、庄内平野を一望でき、丘陵を越えれば日本海の良港加茂港に通じており、越後の援助を得るのに好都合であった。



高館山遠景

上杉氏の配下に入った武藤氏ではあったが、上杉謙信（1530年～78年）の死後は、武藤義氏（1551年～83年）が独立大名の道を邁進した。

義氏は、六十里越で庄内に進出しようとする最上氏への備えとして、丸岡城（櫛引地域）に弟丸岡兵庫義興（1555年～87年）を配して、ここを守りの要とした。

天正11年（1583）、義氏は最上義光（1546年～1614年）に通じた有力家臣の前森藏人（？～1588年）らの奇襲を受け自刃した。

義氏の跡を継いだ弟の義興は、同15年（1587）東禅寺城主となり、東禅寺筑前守と称した藏人と義光の挾撃をうけ捕らえられ、事実上武藤氏は滅亡し、庄内は一時最上氏が支配した。

本庄繁長（1539～1613）は、翌16年（1588）、次男義勝を伴い大軍を率いて庄内に侵入し、大宝寺と尾浦の中間の中野京田・千安あたりで庄内軍を撃破し、庄内を奪取したが、この戦いが十五里ヶ原の戦いである。

繁長は、義勝を尾浦城に置き、武藤氏を再興させ、自らは東禅寺城（酒田市）を根拠地として庄内を支配した。



県指定史跡十五里ヶ原古戦場

③近世

○上杉・最上氏時代

慶長3年（1598）、上杉景勝が会津に移封された後も、庄内は上杉氏の所領とされ、引き続き直江兼続の支配を受けた。

兼続は、庄内支配の拠点として大宝寺城を整備したが、関ヶ原の戦いの結果、西軍に与した上杉氏は米沢30万石に移され、庄内は、慶長6年（1601）、東軍方の最上義光に与えられた。

同8年（1603）、義光は、酒田浜に巨大な海亀が上がったことをめでたいことの前兆であるとして、東禅寺城を亀ヶ崎城、大宝寺城を鶴ヶ岡城、尾浦城を大山城と改名したといわれる。

義光は、鶴ヶ岡城を整備し、鶴岡の水害を防ぐため市内を流れていた赤川（現内川）の本流を熊出（朝日地域）で締めきり、現在の河道に流し、赤川から取水する青龍寺川を開削して赤川扇状地の開発を進めた。

最上氏は、青龍寺川のほかに中川堰、北楯大堰、因幡堰などの大灌漑水路を開削して用水を確保し、農地の拡大に大きな足跡を残した。



赤川の旧河道締めきり「熊出村御普請所絵図」（致道博物館蔵）

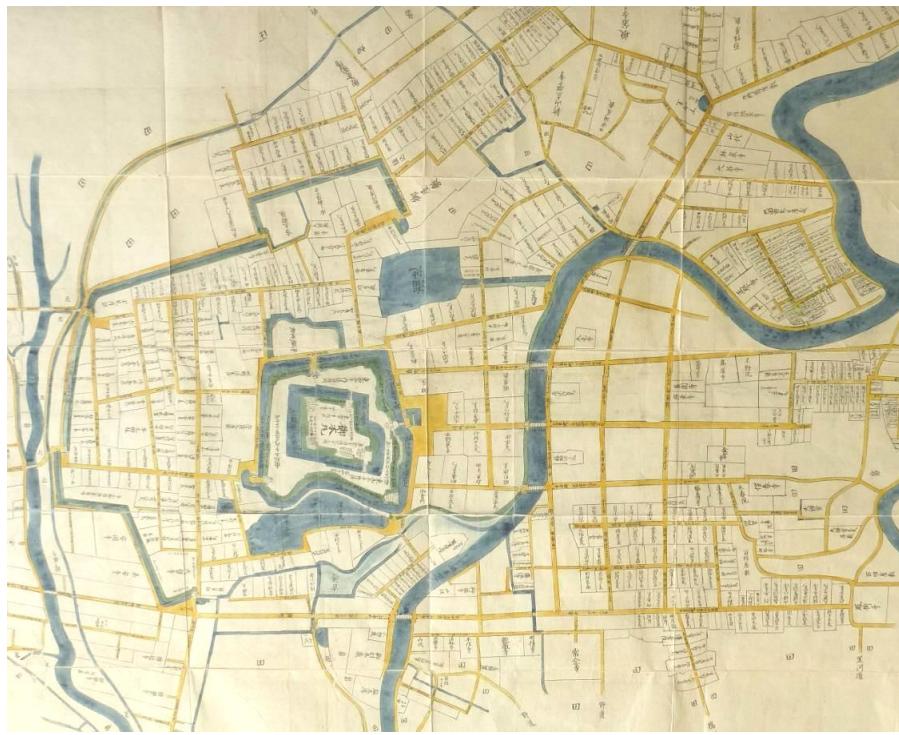
○酒井氏の入部・城下町の整備と支藩の成立

庄内の経済発展に貢献した最上氏は、藩内不統一を理由に改易され、元和8年（1622）、庄内は信州松代城主酒井忠勝（1594年～1647年）に与えられた。

酒井氏は、新田源氏の末裔で、徳川氏とは同祖の家柄であり、忠勝は徳川四天王の一人に数えられた酒井忠次（1527年～96年）の孫にあたる。

酒井氏歴代										
初代	2 いえつぐ	3	4 ただまさ	5 ただよし	6 ただざね	7 ただより	8 ただあつ	9 ただあり	10 ただかた	
忠次	一家次	忠勝	忠当	忠義	忠真	忠寄	忠温	忠徳	忠器	一
11 ただあき	12 ただとも	13 ただずみ	14 ただみち							
忠發	忠寛	忠篤	忠宝							

酒井氏が居城とした鶴ヶ岡城は、直江兼続による修復や最上義光の隠居城として整備されていたとはいえ、14万石の大名の居城としては貧弱なものであったため、忠勝は、城の拡張整備と城下町の町割をするなど、三ノ丸を拡張して役所や中級以上の武家屋敷を配し、その東と南に町人町を置き、さらに外郭に寺院・家中屋敷・給人町を配置した。



鶴岡城下御絵図(部分) 延宝6年(1678)

忠勝の庄内入国とほぼ同時期に、忠勝の弟2人にも庄内藩と地続きの村山郡内に領地が与えられた。

正保4年(1647)、忠勝が病死し、家督は長男の忠當(1617年～60年)が継いだが、忠勝の遺言によって、三男忠恒(1639年～75年)に松山2万石(左澤1万2千石含む)、七男忠解(1643年～68年)に大山1万石が分知された。

さらに、忠真が家督を継ぐに際し、天和2年(1682)、忠勝の次男忠俊(1621年～61年)の子忠高(1661年～89年)に余目5千石を分知した。

しかし、大山藩領は、寛文8年(1668)忠解が急逝し、また、余目領は元禄9年(1696)、3代藩主忠盈(1684年～96年)が夭逝したことによって収公され、幕府領となつた。

丸岡領を合わせ幕府領となつた2万7千石は、尾花沢代官支配や庄内藩預かりを経て、元治元年(1864)、江戸市中警備と新徴組委任の功により庄内藩に加封された。

○羽黒山の繁栄

羽黒山史上極めて大きな役割を果たした別当天宥は、数々の羽黒山繁栄策を図つた。

寛永18年(1641)頃、天台宗に転じ、羽黒山は上野東叡山直末となり、天保2年(1647)、山頂への東照宮分祀も認められた。

また、隨神門から羽黒山頂に達する参道に杉の並木を植え、1.7kmに及ぶ急坂を石坂に修築したほか、執行寺若王寺宝前院や別当寺の新築などを行った。このスギ並木は、昭和30年（1955）、特別天然記念物に指定されている。

●松尾芭蕉の來訪

南谷の別当寺は、東・南は南谷の深谷に臨み、土壘を巡らし、水を引いて庭園を設け、幽玄を極めたという。

元禄2年（1689）、松尾芭蕉が最上川を下って清川（庄内町）から手向に至り、ここに逗留している。

「六月三日、羽黒山に登る。図司左吉という者を尋ねて、別当代会観阿闍梨に謁す。南谷の別院に宿して、憐愍の情こまやかにあるじせらる」（『おくのほそ道』角川文庫）と記し、「ありがたや雪をかをらす南谷」の名句を残した。

芭蕉はさらに月山・湯殿山を巡り、羽黒に帰山後、阿闍梨の求めに応じて三山巡礼の句を短冊にしたためた。

「涼さやはの三日月の羽黒山」「雲の峰いくつ崩れて月の山」「語られぬ湯殿にぬらす袂かな」の3句である。

④近代

○幕末の庄内藩と戊辰戦争

日本が開国した後、薩摩・長州藩などの倒幕派が台頭し、民衆の打ちこわしの激化などで政情は一段と混迷して、社会不安が強まり、文久3年（1863）、庄内藩は、江戸市中取締り役を命じられ、幕府から預かった新徴組を従えて、治安維持にあたっていた。

倒幕派は、多数の浪士を使い江戸で騒ぎを起こしていたが、庄内巡邏兵屯所に対し鉄砲を打ち込むという事件をきっかけに幕府の

態度は硬化し、慶応3年（1867）12月25日未明、庄内藩が中心となって江戸薩摩藩邸を砲撃した。

この事件を機に、翌4年（1868）1月3日鳥羽・伏見の戦いが始まったが、官軍となった薩長軍（新政府軍）に旧幕府軍は敗れ、15代將軍徳川慶喜（1837年～1913年）は江戸に逃れた。



薩州屋敷焼撃之図（郷土資料館蔵）

新政府は、直ちに慶喜追討令を発し、庄内藩にも征討軍支援を命じたが、慶喜の助命嘆願書を新政府に提出した庄内藩は、会津藩とともに朝敵として追討されることになった。

9月初めに米沢藩、続いて仙台藩が降伏し、越後国境の鼠ヶ関村・関川村で激戦が展開される中で、庄内藩は謝罪降伏を決め、9月25日、庄内藩の使者は古口（戸沢村）で政府軍参謀黒田清隆（1840年～1900年）と会見し、鶴ヶ岡城開城・武器接收・藩主城外謹慎などの条件で謝罪降伏し、戦線の藩兵らは鶴岡に引きあげた。

9月26日、鶴岡に入った黒田は致道館で13代忠篤（1853年～1915年）と会見し降伏を認め、翌日より城と武器接收を開始したが、この時、西郷隆盛（1827年～77年）も非公式に鶴岡に現れ、黒田に指示を与えたと伝えられる。

明治元年（1868）12月、奥羽越同盟藩に処分が下り、庄内藩は領地を没収され、忠篤は謹慎となり、改めて弟忠宝（1856年～1921年）を藩主として12万石が下賜され庄内藩は存続したが、直ちに会津若松へ、さらに翌2年6月、磐城平へと二度の転封を命じられ、翌7月、酒田を含めた飽海郡と最上川左岸沿いの狩川通は政府直轄の第一次酒田県とし、同年9月、庄内藩は大泉藩と改称された。

○明治初期の庄内と農民騒動

明治4年（1871）7月の廃藩置県で大泉藩は大泉県となった。

同年11月には、庄内地方全域を統治する第2次酒田県が成立し、県の幹部松平親懐（旧家老 1838年～1914年）大参事、菅実秀（旧中老 1830年～1903年）権参事らの下、職員は全て旧庄内藩の士族に任されたが、第2次酒田県の官職は鶴岡士族に独占され、保守的な県政が続けられることになった。

酒田県は、新政府の年貢の金納許可を知らせず明治5・6年の年貢を旧藩時代と同じ現物で取り立てたことを知った農民たちの間に石代納（金納）や過納分の返還・雑税の全面的廃止などを要求する、ワッパ運動という農民闘争が起つたが、同7年12月、政府はこれを鎮圧し西郷隆盛と親交のある酒田県を政府・大久保体制に改革するため、旧薩摩藩士の三島通庸を酒田県令に任命した。

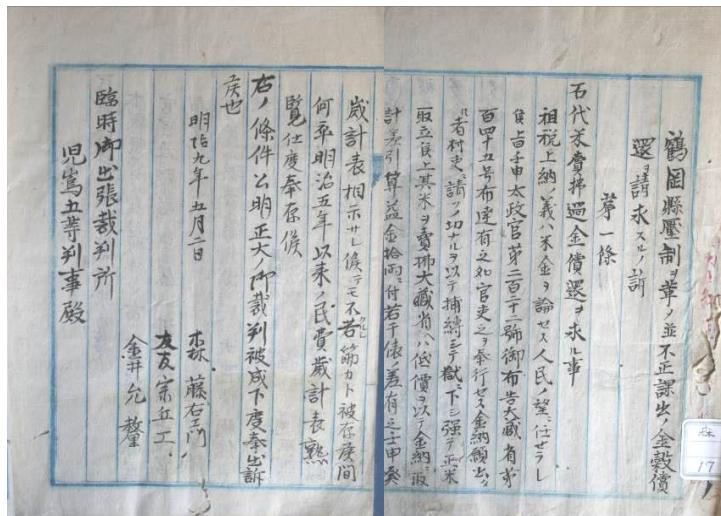
農民の代言人となった酒田商人の森藤右衛門（1842年～85年）は、同8年1月三島に対し15ヶ条の訴状を提出、その後も司法省や元老院に訴状・建白書を提出するなど、ワッパ騒動の指導者として精力的に活動し、建白書が報知新聞などに掲載されたことから、新しい自由民権運動として展開されることになった。



鶴岡県令 三島通庸



ワッパ騷動の指導者 森藤右衛門



旧酒田県の圧制に対する訴状（写し）

同年8月には、酒田県の県庁所在地が酒田から鶴岡に移されて鶴岡県となり、県庁は旧庄内藩校致道館に置かれ、県令には引き続き三島が就いた。

同9年4月には、約20万円の下げ戻しを司法省裁判所に要求し、その判決が同11年6月に申し渡され、雑税3ヶ条の償還金63,652円余りを償還することとして農民側の勝訴となった。

しかし、石代納や後田山開墾費に関しては被告である県側が勝訴、一方、組村費の不正問題に関しては後日の審理を経て農民側の全面勝訴となり、7年に及ぶ農民の闘争と勝訴、森の自由民権運動の成果は、当時高く評価された。

ワッパ騷動の名称は、曲げワッパで分配できるほど返還金があるとされたことによる。

○社会の近代化

明治も半ばを過ぎると、各方面の努力により勧業殖産が図られた。

まつがおか ようさん
松ヶ岡では、養蚕のほか、群馬県から取り寄せた上州式座練器 50 台を用いた製糸が開始され、明治 20 年（1887）、鶴岡に人力による製糸機 15 台を備えた松岡製糸所が創業し、国内はもとより世界景気の動向に影響されながらも産業として発展し、基幹産業の一つとなった。

農業分野では、それまで湿田農法が行なわれていたが、明治 16 年（1883）、試験的に乾田馬耕が導入され、同 20 年代には本格的に展開、耕地整理や民間育種家による水稻の品種改良も行なわれるようになった。

同 35 年（1902）には、用水不足を補うため、大泉地区矢馳に日本初の電力揚水機が建設された。

それに先立つ同 31 年（1898）、鶴岡水力電気株式会社が設立され、同 33 年（1900）は水力による発電が完成した。

同年 9 月から電気供給事業がはじまり、鶴岡町に初めて電灯が点き、同 39 年（1906）には、湯温海電灯株式会社により湯温海（温海地域）に、大正 4 年（1915）には東田川郡電気事業組合により東西田川郡の町村に電力が供給された。

陸上交通としては、鶴岡県時代の明治 7 年（1874）、鶴岡県内では人力車 118 台、荷車 70 余台であったものが、同 44 年（1911）には、西田川郡域で人力車 317 台、荷車 2878 台、馬車 39 台、荷馬車 345 台、自転車 562 台と台数・種類とも大幅に増加した。

乗合バス開通の 7 年後、鉄道羽越線が大正 7 年（1918）に仮鶴岡停車場・余目（庄内町）間、翌 8 年（1919）に鶴岡本駅まで開通、鶴岡より新潟方面も順次開通、鼠ヶ関・村上（新潟県村上市）間が同 13 年（1924）に開通したことで、日本海沿岸に羽越線が全線開通した。



鶴岡水力電気株式会社行沢発電所
(大正年間に発行された絵葉書より)



初期の乗合バス（明治 44 年に鶴岡清川間に開通）

同 13 年 10 月に市制が施行され、鶴岡町は全国で 100 番目の市となり、同年の世帯数は 5,938 戸、人口は 32,351 人であった。

羽越線は、同 14 年の支線開通に伴い、羽越本線と改称された。

昭和 4 年（1929）には、鶴岡・湯野浜間に庄内電鉄が敷設され、湯野浜温泉の旅館の増改築や加茂水族館開館など、観光客誘致のための取り組みがなされ、同 6 年（1931）に上越線が全線開通したことにより、鶴岡から東京まで鉄道で行けるようになった。



大正末期の鶴岡駅前風景

明治以降の医療は、それまでの漢方など東洋医学ではなく、西洋医学を採用したことによりその仕組みが大きく変わり、大正 2 年（1913）に庄内地方南部一帯の町村を母体とする行政組合により、付属看護婦養成所を設置する庄内病院が開設され、郡制廃止により同 13 年（1924）、鶴岡市に移管された。



大正 2 年に建てられた庄内病院

⑤現代

○戦争と暮らし

大正時代後半から昭和初期にかけて、昭和恐慌や満州事変、異常気象による大凶作など、日本の経済活動は混乱を極め、本市でも、凶作による産米高の激減やいわゆる豊作貧乏による米価の暴落などの農業不振、絹織物の輸出不振とそれに関わる力織機製造等の鉄工業不振などで失業者が激増した。

このため、現金収入を得るための施策として公共土木工事や副業奨励のための各種講習会が開催され、また困窮により、学校に弁当を持っていくことのできない欠食児童には給食が実施された。

昭和 6 年（1931）に關東軍による柳条湖事件をきっかけにした満州事変が、同 12 年（1937）に盧溝橋事件を発端とする日中戦争が、そして同 16 年（1941）にハワイ真珠湾の攻撃によって太平洋戦争が勃発すると、人々の生活は困窮の度合いを深めた。

同 19 年（1944）からは、東京都江戸川区の国民学校の児童が疎開し、市内

の旅館・寺院・湯田川や湯野浜などの温泉地に分宿したが、この疎開が縁となり、同 56 年（1981）には江戸川区と友好都市の盟約が結ばれている。

○戦後の発展

第 2 次世界大戦の敗戦後は、社会も混乱していたが、繊維や木工・農機具の生産を主力とした工業の復活など、復興に向けた地域の努力は続けられた。

昭和 21 年（1946）NHK 鶴岡放送局開局、同 22 年（1947）山形県立農林専門学校（現山形大学農学部）開校、同 23 年（1948）から 26 年（1951）にかけて行なわれた市民総合運動場（野球場）・鶴岡公園西広場のテニス・バレー・ボーラーコート・市営陸上競技場といったスポーツ施設建設などの新しい文化・教育活動や、同 23 年（1948）の豊作による食糧事情の好転など、生活復活の兆しも見え始めた。

同 31 年（1956）、県内で一番早い法人商店街として鶴岡銀座通り商店街が組織され、同 38 年（1963）には、国立鶴岡工業高等専門学校（現在の独立行政法人国立高等専門学校機構鶴岡工業高等専門学校）が開校、昭和 40 年代には県営大規模圃場整備や鶴岡鉄工団地などの工業団地造成が始まった。

平成年代に入ると、日本で唯一内外野天然芝張りであった小真木原野球場の設置や慶應義塾大学先端生命科学研究所・東北公益文科大学大学院・致道ライブラリーからなる鶴岡タウンキャンパスの開所、市立荘内病院の移転新築など、更なるインフラ整備が実施され、同 4 年（1992）には第 47 回国民体育大会（ベニバナ国体）が開催され、7 競技の会場となった。

高速交通網も次第に整備され、同 3 年（1991）の庄内空港開港や同 13 年（2001）の東北横断自動車道酒田線の開通により生活圏が拡大とともに、住民の行政に対するニーズが多様化・高度化したことを受け、同 17 年 10 月 1 日の市町村合併により、新「鶴岡市」が誕生した。

●学校給食事始

明治 19 年（1886）の学校令公布により、小学校を基礎とする学校教育制度が整い始め、同 22 年（1889）10 月、鶴岡仏教各宗派は、衣食住に窮する鶴岡町の子供たちに必要な物品を給与しながら普通教育を履修させることを目的に、大督寺^{だいとくじ}本堂を教室とした忠愛小学校を創設した。

必要な物品に毎日学校から給与される昼食も含まれ、内容は、おにぎり・煮びたし・塩引き鮭であり、これは、日本初の学校給食として知られており、大督寺境内に「学校給食発祥の地」の碑が建立されている。

(2) 関わりのある人物

天宥 文禄3年（1594）？～延宝2年（1674）

〔僧侶〕

村山郡吉川（現在の西村山郡西川町地内）の安仲坊^{あんちゅうぼう}に生まれる。
慶長6年（1601）に羽黒山別当宥俊^{ゆうしゅん}の弟子となり、寛永7年（1630）、同山の第50世執行・別当となる。

それまで真言・天台・臨済・念仏の4宗兼学だった羽黒一山を天台宗に統一し、羽黒山の宿坊街である手向村への松の植樹や参道への石段設置・杉の植樹など、境内地等を整備しその興隆に努めた。

白井矢太夫 宝暦3年（1753）～文化9年（1812）

〔儒学者〕

庄内藩士白井久右衛門^{きゅううえもん}の長子として生まれる。
加賀山寛猛のもとで儒学を修め、のち江戸で徂徠学を学ぶ。
物頭、大目付を経て郡代として酒井家9代忠徳のもとで農政改革を実施した。
藩校致道館創設の際は、構想段階より関わり、初代祭酒（校長）兼司業（副校長若しくは教頭）を務めた。

酒井忠徳 宝暦5年（1755）～文化9年（1812）

〔藩主〕

庄内藩酒井家9代当主で、庄内藩7代藩主、8代当主忠温^{ただおひ}の3男として江戸神田の藩邸に生まれる。

明和4年（1767）、13歳で家督を継いで藩主となり、安永元年（1772）、18歳で初めて庄内に国入りした。

財政が窮乏していた藩を立て直すため、酒田の豪商本間光丘^{こうきゅう}や家老酒井吉之丞^{きち}、郡代白井矢太夫らを起用して財政改革・農政改革を実施し、また退廃した士風の刷新と優れた人材の育成を目的に、文化2年（1805）に藩校致道館を創設した。

庄内藩中興^{ちゅうこう}の祖として庄内神社に合祀される。

菅実秀 文政 13 年 (1830) ~ 明治 36 年 (1903)



[藩士]

もとまげしまち
鶴岡元曲師町に生まれる。

庄内藩の要職として藩の政治を指導し、戊辰戦争後には松ヶ岡の開墾事業や第2次酒田県で権参事を務めるなど、鶴岡の政治・経済の立て直しを主導した。

戊辰戦争後の藩に対する寛大な処置は、西郷隆盛の配慮があったことから、鹿児島に赴き西郷に師事し、「南州翁遺訓」を発刊し、その趣意の普及につとめた。

高橋兼吉 弘化 2 年 (1845) ~ 明治 27 年 (1894)



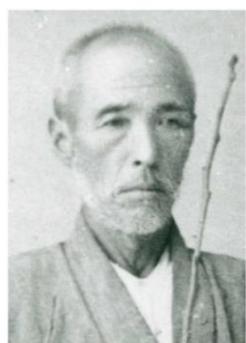
[大工棟梁]

だいくまちはんうえもん
鶴岡大工町半右衛門の次男として生まれる。

父親について大工職の手ほどきを受け、のち横浜の棟梁佐野友治郎から洋風建築工法を学んだ。

莊内神社や湯田川の由豆佐女神社などの社寺建築はもとより、西田川郡役所・鶴岡警察署・清川学校・鶴岡裁判所など、鶴岡・庄内地方を代表する洋風建築を数多く手掛けた。

酒井調良 弘化 5 年 (1848) ~ 大正 15 年 (1926)



[農事功労者]

のりあき
庄内藩家老酒井了明の次男として鶴岡に生まれる。

戊辰戦争後に松ヶ岡の開墾に参加し、桑栽培・養蚕に取り組むがのちに果樹栽培へと転じる。

明治 12 年 (1879) には、庄内で初めてリンゴを栽培し、同 26 年 (1893) には、西田川郡黒森村 (現在の酒田市地内) で農場を経営する。

同じ頃より、核無柿の苗木の育成と普及に取り組むとともに、柿の渋抜き方法の研究を重ね、焼酎による渋抜きに成功し、「平核無」 (現在の庄内柿) を広く普及させた。

斎藤外市 慶應 1 年 (1865) ~ 大正 15 年 (1926)



[発明家]

田川郡長沼村（現在の藤島町地内）に生まれる。

農家の後継者であったため、福島で養蚕とサトウキビ栽培に従事する。

帰郷後は研究活動に入り、自宅で操業していた木綿綾織を輸出向け羽二重に転換して成功する。

明治 31 年 (1898)、電動力織機のさきがけとなった斎外式力織機を発明し、この力織機は全国に普及した。

その他発明は飛行船や潜航艇、水雷、飛行機、十連発小銃などに及び藍綬褒章や発明協会賞など多くの表彰を受けた。

風間幸右衛門 明治 5 年 (1872) ~ 昭和 4 年 (1929)



[実業家]

庄内藩の御用商人であった鶴岡五日町（現在の本町一丁目）の風間家に生まれ、明治 27 年 (1894) に 7 代目として家督を継いだ。

貸金業を行うかたわら、羽前織物株式会社の社長や六十七銀行・羽前絹練・鶴岡水力電気などの役員を務め、大正 6 年 (1917) には風間銀行を創立して頭取に就任した。

また、庄内地方出身者のための学生寮である荘内館や鶴岡育児所・鶴岡幼稚園の創設の多大な協力をすると共に、育英・児童福祉にも力を注いだ。

蜂子皇子 欽明天皇 23 年 (562) ~ 舒明天皇 13 年 (641)

第 32 代崇峻天皇の第 3 皇子で、出羽三山及び羽黒山修験道の開祖といわれる。船で日本海を渡り、八乙女浦（現在の鶴岡市由良）に上陸したとき、3 本足の鳥に導かれ、羽黒山にたどり着く。

推古元年 (593) 出羽神社を創建し、その後も、月山神社・湯殿山神社を建て、三山の開基となったと伝えられる。

4. 文化財等の分布状況

○指定・登録文化財の分布状況

本市の指定文化財は、令和4年（2022）10月31日現在、国指定が48件、県指定が101件、市指定が360件で、合計509件である。

指定文化財のうち、有形文化財が389件で7割以上を占め、そのうち建造物は28件が指定されている。

この他、建造物としては、登録有形文化財が19件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財が4件ある。

表 文化財の種別指定状況（令和4年10月31日現在）（単位：件）

部 門	分類	国指定等	県指定	市指定	計	分類計
有形文化財	建 造 物	10	7	11	28	
	絵 画	1	5	30	36	
	彫 刻	1	12	62	75	
	工 芸 品	9	32	52	93	
	書 跡	1	5	29	35	
	典 籍	0	3	3	6	
	古 文 書	0	0	41	41	
	考 古 資 料	1	8	14	23	
	歴 史 資 料	0	6	46	52	390
民俗文化財	無形の民俗文化財	2	3	8	13	
	有形の民俗文化財	8	3	15	26	39
記念物	遺 跡	3	6	23	32	
	名 勝 地	3	1	0	4	
	動物、植物 地質鉱物	9	10	26	45	81
合 計		48	101	360	509	509

（単位：件）

登録有形文化財 (建造物)	19 (7箇所)
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	4

※絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書・考古資料・歴史資料（以下、美術工芸品等という。）、有形民俗文化財については、位置図及び一覧において記載していない。

(1) 国指定文化財

本市にある国指定文化財 48 件のうち、国宝が 3 件（うち建造物が 1 件）で、重要文化財が 30 件（うち建造物が 9 件）、特別天然記念物が 1 件、史跡名勝天然記念物が 14 件となっている。

また、重要文化財の建造物としては、水上八幡神社本殿、羽黒山正善院黄金堂、旧西田川郡役所、旧渋谷家住宅、鶴岡カトリック教会天主堂、羽黒山三神合祭殿及び鐘楼、旧風間家住宅、金峯神社本殿、旧鶴岡警察署庁舎がある。

・羽黒山五重塔

国宝羽黒山五重塔は、装飾を全く付けない伝統的な手法による、室町時代前期の全国を代表する美塔のひとつに数えられている建造物である。

塔の高さは 29.4m、素木造で、三間四方、こけら葺き、初重には縁をめぐらし、四方中央の柱間に板扉を吊り、両脇間は盲連子窓とし、地腰頭に三段の長押と台輪をつけている。

室町初期の特徴がよくみえ、当時の五重塔の代表たりうるものとして昭和 41 年（1966）国宝に指定された。



国宝羽黒山五重塔

・羽黒山正善院黄金堂

源頼朝が平泉の藤原氏を討つにあたり、勝利祈願のため寄進したと伝えられている。

東北でも珍しい等身大の 33 体の聖観世音菩薩像が黄金に映えることから黄金堂と呼ばれており、明治 41 年（1908）国の重要文化財に指定された。



羽黒山正善院黄金堂

・旧西田川郡役所

三島通庸の命で明治 14 年（1881）に落成。

中央玄関に突出したバルコニーと中央に塔屋・時計塔がついた木造二階建、両翼一階建、高さ 20m を有する擬洋風建築で、外觀は簡素ながら均整のとれた意匠が施され、上げ下げガラス窓・玄関ポーチの柱脚台と頸巻繰形、軒先廻りの化粧陸垂木などの特徴がみられる。



旧西田川郡役所

・鶴岡カトリック教会天主堂

ヨーロッパ中世期に建築されたロマネスク様式を持ち、中央と両側に身廊、側廊と呼ばれる部分と多角形の平面を持つ後陣が形成されている。

外観は、鐘楼が中央に突出して高く、ロンバルト帯といわれる半円の連続模様が壁を取り巻き、身廊の主棟と低い側廊の屋根の間には小さな丸窓を設け、側廊に聖書の窓絵を取り付けている。



鶴岡カトリック教会天主堂

・旧渋谷家住宅（旧所在：朝日村田麦俣）

昭和40年（1965）に出羽三山神社のひとつ湯殿山麓の山村、朝日村田麦俣より致道博物館構内に移築保存されたもの。

多層民家と呼ばれ、狭い山峡の敷地と深い雪に適応して、三層、四層に空間を求めた造りである。

妻側の屋根が大きく切り開かれ、通風と採光を目的とした高窓のカブト造といわれる均整のとれた美しい茅屋根である。



旧渋谷家住宅

美術工芸品は、国宝2件、重要文化財が11件、このうち、工芸品が9件（うち国宝2件）あり、太刀、銅燈籠竿、能装束、梵鐘などがある。

加えて、絵画、彫刻、書跡・典籍、考古資料が各1件ある。

民俗文化財としては、重要無形民俗文化財に黒川能、松例祭の大松明行事の2件、重要有形民俗文化財に庄内のはんどりコレクション、庄内の木製酒器コレクション、庄内浜及び飛島の漁撈用具など8件が指定されている。史跡は、旧致道館、松ヶ岡開墾場、小国城跡の3件、名勝は金峯山、酒井氏庭園、玉川寺庭園の3件、天然記念物は特別天然記念物の羽黒山のスギ並木1件を含む9件である。

登録有形文化財（建造物）は、豪商家屋や近代化遺産に関するものが19件あり、天慶年間（938年～947年）に結ばれた草庵「龍華寺」まで遡る龍神を祀る歴史のある寺院である龍澤山善寶寺は、平成27年（2015）11月17日に、境内の二龍神を祀る龍王殿や魚鱗一切の供養塔として発願された五重塔のほか、五百羅漢堂、龍華庵、総門、山門の6棟が登録された。

「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」として、本市清水（鶴岡地域大泉地区）の三森山を含む庄内地方で広く行われている「庄内のモリ供養の習

「おおいわがわ
俗」と温海地域大岩川地区の習俗である市指定無形民俗文化財「浜中のケヤキ
たかでらはっこう
キヨウダイ」、県指定無形民俗文化財「高寺八講」、重要無形民俗文化財「黒川能」
くろかわ
の4件が選択されている。

●黒川能（重要無形民俗文化財）

黒川能は、櫛引地域黒川に鎮座する春日神社の神事能として、室町時代から500年もの間、地域住民が農業の営みの中で伝承してきた民俗芸能である。

春日神社は、能を奉納するため拝殿中央に舞台を配し、長床三間の内左右の二間は上座と下座の人びとのお能拝見の席で一段低く、その脇にはそれぞれ橋掛かりがあり、橋掛かりの外側には板壁を隔てて両座の楽屋が備わっている。

演能に先立って行われる「大地踏」、「式三番」等は能成立以前の芸能であり、能自体もその様式・謡の節・舞の型等いずれも独自のもので、芸能史上きわめて注目すべきものであることから、昭和51年（1976）、重要無形民俗文化財に指定された。

（2）県指定文化財

山形県指定文化財101件のうち、有形文化財が79件（建造物7件、美術工芸品71件）で、無形民俗文化財・有形民俗文化財が各3件、史跡が6件、名勝が1件、天然記念物が10件となっている。

有形文化財のうち、建造物は石鳥居、五輪塔2件、宝篋印塔、旧遠藤家住宅、
ほうきょういんとう きゅうえんどう け じゅうたく
きゅうひがした がわぐんやくしょ ぐんかいぎ じどう だいにちばう に おうもん
旧 東田川郡役所及び郡会議事堂、大日坊仁王門である。

・石鳥居（栃尾神社）

大山犬祭りで著名な杉尾神社の参道口にあり、間口6.31m、奥行5.4mの四半石敷に造立した石製両部鳥居の形式。

2本の柱は亀腹の台石を踏まえて立ち、上方で内側に傾斜する転びがある。柱の上に台輪を載せ、一石で造られた島木と長さ6.6mの笠木を受けている。笠木は、上部に薄い17枚の屋根石を並べ、両端は反りがあって斜めに切られている。



石鳥居（栃尾神社）

美術工芸品の内訳は、絵画が5件、彫刻が12件、工芸品が32件、書跡が5件、典籍が3件、考古資料が8件、歴史資料が6件である。

無形民俗文化財については、山戸能、高寺八講、山五十川歌舞伎があり、特に同一の集落で能と歌舞伎（山戸能、山五十川歌舞伎）という2つの県指定無形民俗文化財が存在するのは全国でも珍しいとされる。

有形民俗文化財は、石敢当、遠賀神社算額、六所神社獅子頭の3件である。
 史跡は、羽黒山南谷、須恵器窯跡、丸岡城跡及び加藤清正墓碑、玉川縄文
 遺跡、平形館跡、十五里ヶ原古戦場の6件、名勝は摩耶山1件、天然記念物
 は、曹源寺のヒサカキや添川の根子スギ、三瀬葉山ニッポンユビナガコウモリ
 群棲地など10件である。



丸岡城跡及び加藤清正墓碑



添川の根子スギ



平形館跡

●丸岡と加藤忠廣

寛永9年（1632）、肥後熊本藩主加藤忠廣（1602年～53年）が改易となり、
 酒井忠勝に預けられて丸岡に幽閉された。

この時、忠廣には庄内藩領のうち丸岡村など24ヶ村1万石が堪忍領として
 与えられ、酒井氏には代わりに村山郡左沢領1万2千石が給された。

丸岡城は既に破却されていたが、ここに忠廣の居館が建てられた。

承応2年（1653）に忠廣は病没し、所領は公収されて幕府領となつた。

加藤家に因むものとして、丸岡城北隣の曹洞宗天澤寺境内に清正閣と呼ば
 れる祠があり、また墓地には清正の戒名が刻まれた五輪塔が残る。

忠廣は、配所謹慎中は寺社への崇拝が厚く、山添八幡神社に忠廣奉納の額絵
 馬が残されている。

(3) 市指定文化財

市指定文化財の 360 件のうち、有形文化財では建造物が 11 件、美術工芸品等が 277 件、計 288 件となり、市指定文化財の 80% を占める。

この他、無形民俗文化財が 8 件、有形民俗文化財が 15 件、史跡が 23 件、天然記念物が 26 件となっている。

建造物については、大寶館や池神社山門、松ヶ岡開墾士住宅（新徵屋敷）、庚申塔などがある。美術工芸品等については、彫刻・工芸品・歴史資料・古文書などが多い。

・大寶館

大正天皇の即位を記念して創建。

オランダバロック風を思わせる窓とルネッサンス風のドームをのせた洋風建築で、赤い尖塔屋根と白亜の殿堂として大正建築の優美さが内部を含めて原形をとどめている。

郷土の先人・先覚といわれる人々の業績を紹介する「郷土人物等資料展示施設」として一般公開している。



大寶館

・新徵屋敷

明治 3 年（1870）に、庄内藩お預かりとなっていた浪士隊「新徵組」の住居として、現在の大宝寺町、道形町に 137 棟が藩から与えられた。

明治 8 年（1875）に 30 棟余りを羽黒松ヶ岡地区の開墾場内に移築し開墾士の住居とした。

昭和 61 年（1986）に概ね原形に近い形で維持されていた住宅を開墾場内の 7 番蚕室跡地に復原移築した。



新徵屋敷

無形民俗文化財としては、両所神社御獅子舞や小国八幡宮弓射神事、浜中のケヤキキヨウダイ、関川のしな織、安丹神楽などがあり、有形民俗文化財については鶴岡の商業看板コレクションや算額、能面などがある。
浜中のケヤキキヨウダイについては、国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」にも選択されている。

史跡としては、旧石器から縄文時代にかけての遺跡や城跡、関所跡などがあり、天然記念物としては、庄内柿の原木や両所神社社叢、熊野長峰湿原群などがある。

・庄内柿の原木

庄内柿の名で全国に知られる「ヒラタネナシカキ」の原木。

根周り 1.9m、目通り幹囲 1.28m、樹高 5 m で、樹齢約百十余年と推定される。

明治 18 年（1885）鈴木重光が苗木商から求めたもので、初成りの際品質のすぐれた種なし柿であることが分かり、その後栽培普及がはじめられた。

大正 14 年（1925）皇太子時代の昭和天皇に献上した際、「庄内柿」という名に改められた。



庄内柿の原木

（4）主な未指定文化財

① 有形文化財（建造物）

・御隱殿

致道博物館内にある御隱殿は、文久 3 年（1863 年）に建てられた酒井家 11 代忠発の隠居所である。

同時期に建てられた高畠御殿とともに、江戸柳原・下谷の両御殿を解体し移築された。

奥の座敷は、能を舞うためにきれいな床板が張られ、創建当初は、床下には音響効果を高めるための大甕が据えられていたと言われており、玄関と奥の座敷が現存している。

鶴岡で唯一大名屋敷の広壯な面影を知ることの出来る建物で、現在は歴代藩主ゆかりの品々が展示されている。



御隱殿

そのほかの建造物としては、神社仏閣の建物が特に多いが、江戸時代の建築と推定される民家や明治時代以降に建てられた商業施設、橋梁、隧道などが市内の各地域に残っている。

山形県教育委員会による『山形県の近代和風建築－山形県近代和風建築総合調査報告書－』(平成 10 年)・『山形県の近代化遺産－山形県近代化遺産総合調査報告書－』(平成 13 年) の 2 回の調査では、近代和風建築物が 147 件、近代化遺産が 88 件報告されている。

また、『庄内あさひ大鳥川沿いの「たてや」民家～「庄内あさひ『たてや』民家調査報告書～』(鶴岡市教育委員会・庄内あさひ大鳥川沿いの「たてや」民家調査団・平成 18 年) により、茅葺の民家(妻入民家)が調査されている。

② 有形文化財（建造物以外）

鶴岡市教育委員会独自の調査では、建造物 43 件を含む 241 件を選び出している。

平成 17 年(2005)の市町村合併以前より市内各地域・各地区単位で各種文化財の調査が行われ、石造文化財に関しては集成資料集が発行されている。

③ 無形の民俗文化財

本市は、能・歌舞伎・神楽・獅子舞・獅子踊・田植踊などの無形の民俗文化財が数多く伝承されている。

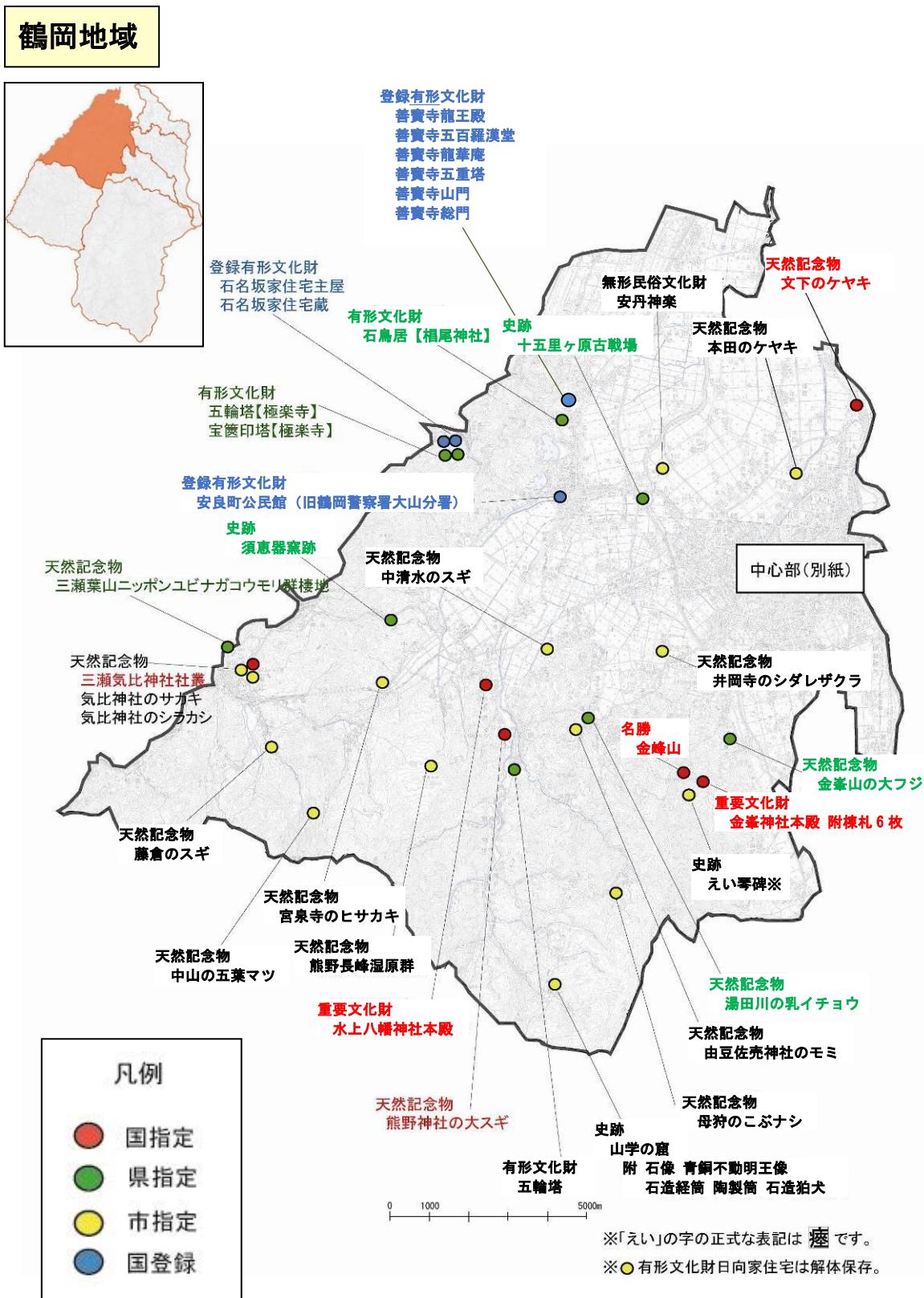
平成 23 年(2011)・24 年度(2012)に実施した無形の民俗文化財の伝承団体(155 芸能)における活動の状況調査の結果、神楽 77、獅子踊 4、田植踊 4、福神踊 2、田楽 1、小唄踊 2、奴振り 3、その他 16 の合計 109 芸能(指定文化財 10 件を除く)が現在も疫病退散・五穀豊穣・商売繁盛・家内安全・悪事災難除去・大漁成就などを祈願して継承されている。

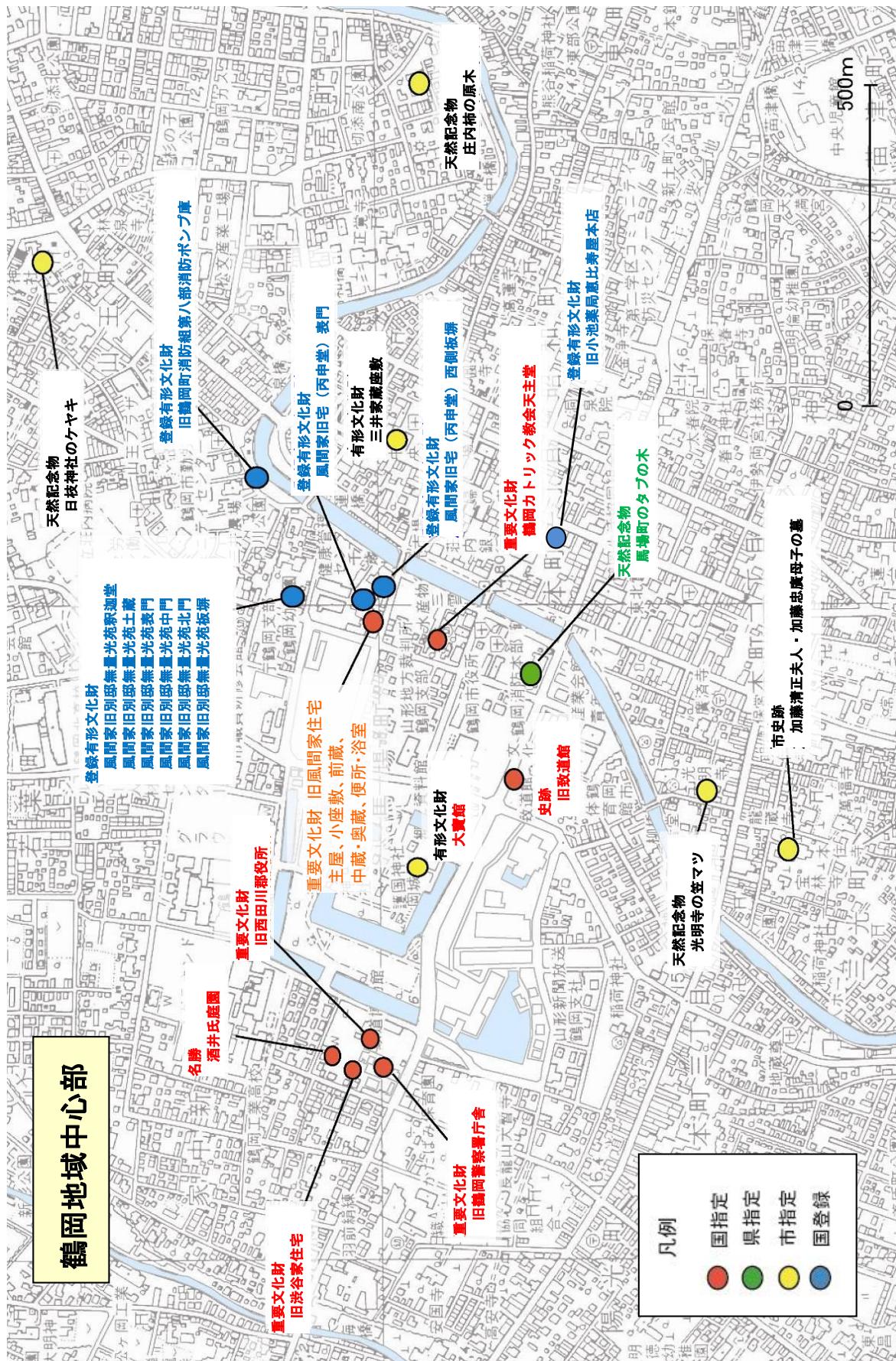
④ 埋蔵文化財包蔵地

旧石器時代から近世に至るまで 570ヶ所(平成 30 年(2018)11 月 27 日現在)を数える。

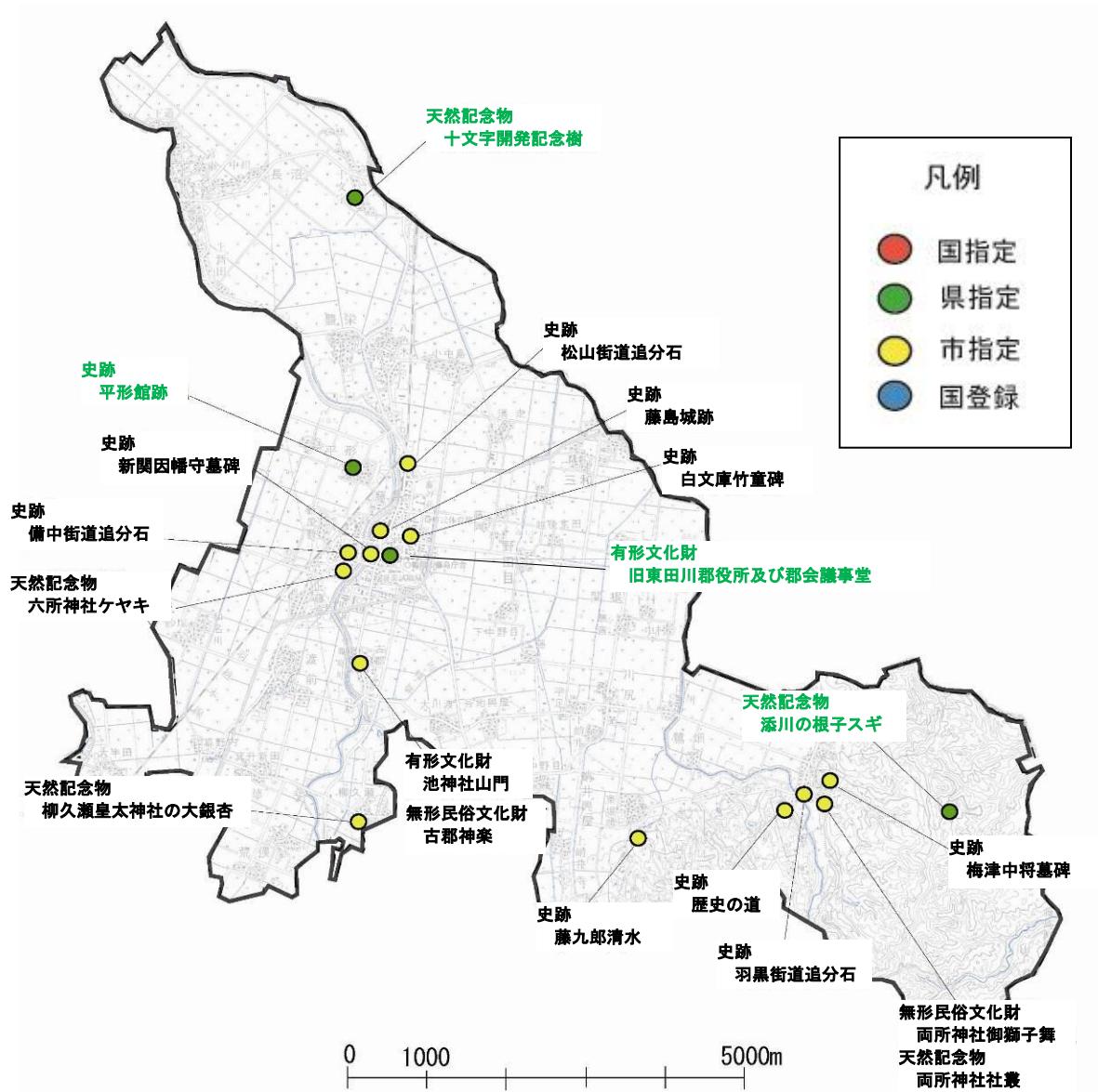
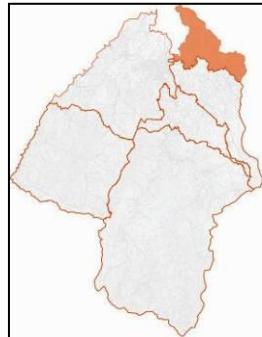
鶴ヶ岡城跡や尾浦城跡など、当地方を支配していた武藤・最上・酒井の各氏に関わる遺跡も多い。

【指定・登録文化財（建造物、史跡・名勝・天然記念物、無形民俗文化財）地域別分布状況】

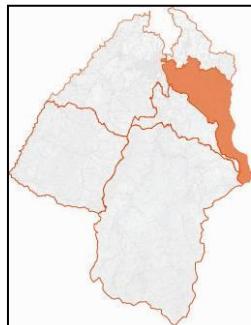




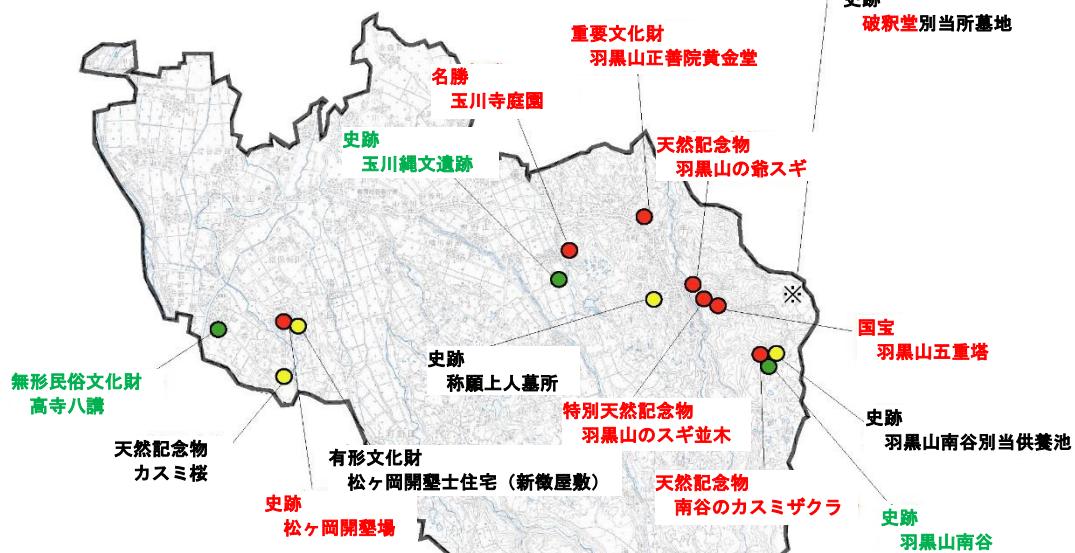
藤島地域



羽黒地域



重要文化財
羽黒山三神合祭殿及び鐘楼
重要無形民俗文化財
松例祭の大松明行事
有形文化財
羽黒山東照宮
羽黒山蜂子神社
羽黒山斎館
羽黒山巖島神社
史跡
破駕堂別当所墓地



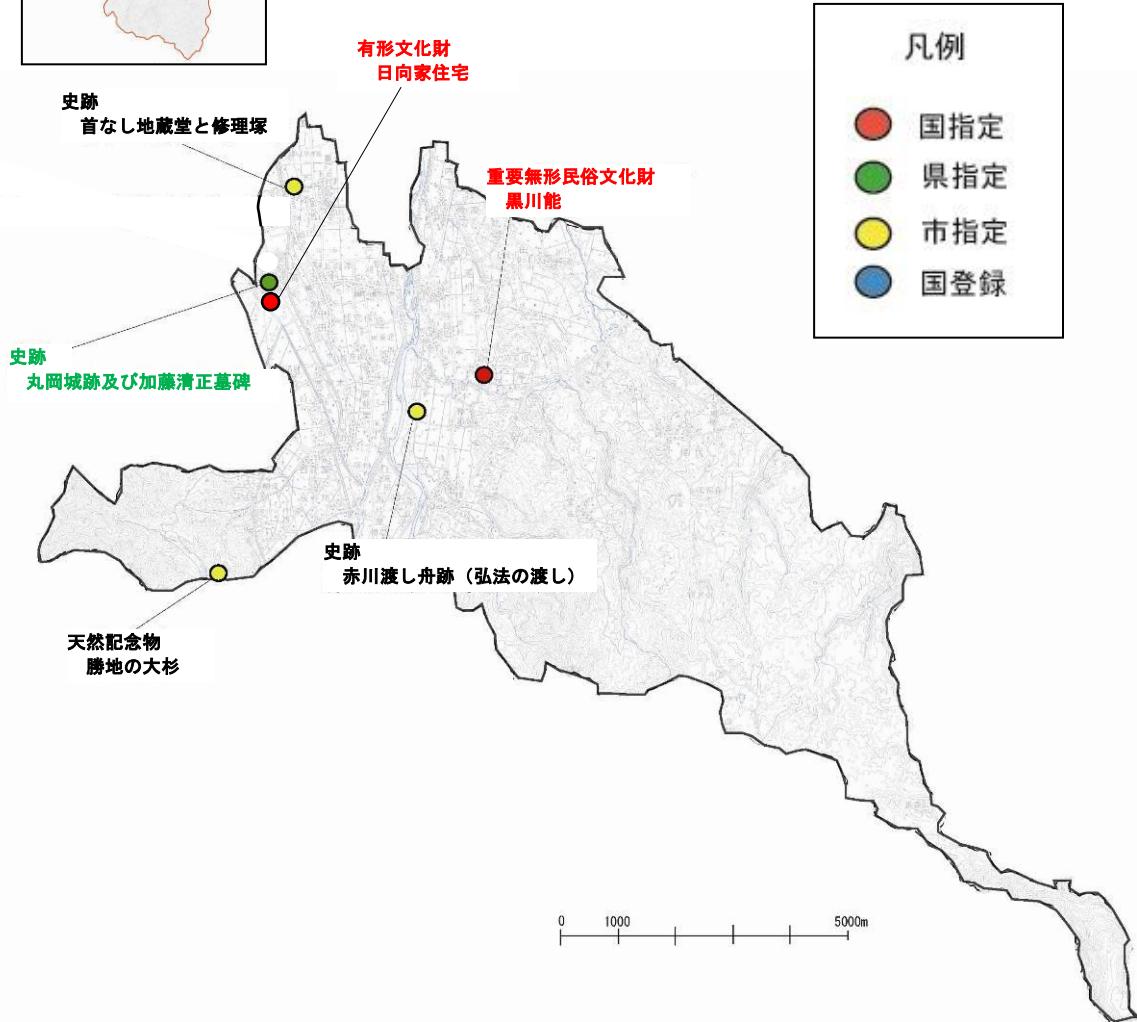
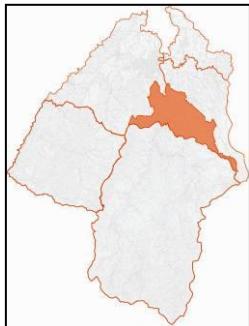
凡例

- 国指定 (Red circle)
- 県指定 (Green circle)
- 市指定 (Yellow circle)
- 国登録 (Blue circle)

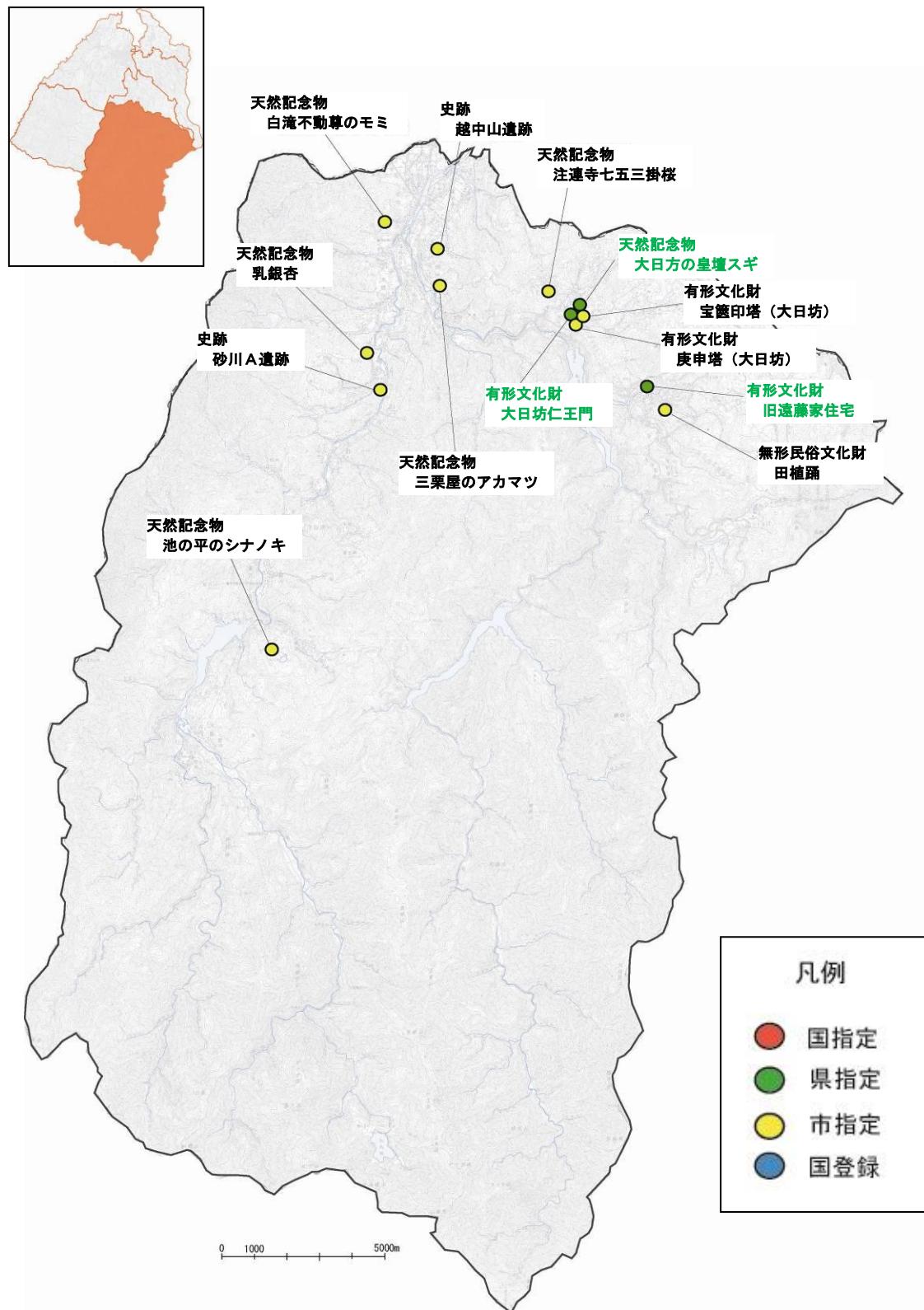
天然記念物
月山

0 1000 5000m

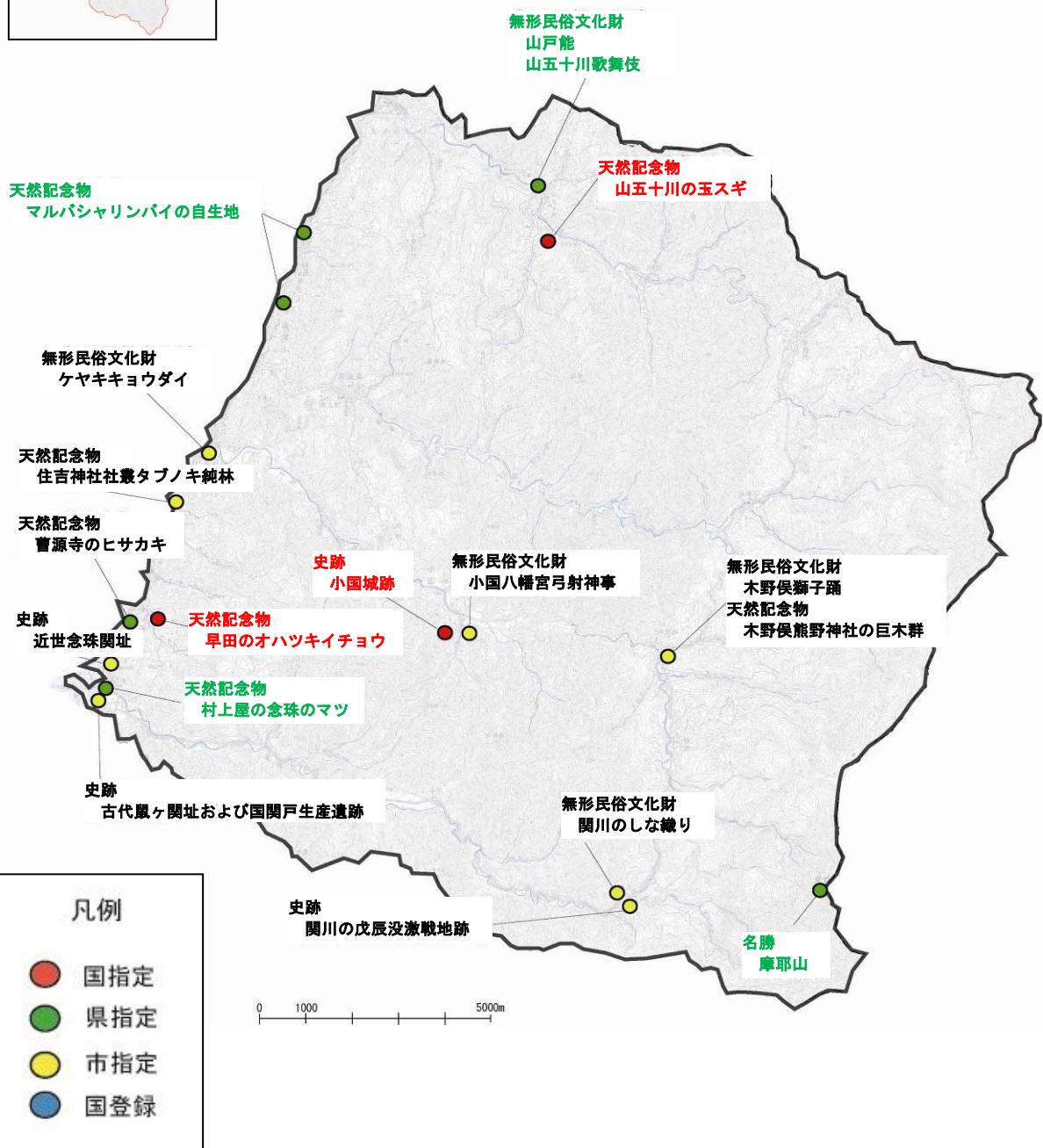
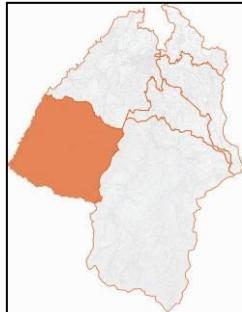
櫛引地域



朝日地域



温海地域



(5) 特產品、工芸品、菓子・料理等

①鶴岡市の食文化

本市は、標高 1984m の月山を主峰とする出羽三山や朝日連峰等のブナやナラなどの落葉広葉樹が息づく山々、日本有数の穀倉地帯である広大な庄内平野、市域を南から北へと流れる赤川や日本海など、四季の変化を豊かに感じられる自然環境に恵まれている。

この豊かな自然環境のもと、長い歴史のなかで、知恵と工夫を重ねてきた先人たちの手によって受け継がれてきた稲作や在来作物、庄内浜における鮮魚や中山間部の山菜等、数多くの食文化が、人々の暮らしのなかに根付き、色濃く残されている。

○水稻

本市は、日本の米どころとして知られる庄内平野の中にあり、米づくり、農業を基幹産業としてきた。

庄内平野は、もともと川の堆積作用により形成され、大部分が低湿地であったが、江戸時代に川を利用した灌漑技術が向上して水田の開拓が進み、次第に庄内一円の美田が形成され、湿田において、農具も簡単なものを用いて、主に家族の人力で行われていた。

やがて、稲作は乾田馬耕や化学肥料を取り入れた農法に変わり、風通しの良い田の中央に共同苗代がつくられるようになると、庄内の農民の間で収穫の多い新品種が次々と生み出された。

東北大学遺伝生態研究センター長を務めた菅 洋氏によると、山形では 57 人の民間育種家が 176 の品種を出しており、庄内では、近代以降、多くの民間育種家を輩出している。

中でも、「亀ノ尾」の阿部亀治、「福坊主」の工藤吉郎兵衛、「イ号」の佐藤弥太右衛門、「豊國」の桧山幸吉、「早生大野」の須藤吉之助の名は、庄内の稲作の歴史を語るときには決してはずすことはできない。

特に、大和村（現庄内町）の阿部亀治が選び出した「亀ノ尾」は、現在も上位の人気を誇るコシヒカリの祖先種であり、冷害に強い不朽の名品種、日本水稻優良三大品種と言われ、庄内は勿論、全国各地や外国でも栽培されている。

亀治のような熱心な農業従事者たちによる全国に誇る品種改良、民間育種が進んだ背景には、旧藩校致道館の教学から派生した民間育種活動「松柏会」や当時の農商務省農業試験場で日本最初の近代的育種に取り組んだ技師加藤茂芭の積極的な支援、山形県農業試験場庄内支場（現山形県農業総合研究センター水田農業試験場）や山形県立農林専門学校（現山形大学農学部）、国立鶴岡工業高等専門学校などの協力が大きな力となっていたと言われている。

中でも、山形県農業試験場庄内支場は、庄内地域の水田・水稻専門の試験研究機関として創立以来、今日まで所在地を変えることなく、様々な時代変遷の中で、地域・生産現場に密着した試験研究課題に一貫して取り組み、最新技術の情報発信地として、庄内地域の水田農業発展のために大きく貢献してきた。

同試験場が開発したつや姫は、亀ノ尾を受け継いだ高品質・良食味品種で農業総合研究センターの食味官能試験（実際に食べてみて、食味を判断する）でコシヒカリを上回る結果となった。

日本穀物検定協会の試験でも、外観は「艶がある」「粒が揃っている」、味は「甘みがある」「うまいことがある」という評価を得ている。



つや姫のルーツ

○在来作物

現在、庄内地域には約 180 種、その中でも鶴岡市内には約 50 種類の在来作物が継承され、他地域と比べても多種多様な在来作物が残されており、これらは鶴岡ならではの食文化を育んできた。

●だだちゃ豆

鶴岡の代表的な夏の味覚のひとつに、「だだちゃ豆」があげられる。
だだちゃ豆は、白山興屋の森屋藤十郎の分家藤次郎の母「初」が、隣村の寺田の助右衛門の「娘だだちゃ」という豆の種を貰い受けて植え、その後毎年、選種を丁寧にしてつくりあげた「藤十郎だだちゃ豆」がルーツとなっていると言われている。(『大泉村史』より)

江戸時代、献上された「だだちゃ豆」を庄内藩の殿様が「この豆は、どこのだだちゃ（庄内地方の方言で「お父さん」を意味する）の作った豆だや？」と尋ねたことから、それ以来「だだちゃ豆」と呼ぶようになったという説や、家長である「だだちゃ」にまず最初に食べてもらうのが正当であるということから呼ぶようになったという説など、名前の由来には諸説ある。

各栽培農家は、自ら良質の種子を求め、その時最も良いとされる種子を見極め自家採取を行うなど、その努力により多くの品種が生み出されており、現在は7月から9月中旬まで味わうことが出来る。

収穫を終えた後、種を取るため、農家の軒先で枝ごと根を上にして吊るされ乾燥される。

秋、稲刈りが始まるまでのわずかの時期に、種豆を取り、冬の農閑期になると種豆を形や皺の具合から見分け選別する。

だだちや豆の栽培には、砂質の土壤が最適とされ、鶴岡以外の地域でだだちや豆を栽培しても、本来の甘味や風味が出ないとと言われており、川がつくった砂質の土壤である本市では、古くよりだだちや豆の栽培が盛んに行われてきた。



種取り用に乾燥されるだだちや豆



だだちや豆畠



だだちや豆

●民田ナス

夏の在来作物「民田ナス」は、歯ごたえが良く、漬物に適している小ぶりの丸ナスで、こちらも鶴岡の夏の食を代表するものである。

民田ナスは、京都から来た宮大工から種が伝えられ、当初外内島^{とのじま}で栽培されたため「外内島ナス」(『荘内往来』1700に名前が記載)と呼ばれていたが、後に

栽培法が工夫され、東田川郡黄金村^{こがね}(現黄金地域)民田で栽培されるようになり「民田ナス」と呼ばれるようになったとされており、現在でも自家採種によりその系統が継承されている。

明治41年(1908)には、東京で開催された蔬菜^{そき}展覧会に出品されて表彰を受けた。

以来、多くの野菜研究者に注目され、大

正・昭和の多くの園芸書に記載された結果、広く知られるようになった。

江戸時代の著名な俳人・松尾芭蕉が元禄2年(1689)に鶴岡を訪れた際に詠んだ「めずらしや山をいで羽の初茄子」の句は、民田ナスを詠んだものと言われている。



民田ナス漬け

●温海カブ

山間地帯である温海地域一霞 地区を中心とした地域では、生産者が焼畑農法にこだわって伝統を守り、在来作物「温海カブ」を受け継いできた。

温海カブは、およそ 400 年前から栽培されているとされ、天正 17 年(1589)の一霞村の文書に温海カブの名前が記されている。

温海カブの栽培は、元来、林業における伐採と植栽のサイクルに沿って、杉の伐採跡の雑木や雑草を焼き、杉を植栽する前に種を播き収穫するという営みの中で行われてきた。



温海カブ



焼畑の火入れ作業

毎年 7 月～8 月のお盆の最も暑い盛りの頃に、伝承と経験から得られた高い技術を持った住民らの手により火入れが行われている。

焼畑農法は、急斜面で熱さに耐えながらのつらい作業であるが、火入れにより雑草と病害虫が防除され、残った灰が自然の肥料となるという自然農法である。

その後、煙が出ている灰の間に温海カブの種子がばら撒かれ、上に土をかけることなく種はむき出しのままの状態から数日で発芽し、約 2 カ月後の 10 月から雪が降る前までに収穫される。

この地域では、旧暦の 10 月 10 日を「カブの歳夜」と呼び、カブを神棚に供える習慣があるが、その日が収穫の目安となっていた。

温海カブの種は、一霞地区以外で自家採取を続けると、3 年後には「ケル(かえる)」と言って本来のものと形が変わってしまうため、ほとんどが一霞地区で採種されている。

一霞地区では、より良い種子を取るために、温海カブ以外のアブラナ属植物を植えないという決まりごとをつくり、それを守り続けている。

温海カブは、古くから漬物として食されており、「温海組大庄屋文書・御用留帳」には、「嘉永 3 年(1850) 温海蕪あば漬為御登之儀」という文言があり、庄内藩江戸屋敷へ送るためのカブの漬け込みが、代官を通じて村々に命じられている。

また、天明5年(1785)、将軍徳川家治へ漬物いえはるが献上されたという記録も残されている。

あば漬けとは、味噌漬けのことであるが、現在は酢と砂糖を入れて漬ける甘酢漬け「温海カブ漬」が主流となっている。

中まで真っ赤に染まる色鮮やかな「温海カブ漬」は、鶴岡の人はもちろん、現在は首都圏にも出荷され、食されている。



温海カブ漬

○海産物

日本海に面する本市には、由良港や鼠ヶ関港をはじめとする14の港があり、古くから水産業が活発に営まれ、その漁獲量は、現在県内の約半分を占めている。

対馬海流の影響を受ける庄内の浜には、寒流系、暖流系、双方の魚が生息し、四季折々に新鮮な地魚が約200種類も水揚げされ、寒鱈やサクラマスなどの旬の新鮮な魚を食する文化が現在も継承されている。

●寒鱈

タラは、漢字で「魚偏」に「雪」と書くが、その名が示すとおり、雪のように白い身を持ち、雪が降る頃から美味しさを増す魚である。

一年のうちで一番寒い1月下旬から2月中旬までの時期に旬を迎える真鱈を、庄内地方では「寒鱈」と呼んでおり、冬の味覚として親しまれている。

ここ庄内での寒鱈の代表的な食べ方は何と言っても「どんがら汁」である。

「どんがら」とは、魚の頭、内臓、骨、ヒレなどの総称で、一般的な作り方は、寒鱈の身とどんがらをぶつ切りにし、熱湯をかけ、昆布の出し汁を沸騰させた大鍋に入れて煮込み、肝臓あぶらわたと味噌で味を仕上げる。

好みで豆腐や葱を加え、椀に盛ってから庄内地方特産の岩海苔を添える。

この「どんがら汁」を味わう食文化のフェスティバル「寒鱈まつり」は、本市のほか、庄内地方で開催され、毎年多くの人たちで賑わっている。



どんがら汁



寒鱈まつり

●サクラマス

サクラマスは、渓流の魚であるヤマメと同一の種で、海に下った魚をサクラマス、一生川で過ごす魚をヤマメと言い、山形県の魚に指定されている。

生まれて1年半で川から海に下り、1年かけてオホーツク海まで回遊した後に、産卵のために生まれた川を遡上してくる。



にらマスのあんかけ

サクラマスの繊細な味覚は、マス類の中でも最も美味とされている。

サクラマスの名称は、桜の花の咲く頃に川を遡上するからとも、身の色が桜のような美しいピンク色をしているからとも言われている。

庄内地方では、毎年4月中旬、丁度桜の咲く頃の地域の春祭りの御馳走として、素焼きや煮付け、あんかけなどにして食する習慣がある。

○行事食、伝統料理

米作りが盛んに行われてきた本市では、五穀豊穣を願い、昔から続く伝統的な祈りの行事が農家で継承されている。

●田の神上げ

3月中旬には当年の豊作を祈願するために餅について、田の神様に供えてお迎えする行事「田の神おろし」が行われており、また、田植えが終わった時にも餅について田の神様に供える「田の神祭」が行われる。

この日、農家は休養日となり、これを「さなぶり」と呼んでいる。

11月23日は、餅についてその年の収穫に感謝し、一日休みとする行事「田の神上げ」が行われている。



田の神上げ膳

●精進料理

庄内・鶴岡の人々は、人間を超越する神秘的な自然を古代より信仰の対象とし、目に見えない存在（靈性）を大切にしている。

修験道の山・羽黒山で毎年12月31日に行われる「松例祭」は、農耕に係る一種の呪術行為で、長老の修験者2名が来年度作付けする穀物の種と対峙して、100日間祈りを捧げ、その祈りは一粒一粒の種に憑依し、修験者たちは、その靈を宿した稻靈を庄内全域に届けるのである。

羽黒山の麓、手向地区には出羽三山神社の山門まで約1キロにわたっておよそ30軒の宿坊が風情ある宿坊街を形成しており、宿坊では全国から三山参りに訪れた参拝客を精進料理でもてなしてきた。

精進料理は、僧侶たちの精神修養のための食べ物「僧坊料理」を起源とする山菜を中心の料理であるが、出羽三山の精進料理は、月山などの奥深い山で生活するために、生きるための食として継承してきた。

必要な食材を山の恵みとして採取し、厳しい冬を乗り切るために、「灰汁抜き（※藁灰や木灰を水に浸してすくった上澄みを使って山菜などの嫌な味やクセを処理する下こしらえ）」や「水煮」といった時間と手間のかかる調理法や保存技術が生み出された。

○酒造

良質の米や水に恵まれた本市には7軒の蔵元があり、民間育種により酒米が生み出されるほど酒造りが盛んである。

鶴岡の酒造りの歴史は古く、尾浦（現大山地区）では、16世紀末には酒造業が始まつたとされている。

同地区は、天領であった歴史があり、幕末の慶応元年（1865）には、酒造高2131石、1軒当たり平均酒造数63石と日本有数の酒どころであった。

同地区では、現在4軒が酒造りを行っており、酒蔵など築100年以上の建造物が数多く残る情緒ある街なみが残されている。

酒造りは、熟練を要する10数種類の工程の作業で、各工程は、杜氏と職人の分業・協業ですすめられるが、さらに大山では、酒屋と統合した桶屋・大工・鋳物師をはじめ、各種の手工業者（職人）や運送業者が密接に結びついて産業として発展させた。

本市の酒造りでは、杜氏の存在が大きく、7軒全ての蔵元において地元の技術者が杜氏を務めている全国でも希少な地域であり、一部の蔵元では、そのラベルに杜氏の氏名が表示されている。



精進料理

羽根田酒造(株) 文禄元年（1592）創業



株渡會本店 元和年間（1615～23）創業



富士酒造(株) 安永7年（1778）創業



加藤嘉八郎酒造(株) 明治5年（1872）創業



大山地区の酒蔵

また、本市においては、大正10年（1921）、日本初の人工交配技術による酒米（酒造好適米）が開発され、100年近く経った現在も、在来品種7種類が生産・醸造されていることも、日本のほかの地域にはない米どころ鶴岡ならではの大きな特徴である。

冬期間は、酒造業においては、新酒の仕込みの最盛期である。

大山を代表する醸造業を広く紹介し、作りたての新酒を多くの人に味わってもらい、日本酒の素晴らしさと酒の街大山を広く知ってもらうことを目的として、平成8年（1996）から、地元商工会や観光協会などでつくる実行委員会が主催する「新酒・酒蔵まつり」が毎年2月に開催されている。

この日は、真冬の凍えるような寒さの中、大山地区の4つの酒蔵の蔵出し銘酒を味わい、巡り、美味しい酒を堪能し、酒造の街なみや歴史との触れ合いを求める多くの来訪者が大山の街を埋め尽くす。



「大山新酒・酒蔵まつり」の様子

このように、本市の食文化は、庄内平野に広がる美田や海、山の自然の恩恵と営みを大切に享受しながら、民間育種や品種改良、伝統農法などによって守り継がれてきた在来作物の伝承、伝統的な祈りの食文化、日本酒の食文化にみられるように、先人たちの知恵とたゆまぬ努力により、今日まで受け継がれている。

食の宝庫としての特色を発揮するため、本市では、産学官民による鶴岡食文化創造都市推進協議会を設立し、伝統的な食文化の継承を図るとともに、食材の利活用方法の開発や産業関係者等の連携を通じた食関連産業の創出等を積極的に進めている。

こうした取組みが評価され、平成 24 年（2012）3 月に、「文化芸術創造都市」として鶴岡市が文化庁により選定され、文化庁長官表彰を受彰している。

さらに、日本を代表する食文化創造都市として、「地域固有の文化の多様性を保持し、文化を活かした創造的産業・経済の創出による地域文化の維持発展と国際的な相互の協調」という理念に基づいて、ユネスコ創造都市ネットワーク（食文化部門）への加盟を目指して取組み、平成 26 年（2014）12 月 1 日に認定された。

「アバ」とは、庄内では母親を指すが、「浜のアバ」という場合には、リヤカーを引いて、水揚げされたばかりの新鮮な魚を売り歩く行商の女性のことを言う。

本市は、日本海に面しているとは言え、海岸線から中心部までは 10km 以上離れており、交通事情の良くなかった江戸時代から近年まで、リヤカーに魚を積んで魚を売り歩く行商の女性たち「浜のアバ」が市街地の一軒一軒を回り、新鮮な魚を供給していた。

重い魚箱を背負って売り歩くアバの多くは、朝 3 時過ぎには起きて、夜 11 時過ぎに就寝するという過重な労働であった。

最盛期には 1,000 人を越えるアバがいたというが、高齢化や社会情勢の変化によって、その独特的な文化は存続が厳しくなっている。

その思いを受け継いだ「海の産直カー」が由良港や鼠ヶ関港で水揚げされた海産物を仕入れ、市街地や中山間を回り出張販売をしている。



浜のアバ（昭和 9 年）

(6) 日本遺産

日本遺産は、地域の歴史的魅力や特色を通じて、わが国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するものである。

本市では、山（出羽三山）、里（サムライゆかりのシルク）、海（北前船寄港地）の魅力あふれる3つの日本遺産があり、豊かな自然と歴史・文化に触れることができる。

① 自然と信仰が息づく「生まれかわりの旅」～樹齢300年を超える杉並木につつまれた2,446段の石段から始まる出羽三山～

江戸時代に庶民の間で広まった、出羽三山を巡る「生まれかわりの旅」は、地域の人々に支えられ、日本古来の山々と自然を振興してきた強い心の結び付きを今に伝えている。

旅は、俗世を表す羽黒手向地区の門前町から始まり、隨神門は神域へと誘う境界であり、参道の石段の両側には天を覆うような杉並木が山頂まで続き、訪れる者に自然の靈気と自然への畏怖を感じさせ、心身を浄化し、明日への活力を与えてくれている。

日本遺産を構成する文化財は、国宝五重塔をはじめ、六十里越街道、松例祭の大松明行事、出羽三山の精進料理などが含まれている。

これらのストーリーにより、平成28年(2016)4月に日本遺産に認定された。



羽黒山五重塔

② サムライゆかりのシルク　日本近代化の原風景に出会うまち鶴岡へ

羽黒松ヶ岡地区は、旧庄内藩士が庄内一円から支援を受け、刀を鍔に替えて開拓した、松ヶ岡開墾場の日本最大の蚕室群をきっかけに、国内最北限の絹産地として発達し、今も蚕室から絹織物まで一貫工程が残る国内唯一の地である。

国内ではここだけの精練工程が明治時代創業の工場で行われるなど、絹産業の歴史、文化が保存継承されている。

また、蚕が繭を作るときに最初に吐き出す糸「キビソ」の商品開発や市内高校



松ヶ岡開墾場

の生徒がシルクをテーマにした研究活動を行うなど、新たな絹の文化価値の創出にも取り組んでいる。

開墾の歴史と精神文化を表す「侍」発祥のストーリー、「キビソ」など新たな文化創出と革新的なものづくりが融合した「鶴岡シルク」の生産など、街なみ全体を通じて近代化の原風景を体感することができるところから、平成29年(2017)4月に日本遺産に認定された。

③ 荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～

江戸時代、北海道・東北・北陸と西日本を結んだ西回り航路は、経済の大動脈であり、この航路を利用した商船は、きたまえぶね北前船と呼ばれていた。

北前船は、米をはじめとした物資の輸送から発展し、船主自身が寄港地で仕入れた多種多様な商品を、別の寄港地で販売する買い積み方式により利益をあげていたことから、「動く総合商社」と形容され、日本海や瀬戸内海沿岸に残る数多くの寄港地・船主集落は、北前船の壮大な世界の遺産を今に伝えている。

北前船で栄えた当時の町割りがそのまま残る加茂港周辺の町並みや、船主である石名坂家の住宅主屋と蔵、財を成した商人たちから寄進された淨禪寺の釣鐘や善寶寺五百羅漢堂、致道博物館所蔵の船主が奉納した関連資料群を構成文化財として、令和元年(2019)5月に日本遺産に追加認定された。



加茂港周辺の町並み

2章 鶴岡市の維持・向上すべき歴史的風致

1. 歴史的風致の分布状況

本市は、東北第1位の面積を有しており、北部は米どころの庄内平野、東部から南部にかけて、出羽三山及び朝日連峰、摩耶山系の山岳丘陵地帯が広がる一方、新潟県境の以東岳からの赤川水系と最上川水系の河川が貫流して日本海に注ぎ、日本海側には海岸線が広がっている。

江戸時代の庄内藩主酒井家が築いた鶴ヶ岡城下町地区では、城下としての街なみや城址公園、藩校致道館などの建造物のほか、江戸時代に定められた町の骨格が変わらず残されるなど、今でも城下町の面影を残している。

また、荘内大祭、致道館の教学精神、天神祭など、地域のたゆまぬ努力により民俗芸能などの伝統文化が長く継承され、歴史的建造物と一体となって、良好な歴史的景観と市街地環境を形成している。

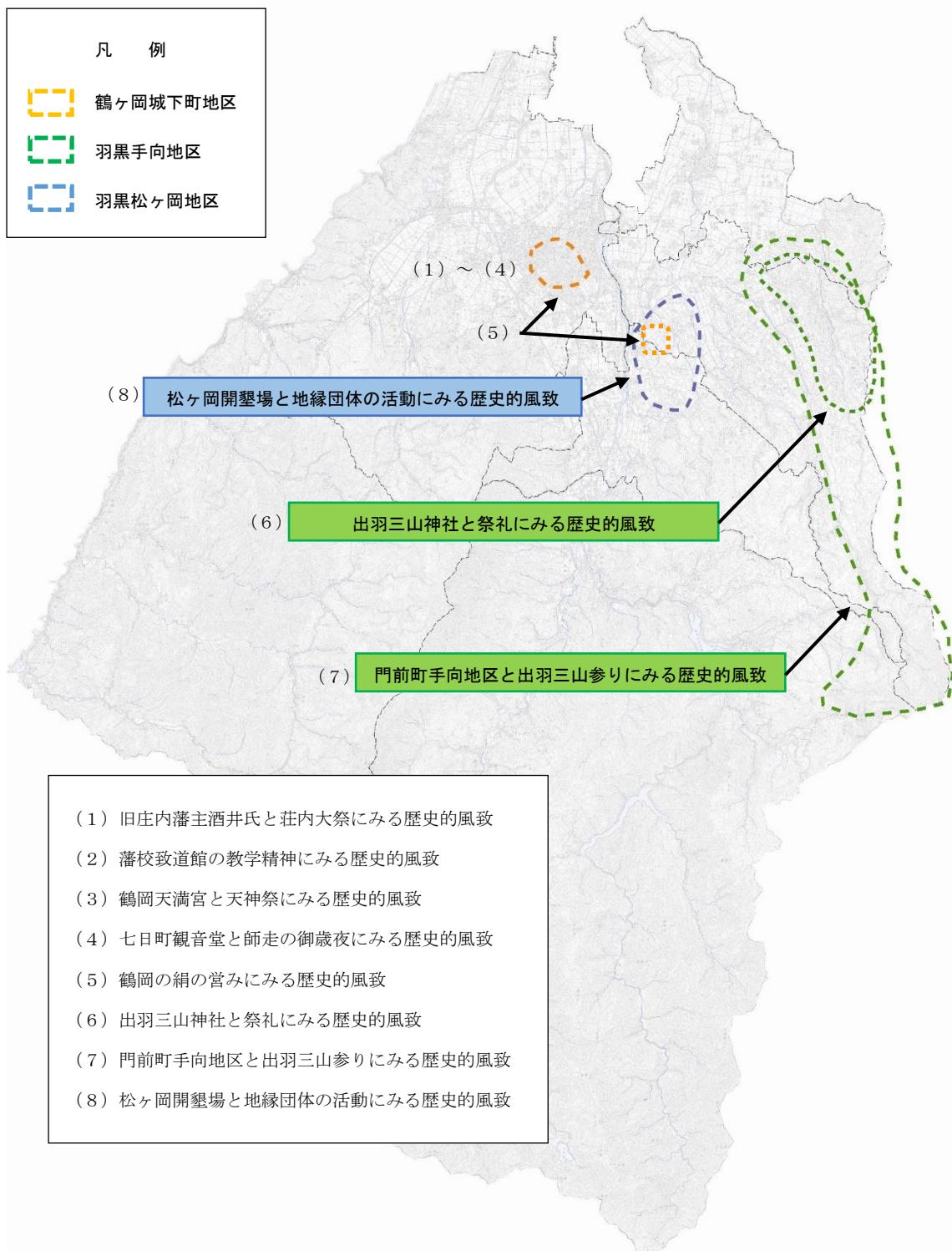
羽黒手向地区は、山岳修験の靈場として信仰を集める出羽三山の山麓、耕地と林野がバランス良く配置された四季の移ろいが鮮明に感じられる農村地帯で、出羽三山信仰に関わる固有の文化や生活様式が今も地域の人々の手により大切に継承されており、出羽三山参りに全国から詣でる人々が精進潔斎する宿坊では、その営みが生業として受け継がれ、古くからの宿坊街の街なみは、当時の面影が色濃く残されている。

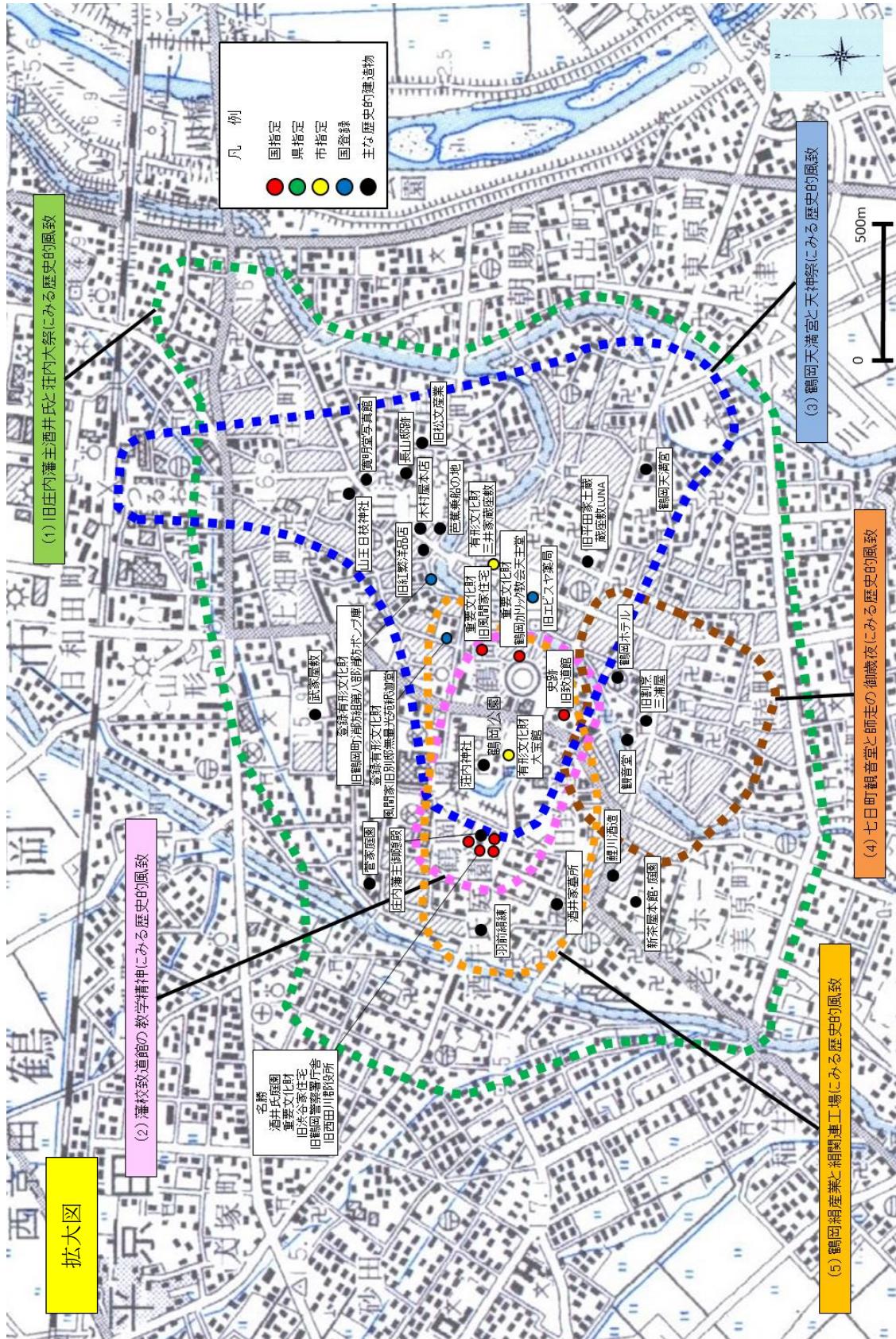
羽黒松ヶ岡地区は、明治維新以後、旧庄内藩士3,000人が刀を鍔に持ち替えて開墾した地域であり、月山山麓に拓ける約300町歩の広大な開墾地では、養蚕業で栄えた史跡松ヶ岡開墾場を中心に、柿などの果樹畠や田園の丘陵地が広がり、良好な景観が形成されている。

このように、豊かな自然環境が息づく地において、地域に根ざした民俗芸能などの伝統文化、人々の営みが今もなお続いている、数多くの歴史的な建造物とともに形成される良好な景観と市街地環境が残り、本市固有の歴史的風致を構成している。

鶴岡市における維持・向上すべき「歴史的風致」は、次のとおりとする。

鶴岡市の歴史的風致の位置





2. 歴史的風致の内容

(1) 旧庄内藩主酒井氏と莊内大祭にみる歴史的風致

1) はじめに

元和8年（1622）、徳川の譜代大名で徳川四天王の筆頭として名をはせた酒井忠次を祖とする酒井忠勝が入国し、庄内藩の領主としてこの地を治めることになった。

酒井氏は、それまで庄内地方を治めていた最上氏時代の鶴ヶ岡城を拡大整備するとともに、中級以上の家臣が住むために新たに三ノ丸を築造して城の区域を拡大、城の東側を流れる内川を城の外堀とし、侍と町人の住む町をはっきりと分ける町割りを行い、城下町として整備した。

以降、約200年余りにわたり、酒井氏が藩主となり繁栄したが、藩政の終焉を迎える、酒井氏の善政に対する敬慕の思いにより、酒井氏を祀る神社として明治10年（1877）に莊内神社が創建された。

神社の建立に向け動き出した明治9年（1876）に鶴ヶ岡城が解体されたが、酒井氏の庄内藩主としての往時をしのび、大名の参勤交代の行列がそのまま再現されることになった。

明治10年（1877）に始まった「大名列」は、昭和52年（1977）には、「鶴岡ふるさと祭り」として、平成3年からは、名称を「莊内大祭」と改め、城下の街などと多くの建造物をねり歩き、城下町としての歴史的景観と人々の営みが現在も受け継がれている。

2) 旧庄内藩主酒井氏における城下町の成立過程

江戸時代初期の元和8年（1622）、これまで庄内地方を治めていた山形藩最上氏がお家騒動により改易となつたことから、山形藩の領地は没収・分断され、徳川の譜代大名で、家康の頃徳川四天王の筆頭として名をはせた酒井忠次を祖とする酒井忠勝が信州松代より入国し、庄内藩13万8千石（後に14万石）の領主としてこの地を治めることになった。

忠勝が入国する以前の鶴岡は、山形藩主最上義光が関ヶ原での戦功が認められ57万石の大名となつた際に所領に加えられた土地であり、大泉荘の地頭であった武藤氏が室町時代に築城したとされる大宝寺城を自身の隠居城とするために修復整備し、名も鶴ヶ岡城と改めている。

忠勝は、庄内藩主の石高にふさわしい城作りを行うとともに、城下町としての町割りに着手し、中級以上の家臣が住むための三ノ丸を築造するなど、鶴ヶ岡城の区域を拡大して整備するとともに、城の東側を流れる内川を城の外堀として、

川向こうに町人町を整備し、今も残る街なみを整備した。

この際、整備された道路等を庄内の自然景観に照らし合わせると、東西南北の基本軸が、鶴岡周辺に聳える鳥海山、月山、母狩山・金峯山の位置と合うことから、いわゆる「山当て（※）」の手法が用いられたといわれている。（諸説あり）



（※）城下町都市などにおいて、道路の正面に山の頂が眺望できる現象

酒井氏入国後、約 200 年が経過した江戸時代後期の天保 11 年（1840）には、幕府が庄内藩主酒井氏を長岡に転封する「三方領知替え」を発令したが、領民が嘆願書を携え決死の覚悟で続々と江戸へ上り、幕府老中への直訴や有力大名や寺院にも繰り返し訴えるなどにより、翌 12 年 7 月、將軍家慶は、三方領知替え中止の幕命を出し、酒井氏は庄内に留まることとなった。

慶応 4 年（1868）、戊辰戦争の開始以来、佐幕派の主力として戦っていた庄内藩が謝罪降伏したことを受け、政府は同盟諸藩の処分を検討し、明治元年（1868）、

庄内藩に会津若松への転封を命じたが、領民らが政府要人間に酒井氏の善政を称える嘆願文を提出するなどにより、転封は中止となった。

こうした藩政期における藩主酒井氏の善政に対する住民の敬慕の思いを受け、明治9年（1876）3月、政府は、鶴ヶ岡城址（本丸と二ノ丸）を公園に定めるとともに、本丸の大部分の土居を崩し、堀を埋め、本丸の土居と堀の一部分を残して城を解体して神社の建立が始まり、明治10年（1877）10月に現在の莊内神社が建立された。

3) 建造物

◆莊内神社

明治10年（1877）、本丸の跡地に建立された。

藩政が終焉を迎えた明治8年（1875）に、旧庄内領民を代表する鶴岡県内6大区の総戸長が、藩主酒井氏の善政に対する敬慕の思いを受け、鶴岡城址に一社を建立し、酒井氏の祖忠次、2代家次、3代忠勝の靈を合祀して、県社とすることを県に請願し、時の鶴岡県令で旧薩摩藩士であった三島通庸の斡旋により教部省の許可を得、翌9年（1876）に寄付金の募集が行われ、神社の建立が始まった。

神社建設の場所は、本丸の跡地に透塀で囲んだ本社を中心配し、塀の外側に拝殿、神庫を配し、これを玉垣で囲い正面に鳥居を設置し、外構玉垣で囲い、その中に祭器庫、神饌庫、社務所を配置し、正面に鳥居を設置した。

本殿屋根は銅板葺であるが、拝殿、神庫、社務所等の屋根には、かつて城の屋根に葺かれていた酒井氏の紋がある瓦が使われた。

神社の建立は、旧士族と住民有志も参加して実施し、明治10年（1877）5月25日に地鎮祭を執行、その後9月15日に上棟式が行われ、9月末に完成、10月4日から3日間盛大な祭典が行われた。

明治10年（1877）『莊内神社公園地の図』に莊内神社・城址公園の記述があるほか、大正15年（1926）『鶴岡市街図』に莊内神社の鳥居が写る古写真、昭和4年（1929）莊内神社本殿が写る絵はがきがあり、建材も相応に古いことから、同じ建造物であるとみられる。

棟梁は、明治期にこの地方の寺社建築・洋風建築を多く手掛け名棟梁と言われた高橋兼吉^{かねきち}で、大名行列に使われる道具や酒井氏から寄贈された藩主家ゆかりの品々は、莊内神社創建120年を記念し、平成10年に造られた莊内神社宝物殿で見ることができる。



莊内神社 絵はがき（昭和4年）



庄内神社



庄内神社公園地の図

明治 10 年（鶴岡市郷土資料館蔵）

◆鶴岡公園（鶴ヶ岡城址公園）

明治 9 年（1876）に、政府が鶴ヶ岡城址（本丸と二ノ丸）を公園に定め、大部分の土居を崩し、堀を埋め、本丸の土居と堀の一部分を残して城を解体し公園を整備した。

明治 10 年（1877）『庄内神社公園地の図』に庄内神社・城址公園の記述があるほか、大正期の鶴岡公園南面、内堀端の古写真がある。

旧鶴岡町は、明治 39 年（1906）より大正 5 年（1916）に至る約 10 年間に金 6,800 円余を投じて公園を経営し、堀には紅白の蓮を植え、旧二ノ丸の堀には花菖蒲を植え、二ノ丸の堀の両岸及び招魂社前等には多数の桜の木を植えた。

現在では、園内には 720 本の桜があり、日本さくら名所 100 選にも選ばれ、県内随一の桜の名所として知られ多くの人で賑わっている。



大正期の鶴岡公園南面の内堀端



現在の鶴岡公園と内堀

◆大寶館 [市指定有形文化財]

大正4年（1915）、大正天皇の即位を記念し建立した。

旧本丸中門跡に図書館と物産陳列所の機能を有し、赤いドーム屋根を持つ白亜の洋風建築の大寶館が建てられた。

大正15年（1926）『鶴岡市街図附商工業者案内』、開館記念絵葉書に大宝館がある。

大正期を代表する建築物で、昭和56年（1981）に市の文化財に指定され、同63年（1988）からは郷土人物展示施設として公開、鶴岡公園の顔となる建物として、多くの来館者が訪れている。



鶴岡公園の桜と大寶館

◆御隱殿

御隱殿は、文久3年（1863）、11代酒井忠発が隠居所として建てた。

現存している奥の座敷は能を催したともいわれ、床下は音響効果をはかるため、大甕が据えられていたといわれる。

文久3年（1863）『御隱殿建設につき領民に出役を命ずる達書』に記述、昭和14年（1939）撮影の古写真がある。

鶴岡で唯一大名屋敷の広壯な面影を知ることの出来る建物で、歴代藩主ゆかりの品々が展示されている。



御隱殿

◆酒井氏庭園 [名勝]

御隱殿の奥座敷に、書院に正対して造られた書院庭園。

当地方稀に見る貴重なものとして、昭和51年（1976）名勝に指定された。

『昭和初期都市計画資料 鶴岡市街用途明細図』に庭園の記述がある。

総体の構成は、江戸時代中期に普及した築山泉水庭の様式手法で作庭されている。



名勝 酒井氏庭園

◆旧西田川郡役所 [重要文化財]

明治 14 年 (1881)、時の山形県令三島通庸の命により建設された。

棟梁は、荘内神社も手掛けた高橋兼吉で、かつては、馬場町十日町口に通りを挟み、旧鶴岡警察署と並んで建っていた。

玄関を突出させ、バルコニーを上げ、中央の塔屋に時計台がついた瓦葺木造二階建て、両翼が一階建のルネサンス風の擬洋風建築である。

大正 2 年 (1913) 平野成継『鶴岡案内』に古写真がある。

外観は、簡素ながら均整の取れた意匠が施され、外壁は下見板張りで隅に柱型を出し、窓は上げ下げのガラス窓を取り入れており、その意匠とともに、鶴岡の明治期を代表する建築物として貴重なものであることから、昭和 44 年 (1969) に重要文化財に指定された。

文化財として貴重なもので、取り壊しの危機にあったが、消滅を惜しむ人々の協力により、昭和 45 年～47 年 (1970～1972) 致道博物館内へ移築・保存された。



重要文化財 旧西田川郡役所

◆旧鶴岡警察署庁舎 [重要文化財]

明治 17 年 (1884) に新時代の到来と新政府の威信を示すため、山形県令三島通庸の命により建設された。

棟梁は、荘内神社も手掛けた高橋兼吉で、かつては、馬場町十日町口に通りを挟み、旧西田川郡役所と並んで建っていた。

木造 2 階建、宝形造、桟瓦葺で、二階の正面中央にはベランダを突出して設ける擬洋風建築である。

明治 17 年 (1884) 11 月 15 日 出羽新聞に建物完成の記述がある。

外部窓廻り等にルネッサンス様式を模しているが、二階屋根には鬼瓦と鶴の絵模様の破風妻飾など在来様式も巧みに取り入れており、その意匠とともに、鶴岡の明治期を代表する建築物として貴重なものであることから、平成 21 年に重要文化財に指定された。

文化財として貴重なもので、取り壊しの危機にあったが、消滅を惜しむ人々の協力により、昭和 45 年～47 年 (1970～1972) 致道博物館内へ移築・保存された。



重要文化財 旧鶴岡警察署庁舎

◆旧渋谷家住宅 [重要文化財]

出羽三山のひとつ湯殿山麓の山村、旧朝日村田麦俣における独特の建築様式を持つ、文政5年（1822）に創建された多層民家。

狭い山峡の敷地と、深い雪の生活に適応するため、3層、4層造りとなり、当初は寄棟造りであったが、明治に入り、養蚕が盛んになると、屋根の改造が行われ、妻側は「高はっぽう」という輪郭と、反りが美しい「兜造」に改造された。

昭和40年（1965）移設の際、発見した墨書に文政5年（1822）創建の記述がある。

地域固有の独特の建築様式を残す貴重な建物として、昭和44年（1969）に重要文化財に指定された。

文化財として貴重なもので、取り壊しの危機にあったが、消滅を惜しむ人々の協力により、昭和45年～47年（1970～1972）致道博物館内へ移築・保存された。



重要文化財 旧渋谷家住宅

◆酒井家墓所

致道博物館の南に位置する庄内藩主酒井氏の菩提寺。

酒井氏が転封されるたびごとに、酒井氏に従って移転し、元和8年（1622）の酒井氏庄内入部の際、広い境内を与えられ寺を建立したもので、寺に隣接して廟門を持つ藩主御墓所がある。

延宝6年（1678）『鶴岡城下御絵図』に、大督寺の記述があるほか、酒井家初代忠次公などの墓標、6代忠公の墓碑がある。

また、山形大学永井康雄教授の報告書によれば、唐門は文化14年（1817）に建立された四代忠当の御靈屋の拝殿部分である可能性が高いとされている。



酒井家墓所 唐門

◆鶴岡カトリック教会 [重要文化財]

元庄内藩家老末松十蔵の屋敷跡に、明治36年(1903)に建てられた。

設計者は、建築を学び日本各地の教会を設計したフランス人神父パピノで、木造瓦葺で、外装は板張りであり、正面中央に鐘楼を建て、赤い鋭い尖塔に十字架を掲げた、中世ヨーロッパのバジリカ型・ロマネスク様式の建築物である。

24枚あるステンドグラス風の窓絵は、ガラスの間に聖人などを描いた絵を挟んだ独特のもので、日本ではこの教会だけである。

この様式は東北最古で東北各地のカトリック教会のモデルともなったことから、昭和54年(1979)重要文化財に指定された。

大正15年(1926)『鶴岡市街図』、明治40年(1907)『山形県鶴岡明細全図』に記述がある。

現在では、かつての家老屋敷の門が重要文化財鶴岡カトリック教会天主堂が建つ教会の門として残されており、洋風建築と相まって独特の趣や風情を醸し出している。



重要文化財鶴岡カトリック教会天主堂

◆旧風間家住宅 [重要文化財]

風間家7代目幸右衛門が住居と営業の拠点として建築した。

風間家は、庄内藩の御用商人として呉服・太物屋を営み、幕末には鶴岡一の豪商となり、現存する住宅屋敷は、元は上級藩士の屋敷があった土地で、明治20年代に風間家が取得したと伝えられる。

主屋及び中蔵・奥蔵は明治29年(1896)の建築で、建築年の干支にちなみ、昭和20年8代目幸右衛門によって「丙申堂」と命名された。

郷土資料館所蔵『昭和初期の市街図パノラマ写真』に建物の写真、『昭和初期都市計画資料 鶴岡市街用途明細図』に建物の図面がある。

主屋は、桁行全長にわたるトオリを配した平面や、広大な板の間の架構、約4万個ともいわれる石を敷き詰めた石置杉皮葺の屋根などの特徴を持ち、明治期の庄内地方を代表する近代和風建築であることから、平成12年(2000)に重要文化財に指定された。



重要文化財 旧風間家住宅



重要文化財 旧風間家住宅の石置屋根

◆風間家旧別邸無量光苑釈迦堂 ほか5件 [登録有形文化財]

明治43年(1910)に建築され、来賓の接待や関係者の集会の場として使われ、昭和27年(1952)からは風間家9代当主の私邸となっている。

『昭和初期都市計画資料 鶴岡市街用途明細図』(鶴岡市郷土資料館蔵)に建物の図面がある。

構造は、良質なスギ材を主体としており、重要文化財旧風間家住宅の小座敷の構造細部に類似するなど、優れた構造、意匠が用いられた建築物として平成14年(2002)に登録有形文化財に登録され、翌15年(2003)には、付属屋の土蔵、表門、中門、北門、西側の板塀も登録された。



登録有形文化財 風間家旧別邸無量光苑釈迦堂

◆武家屋敷（安倍家住宅）

酒井氏が庄内藩に入国の際、家臣を住まわせるため、新しく武家屋敷として町割りを行った。

往時の原型を留めた市内に現存する武家住宅で、木造茅葺平屋建住宅。

安倍親任『四家編年誌』の安政6年（1859）3月12日付け記録に「六代吉兵衛良顕宅火災、同年秋新宅ヲ營ム。表新屋敷ナリ」と記されており、設計図の写しも保管されている。



武家屋敷（安倍家住宅）

4) 活動

◆莊内大祭

明治10年（1877）5月23日、旧藩主酒井氏から祭事に用いる長物や馬具などが奉納され、10月に莊内神社建立を記念して行われた祭典の神輿渡御の行列には、酒井氏の庄内藩主としての往時をしのぶため、大名の参勤交代の行列がそのまま再現されることになった。

明治10年に始まった「大名行列」は、昭和52年（1977）には、「鶴岡ふるさと祭り」として行われるようになり、平成3年（1991）からは、名称を「莊内大祭」と改め、人々の手により受け継がれてきた。

莊内神社の例祭日である8月12日～17日の内14日（宵祭り）、15日（本祭り）を莊内大祭と称して、黒川能の奉納・縁日夜店（14日）、大名行列・まっかせろ踊りの披露・庄内藩荻野流砲術隊の演武・盆踊り・灯籠流し・縁日夜店（15日）が行われていたが、令和4年度は酒井家庄内入部400年の記念の年にあたることから、10月9日に例祭が行われた。

① 黒川能

莊内大祭の宵祭りで莊内神社に奉納される黒川能は、江戸期に酒井氏の援助を受け発展したことから、明治12年（1879）に奉納されて以来、毎年奉納されている。

黒川能は、室町時代から500年もの間、上座と下座の二つの宮座により、途絶えることなく連綿と守り伝えられてきた、



春日神社

黒川地区の鎮守・春日神社の神事能であり、昭和 51 年（1976）に重要無形民俗文化財に指定されている。

13 世紀から 16 世紀にかけて庄内地方を領した武藤氏との関係が濃く、武藤氏が衰亡した戦国時代の末期には、黒川の鎮守春日神社を護持する氏子組織の宮座や、それと一体である能座の力も衰微したものと思われる。

しかし、元和 8 年（1622）に入部した酒井氏により社領を安堵され、能衣装や能道具が数多く寄進され、酒井氏の多大な援助のもと、黒川能の宮座・能座は活気を取り戻し、鶴岡や酒田などで開帳能を興行するなど、地域での社会的地位を高めるとともに、演目を増加させ、装束などを備え発展した。

衰亡期にあった黒川能を支援した酒井氏の恩に対し、酒井氏を祀る庄内神社の例祭日に同神社の拝殿において能を奉納するようになり、例祭に欠かせない行事となっている。

庄内大祭においては、平成 18 年（2006）から薪能として奉納されている。

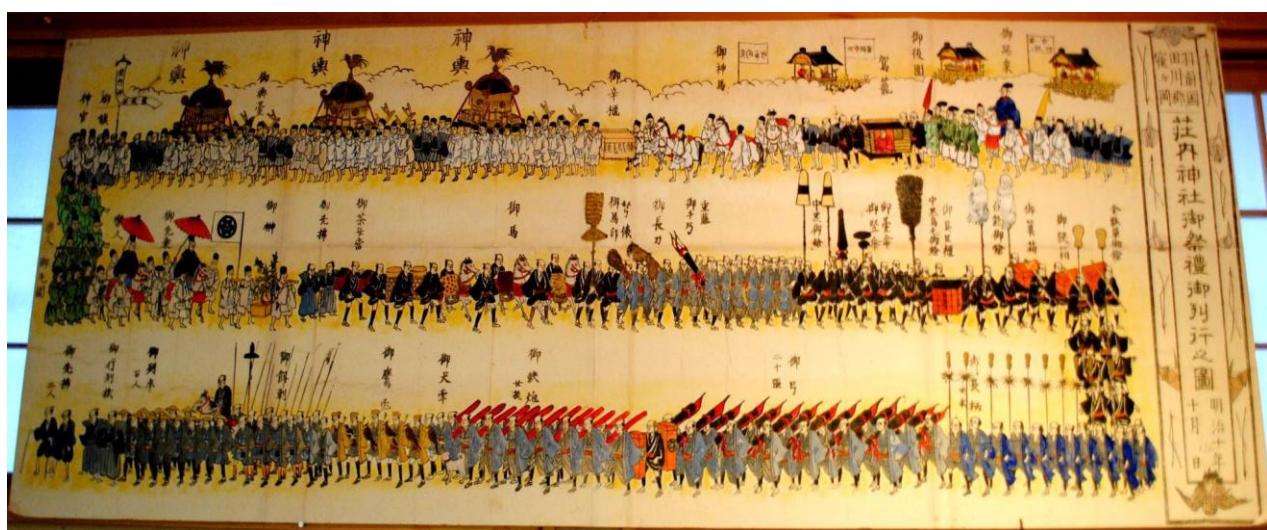


庄内神社例祭での奉納の様子

② 大名列

大名列の隊列は『庄内神社祭禮行列帳』（明治 12 年（1879））によると、総勢 400 名を超える大行列であった。

「セイヨーヤセイ、ヨイヨーナ」の掛け声も勇ましく、金瓢箪鞘の槍、白熊鞘の槍、中黒羅紗フラフラ槍を振り渡す奴振りが、行列の呼び物となり、七日町、八間町からは屋台踊り、湯野浜からは道化神楽の奉納があり、祭りを賑わした。



庄内神社御祭禮御行列の図

大名行列は、荘内神社例大祭の中で行われ、明治12年（1879）からは、重要無形民俗文化財黒川能の奉納があり、祭りに一層の趣を添えた。

さらに、同13年（1880）には、行列の通過を遠くまで伝えるため、径1メートルの大太鼓（かたばみ太鼓：市指定有形文化財）が奉納された。

これは、旧幕府本丸の「時之御太鼓」で、払い下げられて民間所有となっていたものを東京で買い入れたものである。

荘内大祭最大の呼び物である大名行列は、現在、神幸列（大太鼓、舞姫、楽人、馬上神職、神輿等）、甲冑列、女人列、参勤交代列（御列卒隊、鉄砲隊、御弓隊、御長柄隊）、三役奴振り（金瓢箪御槍、白熊御槍、裾膨中黒御槍、御楯傘、御台傘、挟箱、蓑箱）、藩主警護隊、藩主、御駕籠等、少年隊列（少年隊、祭礼奉行、跡押）など総勢400名からなり、城址公園である鶴岡公園の本丸跡から出て、藩主家ゆかりの場所を練り歩く。

かつては、山王日枝神社や鶴岡駅まで練り歩いていたが、現在は旧二ノ丸、三ノ丸周辺を練り歩いている。

大名行列は、午後3時に旧二ノ丸跡の鶴岡公園北広場を出発し、外北御門跡を通り旧二ノ丸を出る。

右手に兵糧貯蔵場所であった旧七ツ蔵跡に建つ県立鶴岡南高等学校を見ながら二ノ丸堀沿いに進むと間もなく旧藩主であった酒井氏の私邸が見える。

酒井氏の私邸に隣接して、酒井氏がその創設に深く関わっている公益財団法人致道博物館があり、致道博物館の敷地内には、重要文化財である西田川郡役所、旧鶴岡警察舎、旧渋谷家住宅、名勝酒井氏庭園のほか、歴史的な建造物の御隱殿がある。



大名行列　かたばみ太鼓



大名行列　神幸列（神輿）



大名行列　女人列



大名行列　参勤交代列（御駕籠）

行列は、致道博物館の脇を通り南に進むと、間もなく三ノ丸内に立つ大督寺が見え、この前を通り鍛冶町木戸跡から東に折れ、町人町に入る。

角を曲がると、各街道から城下への入り口として人々が往来し、季節ごとに様々な旬の魚が日本海から運ばれた上肴町（現本町三丁目）通りを練り歩く。

上肴町は、庄内藩が魚の集荷と販売を行わせるため置いた町で、天明4年（1784）の記録によると魚の問屋が11軒あったと記されている。

行列はその後、名勝金峯山に向かう通称金峰街道を北に曲がり、旧元曲師町木戸口跡を過ぎると、右手前方に史跡旧致道館、正面前方には鶴岡公園が見えてくる。

庄内地方の教育の源をなし、庄内藩士の精神的支柱であり、かつては藩政を担った場所である致道館の前を抜け、鶴岡公園前を東に曲がり、羽黒山に向かう通称羽黒街道を通過すると、やがて城の外堀を兼ねていた内川の十日町木戸口跡に架かる鶴園橋を渡る。

この橋を渡り、下流である北に向かうと、三日町木戸口跡に架かる赤く塗られた三雪橋に出る。

三雪橋を渡り、旧三日町木戸口跡前を西に向かうと、正面には莊内神社の大鳥居を望む三日町口通りとなり、ここを行列が通るが、往時は、ここが町人町から三ノ丸を抜け大手門を通り、二ノ丸、本丸に通じる表通りであり、家老屋敷が立ち並ぶ通りであった。

大名行列は、重要文化財であるカトリック教会、旧風間家住宅、登録有形文化財風間家旧別邸無量光苑釈迦堂を横目にしながら、かつての大手門前の通りを進み、城址公園である鶴岡公園に入り、午後5時に本丸跡に建つ莊内神社に到着して終わり、夜にかけて神社参道での盆踊りや内川での灯籠流し・夜店が祭りに一層の花を添え、市民や盂蘭盆で帰省した人びとで神社周辺は終日賑わう。

大名行列が通る三雪橋の名の由来は、明治期に県令の三島が、この橋から南に名勝金峯山、東に出羽三山の主峰月山、北に出羽富士とも称される鳥海山がその頂に雪を戴いている姿を同時に見られることから名付けたものである。

大名行列では、奴振りが12箇所、巫女舞



大名行列 旧西田川郡役所前



三雪橋・奴振り

披露は8箇所で行われ、その作法は、世襲の役柄がつとめる軍扇が扇を開いて上げ合図をすると、行列全体が止まり、奴衆は「よーや、さあー」と掛け声をあげ、前列と後列が向かい合い、前列の奴衆が両手を水平に上げ、左足から右足の順で上げて後列の槍を持っている奴衆が投げてよこす槍を受け取り、前後交代して並ぶのである。

③ まっかせろ踊り

三雪橋の上では、旧五日町町内の人々により伝承されている「まっかせろ踊り」も披露される。

文政11年（1829）の盆踊りの出し物35組の内、五日町の「御供行列」という踊りが俗に「まっかせろう」とも呼ばれ、目出度い踊りとして安政4年（1857）、文久2年（1862）にも「御供揃」という名で披露された。

大正10年（1921）、酒井氏入部300年祭の時は、踊り手270人からなつていて稀にみる大仕組みであったという。

（『鶴岡市史上巻』（昭和37年（1962））

この踊りは、参勤交代のときに帰城する藩主を迎えるために踊ったとも、また、天保の国替えが中止になったことを喜び祝つて唄ったものともいわれており、現在は、莊内大祭の他、秋葉神社（旧五日町、現昭和町）の祭礼の折にも演じられている。



まっかせろ踊り

5) まとめ

元和8年（1622）の酒井忠勝の入国により、庄内藩の領主として城下町を整備しこの地を治めたが、忠勝が行った城下町の町割り、小路、山当ての景観などの街なみが今も残されており、藩政の終焉を迎えて以降も、酒井氏の善政に対する敬慕の思いにより莊内神社が創建され、また、往時をしのび、大名行列が再現され、名称を改めながら、現在も受け継がれている。

旧庄内藩主酒井氏を取り巻く城下町の文化は江戸期に釀成されたものが多く、これらが有形・無形のものとして現在に継承され、明治期に入ると、新しい時代を象徴するかのように「洋風建築物」が次々と旧城下の周辺に建設された。

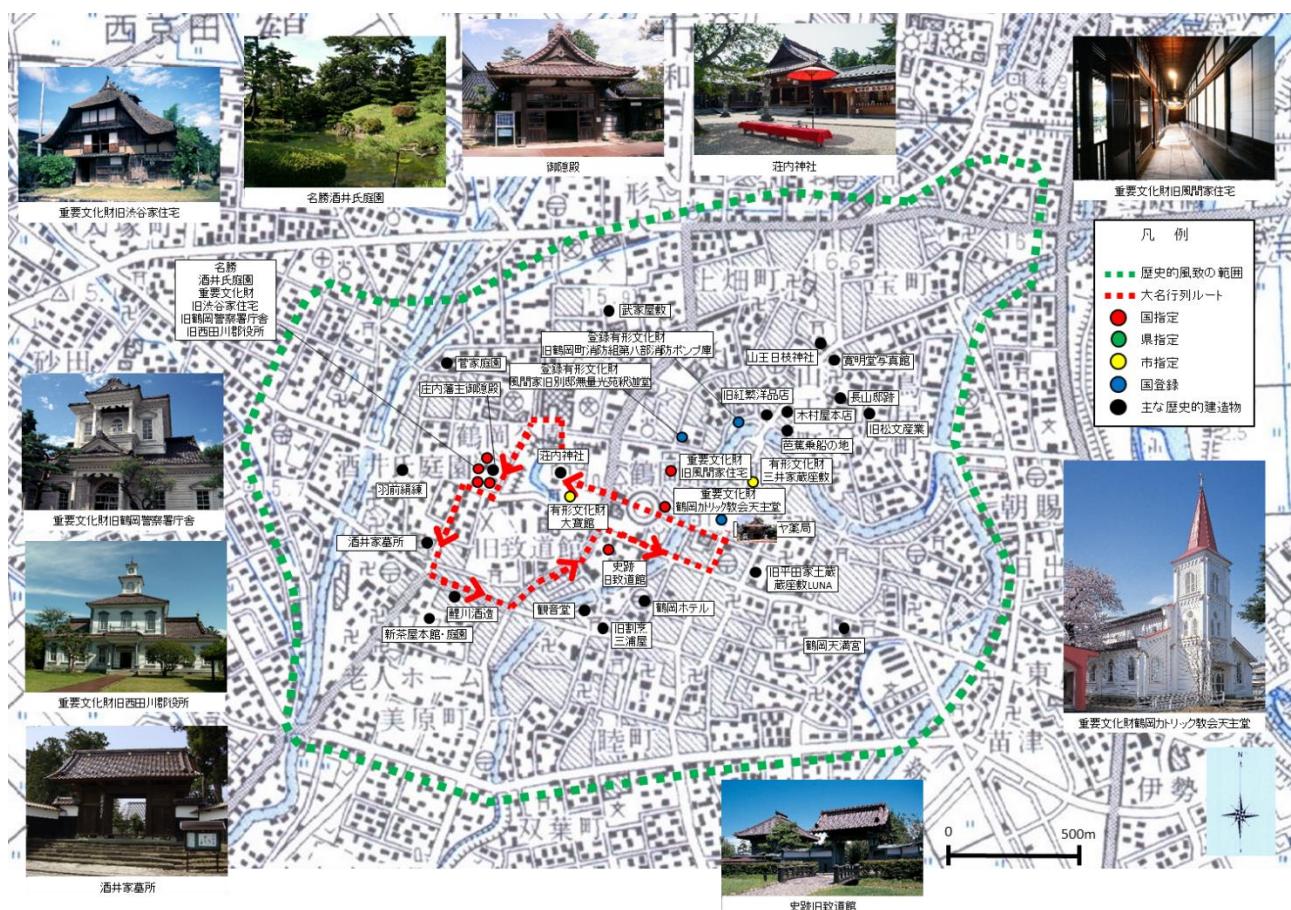
この2つの擬洋風建築は、羽黒山と日本海を結ぶ主要道の沿線にあり、車窓から見ることもでき、鶴岡公園に建つ大賓館とともに明治大正の擬洋風建築が立ち並ぶ様は、鶴岡の中心市街地を代表する景観となっている。

戊辰戦争において城下が戦場とならなかったことや、太平洋戦争においても

戦災を受けて残された往時の町割りや酒井氏ゆかりの建造物が現代も残され、城下町としての雰囲気を今でも感じられることがある。

廃藩置県後もこの地に残った旧藩主と旧藩士、旧藩主を「殿はん（殿様）」と呼び慕う多くの人々が、ともに手を携えて大切に繋いできた荘内大祭が行われるとき、人々の心の中で受け継がれてきた旧庄内藩主酒井氏への思いが映し出され、城下町の良好な歴史的景観と街なみ、歴史的建造物と人々の営みが一体となり、藩政時代から続く、鶴岡らしい歴史的風致を感じることができる。

明治2年（1869）の版籍奉還、同4年（1871）の廃藩置県により藩体制は解体し、多くの旧大名家が上京する中にあっても、酒井氏は鶴岡に留まり、現在も鶴岡に住まいしており、この地方の実業界で活躍するとともに地域文化の振興にも力を注いでおり、市民からも「殿はん（殿様）」と親しみをもって呼ばれる存在となっている。



旧庄内藩主酒井氏と庄内大祭にみる歴史的風致の範囲図

（2）藩校致道館の教学精神にみる歴史的風致

1) はじめに

庄内藩酒井氏9代忠徳（1755～1812）が家督を継いだ18世紀後半は、農村も疲弊、藩の財政は逼迫しており、これを憂えた忠徳が、藩政を立て直すため、農政改革に着手、農民の暮らしと藩財政が落ちついてきた寛政12年（1800）幕府の許可を得、文化2年（1805）に山王日枝神社近くの大宝寺（現日吉町）地内に「致道館」が完成した。

文化2年に家督を継いだ10代当主である忠器は、政教一致の考え方から、創立から11年後の文化13年（1816）、三ノ丸地内の現在地に致道館を移設している。

致道館の教学であった儒教は、明治6年（1874）廃藩置県による致道館の廃校とともに、新しい時代に容れられない学問となって衰微したが、致道館の教師を務めた旧藩士たちにより、様々な東洋古典を学ぶ「経書の会」を持ち回りで行うなど、藩校致道館の教学精神は、旧藩士たちによって学び継がれていった。

鶴岡市が昭和43年（1968）に文部省の文化財愛護モデル地区に指定されたことを契機として、翌44年（1969）財団法人致道博物館（現公益財団法人）と鶴岡市中央公民館が共催で「少年少女古典素読教室」を開催して行っていた、小学生から高校生までを対象とする、『孝教』、『大学』、『論語抄』を教科書とした致道博物館の御隠殿での素読などの活動が広く継承されることとなり、現在でも、小中学生を対象とした活動が行われている。

2) 藩校致道館の教学

庄内藩酒井氏9代忠徳は、18世紀後半の財政の逼迫、農村の疲弊、天明から寛政にかけての士風の乱れなど、これらを憂え、郡代の白井矢太夫の「太平の世が長く続き、人びとの心が柔弱になり、廉恥の気持ちが薄れたからで、急に直るものではない。回り道のように思うかもしれないが、学校を建てて教育するしか道はない。それによって、人びとが恥を知るようになれば、風紀の乱れは自ずと改まる。」との意見により、藩政を立て直すため、優れた人材が必要と感じ、学校創立を計ることになった。

しかし、藩財政が厳しい状況であったため、先ず農政改革に着手し、農民の暮らしと藩財政が落ちついてきた寛政12年（1800）に幕府の許可を得て建設に取り掛かり、先進校である岡山藩の閑谷学校の図面を借りて参考にしたり、他の藩校に学校の仕組みや教育内容を問い合わせるなどして、5年後の文化2年（1805）に校舎がようやく完成、校名は、論語の中の「君子學ンデ以テソノ道ヲ致ス」（君子は学問をすることによってその道を究めるの意）から「致道館」と命名し、祭酒（校長）には矢太夫を選んだ。

藩校致道館がほかの藩校と大きく違っていたのは、荻生徂徠が提唱した徂徠学を教学の中心としていた点で、寛政2年（1790）に幕府が朱子学以外の学問を禁ずる布令いわゆる「寛政異学の禁」を出しておらず、ほかの多くの藩校では朱子学を採用していたが、庄内藩と彦根藩の2藩は徂徠学を採用していた。

致道館で幕府の考えと違う徂徠学を採用した理由としては、既に藩の中に徂徎学を学んでいる者が多くて広く知れ渡っていたこと、矢太夫が徂徎学の考え方を活かして農政改革を成功させたことにより、藩主が学問の力を信じ徂徎学に対する搖るぎない信頼があったためと言われている。

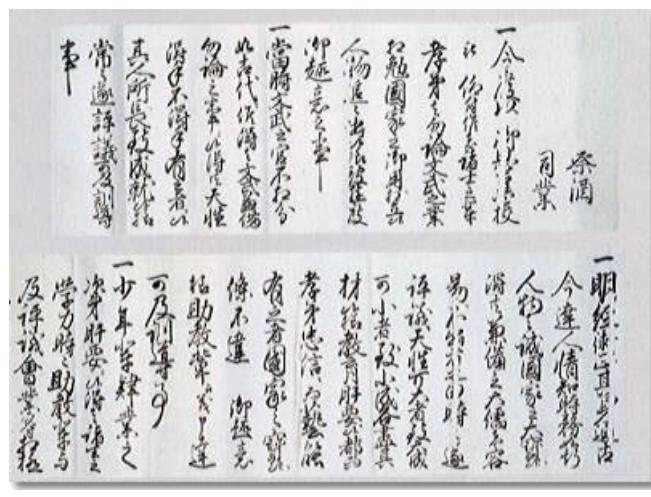
徂徎学は古文辞学ともいい、直接古い辞句、古い文章を読み、後世の注釈にとらわれず、孔子の教えを直接研究しようとする学問で、能力に応じた等級制を採用し、個別的指導に力を入れ、自学自修を強調することを基本としていた。

致道館もこれにより、その学制は、今の小学校にあたる句読所から大学院にあたる舎生までの5段階とし、句読所は担任教師がいて指導するが、中学にあたる終日詰以上は、自分が立てた計画に従って自分のペースで進める「自学自修」と当番生徒の発表について話し合ったり、同じ書を読んで討論したりする「会業」と呼ぶゼミナル形式の方法が中心であった。

開校に際し、藩主忠徳が教師に与えた被仰出書おおせいだされしょという命令書では、「学問も武芸も両方優れていれば一番良いが、人には生まれつき得手不得手があるので、その人の得意な方を伸ばしなさい」「一人一人の素質や能力を精一杯伸ばす教育が大切である」「人によって出来、不出来が出てくるのは仕方ないが、職員の偏った教え方によって悪い影響を与えないようにしなさい」と述べている。

また、祭酒の矢太夫も職員に対し、「生徒たちの良いところを伸ばすようにすれば、悪いところは自然と消えるものだから、無理に責めてはいけない」「学校は少年たちの遊び場だから、行儀が悪いのや失礼があったときなどは注意しても、その他はあまり責めないで、飽きないよう面白く教えることである」と言っている。

これらの二人の言葉は、ともに「天性重視・個性伸長」を重視する致道館教育の基本的な考え方によるものである。



被仰出書

致道館に入学できるのは、中級以上の藩士の子であったが、下級藩士の子弟でも優秀な者は入学でき、句読生から舎生まで合わせると、生徒は三百数十名在校し、生徒が勉学する儒学は、主に四書（大学・中庸・論語・孟子）五経（易經・書經・詩經・礼記・春秋）であった。

数えの10歳で入学すると、先ず句読所の西の間に入り、そこからは年4回行われる学業検閲に合格すれば、年齢や修学年数に関係なく、進級・進学できる仕組みになっていた。

検閲は、一斉テストなどは行わず、学習中の態度や意欲、会業の準備度や発言、課題の成績、出席状況などを総合的に判断するもので、教師全員の話し合いで決め、致道館を卒業したものは、器量に相応しい藩の諸役に取り立てられた。

致道館は、創立以来約70年の歴史の中で、教学の中心的役割を担い、藩政を司る多くの優れた人材を育て続け、庄内藩の礎となってきたのである。

■致道館の学制（概略）

生徒	現代の学校	教場	時間	内容
舎生	大学学部か大学院相当 (30歳前後が普通)	本舎	6～22時	自主学習
試舎生	大学教養課程相当	本舎	7～17時	自主学習
外舎生	高等学校相当	外舎生室	8～16時	自主学習(16時から武芸)
終日詰	中学校相当 (15～16歳が多い)	操揚生室	8～16時 か17時	自主学習
句読卒業生	小学校相当	北の間	8～16時	書学、復習、自習
句読生	小学校相当 (数え年10歳で入学許可)	東の間 中の間 西の間	8～14時	句読、書学

● 心身鍛錬

藩校致道館では、心身鍛錬のため、終日詰（現在の中学生）以上の生徒は、月に6度は野山に出かけて「鳥刺し」或いは海に出かけ「磯釣り」を行っていた。

城下から10数kmの道を真夜中から長い釣竿を携え、歩いて磯場に行き、長時間荒波に対座することで、体力と胆力を養ったのである。

魚を釣上げることを「勝負」ということも、この地方独特の言い慣わしで、藩校の生徒だけでなく、藩士たちも心身鍛錬の一助として盛んに行っていた。

の あいにつ き
秋保親友の『野合日記』(文化年間から明治初年)には、「磯釣りに当っては、早出をしなければ遠い所の明け釣りの間に会(合)わず、良い獵をすることが出来ない。(中略)夜目をならすことは夜戦や斥候の助けになり、武用の一助にもなるから夜釣り・明け釣りは論外というが、今はおびただしい釣り人で、釣り場もないこともある云々。」などと盛行の様子を記している。



庄内浜磯釣りの図（旅河家資料）

明治元年（1868）には、時代の大きな転換期を迎える。致道館の教師や舎生は、戊辰戦争により戦場に赴き、致道館は宿泊所と化し正常な授業は行えなかった。

同年9月には、藩主忠篤が官軍参謀黒田清隆と御入間で会見謝罪降服し、恭順の意を表し、翌年7月には学業を再開したが、明治6年（1874）廃藩置県により致道館は廃校となった。

3) 建造物

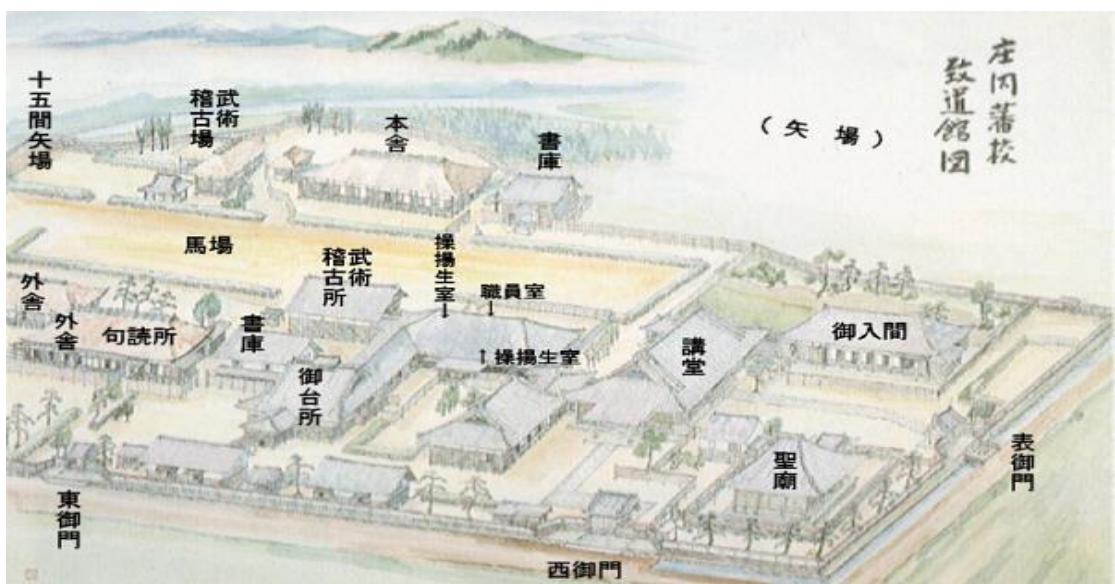
◆旧致道館 [史跡]

酒井忠徳により、文化2年大宝寺地内に致道館が完成、文化2年に家督を継ぎ、10代当主の酒井忠器の、「政治についての考え方や方法は学問から生まれる。

学問を身につけるところは学校だから、学校と役所が同じところであることが一番良い。」という、政教一致の考え方から、文化13年（1816）に、鶴ヶ岡城三ノ丸地内の現在地に学校を移設した。

移設に当たっては、参勤年に講堂や御入間^{お いり の ま}が会所として使用され、政務が行われたことから、従来の聖廟^{せいびょう}・神庫^{しんこ}・御入間^{ご もん}・講堂^{こうどう}・養老堂^{かいぎょう}・会業^{かいぎょう}の間等の施設に加え、役所として使用する部屋と学力の進歩に従って組を作ることを考え、句読所^{くとうじょ}・外舎^{わいしゃ}・本舎^{ほんしゃ}などの教場が増設されるとともに、武術の稽古場^{けいこじょう}・馬場^{ばば}・矢場^{やば}も設けられ、学校規模が一段と大きくなった。

現在は、移設当時の約半分にあたる70アール余りの土地に、聖廟・講堂・御入間・表御門^{おもてごもん}・西御門^{にしごもん}・東御門^{ひがしごもん}が残っている。



庄内藩校致道館 想定図

現在の致道館



史跡旧致道館 全体

主な建物の構造は、講堂は入母屋造桟瓦葺で鬼瓦銅版叩出、妻入、向拝一間、御入間は寄棟造桟瓦葺、聖廟は寄棟造桟瓦葺で箱棟銅版包み、御門は切妻桟瓦葺となっている。

御入間のうち藩主御成の間である御居間の天井と床下は、賊の侵入を防ぐための構造となっていた。

明治6年（1873）廃藩置県による廃校までの約70年間、藩校致道館の教学の中心としての役割を担ったこれらの建物は、東北地方に残っている唯一の藩校建造物として、昭和26年（1951）に史跡に指定された。

一方、旧致道館の建物は、明治6年（1873）に廃校になった後、明治7年（1874）に、旧藩士の子供たちを教育する苗秀学校となり、その後も時代の流れにより鶴岡県庁、山形県支庁、鶴岡警察署等として使われた。



史跡旧致道館 表御門



御居間外観



講堂外観



講堂入口

明治 17 年（1884）の廃校までの間、いくつかの建物は、解体移設されながらも、残された建物は、明倫学校、朝暘学校、朝暘女教場、朝暘学校第一分教場、鶴岡高等女学校、朝暘第一・第二尋常小学校、鶴岡市教育委員会、鶴岡市中央公民館などに使われていた。

昭和 39 年（1964）になって新潟地震で建物に被害を被ったことにより、文化遺産の再評価と保存伝承の熱意と関心が高まり、昭和 40 年代に大規模な第一期保存修理事業を行った。

昭和 47 年（1972）からは、致道館の歴史や教学の精神を伝えるために庄内藩校旧致道館として一般公開され、昭和 56 年（1981）市役所新庁舎が完成し、致道館廃校以降に建てられた史跡内の建造物が解体され整備の条件が整つたことにより、移築されていた聖廟や西御門を再び元の位置に復原するなど、大規模な第二期保存修理事業を行い、昭和 60 年からは一般に無料公開を行っている。

◆御隱殿

旧庄内藩主酒井氏と庄内大祭にみる歴史的風致 71 ページ参照。

『庄内論語』の素読教室、素読体験などが御隱殿で行われおり、子供たちの素読の音や体験活動などが感じられる。

4) 活動

◆致道館の教学精神とこれらを取り巻く人々の活動

致道館の教学であった儒教は、致道館の廃校とともに新しい時代に容れられない学問となって衰微したが、致道館の教師を務めた旧藩士たちは、築きあげてきた教学の精神をなくしてしまうことを良しとせず、思いを同じくする藩士が講師となり様々な東洋古典を学ぶ「経書の会」を持ち回りで行った。

明治の中頃になると、旧藩主酒井氏の私邸となっていた御隠殿の室内にあつた養蚕場を文会堂と称して会場として講義をするようになり、これを御寄合といった。

勉学のテキストとしては、四書等の聖典が主であったが、明治 13 年頃からは陽明学など新たなものも取り上げるようになった。

それは、戊辰戦争の際の庄内藩に対する政府の寛大な処分が、西郷隆盛によるものであることを知った旧藩主及び藩首脳が、西郷に感謝するとともに、鹿児島に出向きその教えを受けたことによる。

西郷は、元来、陽明学派の人であったため、明治以後の旧藩士の教學には致道館伝統の徂徠学に陽明学が加わり独自の学風が育まれたことから、明治 23 年（1591）に来庄した副島種臣が「庄内はもはや徂徠学ではなく庄内学です」と言ったといわれているなど、藩校致道館の教學精神は、旧藩士たちによって学び継がれていった。

この他、御家禄派の小学校教員だけの論語読みの会があり、教育界に大きな影響力を持っていた。

また、家禄の減少で生活に困窮する旧藩士族の救済や殖産を目的として、明治 5 年（1573）、月山山麓後田村の広大な山林を開墾する、松ヶ岡開墾事業が始まったが、大事業に従事しながらも、旧藩士たちは勉強会を行い、開墾事業の最初の頃は、鶴岡から松ヶ岡まで通って開墾に従事していることから、昼間は開墾に精を出し、夜鶴岡に帰ってから勉強会に通っていたのである。

このように、藩校致道館の教學精神は、『教の国庄内一莊内学の輪郭一』（素行会昭和 14 年（1939）菅原兵治著）にも記されているように、旧藩主酒井氏の私邸内の御隠殿等の建物で行われる御寄合により継承されてきた。

太平洋戦争中も、七の日を例日としてずっと継続し、昭和 19 年（1944）から 20 年（1945）にかけて一番戦争が激しく、空襲警報も頻繁にあったときも 7 日と 17 日のお昼まで、警報解除がないときには中止するということもあったが、解除になれば、夜の会として継続してきた。

戦後、昭和 25 年（1950）になると、酒井氏からの土地建物（旧庄内藩主の御隠殿）及び藩校致道館資料の寄附により、財団法人以文会が設立された。

同 27 年（1952）には、博物館法（昭和 26 年（1951）12 月 1 日法律第 285 号）により財団法人以文会立致道博物館（現公益財団法人致道博物館）として登録された。

御寄合についても、致道博物館事業として継承し、その内容によって、「論語会」、「詩経会」、また開催日から「七日、十七日会」と言う名称で、参加者を募集して開催されてきた。

現在も、御寄合の活動を継承する大人向けの「中国古典講座」が開催されているが、長く関わっている人々は、現在も「御寄合」と呼び活動を続けている。

また、御寄合では、大正 10 年（1921）に少年を対象に人間形成を目的とした少年会が作られた。

会は甲、乙の 2 組で組織され、甲組は 16 歳から 20 歳、乙組は 15 歳以下 13 歳までの旧藩士の子弟が学ぶ、甲組は、『南洲翁遺訓』のほか、『論語抄』や『孝教』を学び、学問だけでなく、釣り場である由良や加茂に出かけての遊びも加えながら人間形成に向けた学びの会として運営された。

この少年会は、昭和 30 年代半ばまで続き、その後、博物館内の建物の建て替えなどの理由により、少年会の名称での活動は行われなくなったが、その精神は受け継がれ、活動は鶴岡市が昭和 43 年（1968）から 2 ヶ年、当時の文部省の文化財愛護モデル地区に指定されたことをきっかけに、翌 44 年（1969）財団法人致道博物館（現公益財団法人）と鶴岡市中央公民館が共催で「少年少女古典素読教室」を開催し、少年会が行っていた活動は市民に広く継承されることになった。

開催当時は、参加対象は小学生から高校生までで、甲（高校生）・乙（中学生）・丙（小学生）の 3 組に分かれ、『孝教』、『大学』、『論語抄』を教科書とし、致道博物館の御隱殿で素読を行い、素読だけではなく、地域の文化財見学も行っていたが、現在は、小中学生を対象として活動が行われている。

平成 8 年（1996）には、致道館の伝統文化を振興し、その普及を図ることを目的として、市民有志による致道館文化振興会議が発足した。

振興会議では、「少年少女古典素読教室」を共催し論語素読の指導を行うとともに、旧致道館で、小学生を対象とした藩校致道館の学習会と論語の素読体験を行っており、これを契機に郷土学習の一環として、致道館を訪れ、藩校致道館の教学の精神を学ぶ小学校が増えている。



少年少女古典素読教室

（平成 25 年 6 月）

年代	明治	大正	昭和	平成・令和
	経書の会（明治6年頃～明治中頃） 御寄合（明治中頃～昭和20年代）		少年会（大正10年～昭和30年代） 論語会、詩経会（昭和27年～） 中国古典講座（昭和20年代～）	少年少女古典素読教室（昭和43年～） 素読体験（平成8年～） 親子で楽しむ庄内論語制作 市内小中学校へ配布（平成24年～）

致道館の教学を取り巻く人々の活動

現在も、市内には『庄内論語』を教本として学ぶ小学校もあり、『庄内論語』を題材とした書道展の開催、素読教室などが行われており、旧致道館や酒井氏私邸である御隠殿の周辺では、子供たちが素読する声、素読体験などの活動風景が感じられる。

5) まとめ

旧致道館の建物は、明治6年（1873）に廃校になった後、明治7年（1874）には苗秀学校、その後も鶴岡県庁、山形県支庁、鶴岡警察署などとして、明治17年（1884）の廃庁までの間使われていた。

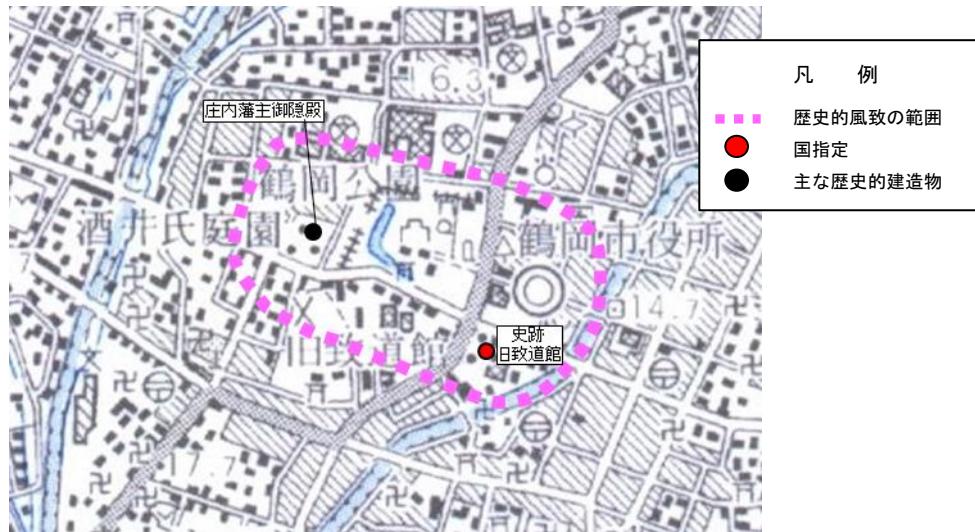
また、いくつかの建物は、解体移設されながらも、残された建物は、明倫学校、朝暘学校、朝暘女教場等などに使われていた。

昭和39年（1964）の新潟地震で被害を被ったことで、文化遺産の再評価と保存伝承の熱意と関心が高まり、昭和40年代に大規模な保存修理事業を行い、昭和47年（1972）からは致道館の歴史や教学の精神を伝えるため、庄内藩校旧致道館として一般公開された。

昭和56年（1981）市役所新庁舎が完成し、致道館廃校以降に建てられた史跡内の建造物が解体されて、整備の条件が整ったことにより、移築されていた聖廟や西御門を再び元の位置に復原するなど、大規模な第二期保存修理事業を行ない、昭和60年からは一般に無料公開を行っている。

このように、開校から200年以上前に創立した藩校致道館の教学の精神が継承されてきたのは、旧致道館が廃校となった後も形を変えながらも藩校の建物を残してきたことにより、心の拠り所として致道館があること、また、旧藩主が当地に残り、旧致道館や御隠殿等を拠点とした学習会や素読教室などが開催され、その声や音、活動風景が施設周辺でも体感できるなど、藩校致道館の教学精神継承のために尽力し、奨励してきたことにより、藩校致道館の教学の精神とこれらを取り巻く人々の活動は、今も脈々と受け継がれている。

明治維新と戊辰戦争の敗戦により、多くの建造物が取り壊されたが、藩校致道館の教学の精神は、史跡旧致道館と旧藩主の私邸を引き継いだ公益財団法人致道博物館に残る御隠殿等の建造物や書籍を拠り所として、人々の心の中に残り、今もなお継承され、歴史的風致を形成している。



藩校致道館の教学精神にみる歴史的風致の範囲図

● 釣り

磯釣りに用いる釣竿は「庄内竿」と呼ばれる延竿（一本竿）で、苦竹というこの地方に産する竹を材料に、単に竹の素材を活かしたまま、漆を塗ったり、装飾を施したりはせず、また根の部分も大事に用いられる。

かつては、藩士たちが自ら製作したもので、その出来栄えを競ったといわれており、その製作技法や庄内竿による伝統の釣りも数少ない愛好家によって現在も受け継がれている。

藩士たちは、暇を見つけては、何本かの自作の釣り竿を肩に、日本海まで片道十数キロをものともせずに通いつめ、「勝負」が大勝だったときには、親しい人を招いて酒宴を張り釣果を披露する風習もあったといわれている。

また、「勝負」の記念として「魚拓」作りも昔から行われている。

11代忠発が江戸の錦糸堀で釣上げた大鰐の魚拓には、天保10年（1839）との記録があるが、これは日本でもっとも古い魚拓であると言われ、この魚拓をはじめ、古い魚拓と庄内竿の名品が致道博物館に展示されている。



大鰐の魚拓（林家資料）

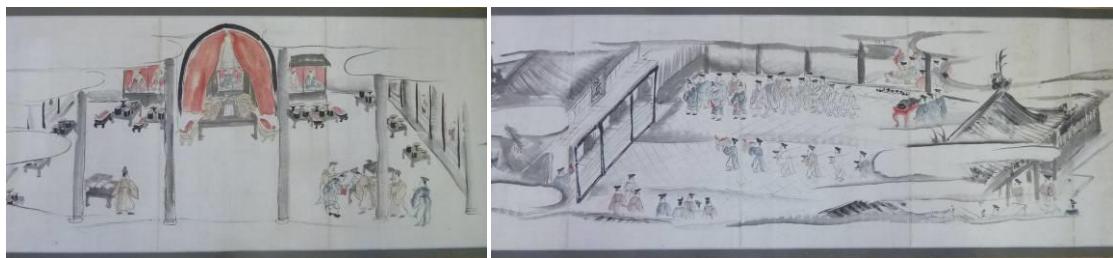
● せきてん 釈奠

幕府も各藩も学校を設けるときは、必ず聖廟を最初に建てて、儒学の祖である孔子を祀った。そして、礼が乱れると国が滅ぶといわれることから、釈奠という祭典を行った。

釈奠は、もともとは古代中国で始まった、食物や酒をささげて孔子やその弟子たちを祀った行事で、2月と8月の上旬の「ひの上丁」の日に行つた。致道館の最初の釈奠は、文化2年2月、開校のときである。

以来閉校となる明治6年まで毎年行われたが、戊辰戦争中の8月だけは休んだ。藩主は鶴岡にいるときは必ず出席した。

廃校以来途絶えていた釈奠は、平成12年（2000）10月28日、致道館文化の継承を目的として結成された致道館文化振興会議により孔子祭として復活し、以後、毎年致道館を会場に開催されている。



「天保5年8月湯島聖堂の釈奠の図」
釈奠図巻 作者不明 ((公財)致道博物館蔵)

(3) 鶴岡天満宮と天神祭にみる歴史的風致

1) はじめに

鶴岡天神祭てんじんまつりは、毎年5月25日に執り行われる鶴岡天満宮の例祭で、同社の祭神である菅原道真みちざねが京都から大宰府に配流されるとき、道真を慕う人々が時の権力にはばかって姿を変え、顔を隠し、酒を酌み交わして別れを惜しんだという言い伝えによるものである。

一風変わったそのいでたちから、別名「化けものまつり」とも呼ばれ、江戸時代から続く鶴岡を代表する祭事である。

老若男女の別なく、派手な模様の長襦袢に角帯を締め、尻をからげ、手ぬぐいと編み笠で顔を隠し、手に徳利と盃を持ち、無言で酒を振舞うといった「化けもの」姿で3年間誰にも知られずお参りができると念願が叶うといいういわれから、多くの市民は「化けもの」に扮して町の中を歩き回る。

鶴岡天満宮では、天狗舞や獅子舞が奉納され、道真公行列や手踊り行列などの時代とともに変化した行列が、山王日枝神社や鶴ヶ岡城址といった本市の辿ってきた歴史を物語っている建造物等が立ち並ぶ市街地の間を練り歩いている。

2) 建造物

◆鶴岡天満宮

鶴岡天満宮は、学問の神・菅原道真を祀り、現在鶴岡市神明町に鎮座している。草創は不明であるが、天保11年（1840年）の社伝『鶴岡天満宮由緒』（天保十一年由緒書上帳）によれば、武藤家時代は、大宝寺城（後の鶴ヶ岡城）内西御門わきに社がある「城内天神」であり、その後、最上義光時代の慶長8年（1603）に旧五日町に遷宮、延宝2年（1674）に旧天神町西に、さらに宝永7年（1710）に現在地に遷宮されている。

歴代領主の崇敬が篤く、特に酒井氏の尊崇は格別のものがあり、修繕等は領主が行う御普請社であったため、屋根は藩において修復するのを例とされていた。

拝殿は、これまで火災等の焼失は無く、宝永7年現在地に遷宮されたほぼ当時のままに、入母屋造で、前面中央の広い1間



分に向拝が付き、この部分は千鳥破風が前面に、さらにその下に軒唐破風が付く。
軒は一軒繁垂木、妻飾りは豕^{いのこ}首^{さす}で^{かぶらげ}ぎよ^よ懸魚、向拝の中央にやや大き目の墓^{かゑる}
また股^{また}、左右に酒井氏の紋である剣酢漿^{けんかたばみ}の紋章を入れた墓股が配されている。

昭和 7 年（1932）8 月 28 日の鶴岡日報の新聞記事に鶴岡天満宮が県社に昇格した記載がある。

◆山王日枝神社

山王日枝神社の創建は定かではないが、古くから土地の民衆の信仰するところであった。

長い間の戦乱のため荒廃して見るかげもくなっていた社殿は、慶長 16 年（1611）最上義光により再興され、現在の社殿は、庄内藩酒井氏 6 代忠真が元禄 11 年（1698）給入屋敷 5 軒を社地に奉納し鳥居前を拡張し造営したものである。

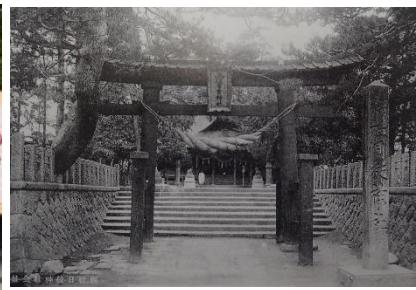
大正 5 年（1916）の山形新聞の新聞記事に日枝神社祭典の記載があるほか、昭和初期の日枝神社全景の絵はがきがある。



山王日枝神社



にぎわいパレード



山王日枝神社絵葉書（昭和初期）

◆三井家蔵座敷 [市指定有形文化財]

建築年代は不明であるが、蔵座敷は、豪商三井家が明治 2 年（1869）下看町（現在の本町三丁目）ほか約 260 戸を消失した大火以後、母屋を火災から守るために周囲に防火帯として建てた土蔵の中の一棟である。

蔵座敷は、土蔵の中でも格式が高く、婚礼や法事を行ったり、最高の客を接待した建物。

大黒柱は 36cm 角、地棟は 58cm 角の檜材を使用した豪壮な造りで、側柱は檜葉材を用い、総塗り漆塗りで、窓は両開き、扉や壁に煙返しの蛇腹が付き鼠よけの網戸を立てた江戸風の作りを取り入れている。

平成元年（1989 年）に市指定有形文化財に指定されている。



三井家蔵座敷

◆旧小池薬局恵比寿屋本店 [登録有形文化財]

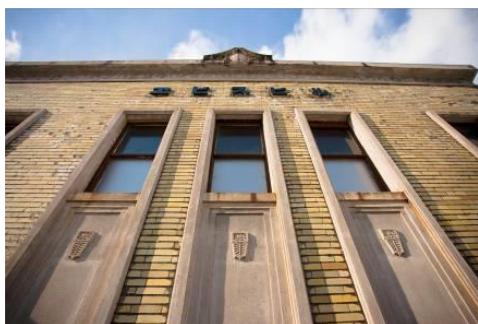
昭和 9 年 (1934) に鶴岡市の個人所有では最初の鉄筋コンクリート造りとして建設された。

当時の鶴岡にあってはまだ数の少ない鉄筋コンクリート造で、流行であったアールデコのデザインが取り入れられた建物である。

内部は、1 階を店舗、2 階以上が事務室となっており、県内における初期鉄筋コンクリート造ビルの好例となっている。

春日儀夫『目で見る鶴岡百年附酒田別巻』(1981 年) に完成当初の建物の写真が掲載されている。

平成 30 年 (2018) 11 月に国の登録有形文化財になった。



旧小池薬局恵比寿屋本店

3) 活動

◆鶴岡天神祭

①江戸時代の天神祭り

天狗舞や獅子舞については、『鶴岡天満宮由緒』(天保十一年由緒書上帳)によると、「享保十七年 (1732※筆者注) 子十月十九日、伊黒笹右エ門殿が獅子頭祭礼の儀を願い、これが許された。享保十七年十一月一日より天神宮の獅子頭御城へ上り、御城下を廻る。」との記載がある。

さらに、「にわか」については、『筆まかせ』
(文政 13 年—1803 年—3 月 25 日 天気快晴)

によると、「この日天神のため当所の人々思い
思いににわかなどをする。和泉屋という店において、庄之助様、周圭様、柏倉様
などが御出になる。新夕霧、神楽囃子、鳴神。」との記載がある。

このように、初めは獅子舞・天狗舞が許され、それが城下に出るようになり、
これに「にわか」というその後の仮装の原形となるものも加わり、嘉永 4 年 (1851)
頃には、神輿渡りの行列に当番町の子供も加わるなど、天神祭は次第に形を整え、



天 狗 舞

さらに藩士の天神信仰も加わって益々盛んになる。

これは、藩校致道館が開校し、文化・文政（1804～1830）以後、藩士の間に学問が盛んになったためであり、その信仰の篤さは、他の神社には例を見ない多くの藩士の名を連ねてある数々の絵馬の存在が物語っている。



鶴岡天満宮に奉納されている大絵馬

信仰深い藩士たちは、各月の例祭日の25日に酒を入れた瓢箪ひょうたんを持参し、社殿のところで祭神菅原道真公のお流れといつて手酌でいただき、一献終わると社殿を一回りしてまた一献をいただき、三献をもって参拝をしていた。

その後、編笠に顔を隠し、羽織を裏返しに着て仮装し、俗世間から離れて拝む風習も起こったが、やがて瓢箪の酒を天神に供え、そのお流れをいただく者も出てきた。

また、町人の間にも寺子屋教育が盛んとなり、町人の子供の読み書き、算盤を習う者が増えるにつれ、学問の神である天神信仰が盛んになり、3月の祭礼の際には子供の行列が通り丁（現在の銀座通り）を練り歩いたという幕末の記録（三日町永福帳）が残っている。

このように、藩主の格別の天神信仰は、致道館の創立によってさらに藩士に及び、強まりながら、ついには広く庶民まで及んでいった。

明治維新以後は、士農工商の垣根が取り払われたことにより、天神祭は庶民の祭りとして盛り上がり上がっていくことになる。

②明治・大正・昭和時代の天神祭り

『風俗画報』（第112号 明治29年（1896）4月10日付け）鶴岡天満宮の祭

礼（佐藤吉玩）によると、江戸時代より伝わるにわか仮装踊りが、ますます華美になり、男女が変装を交替し、踊り狂うこの祭りが「化けものまつり」と言われるようになったとあるが、現在の天神祭の代名詞となっている編笠で顔を隠し長襦袢で無言で観客に酒を振る舞って歩く「化けもの」がいつごろからこの祭りに登場するようになったかは定かではない。

これとは別に、「化けもの」に関する天満宮の行事に「丑の刻参り」というものがあり、昭和の初め頃まで行われていた。

その内容は、信心の深い人は丑の刻になるのを見計らって編笠で顔を隠し、羽織を裏返すなどして変装し天満宮に参り、拝殿鈴の間に上って木連格子の前に持てて来た瓢の酒を杯について置き、鈴を振って祈願を込める。

拝殿を出て右からお宮をひと廻りして階の前に立って拍手を打って拝み、これを三度くり返したらまた鈴の間に上って鈴を鳴らして拝み、神に捧げた杯の酒をお流れとして頂くのであるが、これが天満宮に対する最も敬虔な拝礼の姿であり、「化けもの」の本をなすものである。

祈願した酒を御神酒として縁のある人や知人の家を廻り、無言でふるまう。

ふるまわれた人は化けものが誰であるかを訝しながら杯をいただき、決して顔をのぞこうとはしない。

このような宮参りを3年つづけると天神様は願い事を叶えてくれると信じられていた。（『天神祭り 城下町の奇祭』日向文吾著）

これが、今の「化けものまつり」に通じるお参りといえるが、致道館が創設され天神信仰が盛りとなった頃の天神詣での様と重なる部分も少なくない。

明治後半から大正にかけて、天神祭は次第に娯楽性の色が強まり、その主催も商業団体に移り、商業振興の役割も大きく担っていくことになった。

大正12年（1923）に鶴岡商工会議所の前身の鶴岡実業団が発足してからは、同会が中心となって懸賞仮装行列を催すようになり、実業団が中心となっていた大正末期から昭和初期にかけてのこの頃が、戦前の天神祭の最盛況の時代であることは、大正15年（1926）当時の「全市殆ど人で埋った 天神祭の盛觀」という新聞の見出しからも分かる。

太平洋戦争開戦後は、物資が配給制となり、酒の調達なども容易でなく、戦中の新聞記事からは仮装行列は消えるが、編笠化けものに限っては、酒・菓子が配給され祭りが行われていたことから、いかに天満宮の祭りが市民の間に根をおろし、捨て難いものであったかを知ることができる。



③平成・令和時代の天神祭り

現在の天神祭の呼び物の行列は、これまでの歴史を受け継ぎ仮装行列と子供みこしであったが、社会環境の変化とともにその内容も変化し、小学校单位で創作踊りを披露しながら歩く「踊りフェスティバル」、菅原道真公に扮した市民とお供の者が練り歩く「菅原道真公行列」、市内の舞踊団体等を主とする「手踊り行列」、天神様に奉納する絵馬を象った創作大絵馬の「大絵馬パレード」も加わり、編笠に長襦袢姿の多くの「化けもの」とともに市内中心部を練り歩くようになった。

現在の天神祭



踊りフェスティバル

菅原道真公行列

大寶館と手踊り行列

大絵馬パレード

天神祭パレードは毎年5月25日に行われ、コースは駅前からのコースと中央児童館からのコースの2コースに分かれる。駅前からは大絵馬パレードや踊りフェスティバルなどの「にぎわい天神パレード」、中央児童館からは菅原道真公行列や手踊り行列などの「天神はんくねり」が、途中合流して市役所や大宝館の前を通って鶴岡公園にむけて進んでいく。

天満宮境内では神事終了後に近隣住民や参拝者が見守る中、笛や太鼓に合わせ、病魔退散の願いを込め、天狗舞や獅子舞が奉納されている。

4)まとめ

鶴岡天満宮は、初めは武家の守護神として領主に崇められたが、江戸時代になって全国的に天神信仰が広まる中で、庶民の信仰を集め、文化・文政時代藩校致道館の創立により学問が奨励されるにつれて、学問の神としての天満宮が確立されていった。

獅子舞・天狗舞から始まった天満宮のお祭りは、その天神信仰と結びつきながら神輿行列に庶民の「にわか踊り」なども加わり、娯楽性の高い仮装行列へと発展するなど、時代の変化とともに成熟しながら現在の天神祭へと継承された。

鶴ヶ岡城址、鶴岡天満宮、山王日枝神社、三井家蔵座敷、旧小池薬局恵比寿屋本店など、本市の辿ってきた歴史を物語っている建造物等が立ち並ぶ市街地の間を、老若男女が化けた「化けもの」が練り歩く鶴岡の奇祭「天神祭」は、稲の

苗に埋め尽くされる庄内平野を吹く風がさわやかな緑に香り、春たけなわとなるこの季節、多くの市民が「化けもの」になって沿道で振る舞いする姿を見ると鶴岡らしい歴史的風致を感じることができる。



鶴岡天満宮と天神祭にみる歴史的風致の範囲図

(4) 七日町観音堂と師走の御歳夜にみる歴史的風致

1) はじめに

旧七日町（現在の本町二丁目）の観音堂に祀られている観音様（観世音菩薩尊像）の毎年最後の縁日にあたる12月17日は、「お観音ハン（観音様）の御歳夜」と呼ばれ、鶴岡市をはじめ近郷近在の人たちに古くから親しまれてきた。

「お観音ハン（観音様）の御歳夜」では、七日町観音堂の境内で、縁起物のだるまを売る「市」が開かれ、多くの人が旧七日町や旧一日市町（現在の本町二丁目）界隈の小路を通り、観音様を参拝し、だるまを買い求める多くの人が境内が賑う。

また、だるまとともに、御歳夜の縁起物として周辺の菓子店で販売している切山椒を買い求める参詣人の姿は、市民の年末の風物詩として定着している。

このように、七日町観音堂とその周辺の歴史的建造物、歴史的な背景とともに、今年の収穫への感謝と来たる新年が良い年であることを祈る人々の活動は、本市固有の食文化と一体となって歴史的風致を形成している。

2) 建造物

◆七日町観音堂

本尊は、永正元年（1504）頃、量山善思禪師が福島県熱塩の慈眼寺の分寺として、千安京田に龍藏寺を開いた際に拝受した観音像で、『七日町観世音菩薩尊像の縁起』によると、聖徳太子が彫刻したものといわれている。

その後の戦乱により龍藏寺は焼失し観音像も紛失したが、慶長11年（1606）午年に、当時の藩主最上義光^{よしあき}が鶴ヶ岡城の修築と内川を普請した折に、七日町近くの内川から偶然発見され、義光が現在の地に清水山柳福寺を建立し、観音像を本尊に安置したといわれている。

柳福寺は、万治2年（1659）城下の時鐘を命じられ、翌3年（1660）鐘楼を建立したが、明治21年（1889）の火災で焼失し廃絶となった。

同26年（1894）七日町の信徒によりその跡地に七日町観音堂が再建されている。

本尊である観音像は、6センチ余りの木彫の立像で、以前、境内にあった六角堂に祀られていた胎蔵界大日如来とともに安置されている。

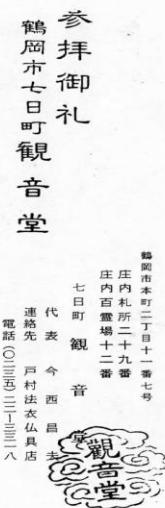
大正6年（1917）12月19日の莊内新報の新聞記事に観音堂の記載がある。



七日町観音堂

12年に一度、川に沈んでいたのを見つけ祀ったという、午年の8月21日22日の2日間にわたって御開帳が行われ、この2日間はお堂を管理している南岳寺のほか、同じ真言宗3寺の僧も参列し護摩焚きの行法をとり行い、身体堅固、商売繁盛、交通安全、五穀豊穫などを祈願している。

以前は、丁度盂蘭盆にあたるこの日に長さ約1.7メートル、幅60センチの「西方丸」と名付けた木造の精霊舟が作られ、小屋の前に安置し、その前の祭壇に、参詣人たちが花・果物・野菜・菓子などを供えて拝み、最終日に赤川河畔まで運ばれ僧が読経してから川へ流し送っていたが、現在は行われていない。



一、觀音堂には
聖徳太子の彫刻なされた
観音・彌勒の二尊像を本尊として安置してある。

二、縁起（略記）
越後（旧吉住町）の龍藏寺が吉田郡会津熱塩という所の慈眼寺（この寺は歴史的に有名な發生石を渡した玄蕃和尚の開基の寺）開基から四代目後柏原義の御代永正年中の頃、市の西方不空京田に神林室雲山龍藏守開山量山善忍神師が分寺建立された。同時に聖徳太子の彌刻なされた觀音・彌勒の二尊像を捧授した。
それより上杉家の領地となり、後に十余ヶ年の合戦の街となって、寺は悉く焼失し、この時、觀音・彌勒の尊像および古什物、過去帳等を失した。
その後勝成院の御代慶長六年善生寺（十世の住持）雲徹禪院が龍藏寺を再建された。
慶長十九年丙午の年、出羽大守義光公は、大梵字の地名を鶴ヶ岡と改め吉地の寺域を補造した。
その時に七日町より出た人足が辺の補造あつたら、以前に紛失した觀音・彌勒の二尊像が出土されたので義光公に奉ったところ倒喜びになり、現在の地に清山櫻福寺を建立され、その觀音・彌勒の二尊像を本尊に安置した開帳仏がこれである。七日町より出た人足共に上げ奉った妙美として吉地の吉の字を七日町の紋章としてたまわった。聖吉の紋がそれである。

爾來百八十余年七日町々内で開持し、その結果により午前御開帳仏として御開帳祭を開いて現在に至る。
明治二十一年五月の大火災により櫻福寺は焼失し再建出来なかつたので、七日町信徒により現時の七日町観音堂が再建された。

明治四十二年四月南高寺の所属として譲持管理は總て七日町観音堂として七日町内で行なつてある。體験あらたにして庄内は申すに及ばず各方面に數多くの信託がいる。

庄内三十三番札所の二十九番の靈場に平和觀音百靈場の十番の靈場として善ながらの礼うち祭（遷座祭）の参拝者がたえない。尚、大悲尊像の縁起は龍藏寺にある。

祭典としては、八月九日 夏祭
十一月十七日 御一夜祭
年賀御縁年の御開帳祭
十二年毎に斎行される。

七日町觀世音菩薩尊像の縁起



鶴岡ホテル

◆鶴岡ホテル

鶴岡ホテルは、明治時代に建設された切妻入二階建一部三階建の建物である。

大正から昭和にかけて鶴岡を代表する大規模旅館で、多くの文人墨客等が投宿した当時の鶴岡の政治或いは文化的足跡を色濃く伝える建物である。

切妻造平入りの建物は、小屋束に打ちつけられた棟札より、大正11年

(1922) 12月10日の増築であることが分かる。

◆旧割烹三浦屋

観音堂の護持管理一切を行い、江戸時代には旅籠町として旅籠屋が軒を連ねていた七日町に現存する旧割烹。

昭和 13 年（1938）に 4 人の棟梁の競作によって作られた楼閣を思わせる外観の木造 3 階建の建物で、内部は当時最先端のアールヌーヴォなどの洋風デザインを格式高い和風の天井と組み合わせた部屋や、室内に路地や石灯籠を配している。

池を造り見下ろすことができるような三層の吹き抜けにするなど、非日常的な室内空間を作り出し、華やかなりし時代の繁栄ぶりを彷彿させる建物である。

三浦鶴林編『鶴岡商工人名録』（鶴岡商工会議所 昭和 13 年）に三浦屋の記述がある。



旧割烹 三浦屋

3) 活動

◆だるま市と切山椒

七日町観音堂では、毎年「お観音ハン（観音様）の御歳夜」の12月17日に境内で縁起物のだるまを売る「市」が開かれ、鶴岡市民の年末の風物詩として定着している。

大正5年（1916）12月19日の莊内新報では、「一日市町より御坊橋の暗い裏小路を通って観音に出ると、もう信仰の老若男女で、境内に入れないほど雑踏を呈している」と当時の賑わいの様子が伝えられている。

今日でも、この日は多くの人がこの界隈の小路を通り、寒さ厳しい中、観音堂に向かっていく。

旧一日市町からも、当時と同じように、鶴岡ホテルの角を曲がり御坊橋の裏小路を通り、途中、かつて割烹であった木造三階建の三浦屋を横に見ながら光明寺小路を抜け、多くの人が賑う境内で観音様を参拝し、だるまを買い求めている。

七日町観音堂のだるま市は、一説には、藩

政時代、鶴岡にあった花街の女性たちが、「七転び八起き」の「だるま」にあやかり、自らの運命を変えたい、逃れたいと願ってだるまを買い求め、お守りのように大切にしたことから流行し、以来、多くの店が出るようになったなどと伝えられている。

だるまとともに、名物として長い間人々に親しまれ、この時期に欠かせないものとして、「^{きりさんしょ}切山椒」というお菓子がある。

大正6年（1917）12月19日の莊内新報に「観音様には付きものの切山椒」、「切山椒の売れ行きも相應あったが何しろ吹雪の歳の市とで例年よりは人出が少い赤物店は常ならば高く飾られるのだが今年は風の為めに華やかな飾りが出来ぬのでうずくまつたやうに低く四方が木綿や筵で囲って風を防いで居る達磨様も此の寒さには弱ったと見えて何れも泣味噌面を作っているように見えた」とあるように、観音様とだるま市、切山椒は、「お観音ハンの御歳夜」として、古くから市民に親しまれ、観音堂周辺は多くの人々が集っている。

切山椒は、明治の始め、一日市町の菓子職人だった長崎屋 佐藤甚右衛門 が東京・浅草で買い求めた菓子をヒントに考案したとされ、菓子を作る際のくずを保



師走の風物詩「だるま市」



名物切山椒

存し、年の終わりに山椒粉を混ぜて加工したものが原型とされている。

今は作り方も変わり、蒸かしたものに黒砂糖や白砂糖、それに独特の風味を出すために山椒の実を混ぜてつき、それを細長く裁断して出来上がる。

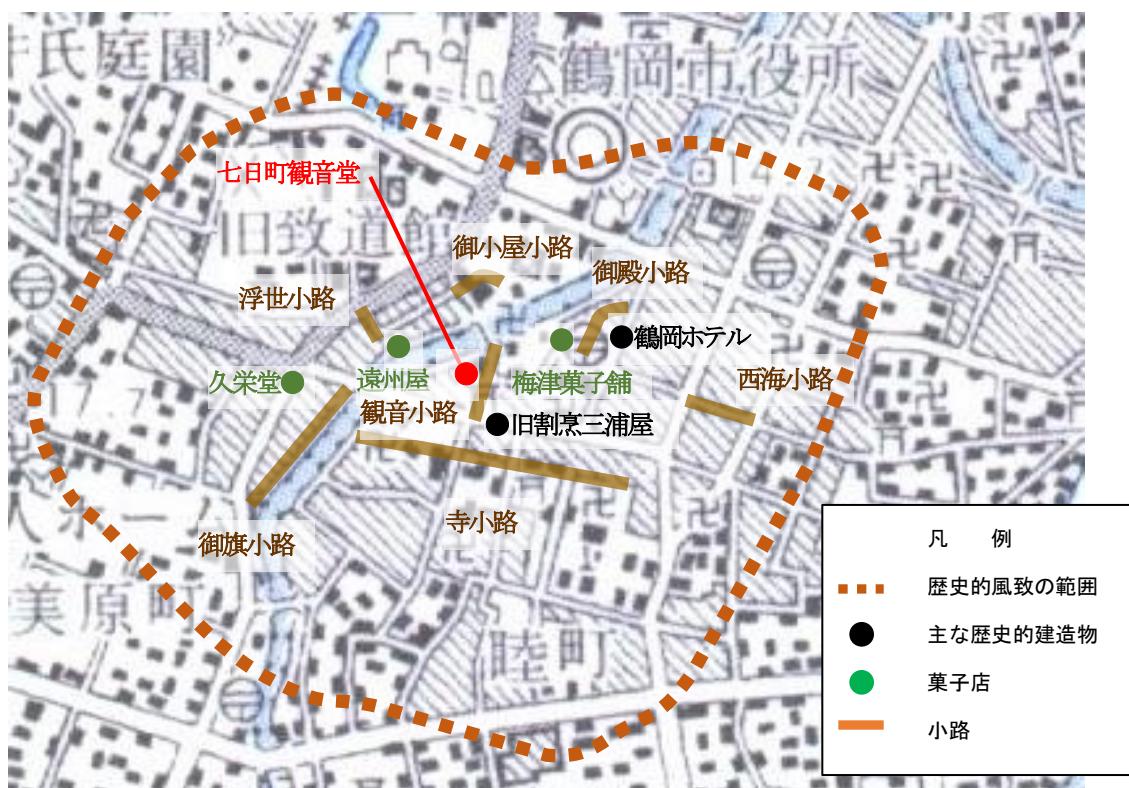
形が麺のように細長いことから、これにあやかって長生きと無病息災を願つて買い求められている。

4) まとめ

「お観音ハン（観音様）の御歳夜」である12月17日は、よく天気が荒れ、吹雪になることも珍しくないが、七日町観音堂に参拝し、今年の収穫への感謝と来たる新年が良い年であることを祈り、縁起物のだるまや熊手、切山椒を買い求めて多くの市民が訪れる。

手の平サイズの小さなものから抱えきれないほど大きなだるまや熊手、切山椒と書かれた菓子を手にした多くの参詣人は、だるま市と書かれたのぼりが通りに並ぶ七日町観音堂周辺の小路や菓子店周辺を歩いている。

このように、七日町観音堂とその周辺の歴史的建造物、歴史的な背景とともに、今年の収穫への感謝と来たる新年が良い年であることを祈る人々の活動が今も続いており、また、本市固有の伝統食や伝統菓子などの食文化が一体となって、市街地環境と歴史的風致を形成している。



七日町観音堂と師走の御歳夜にみる歴史的風致の範囲図

●大黒様の御歳夜

だるま市が行われる12月には、市内では様々な御歳夜が行われているが、「觀音様の御歳夜」とともに大事な行事として行われているものに、9日の「大黒様の御歳夜」がある。

この日、各家々では、大黒様の掛軸や大黒様の人形を飾り、豆尽くし料理で祝う習わしで、新米の豆ご飯に焼き豆腐の田楽、豆なます、納豆汁にぶりこ（魚卵）がたっぷり入ったハタハタの田楽とまっか大根といわれる二股の大根を供える。

こうして家族揃って、今年の豊年を感謝し、福の神の到来と、来年の豊作、子孫繁栄を祈りながら大黒様を祀るのである。

これら御歳夜の料理に代表されるように、鶴岡の各家庭では、四季折々の行事食や伝統菓子などが食文化として継承されている。



大黒様の御歳夜のお供え



大黒様の御歳夜の豆尽くし料理

（5）鶴岡の絹の営みにみる歴史的風致

1) はじめに

鶴岡の絹産業は、庄内藩の9代酒井忠徳公が、享保年間（1716～1735）に京都西陣より技術者を招き、小禄藩士の家族の内職として機織りが行われるようになったことが始まりとされている。^{ただあり}

慶応4年（1868）に戊辰戦争で降伏した旧庄内藩の士族は、明治になると明治新政府の生糸立国という殖産興業政策に応じ、開墾により養蚕業を盛んにして士族の生活の道を開き、また藩伝統の報恩・徳義精神の再興を図った。

明治5年（1872）には、松ヶ岡において大規模開墾が始まり、刀を鍔に持ち替え結集した旧庄内藩士約3,000人が庄内一円の支援のもと月山麓の山林をひらいた。

松ヶ岡開墾を端緒に発展した鶴岡・庄内の絹産業は、日本最北限の絹产地として、今も養蚕から絹織物ができるまでの一貫生産工程が残る国内唯一の地域となっている。

松ヶ岡開墾場をはじめ、市街地に存する丙申堂、精練工場や、六十里越街道沿いの田麦俣地区の多層民家などの絹産業近代化遺産群が街なみを形成している。

これら一連のストーリーが「サムライゆかりのシルク」として平成29年（2017）に日本遺産に認定されている。

2) 本市絹産業の成立過程

明治20年（1887）には、豊富な労働力を求めて鶴岡・青龍寺川万年橋のたもとに、人力による製糸機15台を備えた松岡製糸所（現在の松岡株式会社）が創業。

群馬県の官営富岡製糸場の1等工女を師婦に招聘して指導を受け、開墾場と近辺の養蚕農家から繭を集めて製糸を開始し、横浜に生糸を出荷した。

明治22年（1889）、手作業から器械繰に移行し、製糸の生産性が飛躍的に向上したことでの絹産業従事者が増え始め、翌23年（1890）には、製糸戸数が137戸とピークに達した。

明治26年（1893）、絹織物業の振興を図るため、同業者団体として「鶴岡絹織物会」が発足した。

会員であった加藤湖一、伊藤岩吉らが機業の先進地である福井、京都、桐生を視察し、羽二重及び精練技術を習得し、鶴岡で生産を開始した。

伊藤岩吉は全国各地の各機業・羽二重工場を視察し、同年に町内最大の莊内羽二重工場を創設した。明治31年（1898）、莊内羽二重株式会社が設立され、風間幸右衛門が経営に乗り出した。

各社がそれぞれ行っていた精練工程を一つの会社にまとめ、風間家が明治 39 年（1906）に羽前絹練株式会社を設立した。絹本来の光沢と滑らかさを引き出す精練工程は、鶴岡では糸の段階ではなく、織物とした後に行うことが特徴である。

同社では染色工程も手掛け、工場は現在も明治期当時のまま操業し、創業以来の絹織物一筋で経営が行われている。

鶴岡の絹織物業は、経済発展とともに大きく拡大していき、斎藤外市（1865—1926）が発明した斎外式力織機や、平田米吉（1869—1949）が発明した平田式力織機は、性能が良く価格も当時の外国製の 10 分の 1 程度と安価であったために全国に普及した。

明治 42 年（1909）には、全国で約 4,000 台の力織機が利用され、当時の 50% を占めた。

斎藤外市が開発した幅広の力織機は、和装ではなくドレスなどの洋装用・輸出向けの絹布製造機械であり、主に輸出向けの絹織物を生産していたため、国内はもとより世界景気の動向に影響を受けたが、産業として成長し、絹産業は鶴岡の基幹産業にまで発展した。

第 1 次世界大戦後の世界的好景気により輸出が伸び、絹織物業の最盛期を迎えた大正 8 年（1919）には、機業戸数 36 軒、機織台数 2,281 台、生産高 1 万 8 千疋となった。

鶴岡の当時の人口は約 27,000 人、世帯数 4,000 戸であったため、1 人 1 台として、2 軒に 1 人は織物業に従事していた。

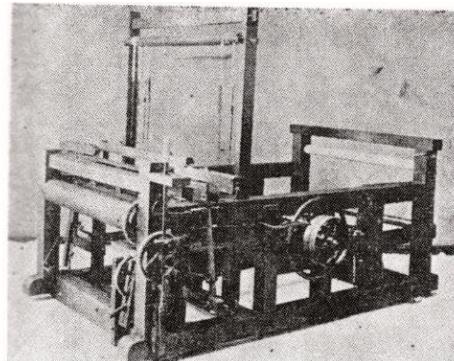
20 世紀初頭になると、織機の製造や修理を目的に、鍛冶屋から脱却した鉄工所が勃興し、その鉄工所や織機を動かすための電力会社やガス会社といった周辺産業が次々に生まれた。

また、絹産業に従事する多くの人材を確保するため、その育成機関である学校が多く設立された。

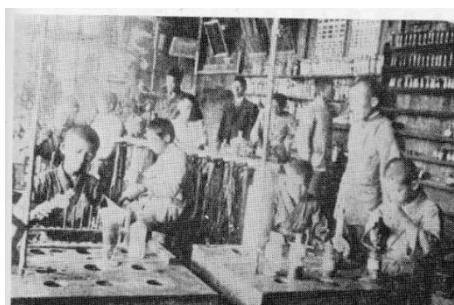
技術者育成のための教育機関として、明治 28 年（1895）に「鶴岡町立鶴岡染織学校」が設立され、以後、学制改革を経て現在の「鶴岡工業高等学校」となった。

大正 14 年（1925）には、「鶴岡市私立裁縫学校」が設立され、現在の「鶴岡中央高等学校」となった。

このような中、太平洋戦争が始まり、戦争の激化とともに、当時 19 戸あった



斎外式力織機



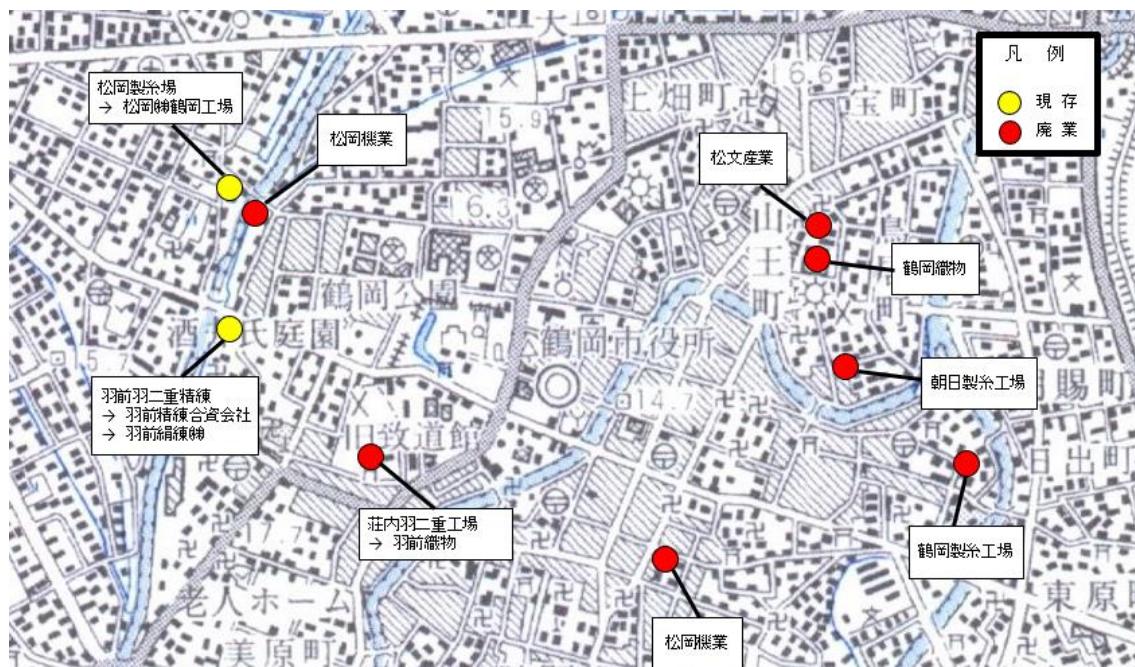
鶴岡染織学校 授業風景

織物会社も廃転業を強いられたが、松文産業、鶴岡織物、羽前織物は軍需用の綿を製造し操業を続けた。

戦後は、再開したいくつかの企業を加え、昭和 26 年（1951）に鶴岡織物工業協同組合が設立された。

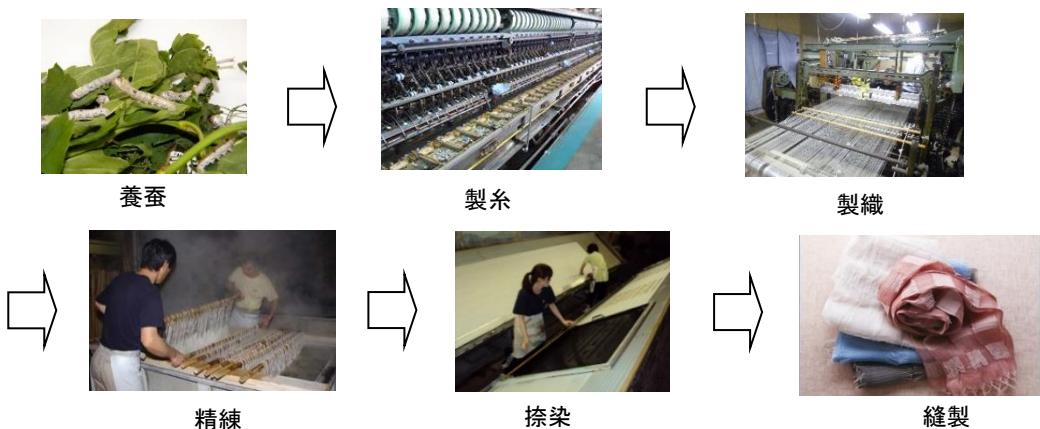
昭和40年代前半まで、絹産業は鶴岡の基幹産業と言われていたが、昭和40年代後半になると中国との競合が激化し、特に羽二重の産地は影響を受け、鶴岡も含め国内の織物業界は厳しい時代を迎えた。

政府は、業界の再編を計り、織機の買上げに踏み切ったが、当時4軒あった製織工場は、昭和42年（1967）に老舗であった「鶴岡織物」が、鶴岡最大規模であった「羽前織物」が同47年（1972）に操業を停止した。現在は「松岡株式会社」1社が操業を続けている。



明治期から続く本市の絹産業は、昭和40年代の織物業界の再編等により、製造に関わる多くの工場は廃業となり、合成繊維や外国製品の普及に伴い縮小したが、絹を取り巻く営みは、現在も人々の手により脈々と受け継がれている。

●絹織物の一貫生産工程



絹織物の生産工程のうち、製糸・製織工程は、明治 20 年（1887）創業の松岡株式会社（旧松岡製糸所）が担っている。

製糸工程では、乾燥した繭を熱湯で煮て解きほぐし、糸口を引き出した後、複数個の繭の糸を撚って一本の生糸を製造している。

松岡製糸所のほか大規模工場として、大正 12 年（1923）に朝日製糸工場が、昭和 4 年（1929）に、鶴岡製糸工場が創業したが、現在は、松岡株式会社（旧松岡製糸所）のみが操業を続けている。

国内における製糸業者は、松岡株式会社と群馬県安中市にある碓氷製糸農業協同組合の 2 軒のみであり、企業として営んでいるのは松岡株式会社のみである。



製糸作業風景

製織工程で生糸を織物にした後は、羽前絹練株式会社が精練工程を行う。

織物に付着した不純物やタンパク質成分のセリシンを洗い落とし、絹本来の光沢と滑らかさを引き出すもので、質の高い絹織物とするためには欠かせない工程である。



精練作業風景

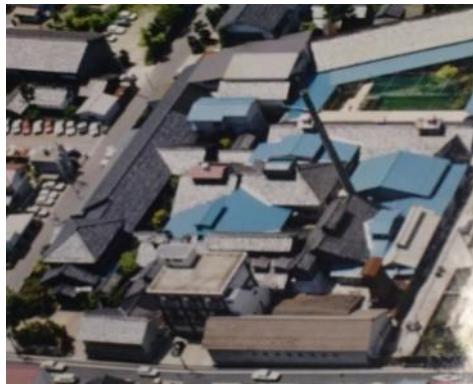
3) 建造物

◆羽前絹練株式会社

明治 39 年（1906）に輸出羽二重精練業法^{うぜんけんれん}が発布施行されたことを機に羽前絹練株式会社が設立され、翌 40 年には羽前織物株式会社の精練工程を担うために現在の新海町の工場に移転した。

精練工程の営みを支えてきた事務所は、昭和 15 年（1940）に一度焼失したが、同年末頃には再建されており、工場内では創業当時からの釜を用いて精練工程が行われている。（昭和 15 年（1940）12 月 19 日付け「鶴岡新報」より）

建物は木造、平屋（中央部 2 階）建、1 階切妻、2 階寄棟造、桟瓦葺、正面を北東とする建築で、外観は武家屋敷や近代和風建築に共通する黒い板塀と門脇の松が一体となり昔の街並みの面影が感じられる。



羽前絹練株式会社事務所

◆旧風間家住宅 [重要文化財]

風間家 7 代目幸右衛門が住居と営業の拠点として建築したもの。

風間家は、庄内藩の御用商人として呉服・太物屋^{ふともの}を営み、幕末には鶴岡一の豪商となり、現存する住宅屋敷は、元は上級藩士の屋敷があった土地で、明治 20 年代に風間家が取得したと伝えられる。

主屋及び中蔵・奥蔵は明治 29 年（1896）の建築で、建築年の干支にちなみ、昭和 20 年幸右衛門によって「丙申堂」^{へいしんどう}と命名された。

郷土資料館所蔵『昭和初期の市街図パノラマ写真』に建物の写真、『昭和初期都市計画資料 鶴岡市街用途明細図』に建物の図面がある。

主屋は、桁行全長にわたるトオリを配した平面や、広大な板の間の架構、約 4 万個ともいわれる石を敷き詰めた石置杉皮葺の屋根などの特徴を持ち、明治期の庄内地方を代表する近代和風建築であることから、平成 12 年（2000）に重要文化財に指定された。



重要文化財 旧風間家住宅



重要文化財 旧風間家住宅の石置屋根

◆松ヶ岡開墾場 [史跡]

蚕室は、明治 8 年（1875）から明治 10 年（1877）まで計 10 棟が建てられ、国内最大の蚕室群を形成した。

現在は、明治初期の面影をそのままにとどめて 5 棟が残されている。

明治 8 年（1875）に木造瓦葺 3 階建の蚕室 4 棟（1 番・2 番・4 番・7 番）が完成した。

明治 9 年（1876）には 4 棟（3 番・5 番・6 番・8 番）、翌 10 年には木造平屋建の 2 棟（9 番・10 番）を追加して計 10 棟が建設された。

明治 17 年（1884）8 月の大暴風雨のため、9 番と 10 番の蚕室 2 棟が倒壊し、再建には至らなかった。

また、明治 16 年（1883）に焼失した朝暘学校再建のため、翌 17 年（1884）に 8 番蚕室を寄付したが、移築後の昭和 11 年（1936）に焼失している。

昭和 9 年（1934）には、松岡製糸所松嶺分工場が火災にあい 7 番蚕室を移築して再開した。



蚕室群

昭和 10 年（1935）には、鶴岡市新海町に絹織物工場建設のため 6 番蚕室を移築しており、10 棟建設された蚕室のうち、現存する蚕室は 5 棟となっている。

◆蚕業稻荷神社 [史跡]

蚕業稻荷神社は、かつて、東京の旧酒井家藩邸に鎮座されていたと言い伝えられている稻荷神社を、明治 8 年（1875）に開墾場内に遷座し松ヶ岡神社として奉祀した後、明治 23 年（1890）に経塚丘上の現在地に遷し、明治 28 年（1895）に蚕業稻荷神社と改称して蚕業の守護神としている。

昭和 39 年（1964）に蚕業稻荷神社の旧社殿を酒井家へ呈上し、代わりに酒井家の御靈廟を移築して蚕業稻荷神社社殿とした。



蚕業稻荷神社

4) 活動

◆蚕業を取り巻く営み

松ヶ岡開墾の本部であった経塚丘上には、蚕業の守護神として蚕業稻荷神社が明治期の面影をそのままに現存する。

秋祭りは、『松ヶ岡開墾事歴』（昭和 53 年（1978）松ヶ岡開墾場）によると、従来 10 月 1 日であった蚕業稻荷神社の秋祭りを、昭和 34 年（1959）から 9 月 15 日に変更して実施している。

『松ヶ岡開墾百年記念写真帖』（昭和 47 年（1972）松ヶ岡開墾場）には、昭和 45 年（1970）9 月 15 日に行われた秋祭りの神輿渡御の写真が掲載されており、儀神輿を担いだ白丁姿の若者や、小中学生の鼓笛隊などが集落を練り歩き、地元の方々や絹関連工場の関係者などが参拝し、蚕業の振興や蚕室を活用した地元の活性化を行っている。

◇絹を取り巻く営み

松ヶ岡開墾を端緒に発展した鶴岡・庄内の絹産業は、日本最北限の絹産地として、今も養蚕から絹織物ができるまでの一貫生産工程が残り、その技術を継承している。

鶴ヶ岡城下町地区に存する羽前絹練株式会社には、国内唯一の精練工場として全国各地から絹織物が運び込まれる。

精練を終えた絹織物は、広い織幅のまま筒状に巻き直され、その長い荷姿で全国に出荷される様子を見ることができる。

また、近年では、これまでに培われてきた高い技術力を維持、発展させ、新たな技術や商品の開発を進めており、鶴岡のシルクの新たなフラグシップとなっている「kibiso」ブランドの立ち上げは、絹織物生産に係る高い技術力による成功例の一つである。

「キビソ」は、蚕が繭を作る際に最初に吐き出す糸であり、太く固いため、これまで纖維として生糸に使われてこなかった素材である。

鶴岡織物工業協同組合は、キビソの持つ独特の風合いに着目し、「松岡株式会社」の高い製糸技術により、キビソを材料とする纖維用の細い糸の開発に成功、製品化を実現し、その企画販売を担うため、鶴岡シルク株式会社が設立された。

製品は、鶴ヶ岡公園地区の1店舗のほか、松ヶ岡開墾場等で販売されている。

現在、循環型素材であるキビソは、持続可能な社会のモデルとなる素材の1つとして、世界から注目を集めている。

また、市内では、平成22年(2010)より絹の文化に触れる機会として、春と秋の養蚕期に市内の保育園、幼稚園、学校、福祉施設等を対象に蚕の飼育体験を行っている。

蚕の飼育キットを配布し、蚕が繭を作るまでを体験できるもので、松ヶ岡開墾場内の蚕室で配付しており、体験期間には受け取りに来た体験者が列をなす様子がうかがえる。

平成22年より鶴岡中央高等学校では、被服を学ぶ生徒がシルクを素材としたウェディングドレス等の製作を行っており、ファッションショー「シルクガールズコレクション」を通じて、シルクの魅力発信に取り組んでいる。

その他市内の高校等においても、シルクをテーマとした研究活動を通じて、絹の歴史の学びを深め、その文化を次代に継承している。

令和4年(2022)4月には、松ヶ岡開墾場4番蚕室を絹織物体験施設としてリノベーションした。

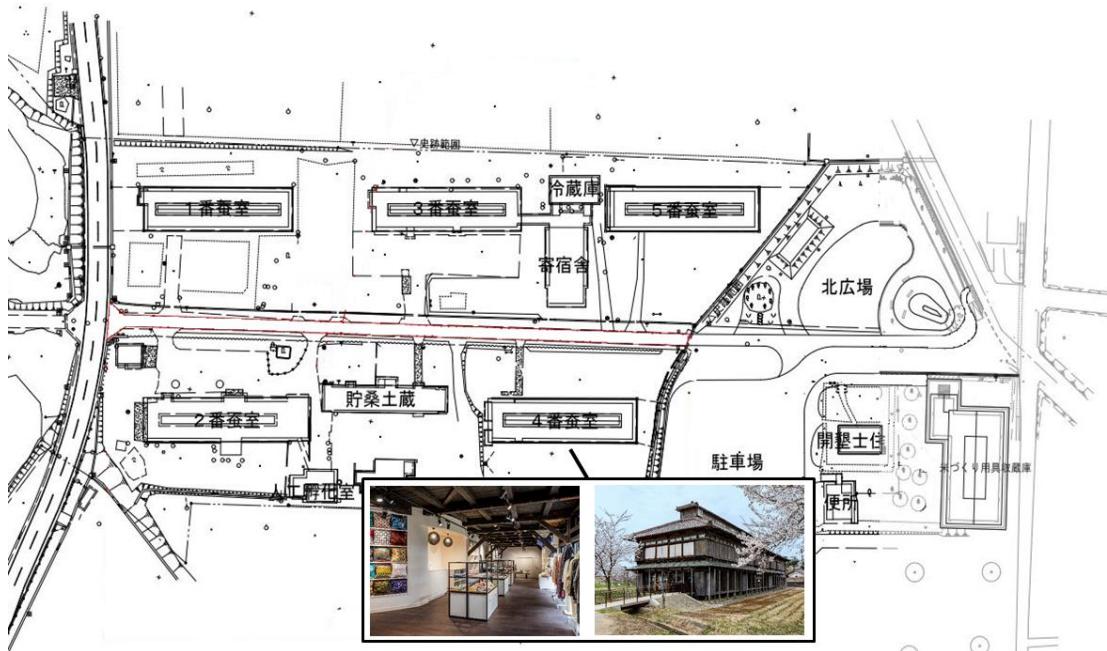
愛称の「シルクミライ館」には、「絹や絹産業の歴史・文化に触れ、新しい価値を創造する未来志向の施設にしていきたい」という思いが込められている。

館内では、絹産業の歴史や、生産工程を多言語で紹介するほか、春・秋の養蚕期には蚕の展示飼育を行い、年間を通じて手織りのコースター作り等も体験できる。

蚕室を活用したワークショップ等を通じ、絹の魅力を国内外に発信している。



シルクガールズコレクション



松ヶ岡開墾場 4番蚕室「シルクミライ館」

(重点地域羽黒松ヶ岡地区内)

4)まとめ

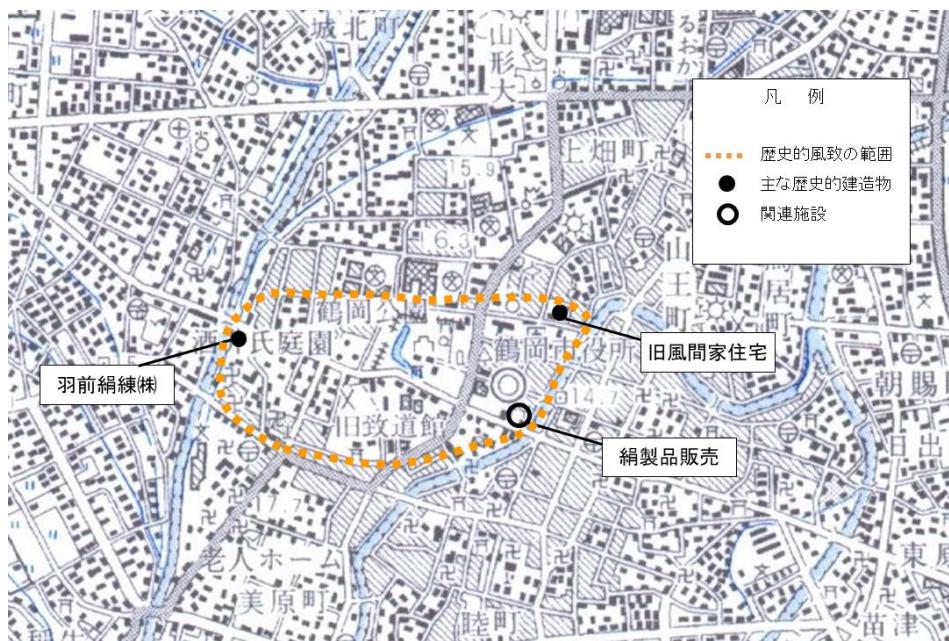
絹産業の取り巻く環境は厳しいものの、絹関連会社が経営を継続しており、鶴岡・庄内は絹織物の一貫生産工程（養蚕、製糸、製織、精練、捺染、縫製）が全て揃う全国唯一の地域となっている。

鶴岡・庄内の絹産業は、多くの人々が、より良い絹の製品づくりに力を尽くしてきたことにより、産業の発展に大きな役割を果たし、先人のたゆまぬ努力によって大切に紡がれてきた。その在りようは、時代の移り変わりとともに姿を変えながら、今も関連する企業や携わる人々の想いとともに、その営みは継続し進化を続けている。

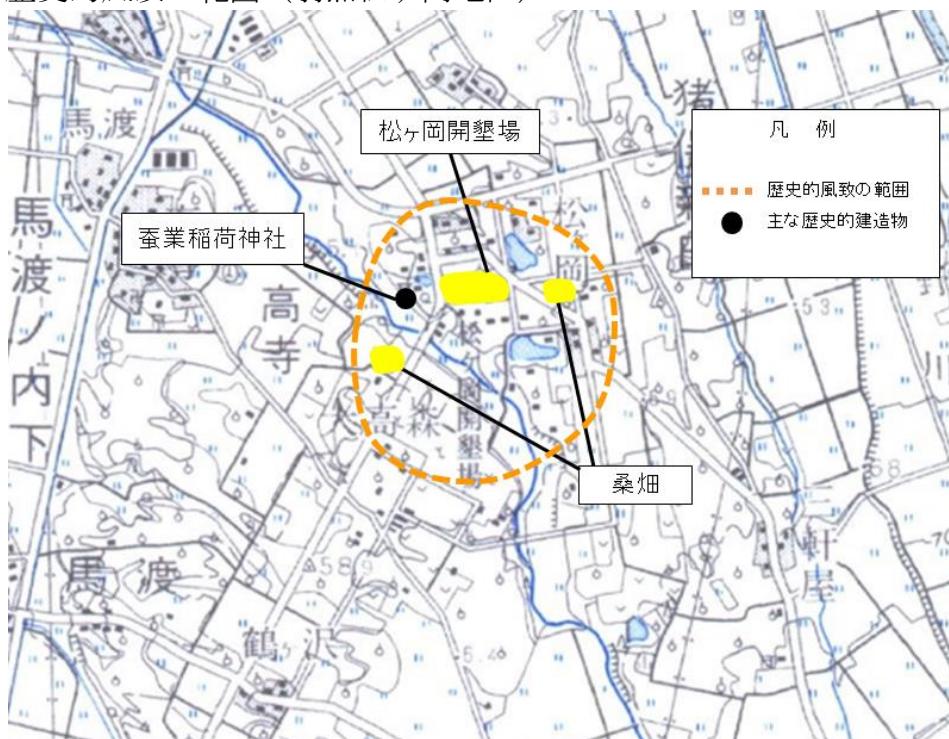
蚕の飼育体験や、高校生等の活動を通じ、次代を担う若者を中心に、絹の歴史と文化を継承するとともに、その魅力を発信する取り組みを継続していく。

このように、絹産業を伝えてきた地域の中で絹文化を支える鶴岡の人々の強い想いとひとつになって鶴岡を包み込む絹の歴史的風致をつくっている。

○歴史的風致の範囲（鶴ヶ岡城下町地区）



○歴史的風致の範囲（羽黒松ヶ岡地区）



鶴岡の絹の営みにみる歴史的風致の範囲図

(6) 出羽三山神社と祭礼にみる歴史的風致

1) はじめに

羽黒手向地区は、出羽三山の開山以来、出羽三山参詣の道者で栄えた門前町で、中世、江戸期には大いに隆盛した。

明治になると、それまで羽黒派修験道として栄えた山内は、神仏分離に伴い廃仏毀釈などの影響から、建造物や仏像などが多く取り壊された。

しかし、門前町の基本的な街なみの形態はそのまま引き継がれ、今も靈山として多くの参拝客が訪れる羽黒山の門前町として、神社や寺院、宿坊などが多く存在し、様々な祭事や修験道の修行を支えている。



羽黒派修験道の重要な修行の一つ
「秋の峰入り」

2) 出羽三山神社と祭礼

出羽三山とは、羽黒山・月山・湯殿山の総称で、す しゅん天皇の御子である蜂子皇子が、推古元年（593）に開山したと伝えられている。

皇子は、蘇我氏からの難を避け、海路で出羽の国の由良に上陸し、三本足の靈鳥に導かれて羽黒山に入り、羽黒権現を感得し、羽黒山頂に羽黒山寂光寺を建立して権現に奉仕し、次いで月山、湯殿山を開き、権現を羽黒山に勧請して羽黒山三所大権現と称した。

古くは、真言宗を中心とする顕・密・禪の八宗兼学の山として独歩の信仰を確立し羽黒派と称し、鎌倉時代には「東国三十三ヶ国総鎮守」とされ、熊野三山（西国二十四ヶ国総鎮守）、英彦山（九州九ヶ国総鎮守）と並び、「日本三大修験道場」として、東北地方はもとより、関東地方の広い範囲から崇敬を集めた。

その後、戦国の武力抗争に巻き込まれ荒廃するが、江戸時代に入り第50代別当天宥が天台宗に改め、山内を整備し、「霞」と呼ばれる布教区域を確立し「講」が組織されると、多くの信徒が三山詣でを行い、西の伊勢参りに対し東の奥参りと称され大いに繁栄した。（『出羽三山史』、昭和29年（1954））

明治維新後、羽黒山寂光寺は、神仏分離により出羽神社となった。

『延喜式』に、月山神社は名神大社、出羽神社は小社に列せられた古社とあることから、明治初期、月山神社は官幣中社に、出羽・湯殿山の両神社は国幣小社となり、さらには大正に至って月山神社は東北で唯一の官幣大社となった。

出羽三山は神仏習合に始まり、江戸初期に羽黒山と羽黒派支配の月山は天台宗に改宗、湯殿山は真言宗で祭祀してきたが、神仏分離により全て神社となる等

様々な変革を経てきたが、人々の三山に寄せる信仰は昔のまま今日まで続いている。



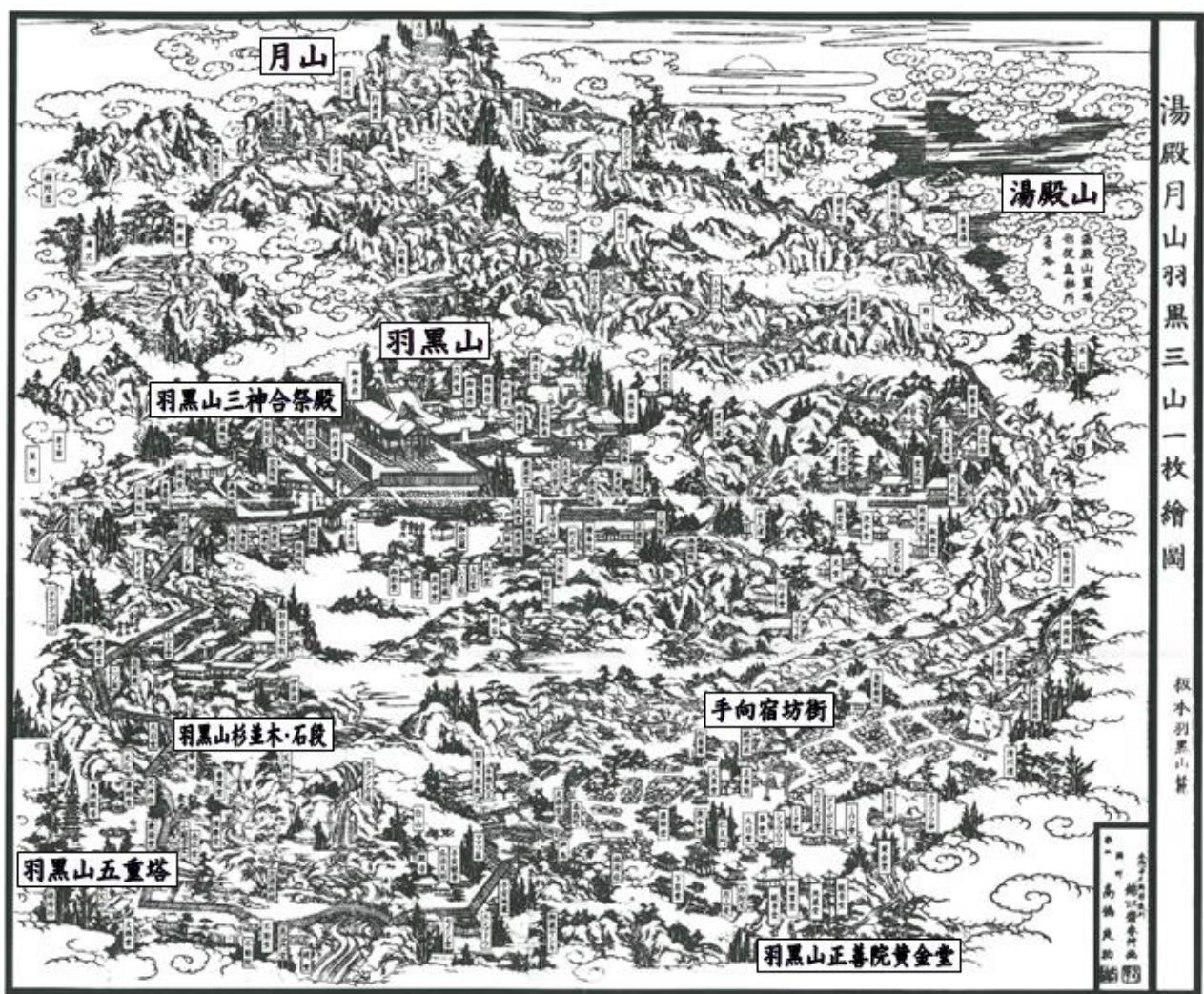
出羽神社（羽黒山）



月山神社（月山）



湯殿山神社（湯殿山）



出羽三山古地図

3) 建造物

◆羽黒山三神合祭殿及び鐘楼 [重要文化財]

羽黒山三神合祭殿（以下、「三神合祭殿」という。）は、羽黒山の中心的な建築で、山頂の平坦地、御手洗池に南面して建っており、後方にある神殿と、前面の拝殿が一体となった複合建築で、文化8年（1811）の焼失後、文政元年（1818）8月に完成したことが棟札より確認できる。

『佛教藝術 248』（平成12年（2000））によると、「拝殿部分は高さが約28メートル、間口約26メートル、奥行約20メートル、茅葺屋根の厚さ約2メートルの茅葺建物としては全国でも屈指の巨大な社殿である」とされている。

三神合祭殿は、拝殿の壮大な内部空間や、華やかな装飾など、近世初期以来の特異な形式を伝える類例の数少ない修驗関係の建築として貴重であり、近世末期の大建築としても価値があるとして、平成12年（2000）5月25日、重要文化財に指定された。

三神合祭殿の東南に位置する鐘楼は、元和4年（1618）最上家信の修理による、木割の太い雄大な建築で、近世初期の意匠を伝える羽黒山の遺構として重要であるとして、三神合祭殿とともに平成12年（2000）に重要文化財に指定された。

また、鐘楼にかかる大梵鐘は、口径1.68m、全高2.85m、厚さ21.5cmで、東北で一番大きく、鐘銘には、羽黒山寂光寺、建治元年（1275）8月27日の刻銘があることから建治の大鐘と呼ばれ、昭和48年（1973）6月6日に重要文化財に指定された。

『三山雅集』（宝永7年（1710））には、「旧記によれば、文永11年（1274）10月の蒙古襲来の折、幕府より所望され祈願したところ、山上より九頭龍王の光影が出て酒田の湊に飛行した。すると、蒙古の船は残らず海中に没し、西方が鎮まった。この謝徳により鐘が寄附されたと旧記に載っている。」と記されている。



羽黒山三神合祭殿



鐘 樓



大梵鐘

◆羽黒山正善院黄金堂 [重要文化財]

羽黒山 正 善院 黄金堂は、『三山雅集』などによると、建久 4 年 (1193) 平泉の藤原泰衡を討伐した源頼朝の寄進と伝えられている。

現在の黄金堂は、酒田城主甘糟備後守景継による再建に近い大掛かりな大修復により、文禄 5 年 (1596) に再建されたもので、桁行 5 間・梁間 4 間、一重、宝形造り。本来は萱葺きであったが、昭和 39 年 (1964) 10 月 1 日からの解体修理の際に、銅板葺きに改められた。

黄金堂は、明治 41 年 (1908) 、内務省によって特別保護建造物に指定され、昭和 25 年 (1950) 8 月 29 日、文化財保護法の施行によって重要文化財に指定替えされた。（『羽黒町史上巻』（平成 3 年 (1991) より）



黄金堂

◆斎館 [市指定有形文化財]

斎館は、明治の神仏分離までは華藏院といい、元禄 10 年 (1697) の再建である。

正 穩院、智憲院と共に、三先達寺院の一つで、羽黒山執行別当に次ぐ宿老の住した寺であったが、神仏分離により一山は瓦解し、寺としての機能は失われた。

30 坊ほどあった山内の寺は壊されたが、華藏院は神職の潔斎所として「斎館」と名称を変え残り、往時の清僧修験者の住した遺構として今に残る唯一の建造物である。

平成 17 年 (2005) 3 月 6 日、市指定有形文化財に指定された。



斎館

その他にも、羽黒神の影向する池として鏡池と呼ばれ、四季を通して水位が変わることなく神秘なる御池として古くから信仰を集めてきた御手洗池がある。

この池から平安時代のものを中心に沢山の奉納された銅鏡が出土していることから、ここが羽黒信仰の中心でもあったことが伺われる。



鏡池

御手洗池より出土の銅鏡 190 面は、昭和 25 年（1950）年 8 月 29 日に国指定重要文化財となっている。

また、古書にも「羽黒神社」と書いて「いけのみたま」と読ませていることから、この池を神靈そのものとして信仰していたと考えられている。



銅 鏡

4) 活動

羽黒山には、修験道と結びついた祭礼行事が数多く継承されており、手向地区の人たちと出羽三山神社とが一体となって執り行われる祭礼行事として、「春山の行」「花祭り」「八朔祭」「松例祭」などがあげられる。

これらの祭礼の起源については、明暦 3 年（1657）の御本坊下屋敷の火災等により文献の多くが焼失し明らかではないが、貞享 4 年（1687）に編集された「羽黒山年中行事」等にその内容が記されている。

日付	名称	日付	名称
1月 1日	歳旦祭	8月 15日	湯殿山神社本宮祭
1月 3日	元始祭	8月 26日 ～9月 1日	秋の峰入り修行 (峯中式)
1月 11日	釵始祭	8月 31日 ～9月 1日	蜂子神社例祭・田面祭 (八朔祭)
2月 11日	紀元祭	9月 6日 ～9月 9日	神子修行道場
3月中旬	雅楽奉告祭	9月 15日	月山神社本宮閉山祭
4月中旬	勸学祭	9月 20日	祖靈祭
5月 8日	祈年祭（御田植祭）※大祭	9月 24日	幣立祭
6月 1日	湯殿山神社本宮開山祭	10月 1日	筒粥祭
6月 18日	位牌安鎮供養祭	10月 10日	湯殿山一山萬靈供養祭
6月 20日	献花祭	10月 24日	天宥社祭
6月 30日	(夏越) 大祓式	11月 1日	湯殿山神社本宮閉山祭
7月 1日	月山神社本宮開山祭	11月 23日	新嘗祭 ※大祭
7月 15日	例祭（花祭り）※大祭	12月 31日	大祓式・除夜祭
8月 13日	月山神社本宮柴燈祭	12月 31日 ～1月 1日	松例祭
8月 14日	月山神社本宮祭・月山一山萬靈		

出羽三山神社が主体的に行っている年中行事

◆春山の行

手向地区では、毎年5月4日から5日に、「春山の行」という行事が行われる。

これは、手向の各町内から選ばれた行人たちが、春山代参として残雪深い月山・湯殿山に登拝し、山の神の依代である五葉松・石楠花・山黄楊の三種類の“お花”（現在は出羽三山神社のお札）を持って帰り、各町内の「さか迎え場」で配るという行事である。

昭和46年（1971年）5月10日に発行された『町報はぐろ』にも「今もなお古代人の素朴な信仰の香がにおう数少ない行事の一つ。」との記載がある。

江戸時代には、別当の領地であった各町内の月山が見える小高い丘を「さか迎え山」としていた。

現在は、公民館や神社が「さか迎え場」となったが、池ノ仲では今も集落のさか迎え山で行人を迎える、三山を遥拝している。

この春山の行事は、山の神を里に降ろして田の神として迎え、五穀豊穣を祈るといった、各地で広く行われている田の神降ろしの祭りであると考えられている。

里人は里で山の神を迎えるが、山伏は神の坐す山へ出向きお連れするのである。

◆花祭り

7月15日に羽黒山の山頂で行われる「花祭り」は、山伏修行「夏の峰の盛儀」であったが、明治以降、出羽三山神社の例大祭となったものである。

『月山・羽黒山・湯殿山三山略縁起』（明治33年（1900年）、いでは文化記念館蔵）に明治時代の花祭りの様子が掲載されている。

手向地区では、祭りに先立ち、前日の14日に、道路際に注連縄を飾り、それに造花等を飾りつけ、小さな神輿の出る子供の祭りが行われる。

子供たちは、各町内の神社で準備した小さな



春山代参の朝



月山登拝



花祭り・花梵天

神輿を担いで各戸を回り祭りを盛りあげる。

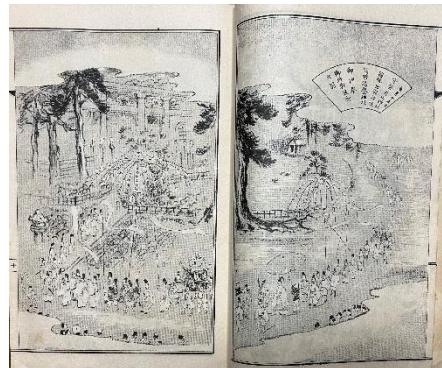
7月15日当日、山頂では月山・羽黒山・湯殿山の三神が3基の神輿に遷され、三神合祭殿の前の御手洗池の周りを一巡する。

花祭りは、喧嘩祭とも呼ばれ、参詣者は三山の神輿に賽銭を投げ入れ、花梵天（花燈籠）に取り付けた稻の花に見たてた造花を手に入れようと揉み合う。

この花を持ち帰って戸口に飾ることができれば、家内安全・五穀豊穣・商売繁昌の幸運を勝ち得るといわれている。

また、花祭りは、庄内各地の人たちの予祝行事（その年の豊作を祈って行う行事）ともなっており、今も祭り当日には、黒川地区からは重要無形民俗文化財に指定されている「黒川能」が奉納され、羽黒山支配下の修驗集落であった高寺地区からは記録作成などの措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択及び県指定無形民俗文化財に指定されている「高寺八講」が奉納されている。

祭りには、手向地区の氏子をはじめ、元羽黒神領であった庄内各地の人々が今日も奉仕している。



花祭り（明治時代）



注連と子供神輿



三神合祭殿と花梵天



黒川能



高寺八講

◆夏の峰

江戸時代までは、月山が開く夏期の3ヶ月の間、執行代（執行の代理）が月山頂上の御室に参籠して月山権現（神仏）に奉仕し、諸国からの三山参りの道者を迎えて湯殿山へ送り出し、湯殿山参詣を成就し即身成仏することを「夏峰」と呼んでいた。



柴燈護摩（月山山頂）

明治以降は出羽三山神社の神職が3ヶ月間山上に籠って道者を迎えている。また、お盆の8月13日には月山頂上において柴燈護摩が行われる。この行事は、月山に鎮まる万靈の成仏を祈るもので、火を焚いて死靈を子孫の元に送り、無縁仏は月山にあって、そこに集う人たちで酒を振る舞い慰め供養するというものである。

◆秋の峰

寺院は8月25日から、出羽三山神社は26日から始まる。

「秋の峰」は、全国各地に散在する修験者たちが参集し、山中奥深くに分け入り、新たに生まれ変わるという「擬死再生」の思想に基づくものである。彼らは山内の道場に籠り、そこから一週間にわたって昼夜を分かたず山駆け等の荒行に挑む。



修行に入る修験者

江戸時代は一の宿は南谷、二の宿は吹越、三の宿は大満と籠り堂を移動したが、明治以降、寺院は荒沢寺、神社は吹越を籠り堂としている。



大柴燈護摩

『羽黒山四季峰次第』（延宝7年（1679））には、「秋峰は七月二十日より八月四日までの十五日である。麓で附揃。羽黒山・吹越・小月山の三ヶ所において、時の先達が修行する。・・峰中は秘伝である。」と記されている。

かつては75日の苦行であったが、承応3年（1653）年以降は30日となり、寛文9年（1669）には15日、寺院にあっては明治44年（1911）には10日、昭和24年（1949）以降は8月26日から9月1日までの7日間となった。（『修験道と民俗』、昭和47年（1972））



八朔祭に参集する修験者

明治以降、秋の峰修行の最終夜となる8月31日（旧暦の8月1日に相当）に行われる「八朔祭」では、真夜中、入峰した山伏たちが開祖蜂子皇子を祀った蜂子神社に峰中（山内での修行）の終了を報告し、続いて大柴燈護摩を行う。

護摩木が羽黒山頂に赤々と夜空を焦がすように燃えさかる、古式豊かで勇壮な羽黒の火祭りとして名高い。

「八朔祭」は、稻の結実期にあたるこの時期、まさに成熟しようとする田面に災害がないようにと祈る祭りで、明治43年（1910）以降月遅れの8月31日から9月1日にかけて行われるようになった。

『月山・羽黒山・湯殿山三山略縁起』（明治33年（1900年）、いでは文化記念館蔵）に明治時代の八朔祭の様子が掲載されている。

また、明治の神仏分離で修験道が禁止されたことから一時途絶えたが、出羽三山神社は明治7年（1874）に講社を廃止して鍊成行事として峰中を行い、寺院は明治7年まで荒沢寺で継続したが、明治9年（1876）に荒沢寺が消失したため峰中を行うことができず、再興したのは明治19年（1886）であった。

そして天台宗から独立し、羽黒山修験本宗を樹立したのは昭和21年（1946）である。

この秋の峰に入峰する山伏は、手向の各坊で潔斎した後、羽黒の修験者独特の市松模様の装束を着て、神社は里坊となる明光院へ、寺院は正善院に集合する。

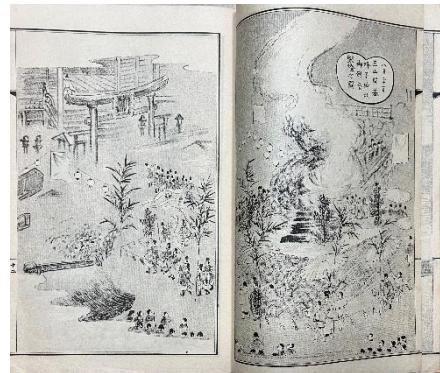
寺院の秋の峰は、正善院で勤行した後、向かいの羽黒山正善院黄金堂に梵天を投げ入れ、神社は峰の薬師神社に梵天を投じる。

これは、新たな生命を宿し山内に入っていくという思想のもとに行われる。
いずれも宿坊街を行進し、隨神門から継子坂を下り、祓川の神橋から形代を流して国宝五重塔を参拝し、特別天然記念物のスギ並木の中の石段を登り山内へと入っていく。

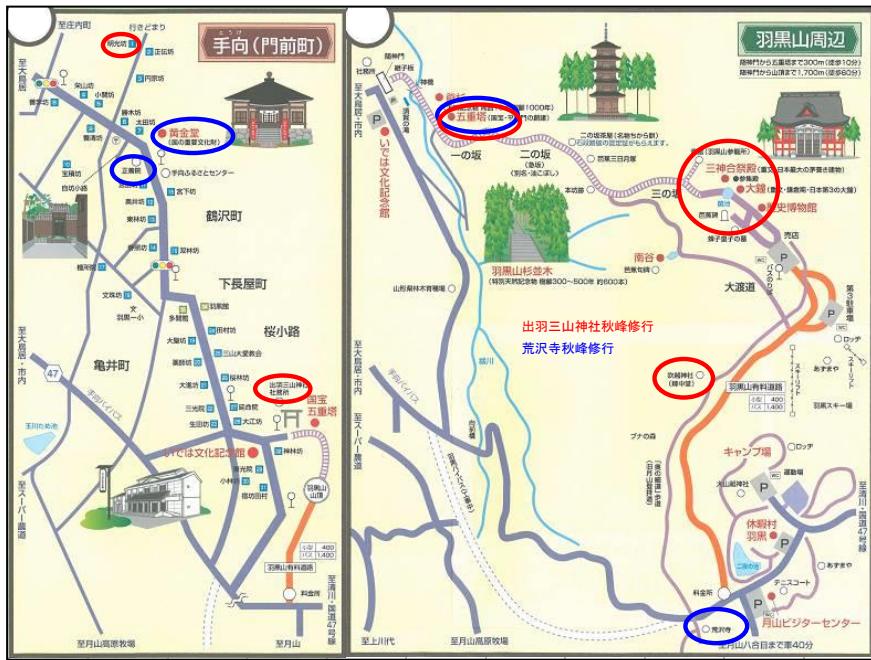
7日間の厳しい修行を終えた山伏たちは新たに生まれ変わり、法螺貝の音に導かれ精悍な面持ちで産声をあげて山を駆け下りてくる。



寺院の梵天投じ



八朔祭（明治時代）



◆松の勧進

11月中旬に入ると、羽黒山伏の最高位である「松聖」による四方拝と同時に松例祭を執行するための淨財を集め松の勧進が始まる。

「松聖」とは、「位上」、「先途」と呼ばれる2人の山伏であり、9月24日より行に入り、自宅で50日参籠後、羽黒山頂の斎館に籠り、羽黒山の四方拝と祭の淨財を集めため旧鶴岡市内を勧進するほか、一切山外禁足でひたすら修行に専念する。

いでは文化記念館には、江戸時代に羽黒山別当が松聖にあてた「勧進を滞りなく行うように」というお達しである「羽黒山松之勧進」が保存されている。

松聖は、神社付属の祝部2人が選任されているが、現在は手向に住む氏子の中から選出される。

松聖に付き従う山伏たちは、法螺貝を響かせながら民家などを訪れて寄進を求める、火防や無病息災の牛札や家内繁栄を約束する大黒様の札を配りながら大晦日の前日まで庄内一円を勧進して回る。

法螺の音と山伏の姿はこの地方に師走の訪れを告げ、人々に本格的な冬の到来を感じさせるものである。（『新版出羽三山修験道の研究 修験道と民俗』、



松聖



松の勧進

昭和 61 年（1986）

「四方拝」は、11月15日より羽黒山麓の寺院や神社を回り神仏を拝するもので、15日手向村内各神社 - 16日玉川村の玉川寺（観音菩薩 - 南） - 17日町屋村の六所神社（地蔵菩薩 - 北）-18日添川村の両所神社（薬師如来 - 東）（阿弥陀如来 - 西）を参詣する。

方位は権現を祀っていた時代の名残りである。



玉川寺



六所神社



添川の両所神社

◆松例祭

12月31日の大晦日から元旦にかけて羽黒山の山頂で繰り広げられるのが「松例祭」（冬の峰）である。

この祭りは、100日間参籠した「松聖」である「位上」と「先途」のどちらが神意に適ったかを競い合うもので、双方に付き従う手向集落の若者衆によって「つつが虫」（悪霊）に見立てた大松明が引き出されて焼き捨てられるが、大松明を引き出す遅速と燃える火の勢いで勝敗が決まる。

また、新年を迎えると新しい火を切り出す「火の打ち替え」が行われ、早く切り出した方が勝ちとなる。

こうして、悪鬼退散、五穀豊穣、天下泰平を祈る祭りである。

また、松例祭は大晦日に魔を焼き尽くし新年を迎えると同時に大歳の神を迎えることから「歳夜祭」とも呼ばれ、手向地区の氏子が中心となって様々な役割を担いこの祭りを支えている。

「松例祭」の由来は多々あるが、明治からは、羽黒山の開祖、蜂子皇子が、「つつが虫」の被害に苦しむ里人の惨状をみかね、聖山に籠り、百日目に魔を焼き払えというお告げにより、火を放



大松明

ってこれを退治したという故事にちなんで行われる祭りであると言われるようになった。

12月30日の午後、両聖に付隨する若者たちは大松明を各1体造る。

これは、三神合祭殿前の庭上に前もって造ってある大松明小屋で行われる。

一対の大松明は、今年一年の禍いや穢れをあらわした「つつが虫」をかたどったもので、大部分をカヤで作り、網で形をととのえたものであり、その結び方に古い法式がある。

位上と先途両組の作り方の遅速巧拙によって勝敗を決する。

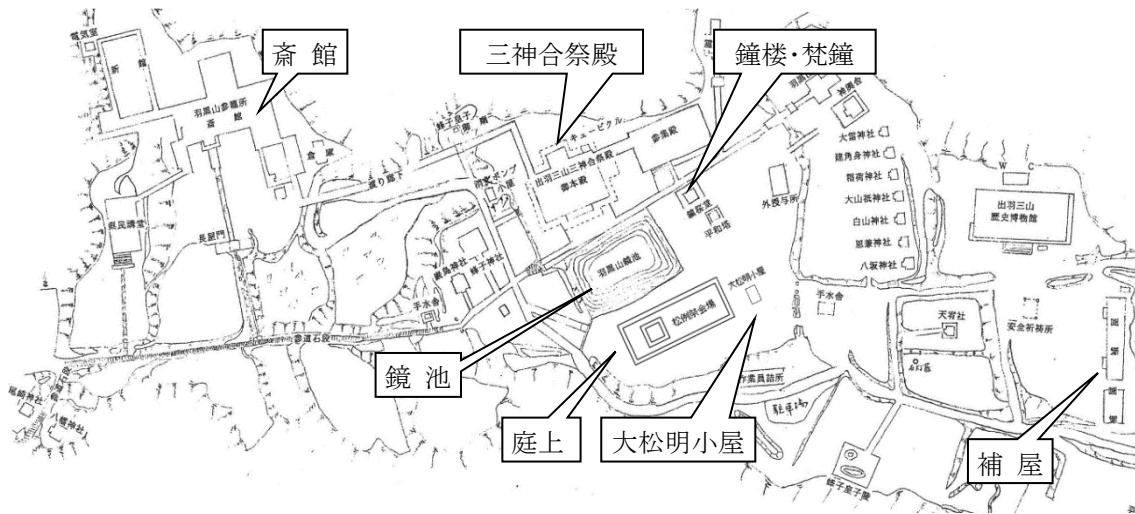
大松明が完成すると、式の服装を身につけた両聖は、顔を紅粉で装い、身には赤木綿をまとい、「三山神社加護之攸」と書き、四方に注連を下げた綾藺をかぶった「松打」（新年を迎える時に新しい火を切り出す精靈の役）などを従え、その前で害虫を封じこめる祈願を行う。

かつては、この祈願後に、大松明の上から各33個の握り飯を投げ合い、酒をかけ合う儀式があった。

これは羽黒山の使令である三本足の八咫鳥^{つかわし}がついばむためだといわれ、66個の握り飯は、日本66ヶ国の国魂を象徴するものではないかと言われている。

日時	行事名	場所
12月31日	午後3時00分	綱まき神事
	午後5時00分	神拝
	午後5時30分	腹ごしらえ賜酒
	午後6時00分	大松明のまるき直し
	午後7時00分	綱さばき
	午後8時30分	砂はき渡し
	午後9時00分	験縄行事、砂はき行事
	御定目	補屋
	午後10時45分	験競べ
	午後11時頃	大松明引き
1月1日	午前0時00分	国分け神事
		火の打ち替え神事
		御披露
		昇神祭

松例祭のスケジュール



羽黒山頂境内図

<綱まき神事>

「つつが虫」に例えられた大松明は若者衆によって切り刻まれ、両聖が參集した人々に投げ与える。待ちうけている人々は、この切綱を拾うべく、押し合い、もみ合いの争奪戦を演ずる。

綱は火防の守り、家門繁栄の守りとして家の庇に飾られる。



補屋

<大松明のまるき直し>

大松明が寸断されたことによって、悪鬼は退治されたはずであるが、日が沈むと再び息を吹き返してしまう。そこで、完全に滅ぼすために羽黒山伏の縄張りの外まで引き出して焼き払うが、切り刻まれた状態では引き出せないので、松明を復元する。これを「まるき直し」という。

このときも位上方と先途方で形の良し悪しや時間を競い合うが、出来上った大松明は最初のものよりかなり小型になっている。これは、蘇ったとはいえ、前ほどの生命力はないといったことを表現していると思われる。



綱まき神事



大松明まるき直し

<綱さばき>

綱さばきの「綱」とは、まるき直された大松明を引き出すために使用する「綱」のこと。これを引き綱と呼び、どの綱を大松明のどこに結ぶかを決めるものである。

互いにぶつかり合う場所に最も強い綱があたられ、これが内の追いかけ、次いで内の元、外の追いかけ、外の元の順になっている。

誰もが、最上位の内の追かけを望み、各町の代表となる若者たちは燃えさかる焚火のまわりに座を占め、古風な朱塗りの大盃で酒を飲みながら、引き綱を決める議論をたたかわす。

綱さばきが終わると、大松明を引く距離を測る「検縄」、大松明を立てる穴を掘る祭具である砂はきを授与する「砂はき渡し」、不正がないように誓約書を読み聞かせ不正の内容にと言い渡す「御掟目」などの行事がつぎつぎに行われる。



綱さばき



砂はき渡し



検縄



鳥飛び



鬼跳ね

<験競べ>

合祭殿では100日間籠りの行を積んだ松聖の修行の結果が試される、「鳥飛び」、「兎跳ね」と呼ばれる「験競べ」が本殿で行われる。

向かって右側に位置する位上方の山伏は太陽・日照・陽を、左側に位置する先途方の山伏は月・降雨・陰を表し、農耕にとって大切な月日の運行、つまり一年の歳月の日照と雨量を占うものである。

鳥は羽黒権現の使令で、太陽の象徴とされている。修験者が扇子で小机をたたくたびに兎が身振りでその優劣を示す。

左右それぞれの5番目には松聖の代役である小聖が位置する。小聖は冬を追い出す立春の土用を表し、どちらの小聖が早く冬を追い出したかを競うことから、小聖が吹く法螺貝の音は「五番の法螺貝の音」と呼んで冬を追い出した合図となり、これにより若者衆によって大松明は引き出され焼き払われる。

若者衆は、手にしていた引き綱（位上方4本、先途方4本）を大松明に結びつけて、大幣に引きつけ高く立てると同時に火をつけて焼き捨てる。

悪鬼の形代である大松明が焼却され、その生命は断たれたのであるが、大松明に火をつける遅速と、燃えあがる火炎の強劣によって勝敗が決まる。

大松明引きを終えた若者達は、口々に「勝った」「^{しつらえや}勝った」と歓声をあげながら、^{補屋}にかけもどり、頭を残し受けた綱を守りながら御坂を下る。

この「大松明引き」が終わると、鐘楼にかかる建治の大鐘が新たな年の到来を告げる。



引き綱を担ぎ5番の
法螺の音を待つ若者衆



焼き扱われる大松明

<国分け神事>

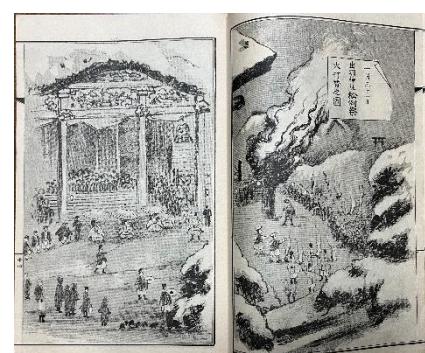
新年を迎えると、「国分け神事」と「火の打ち替え神事」^{ていじょう}が行われる。

庭上には大歳の神を迎えるための鏡(柱)松明が立てられ、季節の切り替えをする土用を司る土公神の役目をなす所司と、春夏秋冬の役目をなす4人の役者が縄の轡をかけて悪霊が入らないよう結界をつくり、土用を表す丈尺棒をはさみ、それぞれの日数を確認し合う。

この神事は、中世以降、新年にあたり、山伏らが自らの縄張りを確認する神事として伝えられてきた。



火の打ち替え神事における松明行事



明治時代の火の打ち替え神事

<火の打ち替え神事>

これは、つつが虫（悪鬼）を焼き捨てた不浄な火を、新年の清浄な火に打ち替える趣旨である。

4人の役者が火のついた松明をふり回しながら打ち合う儀式につづき、「松打」を役者が囲んで「負けても勝っても尋常に」と言い合いながら、鏡松明のまわりを三周すると、新しい火を切り出す。

『月山・羽黒山・湯殿山三山略縁起』（明治 33 年（1900 年）、いでは文化記念館蔵）に明治時代の日の打ち替え神事の様子が掲載されている。

以上の諸行事が全て終ると一同が三神合祭殿に整列する。

大目付は、大松明引き、火の打替えの結果を宮司に報告する「御披露」（勝敗の判定を下すこと）を行う。

補屋では昇神祭が行われ、松聖によって 100 日間守り育てた五穀の種が国土にみたてた補屋の土間に撒かれる。

こうして冬の峰「松例祭」が終わり、人々が家路につく頃には、長い冬の夜もほのぼのと明け始める。

その夜の参詣人には、火の打替えで清められた火から、カヤの小さい松明に火を移して家にもち帰り、この火で神棚に新年の御灯明をともす人もいる。

5) まとめ

5 月 8 日に三神合祭殿で行われる祈年祭（田植祭）では、稻の豊穣を祈願し、7 月 15 日の花祭りでは稻の開花と虫除けを、8 月 31 日の八朔祭では風の被害が出ないように祈願するものである。いにしえ

このように、出羽三山神社では 古より行われてきた山伏の四季の峰を特殊神事として継承し、一年を通じて農耕に関する独特の祭礼行事を継承し、数多くの信者、参詣者を迎えるとともに、人々の日々の安寧な暮らしを祈りながら固有の歴史的風致を形成している。



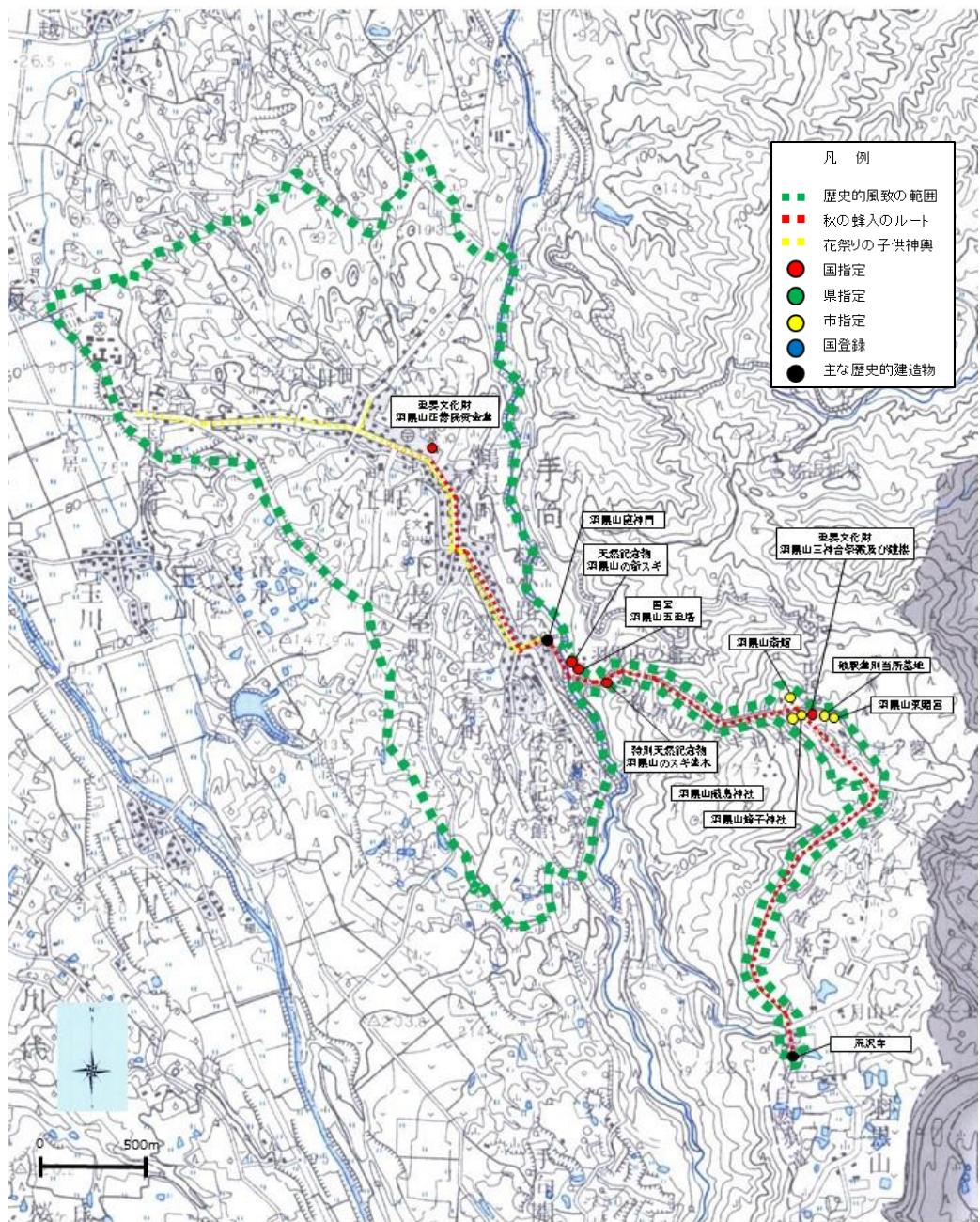
三神合祭殿



大鳥居



五重塔



出羽三山神社と祭礼にみる歴史的風致の範囲図

(7) 門前町手向地区と出羽三山参りにみる歴史的風致

1) はじめに

修験道は、自然崇拜、精霊崇拜など、古代から続いた山岳信仰を母胎として発生したものといわれている。

山伏（修験者）は、石を枕にし、山に臥し、滝に打たれ、洞穴に住み、食物を断ち、孤独に耐え修行に専念した。

また、滝打ちや火渡りなどの難行苦行を重ね、神仏を念じて心を清めるうちに驗力や呪力などの法力を身につけたといわれている。

『出羽三山史』（昭和 16 年（1941）山形県）によれば羽黒派修験道の拠点であった羽黒山は、月山と湯殿山の里宮であり、その登山口の一つでもあった。

この三山を信仰の対象と仰ぎ、羽黒山上とその麓の台地に発展した手向の門前集落では、江戸の中頃延享年間（1744 年～1748 年）には、別当宝前院若王寺のほか、山上には清僧修験（肉食妻帯をしない修験者）33 カ院、山麓手向には妻帯修験（家庭を持ち、子に跡を継がせる修験者）336 坊があり、諸国には、出羽、陸奥、関東から駿河、伊勢まで、羽黒派の末寺末院は 3,783 カ院も散在していたといわれている。

これらの寺院を中心に、出羽三山の信仰は津々浦々に浸透し「霞場」や「檀那場」と呼ばれる檀那（信者）網は広い地域に及び、多くの「講中」が組織され、三山参りの道者は年に十数万人を下らない繁栄を続けた。



秋の峰入

● 霞場（檀那場）

山伏が講を結び御神札を配布し歩いた地域のことであり、かつては、羽黒山の別当によって承認された証文を与えられていた。

● 講中

地区をあげて出羽三山を信仰し、毎年その地区を代表して参拝する集団であり、親から子へ、子から孫へと受け継がれるもので、三山講は特に関東・東北地方に多く受け継がれている。

現在30坊ほどある宿坊の建物は、古いものでは江戸時代のものから、近年に建設したものまでがあり、ほとんどの宿坊はこの地方の一般的な民家作りとなつてゐるが、玄関については独立した唐破風や入母屋の表現がされている。

隨神門に近く、かつては身分の高い恩分と呼ばれる妻帯修験の集落であった桜小路周辺の街なみは、道路との境界が石垣・築山（土壘）となって生け垣が連なり、そこから松や杉、桜などの樹木が張り出し、通りの幅も次第に狭く勾配も大きくなり、あたかも山中に踏み入ったような雰囲気を醸し出している。

例えば、江戸時代に定住した桜小路の延命院は、神殿のある母屋は明治期の建築で、木造平屋・瓦葺・切妻であり、門構えは、冠木門・石垣・土壘・前庭となっている。



桜小路の街なみ



石垣・築山



桜小路の宿坊・冠木門



延命院

一方で、隨神門から遠い方の集落の街なみは、通りの幅が広く石垣や土壘は少なくなり、生垣ではなく板塀に冠木門のある家が多くなる。

池ノ仲にある太田坊は、明治の建物で、木造平屋・茅葺・寄棟造であり、門構えは冠木門と板塀からなり、前庭の松に趣が感じられる。

近年まで宿坊の特徴と言えた茅葺屋根は年々減少しており、現在は4軒を残すのみとなっている。

しかし、生垣や板塀に冠木門があり、その門から覗き見る樹木の茂る前庭や広々とした母屋の景観は、出羽三山の門前町として栄えた宗教集落の趣を今に伝えている。

重要文化財である羽黒山正善院黄金堂の近くにある自坊小路は、かつては手向を代表する大きな宿坊であった自坊に到る小路で黒い板塀が続き、旧家の土蔵、自坊跡の黒く塗られた長屋門や要塞のような石積みが残っており、それらが織りなす景観は、古の宿坊街の面影を色濃く残している。



池ノ仲の宿坊



太田坊

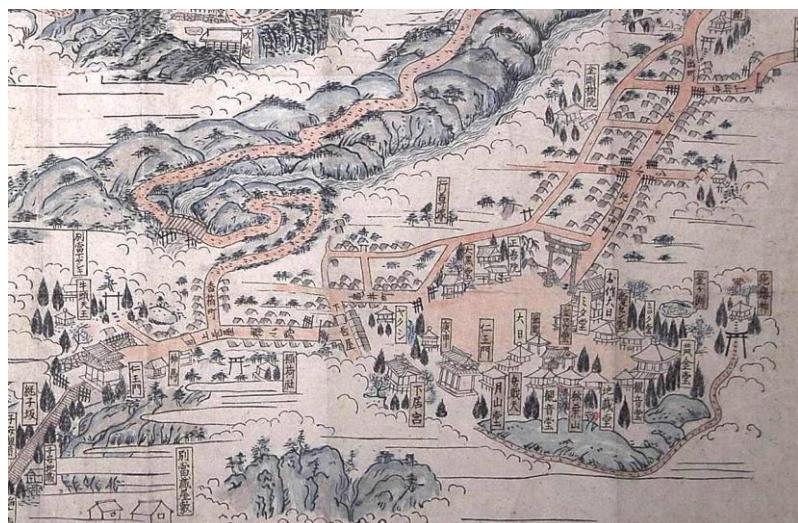


自坊小路

また、近年は、出羽三山の山岳信仰と関係のない職業に就く人が多くなったが、手向の街なみには、宿坊だけでなく、一般の家にも、独特の古めかしい冠木門があり、多くの家の軒下には、松例祭の大松明を焼き捨てる神事に用いられた引き綱が魔除けとして飾られており、現在も羽黒山の門前町としての特徴を色濃く残している。



引き綱（延綱）



宿坊街 古絵図

2) 建造物

◆羽黒山スギ並木の参道

『三山雅集』(宝永7年(1710))によると、羽黒山の参道を現在の形に整えたのは、江戸時代初期に活躍した別当天宥(1594?~1674)で、慶長から寛永(1596~1661)にかけて植林したとされる。

天宥は、ブナやナラが生い茂る羽黒山の広い境内に松や杉を植え、参道には切石を敷き、用水路を開くとともに滝を落とし、山内に本坊や南谷を切り開き、荒沢の常火堂、月山の御室などを修復し、羽黒山の整備発展に努めたので、のちに羽黒山中興の祖と称えられるようになった。

石材も石段の中には、「ひょうたん」や「^{とつく}徳利」などの絵が彫られているものがあり、『羽黒山二百話』(昭和47年(1972))には、これらは天宥が彫ったものと伝えられているとの記載があることから、石材も相応に古いものであることがわかる。

羽黒山の参道の両側に立ち並ぶスギ並木は、羽黒山の隨神門から一の坂、二の坂、三の坂にわたり、長さ1.7kmの間に樹令200年~300年、目通幹囲1~4mの杉が右側に284本、左側に301本あり、樹勢すこぶる旺盛で全国に稀なスギ並木であるとして、昭和30年(1955)8月に特別天然記念物に指定されている。

令和4年(2022年)1月時点の調査では、参道右側に270本、左側側に288本、計558本となっている。

中でも、羽黒山の爺スギは、樹令1,000年以上といわれ、高さ42.0m、根回10.5m、目通周囲7.7mで、明治35年(1902)9月の台風で倒れた婆杉と共に羽黒山中の最大樹であり、古来有名な秋田スギ系の巨樹として、スギ並木とは別に天然記念物に指定されている。



羽黒山参道（明治期）



羽黒山参道（現在）



爺スギ・五重塔

◆羽黒山五重塔 [国宝]

現在の建物は、室町時代初期の応安5年（1372）頃のものと言われ、周囲には縁をめぐらす塔として正規の手法をとっており、細部手法には室町初期の特徴がよくみえ、当時の五重塔の代表たりうるものとして昭和41年（1966）6月、国宝に指定されている。

塔の高さは29.4m、素木造で、三間四方、こけら葺き、初重には縁をめぐらし、四方中央の柱間には板扉を吊り、両脇間は盲連子窓とし、地腰頭に三段の長押と台輪とをつけている。

上層の四方の扉の両脇間は、粗い格子組みの窓としているが、いずれも組勾欄をめぐらしてある。

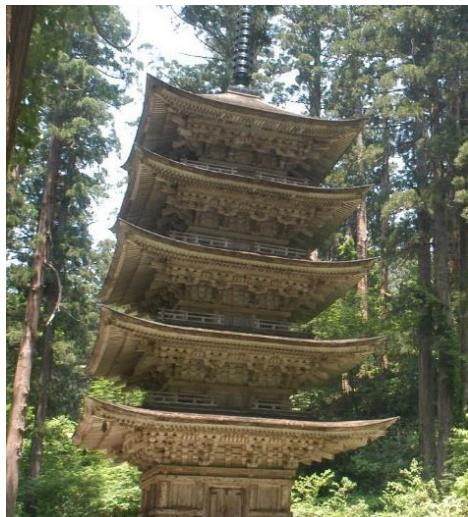
軒は、三手先斗拱で支えられ、地樋・飛檻樋は共に角反りがある。

斗拱と斗拱の間には間斗束があり、初重の内部は四天柱を須弥壇とし、その上方は折上小組格天井、周囲の外陣に相当するところは小組み天井になっている。この中心柱は、初重の天井裏でとまっており、礎石の上に立っていないのは、慶長13年（1608）に、最上義光が大修理をした際に、芯柱の根元が腐朽していたため、その部分を伐りとったためだという。

江戸初期に廃寺となつた宝塔山瀧水寺の塔であり、一層に置かれた古色豊かな須弥壇の上には、本尊佛の観音（総丈約1.5m）・軍荼利・妙見（総丈約1.2m）の三尊と、厨子に入った前立ちの観音・軍荼利・妙見の三尊が安置されていたが、神仏分離の際に荒沢寺に引き渡されたとき、本尊の三尊は行方不明となり、元三大師堂に安置していたお前仏は黄金堂に移された。

五重塔一帯の地域は、観世音菩薩の淨土である補陀落世界であることをあらわすために、五重塔への参道に阿字の池が設けられている。

池の水は、いまは褪せているが、かつては、五重塔に向かって右手の崖の低い



国宝 羽黒山五重塔



祓川・神橋

石垣の上にある清水からあふれた水が流れこんで、満々と湛えており、参道に沿って掘られた堰を伝わって祓川に落ちていた。

◆羽黒山隨神門

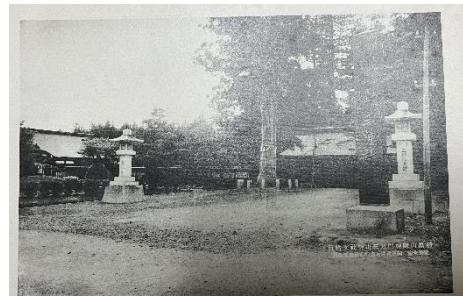
元禄 8 年（1695）、秋田の矢島藩主が寄進したもので、明治の初めまでは、仁王門と呼ばれた。仁王門に安置されていた仁王尊は、元禄 8 年（1695）、^{たんどう}秋田県由利郡矢島の僧・湛道が京都の仏師善慶が東山清水寺の仁王像を模して掘らせたもので、一軀は元禄 9 年（1696）3 月に船廻して 7 月 5 日に酒田に到着し、もう一軀は元禄 12 年（1699）5 月 28 日に到着した。（『出羽三山史』）

明治 4 年（1871）、月山山頂までの堂社や路傍の仏像などの撤去を命じられ、仁王尊は黄金堂に移され、仁王門は隨神門となった。

昭和 12 年（1937 年）に三山神社社務所が発行した写真集『出羽三山』にも隨神門の写真が掲載されており、昭和 54 年（1979）に行われた解体修復工事の際も創建当時からの部材が残されている。



隨神門



昭和初期の隨神門

3) 活動

手向地区では、明治 5 年の修験宗廃止令が出されるまでは、住民のほとんどが妻帯修験者であり、大小問わず坊を営み、江戸時代には 300 を超える坊があったが、修験宗廃止令以降は、坊を閉じ帰農する者も多く、現在活動している宿坊は 30 坊ほどとなった。

しかし、全国に数多くの修験道の山で、現在も山伏が霞場を持ち布教活動を行い、宿坊街が形成されているのは手向地区だけである。

夏になると、宿坊には、それぞれの霞場から末派修験の里山伏、里先達に案内されて、講中の人々が三山参りに訪れる。宿坊では、人々を精進料理でもてなし、祈祷、潔斎した後、^{まつげ}_{やませんだつ}山先達となつて三山巡礼に導いている。

また、冬には檀那廻りと称し、それぞれの霞場に出向き講中の人々を集め、祈祷し御神札を配り夏の三山参りを勧めている。

手向地区について、『東遊雑記』（天明 8 年（1788））には、「無官の山伏は国中へ配札をして、或いは祈祷をなし、或いは参詣する人々の先達をし、又は商ひも

する山伏も多しといふ。」との記載があり、古くから出羽三山参りが行われていることがわかる。

かつて、講中の人々が出羽三山を参拝するときは、一週間から三週間にわたり精進潔斎し、心身の浄化をはかった。それが済むと、頭に宝冠、身に白衣、手甲^{きやはん}脚絆に草鞋を履き、首には注連をかけた出で立ちで長い道中を里先達に導かれ出羽三山へ足を運んだ。

このことから、講中の人々は、自らを行人と称するが、手向の人たちは道者と呼んだ。

道者は、羽黒山麓の山伏の坊に籠り、精進潔斎し、道中の衣服を洗ったり、新品と交換したりして、三山を参拝した。

◆出羽三山参り

手向地区には、月山が開山する7月になると、各地の霞場から長い道程を経て多くの道者たちが三山参りに訪れる。

道者の一行が手向地区の麓にある東北一の大きさを誇る大鳥居を潜りそれぞれの宿坊に着くと、旅の汚れを落とすために風呂に入りひととき休んでいただく。

夜には、御神酒を勧め、月山筍や胡麻豆腐などの精進料理で温かくもてなし、山伏である宿坊の主人は拝殿で祈祷する。

「精進料理」は、元々僧侶たちの精神修養のための食べ物であった「僧坊料理」を起源とする山菜中心の料理である。

出羽三山の精進料理は、月山などの奥深い山で生活するために、「生きるための食」として継承されたため、必要な食材を山の恵みとして採取し、厳しい冬を乗りこえるために、あく抜きや水煮といった時間と手間のかかる調理方法や保存技術が編み出されてきたものである。

翌早朝、道者たちは、行衣と呼ばれる白装束に着替えて祈祷を受け、宿坊の主人や地元の山先達に導かれ三山参りに向かう。

宿坊街を抜けて隨神門を潜り、五重塔を参拝し、特別天然記念物である羽黒山のスギ並木と2446段の石段の参道を登る。

「油こぼし」と呼ばれる一番急な二の坂を登りきったところには手向地区の住民が営む二の坂茶店がある。道者たちはそこで休憩し、その後三の坂を登り切り羽黒山の山頂に到った後は、三神合祭殿で祈祷を受け、行衣の背中に御朱印を押してもらう。



精進料理



二の坂・茶店



先達・道者



三神合祭殿

その後月山に登拝する三山登拝では、山先達が一切の指揮をとり、御山でのさまざまな仕来りに従い、道中にある拝所で三山拝詞や三語を唱えながら頂上を目指す。

天然記念物の天然保護区域にも指定されている月山は、この時期、数多くの高山植物の花が一斉に咲き誇り、特に8合目に広がる弥陀ヶ原は、道者の人々にその名のとおりの美しさを見せる。

かつて月山への登拝道には1合目から順に小屋が掛けられ、それぞれに名物があつて道者をもてなした。

昭和39年（1964）に8合目まで自動車用道路が開通したことから、代々小屋を経営していた人々は、羽黒山の山頂に場所を代えて現在も営業を続けている。

月山の頂上に着くと、月山神社で祈祷を受け御神札をいただき、夕暮れ時には御来迎を拝することもあり、小屋に泊まって翌朝に御来光を仰ぐ。

月山から湯殿山に降りると、湯殿山神社では、祓い場で神官に罪穢れを祓ってもらい、人体をかたどった形代で頭手足の五体をなでてからそれを流す。

このとき神官の先唱で、三山拝詞を一種独特の節まわしで三唱するのだが、この拝詞も神仏分離以前は、「南無帰命頂礼」の仏式の掛念仏であったという。

祈祷が終ると、御神札をいただき、着ていた白衣をぬいで渡し、その白衣の背に大きな御朱印を押してもらう。



月山弥陀ヶ原



月山・道者



湯殿山・祈祷



これは、自分の死に際しその白衣を着ると、彼岸である極楽 人体をかたどった形代
浄土に渡ることが出来るといわれている。

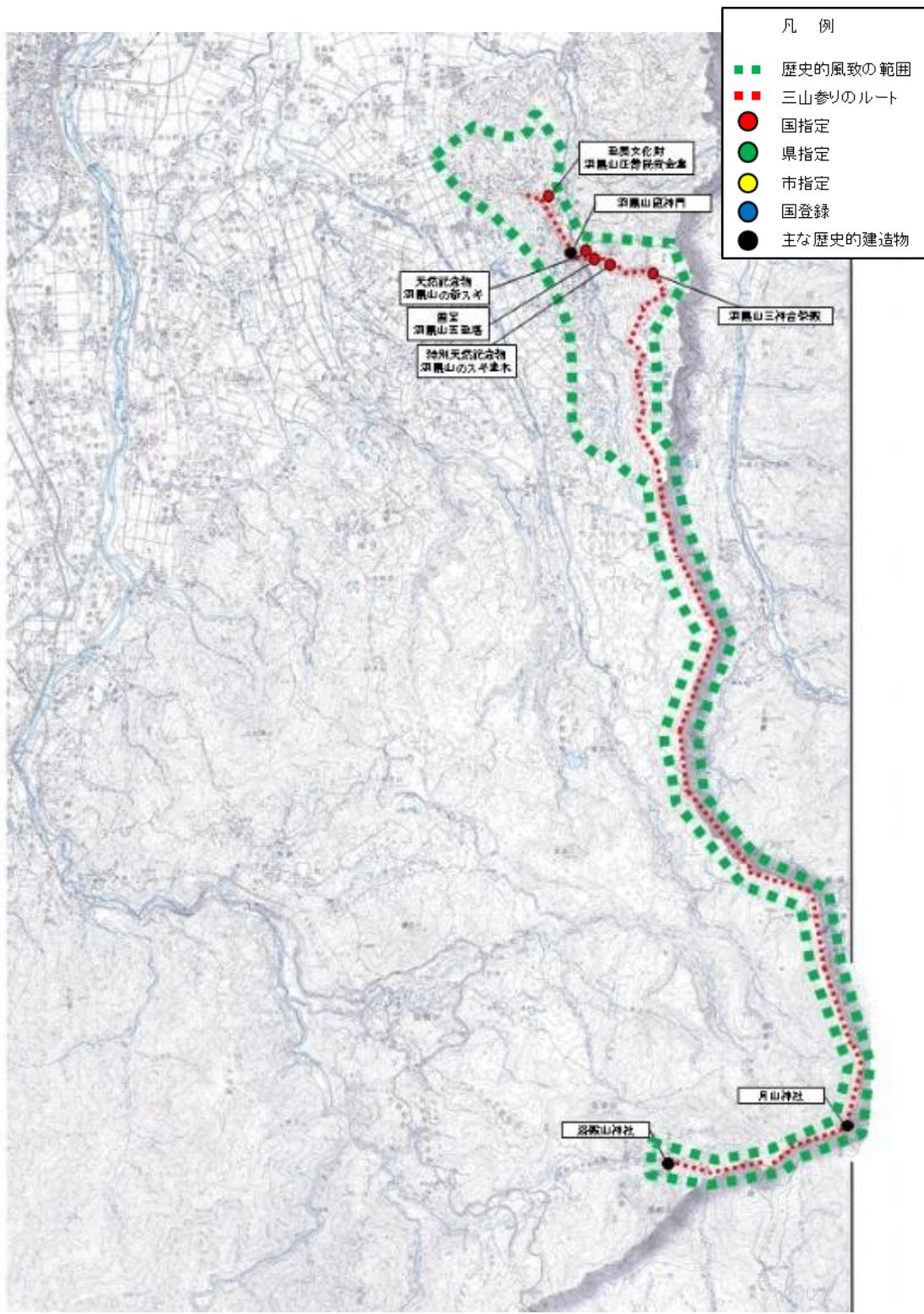
このような三山信仰の根幹となっているのは、インドの仏（本地：本来の姿）
が人々を救うため、仮に日本の神の姿になって現れる（垂迹）という本地垂迹の
思想であり、羽黒山は觀音菩薩、月山は阿弥陀如来、湯殿山は大日如来を本地と
し、人々は羽黒山で現世利益を願い、月山で来世の極楽浄土を乞い、湯殿山で功
徳を得て再びこの世に生まれ出ることを祈った。

これは、羽黒派修験道の「擬死再生」の思想によるものであり、三山参りの風
習は峰入り修行とともに現在に受け継がれている。

4) まとめ

現在の講中の人々の三山参りは、宿坊までの道程や羽黒山から月山8合目ま
での移動がバスや自家用車となり、羽黒山の山頂や湯殿山には車で参拝するこ
とが多くなったが、三山を登拝する夏のお山のシーズンには、参拝の証の御朱印
が隙間なく押されている白装束に、金剛杖を持ち、注連を掛けた道者で三山は大
いに賑わう。

このように、手向地区では、開山以来1400年を数える出羽三山の山岳信仰を
背景として、多くの住民が山伏となり、各地から訪れる白装束の道者を宿坊でも
てなし、出羽三山に導くといった人々の暮らしが今でも生業として営まれてお
り、それらは深い山岳信仰と強く結びつきながら固有の歴史的風致を形成して
いる。



門前町手向地区と出羽三山参りにみる歴史的風致の範囲図

(8) 松ヶ岡開墾場と地縁団体の活動にみる歴史的風致

1) はじめに

鶴岡市松ヶ岡地区は、戊辰戦争に敗れた旧庄内藩士約 3,000 人が刀を鋏に持ちかえ、庄内地域一円からの支援を受けながら、明治 5 年（1872）から 2 年間にわたり 311 ヘクタールに大規模な山林開拓を成し遂げた開墾地である。

松ヶ岡の開墾は、桑園を造成して養蚕業を盛んにし、士族の生活の途を拓くとともに、藩伝統の報恩・徳義精神の再興を図り、新たな産業を興して国家に報いて賊軍の汚名をそそぐことを目的とした。

これは、生糸輸出を外貨獲得の有効手段として国の近代化を進める明治政府の方針にも沿うものであった。

明治 10 年（1877）までには、広大な桑園と国内最大の 10 棟の蚕室群を完成し、明治 20 年（1887）には鶴ヶ岡城下に製糸工場を建設して絹産業の基礎を固めた。

その後の絹産業の発展は、鉄工業、電気・ガス、金融、学校など他分野に影響を与え、本市の近代化の礎を築いた。

松ヶ岡地区の中央には、平成元年（1989）8 月に指定された史跡松ヶ岡開墾場があり、開墾の本部であった本陣や蚕業稻荷神社、蚕室 5 棟、貯桑土蔵などの建物が明治初期の面影をそのままに現存する。

平成 29 年（2017）に認定された日本遺産「サムライゆかりのシルク 日本の近代化の原風景に出会うまち鶴岡へ」でも、構成文化財の中心として、その歴史的・文化的価値が高く評価されている。

また、松ヶ岡開墾場は、現在も 225 ヘクタールの開墾地を伝え、開墾士の子孫によって水田・畑の経営が続けられている。

開墾場の土地は創業当初から開墾士一同の共有のものであり、昭和 23 年（1948）の第 2 次農地解放に際しても開墾地内の者の共有にするという特例が承認されるなど開墾士の子孫によって守り続けられてきた。

従来耕作してきた田畠は、平成 3 年（1991）の臨時総会において共有制の廃止が決定され、平成 10 年（1998）までに全戸分の登記手続きが完了し個人所有となつたが、本陣や経塚丘等の史跡に関わる土地は依然として共有地であり、開墾当初の土地所有・利用形態の制度を残している。

明治 20 年（1887）から始まった松ヶ岡開墾場集落の住民が無償で作業を行う「無償総出作業制度」は、共同作業や奉仕作業として名残りを留め、秋の茅刈りは協同作業と名称は変わったものの、原則全戸から人手が提供されて行われている。

また、毎年 4 月 7 日に行われる開墾記念日では、中学生以上の男子が本陣周り

を清掃し、その後の式典では「松ヶ岡開墾場綱領」を全員で唱和するなど開墾の精神を伝えている。

松ヶ岡開墾場は、四季の恵み豊かな美しい田園風景が広がる開墾地や、明治初期の面影を残す歴史的建造物、地域の歴史と文化に根差した年中行事などの営みが、開墾士の末裔である松ヶ岡の住民によって今日まで大切に守り継がれ、一貫的に維持されてきた区域である。

2) 松ヶ岡開墾場の沿革

① 明治時代前期

明治時代初期の庄内藩は、戊辰戦争後多くの困難に遭遇したが、中でも最大の問題は禄を失った旧藩士と江戸の治安を守るために幕府から預けられた浪士隊の生活をどう立て直すかということであった。

明治4年（1871）9月、権参事の菅実秀は東京で西郷隆盛と面会し、西郷の賛同と助言を得て、旧藩士による集団開墾事業を計画した。

まず、試みに明治5年（1872）4月に鶴岡の東を流れる赤川の河川敷地を開墾して6月に竣工した。

開墾用地を入手するために、官有地である月山麓に広がる後田山の原生林の払下げを願った。

広大な面積があり、鶴ヶ岡城下より東南へ約7キロと距離的にも適していたことが選定の理由とも伝わる。

同年7月には約3,000人の旧藩士を29組に編成して、月山山麓地帯の開拓に着手した。

開墾地は月山山麓後田山の起伏の激しい、茨の低木と松や杉の巨木が林立する原野であった。

開墾団隊は開墾具を新調し、半纏、股引、蓑笠、弁当に至るまで整え、鶴ヶ岡城に集合して旗を立て、喇叭を吹き鳴らして後田山へと向った。

到着すると井戸を掘り、木々を伐採して柱や梁にし、萱や葦を刈り取って屋根を葺き、小屋を建てて休憩宿泊の場所にした。



鹿児島市の西郷隆盛
と菅実秀の会見の像



開墾風景

作業は困難を極め、雨風の中でも、昼夜に渡って行われた。

夜間は篝火かがりびを焚きながら敢行され、あたかも戦場の様相を呈した。

やがて、周囲は次々に耕地に生まれかわっていった。

明治6年（1873）までに311ヘクタールを拓くと、翌7年（1874）までには全体の面積に桑と茶を植え付けた。

その後、明治10年（1877）までに蚕室10棟の建設を終えて、蚕種の掃立さんしゅ はきたて（※1）飼育と製茶を開始するまでになった。

庄内地方はもともと、平野が広く開け灌漑用水が広く行き渡り稻作で知られていたが、米作を専門にしていたため、それ以外の農業はあまり発達せず、養蚕業も余り盛んではなく、農家の副業的な役割であった。

当時、養蚕は蟻量ぎりょう（※2）980匁を掃き立て成績は良好、その良繭を選んで蚕種を5,142枚製造し国内外に販売した。

製糸は座縫機械により優良生糸を255kg製造した。真綿は300kgを生産するなど、松ヶ岡開墾により庄内地方にも蚕糸業が著しく進展した。

この間、明治5年（1872）には藩主の仮殿を移築して事務所にあて、本陣と呼んだ。

この本陣玄関前の経塚丘という小丘上に、旧藩主酒井忠發揮毫の「松ヶ岡」という木札を掲げたのが、松ヶ岡という地名の発祥となった。

明治6年（1873）には、養蚕の先進地に視察員を派遣して、翌7年（1874）には養蚕技術習得のために群馬県に17名を送っている。

明治8年（1875）には、江戸藩邸内にあった稻荷神社を経塚丘に移築したが、この頃になると、鶴岡から松ヶ岡の組小屋や蚕室に移住することを希望者に許可した。

移住は明治32年（1899）頃まで続き30戸が定着し、以後、居住居数は分家によって増加した。

※1 孵化した毛蚕を飼料とともに蚕座を作つて移し、飼育を開始する作業。

羽簾で毛蚕ぎさん（蟻蚕。孵化直後の蚕幼虫は剛毛が長いので「けご」と呼ばれる。）を掃き落とすところからそういう。

※2 掃立て分量を表す毛蚕ぎさんの目方。卵の目方の約3/4に当たる。1匁は3.75g。

② 明治時代後期～昭和戦前期

開墾事業の基礎が完成し進展してきたが、資金繰りが困難で無報酬であったこともあり、離脱する開墾士が多く現れてきた。

このような中で事業継続を志して踏みとどまつた開墾士によって事業が継続された。

明治14年（1881）に開墾事業の主旨を再確認し、事業の発展を図るため「松

岡社誓約書」を作成した。

これは地所の個人所有を排すこと、社中の共同所有として事業に勉励従事することなど 12 条を記した誓約書である。

明治 15 年（1882）、国の緊縮、デフレ財政策の影響を受け経済は、不景気の色を強め、資金難や労力不足によって、養蚕は 1 棟だけしか行われず苦境に立った。

そのため、開墾士は桑畠の下作として大豆小豆を栽培し、鉄砲や網張りで獲物を取って売り、お茶売りなどで生活をしのいだ。

資金無利子貸与を政府に願い、耕馬導入などで経営を徐々に立て直し、明治 18 年（1885）には不況が終わり開墾事業も次第に好況となり明治 29 年（1896）には 7 棟で行われるようになった。

明治 20 年（1887）には、居住の開墾士が毎月 15 日に本陣に集まる常会を行うようになり、毎月 5 日間、開墾事業の桑栽培に無償の総出作業を行った。

松ヶ岡開墾場を中心に近隣地域にも次第に養蚕が導入され、桑畠が作られていった。

桑の苗木は東田川郡農会が松ヶ岡開墾場の桑の苗木を斡旋した。

明治 34 年（1901）からは東田川郡役所の委託により年々数万本の桑の苗木を納入した。

松ヶ岡開墾場は製糸・絹織物等の関連事業を興し、明治 20 年（1887）には現在の鶴岡市新海町に松岡製糸所を創設、大正 3 年（1914）には松嶺町の組合製糸工場を買収し松岡製糸所松嶺分工場とした。

鶴岡では羽二重機業が盛んになり、多くの生糸を必要としたことから、松岡製糸所の製糸高も年々増加し、工場の拡張、大型機械の導入、工具を収容する寄宿舎の建築など事業が拡大した。

また、明治後期には羽二重から海外で人気の繻子織りに転じ、世界的好景気の影響を受けながら資本の充実や設備投資を行い事業は拡大した。

蚕を供給する松ヶ岡開墾場でも昭和 7 年（1932）には、合計 200 人が蚕室に宿泊し従事するなど、活気に満ちた一大養蚕場であった。

なお、昭和 9 年（1934）には松岡製糸所松嶺分工場が火災によって一部焼失したため、松ヶ岡開墾場の 7 番蚕室を移築して再開している。

昭和 10 年（1935）には機械部を設け、松ヶ岡開墾場の 6 番蚕室を鶴岡市新海町に移築し絹織物事業を開始した。

稻作や果樹畠の経営も行われ、大正 4 年（1915）には県による耕地整理・開田の奨励に伴い、松ヶ岡開墾場では 100 ヘクタールの開田計画を立てて着工した。

また、松ヶ岡開墾場では明治 28 年（1895）から酒井調良ちょうりょうの薦めにより種無柿（庄内柿・平核無柿）の試作を開始し、昭和 3 年（1928）には北海道市場への出荷などが行われた。

昭和 6 年（1931）には柿園経営が本格的に開始され、昭和 8 年（1933）には、種繭飼育を分場委託飼育に大転換したことに伴い、直営桑園を桐樹栽培、各戸桑園を柿（平核無柿）栽培に転用し、開墾場は柿の一大産地となった。

畠地ではその後、昭和 11 年（1936）から西洋梨の栽培、昭和 59 年（1984）から桃の栽培が進められるようになった。

③ 昭和戦後期以降

昭和 23 年（1948）の第 2 次農地解放に際し、事業開拓以来の伝統と実績を認めた政府は、開墾地を個々に分散せず、開墾地域内の者の共有にするという特例を承認した。

このような経過を経て、ここに松ヶ岡農業協同組合が設立された。

また、蚕種事業については戦後から昭和 35 年（1960）までは、山形県松岡蚕種協同組合が行っていたが同年に解散し、松岡蚕種株式会社を設立した。

蚕種保護室や冷蔵庫等の設備投資を行い事業を運営し、昭和 45 年度（1970）の県内の蚕種販売数量では全体の約 4 割を占めていたが、昭和 50 年（1975）以降掃立量は減少することとなる。

昭和 60 年（1985）省内掃立量の激減が続き、全量を委託製造に転換した。

松ヶ岡開墾場は、明治新政下における大きな社会問題であった士族授産事業の数少ない成功例であると共に、開墾当初の趣旨目的、実践の多くの部分が今も守られている貴重な事例である。

これら松ヶ岡開墾場の歴史と現状を踏まえ、平成元年（1989）8 月 11 日に本陣、蚕室等の建造物を含む、23,950 m²が国の史跡に指定された。

また、平成 29 年（2017）に認定された日本遺産「サムライゆかりのシルク　日本の近代化の原風景に出会うまち鶴岡へ」でも、構成文化財の中心として、その歴史的・文化的価値が高く評価されている。

3) 建造物

◆松ヶ岡開墾場 [史跡]

① 本陣

明治 5 年（1872）の開墾着手と同時に、藤島村にあった旧庄内藩主の江戸往復時の休憩所「御茶屋」を移築し、開墾の本部としたもの。

元和 8 年（1622）初代庄内藩主酒井忠勝が入部した際、居城である鶴ヶ岡城が整備されるまでに住まいした仮殿「高畠御殿」の 1 棟が、貞享 3 年（1686）藤島に移築されて「藤島本陣」または「御茶屋」と呼ばれ、藩主が江戸往復の際の

休憩所として用いられた。

これを、明治5年（1872）に松ヶ岡本陣として再移築し、開墾の本部としたものである。

木造平屋建て、寄棟造、茅葺屋根で南面には玄関が張り出している。懸魚や式台などに高い格式がうかがえる。

その後、本陣は松ヶ岡地区の集会所・教学の場所・農協の事務所として使用してきた。

また、現在も地域コミュニティの拠点施設として様々な行事や毎月の常会などに利用され、開墾の歴史と精神を今に伝える生きた文化財として、松ヶ岡の住民の拠り所となっている。



本陣

② 蚕室

蚕室は、明治8年（1875）から明治10年（1877）まで計10棟が建てられ、国内最大の蚕室群を形成した。

現在は、明治初期の面影をそのままにとどめて5棟が残されている。

明治8年（1875）に木造瓦葺3階建の蚕室4棟（1番・2番・4番・7番）が完成した。

明治9年（1876）には4棟（3番・5番・6番・8番）、翌10年（1877）には木造平屋建の2棟（9番・10番）を追加して計10棟が建設された。

明治17年（1884）8月の大暴風雨のため、9番と10番の蚕室2棟が倒壊し、再建には至らなかった。

また、明治16年（1883）に焼失した朝暁学校再建のため、翌17年（1884）に8番蚕室を寄付したが、移築後の昭和11年（1936）に焼失している。

昭和9年（1934）には、松岡製糸所松嶺分工場が火災にあい7番蚕室を移築して再開した。

昭和10年（1935）には、鶴岡市新海町に絹織物工場建設のため6番蚕室を移築しており、10棟建設された蚕室のうち、現存する蚕室は5棟となっている。



蚕室群



4番蚕室



5番蚕室



3番蚕室



1番蚕室



2番蚕室



創業当時の蚕室

③ 蚕業稻荷神社

蚕業稻荷神社は、かつて、東京の旧酒井家藩邸に鎮座されていたと言い伝えられている稻荷神社を、明治8年（1875）に開墾場内に遷座し松ヶ岡神社として奉祀した後、明治23年（1890）に経塚丘上の現在地に遷し、明治28年（1895）に蚕業稻荷神社と改称して蚕業の守護



蚕業稻荷神社

神としたもの。

昭和 39 年（1964）に蚕業稻荷神社の旧社殿を酒井家へ呈上し、代わりに酒井家の御靈廟を移築して蚕業稻荷神社社殿とした。

④ 貯桑土蔵

貯桑土蔵は、明治 8 年（1875）に 2 棟、明治 9 年（1876）に 2 棟、明治 10 年に 1 棟が完成、蚕室 2 棟につき土蔵 1 棟の割合で建設された。

このうち 1 棟が現存する。



貯桑土蔵

⑤ 寄宿舎

寄宿舎は元々、明治 25 年（1892）に酒井家邸内に新築された酒井家の蚕室であったが、昭和 23 年（1948）に松ヶ岡開墾場の寄宿舎として活用するため当地へ移築されたものである。



寄宿舎

◆松ヶ岡開墾士住宅（新徵屋敷）[市指定有形文化財]

明治 3 年（1870）に新徵組の住まいとして、現在の大宝寺町、道形町に 137 棟が藩から与えられた。

明治 8 年（1875）に 30 棟余りを松ヶ岡に移築し開墾士の住居とした。

昭和 61 年（1986）に概ね原形に近い形で維持されていた住宅を 7 番蚕室跡に復原移築した。



新徵屋敷

4) 活動

松ヶ岡開墾場が開墾創業から大切に受け継いできた共同の精神は、現在も行われる年中行事にも多く見られる。

これらの行事は、時代に合わせて少しづつ形を変えながらも、松ヶ岡に暮らす開墾士の子孫に脈々と受け継がれて創業精神を今に伝えている。

古くから行われてきた主要な行事について、実施月の順に以下に記す。

◆開墾記念日

開墾記念日は、『松ヶ岡開墾事歴』(昭和 53 年 (1978) 松ヶ岡開墾場) によると、祖先の苦難を偲び創業精神を作興するという主意のもとに、昭和 15 年 (1940) 4 月 7 日から毎年実施されている。

開墾記念日の制定については、刊行物『松柏 第 38 号』(昭和 16 年 (1941) 6 月 15 日発行 荘内松柏会) に「昨年より制定されし開墾記念日たる 4 月 7 日の行事」と記載されているほか、行事の継承についても『耕心 5 月号 (第 1 卷第 5 号)』(昭和 27 年 (1947) 5 月 1 日発行 東北農家研究所) に「4 月 7 日 松ヶ岡開墾記念日、全員 4 時起床、松ヶ岡部落の人々と共に道路普請を行う。(中略) 松ヶ岡開墾先駆の方々の遺業偲ぶ」と記されている。

開墾記念日を 4 月 7 日とした由来は、農作業が始まる 4 月上旬を時期として、創業日の明治 5 年 (1872) 8 月 17 日に因んで 17 日の 7 を取って定めたものである。

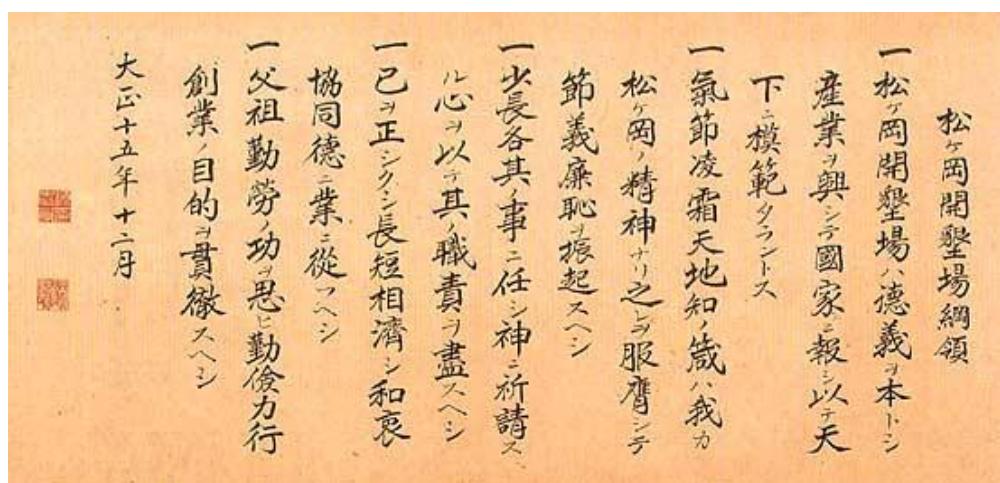
当時は、早朝午前 5 時から中学生以上の男性が総出作業として本陣及び蚕室周辺を清掃し、経塚丘上の掲揚台に大国旗を、丘の下に「松風萬古」の大のぼりを立て、本陣で記念式を開催する。

記念式では、床の間に「氣節凌霜天地知」きせつりょうじょうとうてんちしる の大幅を掛け、祭壇には酒井忠篤ただずみ、西郷隆盛、菅実秀の肖像を安置する。

開式の後、祭壇に拝礼し、国歌斉唱に続き、大正 15 年 (1926) に制定された「松ヶ岡開墾場綱領」を全員で唱和し、開墾の精神、教学の精神を確認する。



早朝の奉仕作業



続いて総長訓示、開墾歌斎唱等があり、式終了後は、参列者全員で蚕業稻荷神社への参拝を行う。

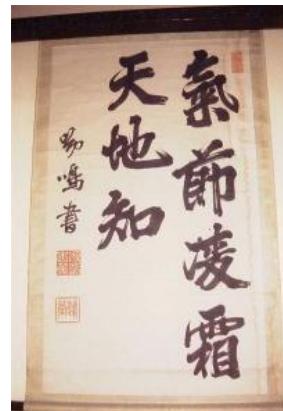
また、当日は、先人の労苦を偲ぶということからカテ飯（じゃが芋を入れたご飯）に一汁一菜の食事をとる習わしも続いてきた。



綱領の唱和



一汁一菜カテ飯



酒井忠篤 書
「氣節凌霜天地知」



西郷の肖像

明治維新の戦後処理や士族たちの生活確保に尽力し、松ヶ岡の開墾事業を推進した旧庄内藩最後の中老菅実秀と、戊辰戦争で寛大な处置を下し、この開墾事業を支援し、「氣節凌霜天地知」の箴言を贈って激励した西郷隆盛との親交は、明治 22 年（1889）の「南州翁遺訓」発刊、昭和 44 年（1969）の鶴岡市と鹿児島市の兄弟都市の盟約に繋がり、現在も様々な交流が行われている。

また、明治 7 年（1874）、西郷隆盛が松ヶ岡開墾士に贈った戒めの言葉「氣節凌霜天地知」は、松ヶ岡開墾場綱領において「松ヶ岡の精神」であるとして大切に受け継がれている。

その解釈については「高い志と人として正しい道を守り抜く態度は、霜にあっても色を変えない松や柏のように勁く、それを天地の神は見守っている」と『松風萬古』（令和 4 年（2022）松ヶ岡開墾場）には記されている。

現在も、松ヶ岡のほとんどの家では西郷隆盛の肖像が掲げられており、その恩義と精神を今に伝えている。

◆秋祭り

秋祭りは、『松ヶ岡開墾事歴』（昭和 53 年（1978）松ヶ岡開墾場）によると、

従来 10 月 1 日であった蚕業稻荷神社の秋祭りを、昭和 34 年（1959）から 9 月 15 日に変更して実施している。

『松ヶ岡開墾百年記念写真帖』（昭和 47 年（1972）松ヶ岡開墾場）には、昭和 45 年（1970）9 月 15 日に行われた秋祭りの神輿渡御の写真が掲載されており、俵神輿を担いだ白丁姿の若者や、小中学生の鼓笛隊などが集落を練り歩く様子を見ることができる。

また、昭和 47 年（1972）から当家を設け、学童を主体とする神輿渡御を行うことに改めている。



神輿渡御（S45. 9. 15 撮影）



小中学生の鼓笛隊（S45. 9. 15 撮影）

現在、秋祭りは 9 月上旬に行われている。

当屋は、その年 5 月 1 日の春祭までに、順番で回ってくる神輿当番の組の中で決定しておく。

祭の前日は、神輿当番が神社・本陣・当屋宅の諸準備を行い、夕刻に神幸祭、神輿渡御、当屋祭が行われる。



蚕業稻荷神社の石段を上る行列



秋祭りの行列

祭の日、当屋宅で神事が行われ、袴姿の当屋を先頭に、のぼり旗を担いだ若者や、はっぴ姿の子供たちの鼓笛隊の後には、太鼓を担いだ白丁姿の中高生、そして神輿を担いだ行列が続く。行列が蚕業稻荷神社を目指して集落内を練り歩くと、沿道は行列を待ち受ける人々の和やかな笑顔と活気に満ちあふれる。

◇茅刈り協同作業

松ヶ岡開墾場の茅刈り協同作業（旧名：茅刈り総出）「総出」という制度は、明治20年に開墾場の桑の培養のために、場内に居住する開墾士が5日間の無償の労働奉仕を行ったことに始まる。

住民の共同作業である総出は、時代が下るにつれて養蚕関連から果樹総出や造林総出などに変わっていった。

総出は、昭和年代までは場員の義務として開墾場規約にも載っていたが、平成に入ると規約から削除されたこともあり、今は総出という名称を使わなくなっているが、名残りで使う人もいる。

現在の茅刈り協同作業は、本陣茅葺屋根の補修材料を確保するために、11月中旬に場内の茅場で、当番制による刈り採り作業を行うものである。

茅葺屋根を適切に維持するためには、毎年のこまめな補修が欠かせないから、本陣を保存する上で、茅の確保はとても重要な作業である。



茅刈り作業

◇冬支度

冬支度は11月中旬に行われる。

松ヶ岡本陣や新徵屋敷で、防雪のための雨戸の囲い立てや植栽の雪囲い、ミズバショウ園の草刈り、経塚丘や池の周囲の落ち葉掃きなどの共同作業が行われる。

積雪の多い松ヶ岡では、雪囲いは欠かせない冬支度であり、冬のくらしを守るために重要な作業である。



本陣の雪囲い作業

◇山仕舞

山仕舞は12月初旬に行われる。

開墾当初より松ヶ岡開墾場では、毎年晚秋から初冬の仕事納めの際に、開墾士一同が大自然の恵みに対する感謝と、互いの労苦をねぎらい合う「山終い」が行われており、昭和30年頃から「山仕舞」と書くことにして、連綿と今日まで続いている。

山とは松ヶ岡の開墾地全体を指し、旧城下から開墾に通う開墾士がこの地を山と呼んでいたことに由来する。

当最初の形式は定かではないが、現在は、本陣床の間に酒井忠良揮毫の「大年神」と3代目総長酒井忠明揮毫の「大山津見神」の書幅を掛け、神饌物を供えてお祭りする。

式は、主催者あいさつの後、総長式辞が主なもので、直会では酒肴に、松ヶ岡子ども会の親や子供たちが昼についた餅が振舞われる。



山仕舞

5) まとめ

松ヶ岡開墾場は、戊辰戦争に敗れた旧庄内藩士約3,000人が刀を鍔に持ちかえ、庄内地域一円からの支援を受けて大規模な山林開拓を行い、広大な桑園と国内最大の蚕室群を建設した。

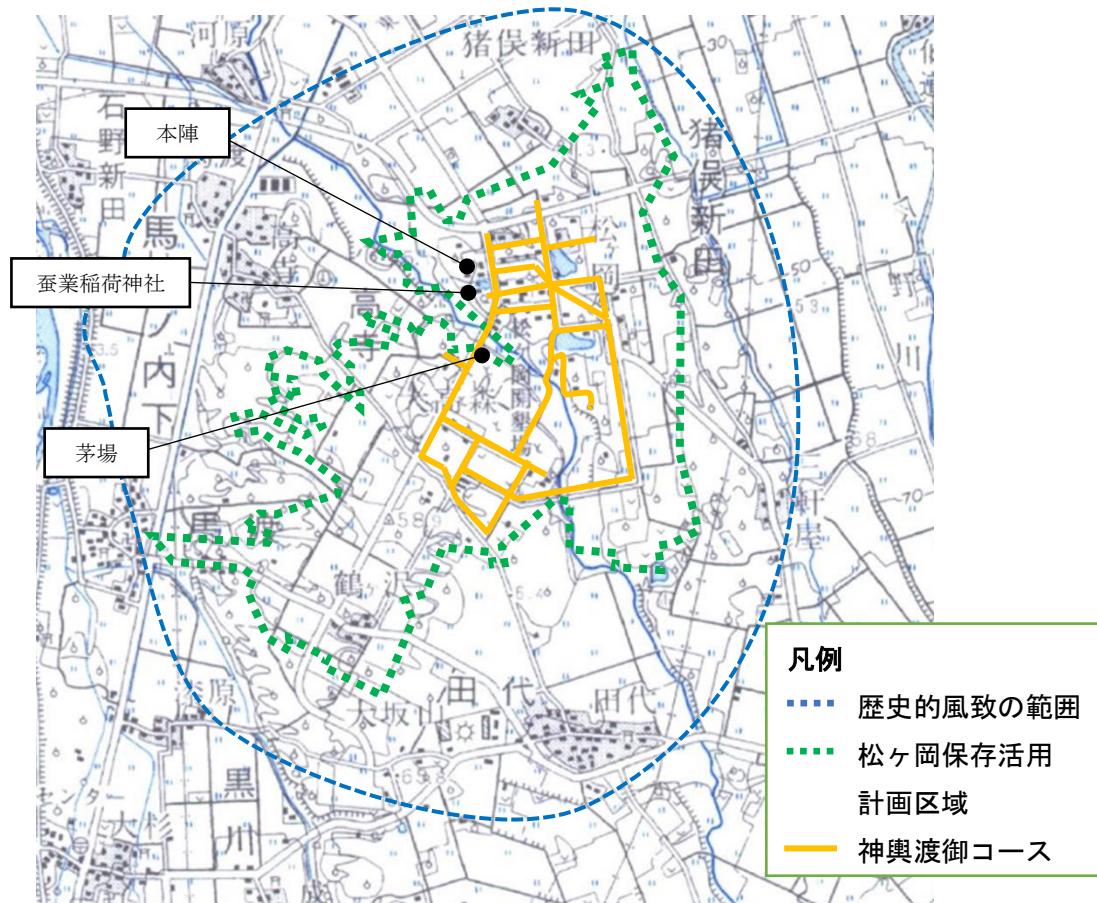
松ヶ岡の開墾を発祥とする絹産業の発展は、鉄工業、電気・ガス、金融、学校など他分野に影響を与え、本市の近代化の礎を築いた。

松ヶ岡開墾場では、開墾士の末裔である松ヶ岡の住民によって、明治初期の面影を残す歴史的建造物や、四季の恵み豊かな美しい田園風景が広がる開墾地が、これまで大切に守り継がれてきた。

また、松ヶ岡の住民は、地域固有の歴史と文化に根差した年中行事や行事食、茅刈りや冬支度などの共同作業を今も続けながら、旧庄内藩士の開墾創業からの共同の精神を大切に継承している。

これらが一体となり松ヶ岡開墾場ならではの歴史的風致を形成している。

史跡松ヶ岡開墾場 史跡範囲図



松ヶ岡開墾場と地縁団体の活動による歴史的風致の範囲図

3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 1期計画の成果と課題

本市は、1期計画に基づき、恵まれた自然、人々のくらしとともに當まれ築きあげてきた様々な民俗芸能などの伝統文化、歴史的建造物と一体となって形成された良好な市街地環境などの歴史的風致を継承するため、これに資する取り組みを行ってきた。

鶴ヶ岡城下町地区では、鶴岡公園正面広場の整備、内堀周辺道路の無電柱化と道路の美装化による修景整備、歴史的風致形成建造物の保存・修理などの事業を行ったほか、羽黒手向地区では、羽黒山宿坊街の散策休憩施設の整備、宿坊街の統一感のある住宅や埠等の街なみ形成への支援、羽黒松ヶ岡地区では、史跡松ヶ岡開墾場内蚕室の保存活用、修理事業や施設周辺の通路整備のほか、歴史的建造物所有者や地域住民等が主体的に行う活動への支援を行った。

これらの取り組みにより、歴史的建造物の保存と活用（一般公開）、歴史的建造物等周辺施設の回遊性の向上、地域住民の利便性向上、城下町や宿坊街の歴史ある良好な街なみの形成が図られたとともに、認知度の向上、歴史あるまちづくりに対する気運の醸成、国内外の観光客等の増加につながっている。

一方で、1期計画の認定以降、少子高齢化や人口減少の一層の進行による歴史的建造物所有者の高齢化や民俗芸能などの伝統文化の担い手の減少、空き家や空き地の増加など、社会情勢の大きな変化に伴う新たな課題が生じており、1期計画では実施できなかった歴史的建造物の保全や活用、施設周辺の整備などの良好な景観・環境形成に資する取り組みなども残されている。

また、1期計画の重点区域外においても、歴史的に重要な建造物が多く点在しているほか、新たな文化財の指定に向けた調査や人々の活動、3つの日本遺産の認定、松ヶ岡開墾150年や庄内藩主酒井家庄内入部400年の節目を迎えるなど、本市の歴史・文化を取り巻く背景が変化している。

(2) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

本市には、江戸時代の藩政期以降の歴史を現在に伝えている歴史的建造物が数多く残されており、歴史的風致を形成する重要な要素として、国、県、市による指定文化財として保護されているが、経年による劣化、風水雪害や地震等の自然災害などに起因する破損等など、保存修理が必要な建造物がある。

鶴ヶ岡城下町地区では、江戸から明治、大正期に建築された指定文化財など、所有者等により公開管理されている建造物もある一方、修繕が必要な歴史的な

建造物があり、相当の経費や労力等を要する。

羽黒手向地区では、羽黒山参道及び隣接する特別天然記念物のスギ並木の破損や倒木などが発生しており、保全を必要とするものが数多くある。

羽黒松ヶ岡地区の史跡松ヶ岡開墾場内に残されている蚕室等の主要な建造物については、鶴岡市と地区の住民が協働で管理・保存に努めているものの、経年劣化の進行、保存修理に係る相当の経費の課題もあり、蚕室等の保存修理事業が長期化している。

一方、未指定文化財については、一定の価値付けがなされているながらも、所有者・管理者の高齢化や後継者不足、維持管理費の負担が大きいなどの理由から、歴史的な建造物の損傷等が進行し、維持管理も困難な状況である。

加えて、これまで歴史的建造物に対するさまざまな調査が行われてきたものの、総括的な調査や研究については十分に行き届いていないこともあり、市域全体の歴史的建造物の状況が把握できていないという課題がある。

（3）歴史的建造物の周辺環境や景観の保全・形成に関する課題

歴史的建造物所有者の高齢化や空き家の増加等の課題は前述しているとおりであるが、その建造物周辺における課題も同様であるほか、現代的な住宅等建築物の増加、電線や電柱、屋外広告物等による歴史的な景観の阻害が見受けられ、これまで守り伝えてきた城下の街なみや趣ある門前町などの大切な歴史的景観は失われつつある。

鶴ヶ岡城下町地区では、江戸時代の町割りや今も風情を残す小路や鉤型交差点、橋など、藩政期から変わらないまちの骨格が残っており、また、戊辰戦争後に建てられた擬洋風建築・近代建築の建造物も多く現存し、多世代にわたる歴史的建造物が相まって本市固有の街なみが形成されているが、その多くは「点」として存在しているため、歴史的な建造物周辺施設の回遊性に課題があり、市民をはじめ国内外の観光客等から十分に認知されていない状況にある。

羽黒手向地区では、古くから宿坊街が形成され、独特の趣を醸し出す街並みが残されており、来訪者と宿坊街の人々との相互交流が続いている。一方で、昔ながらの来訪者の減少や、祭事や宿坊の担い手の減少により、地域固有の歴史を反映した人々の活動の継承が難しくなっている。

加えて、現代的な住宅等建造物の増加、空き家や空き地問題の深刻化により、歴史的風致の維持に課題が残されている。

羽黒松ヶ岡地区では、史跡を後世へ継承していくため、「国指定史跡松ヶ岡開墾場保存活用計画」を策定し、本陣・蚕室などの建造物の修繕・整備が進められているが、建造物の老朽化の進展や保存に係る膨大な経費の課題もあり、保存修理事業が長期化し、創設当時の史跡周辺環境の面影の維持が困難な状況にある。

（4）民俗芸能等の伝統文化活動の継承と理解醸成に関する課題

本市には、長きにわたる歴史の中で、人々の手によって大切に培われてきた古くからの民俗芸能、伝統行事、伝統工芸、伝統産業など、数多くの伝統文化活動が残っており、その一部は歴史的建造物と同様、国や県、市の文化財指定を受け、適切な保存や継承が図られている。

しかしながら、地域住民によって支えられてきた民俗芸能などの伝統文化は、少子高齢化や人口減少の一層の進行、核家族化、地域の歴史や伝統文化への関心の希薄化などにより、担い手や後継者不足といった様々な課題を抱えており、中には、本来の活動の規模や内容を変更せざるを得なくなっているもの、活動そのものが休止しているものもある。

また、本市には様々な伝統産業が残されているが、中でも国内最北限の産地であり一貫した生産工程が残る国内唯一である絹産業については、経済のグローバル化による安価な外国産シルクの流入や蚕室農家の高齢化の進行等により、産業としての生業が大変厳しい状況にある。

こうした伝統文化活動の衰退により、歴史的建造物と一体となってこれまで受け継がれてきた本市固有の歴史的風致が失われつつある。

2 既存計画（上位計画・関連計画）

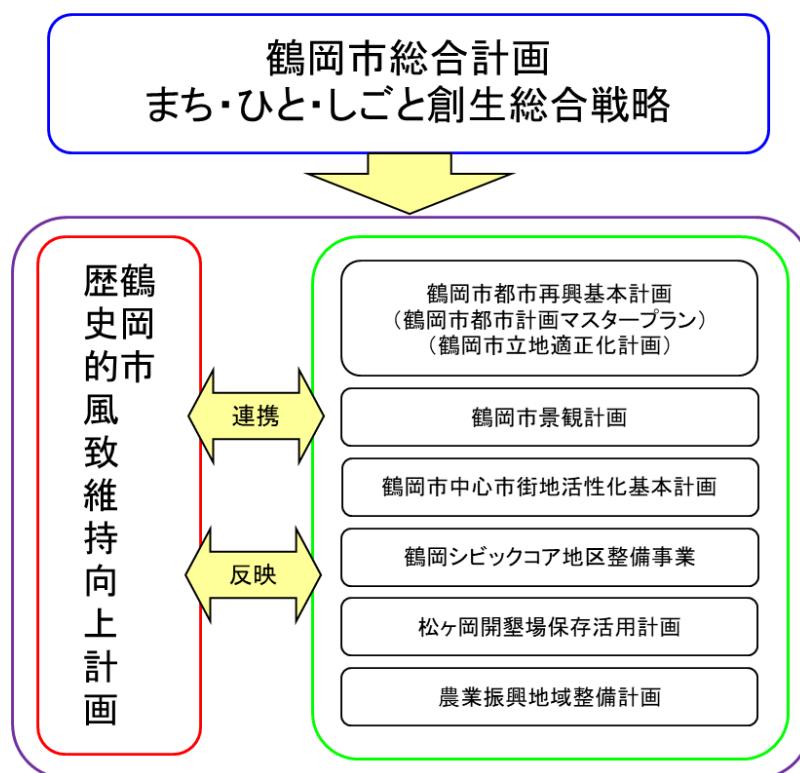
本市では、令和元年に策定された「第2次鶴岡市総合計画」のほか、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、恵まれた自然や歴史のある文化や伝統などの多様な資源を生かしながら、市民・企業・行政・多様な力を結集した、まちづくりの推進を図っている。

また、都市計画の基礎となる「鶴岡市都市再興基本計画（鶴岡市都市計画マスタープラン・鶴岡市立地適正化計画）」、豊かな自然環境や歴史的資源の継承と良好な景観形成を行うための「鶴岡市景観計画」を策定している。

加えて、歴史的風致建造物の多い中心市街地の区域については、「鶴岡市中心市街地活性化基本計画」、「鶴岡シビックコア地区整備計画」の区域の多くが重なり合うことから、当該計画の進捗状況の管理と評価、検証を行うとともに、その内容と連携を図るものとする。

文化財に関しては、山形県文化財保存大綱、「国指定史跡松ヶ岡開墾場保存活用計画」により、本市文化財の保存と活用を図ることとし、また、良好な環境保全を図るため「農業振興地域整備計画」と整合性を図ることとする。

本市の歴史的風致維持向上計画は、これら既存計画との調和・反映、連携を図ることにより、本市が掲げる歴史あるまちづくりの推進及び本市固有の歴史的風致の更なる維持及び向上を図るものである。

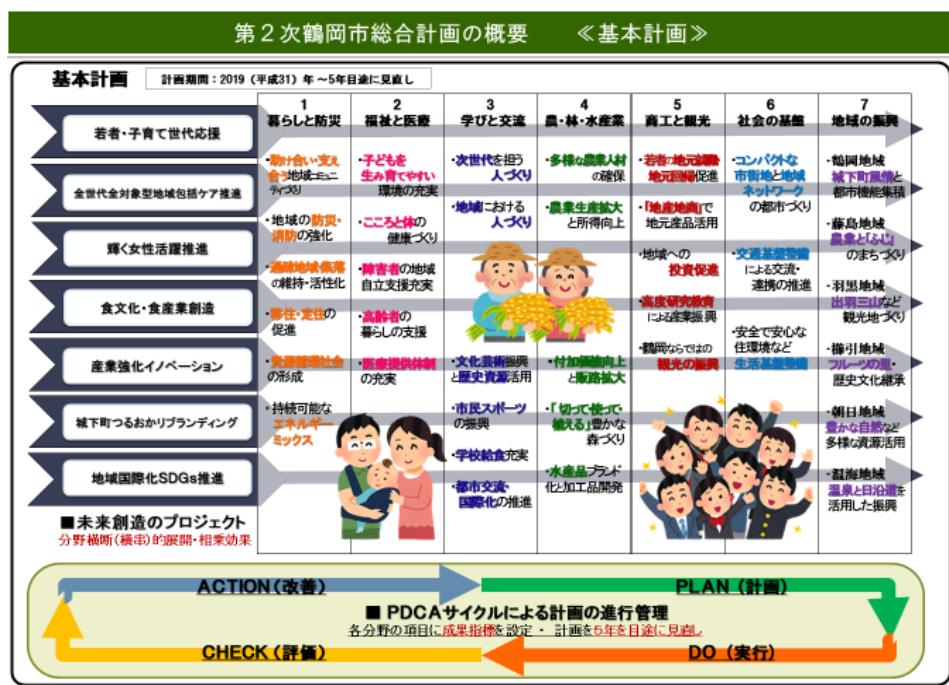


鶴岡市歴史的風致維持向上計画と諸計画との関係

(1) 鶴岡市総合計画

令和元年10月に策定した本市の総合計画は、「ほんとうの豊かさを追求するみんなが暮らしやすい 創造と伝統のまち 鶴岡」を目指す都市像とし、令和元年（2019）から令和10年（2028）までの10年間を計画期間としている。

また、総合計画では目指す都市像の実現のため、「まちづくりの基本方針」を定め7つの施策の大綱による基本計画に基づき、施策の展開を図っている。



第2次鶴岡市総合計画の概要

《基本計画の体系に基づく重要事業》

<基本計画の体系>

1. 善らしと防災 環境を保全し、一人ひとりが尊重され、心が通い合い、お互いを見守り支え合う、安全で安心して暮らせる地域コミュニティを構築します (1) 助け合い、支え合う地域コミュニティづくりの推進 (2) 地域の防災・防犯力の強化 (3) 消防・救急体制の充実・強化 (4) 滋生地帯の活性化 (5) 移住・定住の促進 (6) 環境の保全・美化活動の推進 (7) 資源循環型社会の形成 (8) 持続可能なエネルギー・ミックスの実現 (9) 市民に寄り添った窓口サービスの推進	4. 農・林・水産業 人が集い新しいことにチャレンジできる、魅力ある農山漁村を形成し、豊かな食文化を支える農林水産業の生産拡大と所得向上を実現します (1) 農業を支える人材の育成・確保 (2) 地域経済を支える農業生産の拡大 (3) 農産物の付加価値向上と販路拡大 (4) 効率的な木材生産と健全で豊かな森林づくり (5) 水産物の安定供給と漁村の活性化
2. 福祉と医療 地域の福祉や医療の充実を図り、市民一人ひとりが生涯を通じて安心して健やかに暮らすことができる社会を形成します (1) 子どもを育み育てやすい環境の充実 (2) こころと体の健康づくりの推進 (3) 安心して暮らし続けられる地域福祉の推進 (4) 障害者が自立して暮らせる地域共生社会の実現 (5) 高齢者が健康で生き生きとした地域の実現 (6) 医療提供体制の充実	5. 商工と観光 市民の暮らしを潤す力強い産業を振興し、人材を育てながら、国内外との交流を活発化させ、多くの人の惹きつける地域をつくります (1) 意欲を喚起し市民の暮らしを支えるはたらく場の確保・振興 (2) 明るく元気な地域の活力の源となるまちの盛わいの創出 (3) 本市の産業を支え雇用に導くはたらく人の確保・育成 (4) 高度な研究教育による新産業創出と起業家育成 (5) 鶴岡ならではの観光の振興
3. 学びと交流 歴史と伝統に育まれた優れた文化のもと、ふるさと鶴岡を愛する、いのち輝く人を育て、歴史や文化でつながる交流を抜けます (1) 次代を担う人づくりの推進 (2) 地域における人づくりの推進 (3) 文化芸術の振興 (4) 文化資源の保存・継承・活用 (5) 市民スポーツの振興 (6) 学校給食の充実 (7) 都市交流の推進 (8) 國際化の推進	6. 社会の基盤 自然と都市が調和したコンパクトシティの形成を進め、交通や情報ネットワークの充実により市域内外の交流を促進しながら、誰もが安全で快適に暮らせるまちをつくります (1) 快適な都市環境の形成 (2) 交流・連携の推進と基盤の整備 (3) 安全・安心な生活基盤の整備 (4) 計画的な治水強化と市土の保全
	7. 地域の振興 各地域固有の特性や地域資源を最大限に生かし、地域住民が誇りと愛着を持ち、安心して暮らし続けることができる地域づくりを行います (1) 鶴岡地域 (2) 蘭島地域 (3) 羽黒地域 (4) 柳原地域 (5) 朝日地域 (6) 温海地域

【歴史的風致に関する施策・位置付け】

3 学びと交流

歴史と伝統に育まれた優れた文化のもと、ふるさと鶴岡を愛する、いのち輝く人を育て、歴史や文化でつながる交流を抜けます

(3) 文化芸術の振興

ア 市民の芸術活動の環境充実

○施策の方向

本市の特性である優れた文化芸術活動の伝統を継承発展させ文化振興を図るために、これから文化振興の指針となる文化芸術推進基本計画を策定し、市民主体の文化芸術活動を一層促進するとともに、広く内外の優れた芸術の鑑賞、体験、舞台芸術、展示、交流の場として文化会館、アートフォーラムなど拠点となる文化芸術施設の運営充実に努めます。

○施策の成果指標

項目	現状値	成果指標
文化芸術活動の参加者数	107,810人 (2017年度)	195,980人 (2028年度)

(4) 文化資源の保存・継承・活用

ア 伝統文化と文化財の保存・継承・活用

○施策の方向

文化財、民俗芸能、文学資料など有形無形の文化資源を住民自らが地域の文化として理解しながら後世に継承できるよう地域住民の主体的な伝承活動を支援します。

また、文化財をまちづくりや地域活性化に生かすため、公開や活用に努めます。

イ 郷土理解のための歴史資料の保存と活用

○施策の方向

多様な歴史文化への理解を深め、それらを後世に継承できるよう、地域に伝わる貴重な歴史資料の保存と調査研究を進め、これらの成果を活用します。

ウ 歴史・伝統・文化を大切にした誇りの持てる地域づくりの推進

○施策の方向

地域が持つ歴史や伝統、文化を大切に維持し発展させ、そこに住む人が誇りを持って住み続けられる地域づくりを進めます。

また、歴史的風致や日本遺産として評価された歴史文化資源を活用し、現代に息づく魅力ある地域の形成を図り、活性化と交流人口の拡大を促進します。

○施策の成果指標

項目	現状値	成果指標
文化財施設入館者数	916,000人 (2017年度)	1,026,000人 (2028年度)

5 商工と観光

市民の暮らしを潤す力強い産業を振興し、人材を育てながら、国内外との交流を活発化させ、多くの人を惹きつける地域をつくります

(1) 意欲を喚起し市民の暮らしを支えるはたらく場の確保・振興

ウ 優れた地域資源を生かした産業の振興

○施策の方向

歴史や伝統、風土によって育まれた食文化や農産物、地場の伝統産業など、鶴岡ならではの地域資源を生かした産業を振興し、新たな付加価値を見出すとともに次世代への継承を図ります。

○施策の成果指標

項目	現状値	成果指標
従事者一人あたりの商工業等 生産額	696万円／人 (2015年度)	825万円／人 (2028年度)

(5) 鶴岡ならではの観光の振興

ウ 訪れたい、住みたい観光地域づくりの推進

○施策の方向

本市は、歴史、文化、自然、食、まつりなどの地域資源に恵まれており、日本遺産である出羽三山や松ヶ岡、城下町の雰囲気が残る市街地、4つの個性的な温泉地、昔からの町割りが残る大山など各地域における、観光振興の観点からの地域活性化を図ります。あわせて、テーマ型、体験型観光の推進に向けては、農商工観の各産業が連携した食文化面での新たなテーマづくりを進めるなどし、観光振興の施策の推進からも「訪れたい、住みたい」地域づくりを進めます。

エ 加茂水族館や博物館などを中核とした交流人口の拡大

○施策の方向

加茂水族館は、世界一のクラゲ展示を生かし、今後も様々な学び、体験の場としての魅力の増大、情報発信を強化します。また、魅力的な水族館であり続けるため、計画的で継続的な施設整備を推進します。

致道博物館をはじめとする市内の博物館などの展示施設では、日本遺産の構成文化財や本市の歴史文化の紹介などを行い、施設間相互の連携、周遊の促進などにより、交流人口の拡大を図ります。

オ 國際観光都市の実現をめざしたインバウンド誘客と認知度の向上

○施策の方向

歴史、文化、食などの観光資源は、日本人だけでなく外国人にも魅力的であり、その発信や外国人向けツアーの開発、本市の認知度向上につながる情報発信を図り、さらに、外国語対応や二次交通の確保など受入環境の整備促進により、国際観光都市の実現をめざしたインバウンド誘客を推進します。

○施策の成果指標

項目	現状値	成果指標
観光入込客数	631万人 (2017年度)	790万人 (2028年度)
外国人延べ宿泊者数	1万3千人 (2017年度)	6万人 (2028年度)

6 社会の基盤

自然と都市が調和したコンパクトシティの形成を進め、交通や情報ネットワークの充実により市域内外の交流を促進しながら、誰もが安全で快適に暮らせるまちをつくります

(1) 快適な都市環境の形成

ウ 歴史や伝統・文化を大切にした誇りのもてる地域づくりの推進

○施策の方向

歴史的資源を活用した景観づくりに取り組んでいる地域を、生活の場とともに文化などの地域活動の拠点として位置付け、地域が持つ歴史や文化を大切に維持、発展させ、住む人が誇りを持って住み続けられる地域づくりを推進します。

また、歴史的風致維持向上計画に基づき、現代に息づく魅力ある地域の形成を図り、活性化と交流人口の拡大を促進します。

エ 地域の特性を生かした景観形成

○施策の方向

これまで引き継がれてきた良好な景観を保全し、次代に継承するため、自然や農地、歴史的建造物などそれぞれの地域の豊かな特性を生かした景観形成とまちづくりを推進します。

○施策の成果指標

項目	現状値	成果指標
中心市街地居住人口の市内総人口に占める割合	5.4% (2017年度)	5.6% (2028年度)

(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略

1 鶴岡市人口ビジョン

本市では、少子高齢化に伴う人口の減少が急速に進展しており、特に平成14年度（2002）以降は、毎年1,000人を超える人口減が続くなど、極めて深刻な状況が続いている。

鶴岡市人口ビジョンは、平成27年（2015）をベースに必要な見直しを行い、第2期鶴岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたり、効果的な施策の企画・立案に係る基礎となるもので、本市における人口の現状分析を行い、人口減少問題に関して、市民と認識を共有し、令和22年（2040）を対象期間として、目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものです。

○第2期における施策の方向性

目指すべき将来の方向

「中都市人口10万人を維持 若者の回帰と定着・女性活躍に焦点」

- 安心して働いていくためのしごとをつくり、担い手を育てる
- ひとの交わりを加速させ、移住者や関係人口を増やす
- 結婚・出産の希望を持つひと、子育てるひとを全力で応援する
- 地域の支え合いを通じて、まちの安全を守り、活気を生み出す
- 横断的な目標の設定

人口の将来展望

○合計特殊出生率が2040年に人口置換水準である「2.07」に段階的に上昇

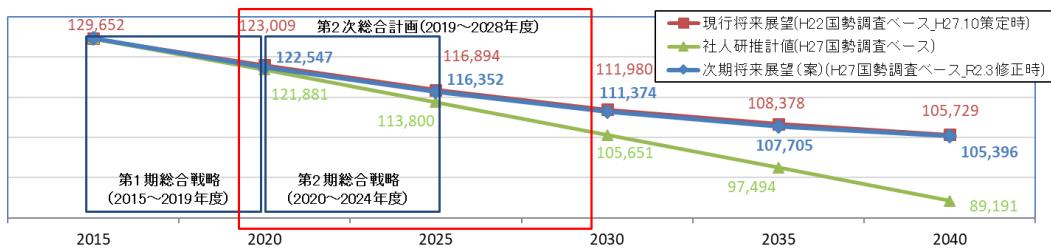
年	2015	2020	2025	2030	2035	2040
合計特殊出生率(仮定率)	1.51	1.62	1.73	1.84	1.95	2.07
仮定率を用いて算出した出生数(A)	904	847	789	751	705	660
社人研が推計した出生数(B)	901 (実数)	812	702	630	557	486
差(A-B)	3	35	87	121	148	174

○2025年に合計特殊出生率が1.73となるためには、出生数(A)789人と社人研推計値(B)702人の差87人を埋める取組みが必要です。

○0~64歳の社会増減が2030年に均衡（転入＝転出）し、その後も段階的に上昇

年	2015	2020	2025	2030	2035	2040
仮定による社会増減数(C)	▲393	▲364	▲159	36	251	504
社人研が推計した社会増減数(D)	▲417 (実数)	▲447	▲384	▲364	▲335	▲291
差(C-D)	▲24	▲83	▲225	▲400	▲586	▲795

○2030年に社会増減が均衡するためには、社人研推計値(D)▲364人を解消する取組みが必要です。



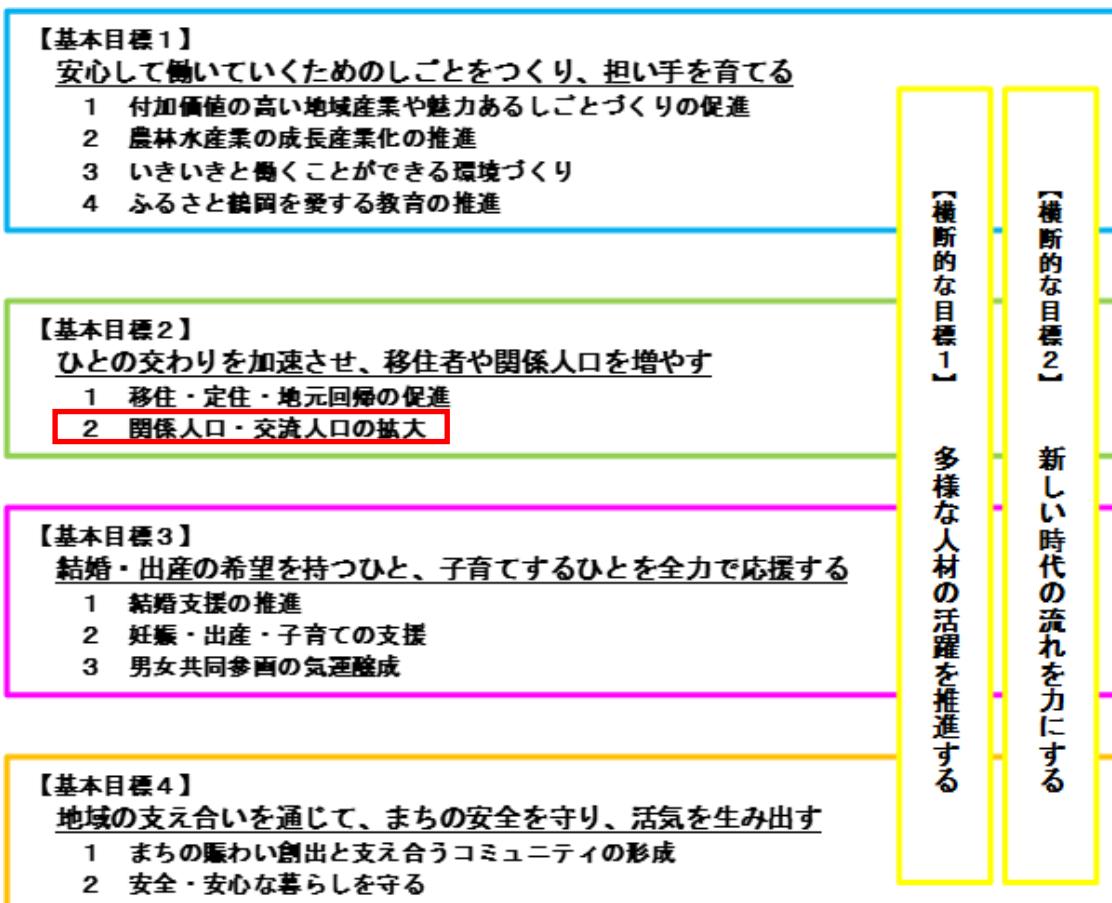
2 鶴岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略

本市では、まち・ひと・しごと創生法の趣旨を踏まえ、国や県が策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、喫緊の課題である人口減少問題に対処するため、平成27年（2015）に、計画期間5年間（平成27年度（2015）～令和元年度（2019））の第1期の「鶴岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）を策定した。

第1期の計画期間が満了を迎えるにあたり、これまで行ってきた施策を検証しつつ、国や県の総合戦略との整合性を図りながら、前期総合戦略の終了から切れ目なく、次期5年間（令和2年度（2020）～令和6年度（2024））を計画期間として、目標や施策の方向性等を示した第2期の総合戦略を策定している。

○第2期における地方創生

4つの基本目標と2つの横断的な目標



【歴史的風致に関する施策・位置付け】

基本目標2 ひとの交わりを加速させ、移住者や関係人口を増やす

多くの若者が進学、就職の機会を通じて地元を離れています。地方に人の流れをつくるためには、若者たちが「地方にこそチャンスがある」といった夢や希望を抱いて地元に帰れるようにすること、また、地方に移住する動きを支援し、住み続けたいという希望の実現に取り組みます。

2 関係人口・交流人口の拡大

(1) 文化資源の保存・継承・活用

ア 歴史文化資源を活用した地域の活性化と交流人口の拡大

地域が持つ歴史や伝統、文化を大切に維持し発展させ、そこに住む人が誇りを持って住み続けられる地域づくりを進めます。また、歴史的風致や日本遺産として評価された歴史文化資源を活用し、現代に息づく魅力ある地域の形成を図り、活性化と交流人口の拡大を促進します。

【重要業績評価指標（KPI）】

項目	現状値	成果指標
文化財施設入館者数	993,275人 (2018(平成30)年度)	1,110,000人 (2024(令和6)年度)

(2) 鶴岡ならではの観光の振興

ウ 訪れたい、住みたい観光地域づくりの推進

本市は、歴史、文化、自然、食、まつりなどの地域資源に恵まれており、日本遺産である出羽三山や松ヶ岡、城下町の雰囲気が残る市街地、4つの個性的な温泉地、昔からの町割りが残る大山など各地域における、観光振興の観点からの地域活性化を図ります。あわせて、テーマ型、体験型観光の推進に向けては、農商工観の各産業が連携した食文化面での新たなテーマづくりを進めるなどし、観光振興の施策の推進からも「訪れたい、住みたい」地域づくりを進めます。

エ 加茂水族館や博物館などを中核とした交流人口の拡大

加茂水族館は、世界一のクラゲ展示を生かし、今後も様々な学び、体験の

場としての魅力の増大、情報発信を強化します。また、魅力的な水族館であり続けるため、計画的で継続的な施設整備を推進します。

致道博物館をはじめとする市内の博物館などの展示施設では、日本遺産の構成文化財や本市の歴史文化の紹介などを行い、施設間相互の連携、周遊の促進などにより、交流人口の拡大を図ります。

才　国際観光都市の実現をめざしたインバウンド誘客と認知度の向上

歴史、文化、食などの観光資源は、日本人だけでなく外国人にも魅力的であり、その発信や外国人向けツアーの開発、本市の認知度向上につながる情報発信を図り、さらに、外国語対応や二次交通の確保など受入環境の整備促進により、国際観光都市の実現をめざしたインバウンド誘客を推進します。

【重要業績評価指標（KPI）】

項目	現状値	成果指標
観光入込客数	637万人	760万人
外国人延べ宿泊者数 (2018(平成30)年度)	7,924人	50,000人 (2024(令和6)年度)

(3) 鶴岡市都市再興基本計画

(鶴岡市都市計画マスターplan・鶴岡市立地適正化計画)

本市は、美しい城下町と豊かな自然や文化を持つ都市であり、中心市街地においては、都市機能の集積と賑わいの創出を行い、歴史的景観を大切にしながら新しい都市施設との調和に配慮したコンパクトなまちづくりを進めてきた。

また、広大な田園地帯が広がる郊外地には、市街地の拡大を防ぐため「線引き」を行い、耕作地を保全し緑あふれる自然と農村景観を保全している。

しかし、合併から10年が経過し、人口減少、少子高齢化の進展は一層深刻な状況となり、市街地においては中心市街地の高齢化が著しく、空き家、空き地の一層の増加により中心市街地の活力の低下が懸念される状況となっている。

また、郊外においても、高齢化、過疎化が進み、地域に住まう人たちの足の確保も課題となっている。

こうした課題に対応し、持続可能でコンパクトなまちづくりを推進するため、これまでのまちづくりの指針である鶴岡市都市計画マスターplanを基に充実させた「鶴岡市都市再興基本計画」において、都市計画法に位置付けたまちづくりの基本方針を示す「都市計画マスターplan」と、都市再生特別措置法に将来の人口減少社会に備えたまちづくりの方針として定める「立地適正化計画」を合せて策定した。

① 計画期間

計画期間は基準年次を平成29年度とし、10年間とする。

ただし、将来を見据えた計画とするため、国立社会保障・人口問題研究所が将来人口を示した平成52年（2040）を見据える将来の時点として、まちづくりを行っていきます。

基準年次：平成29年

目標年次：平成38年（対象期間：10年）

② 対象区域

鶴岡市全域 面積：1,311.5km²

（都市計画区域面積：25,281ha [市街化区域面積：2,327ha]）

③ 計画の構成

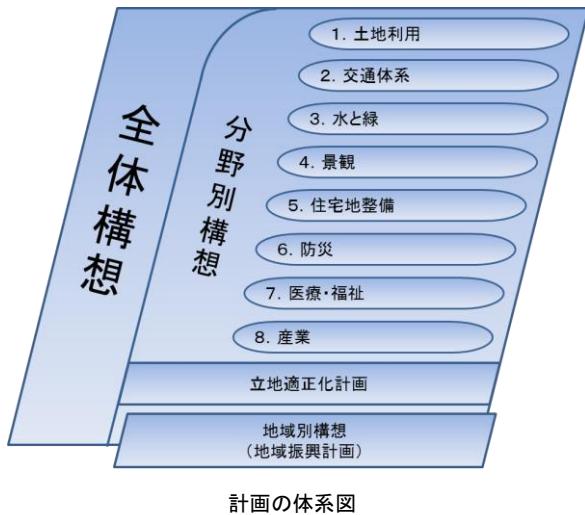
計画の構成は、次の通りとし、地域別構想については、合併各地域が定めた地域振興計画をもってあてる。

○全体構想

まちづくりの目指すべき方向性

○分野別構想

1. 土地利用
2. 交通ネットワーク
3. 水と緑
4. 景観
5. 住環境整備
6. 防災
7. 医療・福祉
8. 産業



計画の体系図

○立地適正化計画 都市計画マスタープランの実現に向けて

○地域別構想 (各地区地域振興計画を充当)

④ まちづくりの基本理念

本市では、これまで人口規模に応じたコンパクトな市街地の形成に向け、中心部への都市機能の集積と賑わいの創出、鶴岡らしい景観の保全創出、様々なまちづくり活動との連携、住み続けられる市街地の形成、農林漁業との調和を目標にまちづくりに取り組んできた。

しかし、急激な人口減少を背景に、高齢化の進展、空き家・空き地の増加による地域活力の低下や商圏の縮小、さらに公共サービスを維持する財政力の低下による都市の縮退は今後一層進んでいくものと予測されるため、これから時代を展望し、新しい鶴岡のまちづくりの基本理念を

『先端研究産業や中核産業で新しいまちを磨き 住環境の循環によりまちを再編するコンパクトシティ 鶴岡』

と定め、まちづくりを進めます。

また、この理念の実現に向けて本市では、これまで取り組んできた人口規模に応じたコンパクトなまちづくりを柱とし、都市機能の集積を進めながら、まちを外に拡散させずに空洞化が進む市街地への住替えを促進する居住サイクルの再編や先端研究産業との連携による多様な住環境整備や賑わいづくりに取り組み、市中心部と地域をネットワークで結ぶことで、地域住民の生活利便が図れるよう取り組んでいく。

そのため、これらを三つの大きな方向性とし、さらに、土地利用、交通体系、水と緑、景観、住環境整備、防災、医療・福祉、産業の8つの観点から目指す都市像に向けてまちづくりを進めていく。

○ 方向性

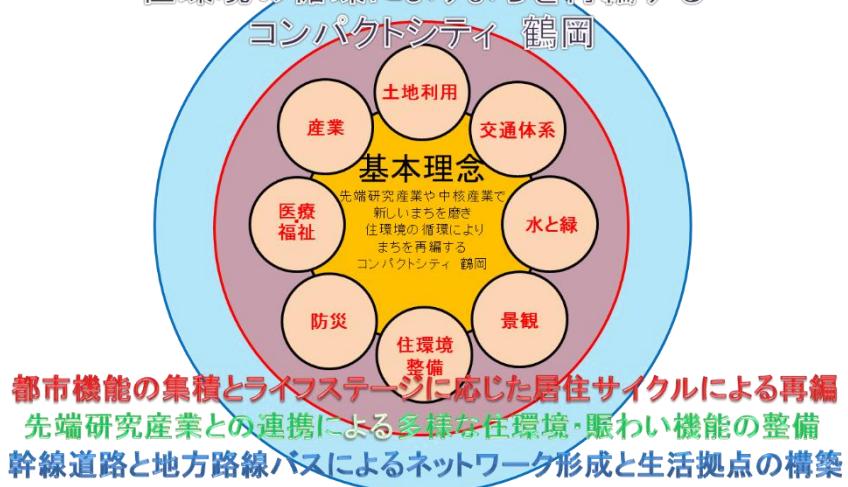
- ・都市機能の集積とライフステージに応じた居住サイクルによる再編
- ・先端研究産業との連携による多様な住環境・賑わい機能の整備
- ・幹線道路と地方路線バスによるネットワーク形成と生活拠点の構築

○ 目指す都市像

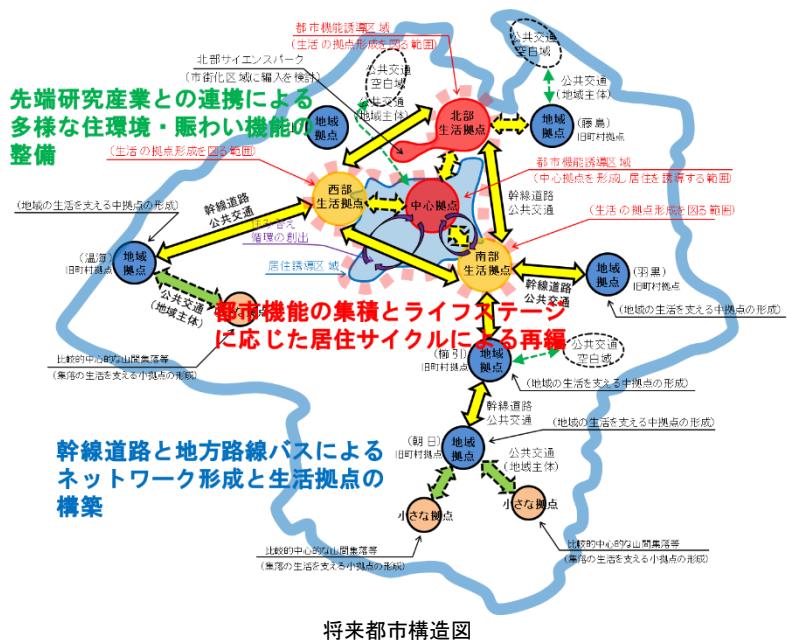
- ① 土地利用：自然と都市が調和した持続可能な活力あるまちづくり
- ② 交通体系：広域的な交流及び連携が図られた安全・便利で暮らしやすいまちづくり
- ③ 水と緑：恵まれた自然を活かし自然と共に生きるまちづくり
- ④ 景観：歴史文化の薫り高い住む人訪れる人が安らぎを感じるまちづくり
- ⑤ 住環境整備：持続可能な住環境を実現するまちづくり
- ⑥ 防災：未来を守り安心して暮らせるまちづくり
- ⑦ 医療・福祉：誰もが健やかにいきいきと暮らせるやさしいまちづくり
- ⑧ 産業：地域資源を活用した伝統型産業、誘致企業による中核産業、新分野のバイオ産業を振興し、住民の暮らしを支える多様な活力あるまちづくり

先端研究産業や中核産業で新しいまちを磨き

住環境の循環によりまちを再編する



まちづくりの基本理念と方向性

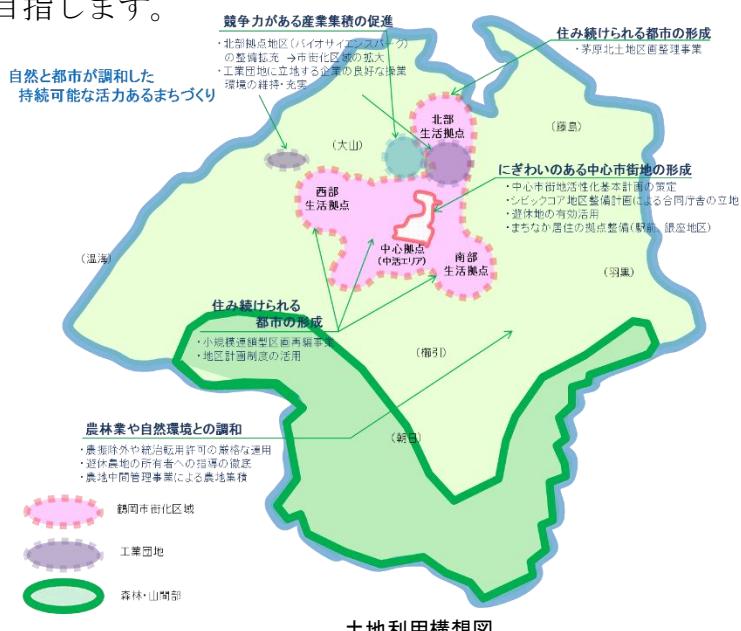


【歴史的風致に関する施策・位置付け】

① 土地利用：自然と都市が調和した持続可能な活力あるまちづくり

【基本方針】

市街地の規模、農地等の保全の状況等を踏まえ区域区分を維持し、バイオ産業の活性化に向けた基盤づくりのため市街化区域拡大を視野に入れ、適切な土地利用コントロールを行いながら、田園、山林、海洋など自然資源を観光などに活用し、自然と調和した安全で快適な生活環境の形成と持続可能な活力あるまちづくりを目指します。



③ 水と緑：恵まれた自然を活かし自然と共に生きるまちづくり

【基本方針】

自然や文化資源を貴重なものとして保全しながら、市民共通の財産として守り育て、市民と自然との触れ合いを深めるため、緑や川を活用した空間の整備を進めます。

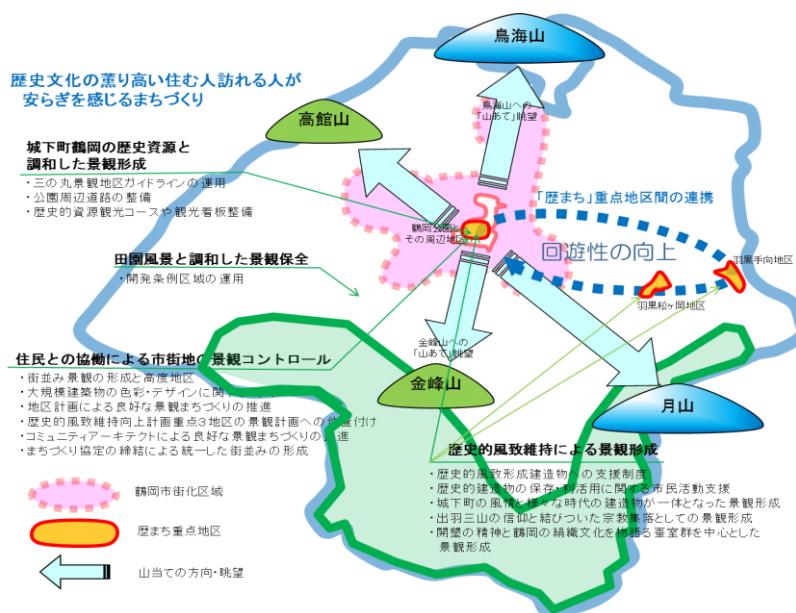


水と緑構想図

④ 景観：歴史文化の薫り高い住む人訪れる人が安らぎを感じるまちづくり

【基本方針】

かつての城下町の風情と文化を今に伝える中心市街地や、郊外地の豊かな農山漁村風景が残り、市民のみならず観光客にも安らぎを感じさせる「日本の地方都市の原風景」ともいえる姿の維持向上と現代的な都市機能の整備の両立を目指します。



景観構想図

(4) 鶴岡学術文化交流シビックコア地区整備計画書

本市では、平成5年（1993）に「地方拠点都市法」による「庄内地方拠点都市地域」の指定を受け、同6年（1994）より国土交通省東北地方整備局との協働で「鶴岡文化学術交流シビックコア地区整備計画書」を策定、平成14年（2002）7月1日に国土交通省に承認を受けた。

本市は、古くから城下町として発展してきた歴史があり、この城下町が現在の中心市街地として、まさにシビックコアとしての役割を担い、また、多くの市民が施設を利用し、公園を歩き、生活を営む場である。

一方で、市街地は昭和40年代以降急速に拡大し、近年では他都市に漏れず諸機能の郊外化が進行しつつあり、これらが市街地の活力を衰退させている一要因になっていることは、全国的にも対応すべき課題とされている。

これらの状況から、鶴岡でのシビックコア地区整備は、中心市街地におけるシビックコアとしての役割を再認識するとともに、各種機能が郊外へと流出することを抑え、より豊かな中心市街地をつくるよう整備方針を立てている。

○基本目標

「城下町鶴岡の中心」を維持し、人をつくり、人がたくさんいるシビックコア

○基本方針

- ・各種計画の方針との対応
- ・まちづくりとしてのシビックコア
- ・人がたくさんいるシビックコア
- ・城下町としてのこだわりを持った空間構成

目標	背 景
各種計画 の方針と の対応	<p>中心市街地にある既往計画をとりまとめる契機</p> <p>鶴岡の中心市街地における各種計画をとりまとめるような位置付け</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>既成市街地ならではのシビックコア</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>シビックコア地区整備計画のより有意義な活用</p>

目標	背景
まちづくりとしてのシビックコア	<p>中心市街地の大きな課題に配慮したシビックコア地区整備計画の目標設定</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>中心市街地の基盤整備:新庄内病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慶応義塾先端生命科学技術研究所 ・鶴岡タウンキャンパス ・芸術文化総合展示場（仮称） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>国の第二合同庁舎</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">建物整備の次元を超える鶴岡の中心市街地の新しいまちづくりとしての活動</p>
人がたくさんいるシビックコア	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>都心居住促進研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の空洞化に対する居住面での対策 <p>中心市街地活性化基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地に人が暮すことの重要性 <p>馬場町地区（地区の中心）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いまだ住宅地としての性格を有す <p style="text-align: center;">↓</p> <p>居住機能にも重きを置き、人が暮しているシビックコア地区の形成</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>合同庁舎 (多くの来訪者)</p> <p>市役所等の公益施設 (多くの来訪者)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>関連づけることによりさらに人が集まる</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>多様な都市機能の複合立地 人々の都市的活動の活発化</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>中心市街地の活力 = ‘人がたくさんいる’</p> </div>
城下町としてのこだわりを持った空間構成	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>鶴岡の市街地</p> <p>城下町時代の町割りを残している (各種研究)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>市民の意見</p> <p>鶴岡の歴史資産への強い愛情</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">・都市の個性、歴史等をこれまで以上に大切にしていく姿勢が必要 ・城下町としてのこだわりに配慮</p>

【歴史的風致に関する施策・位置付け】

本市のシビックコア地区（シビック＝市民、コア＝核）は、かつての鶴ヶ岡城が置かれた現在の鶴岡公園周辺区域であり、国指定重要文化財などの歴史的建造物と現代建築物が建ち並び、2期計画の重点区域内に含まれる。

ここは、藩政期から明治、大正、昭和を経て現在に至るまで、まちの中核地としての役割を担っており、現在も、歴史的建造物が集積し、その周辺では祭礼や伝統行事が繰り広げられているとともに、周辺施設の利用や公園内の散策など、市民の憩いの場としても大切な場所であり、これらを踏まえ、以下の基本方針を次のとおり定めている。

・基盤施設の整備に関する基本方針

城下町の 雰囲気	城下町としての町割りを生かし、これを尊重する方向での空間づくりを目指す。さらに、城下町としての雰囲気を保全することも目指す。
歩行者空間	鶴岡市歩行者空間整備構想に沿うとともに人がたくさんいる地区として、自動車の利便性確保、バリアフリーの歩行者空間、アクションエリアを中心とした新たな歩行者空間が組み合わされた交通体系を目指す。
地域エネルギーの活用	本地区内に計画されている施設については、融雪に地域エネルギーを利用するなどエネルギー効率の向上に努め、環境負荷の低減を図っていく。
景観	水と緑の魅力を備えた基盤整備に配慮する。

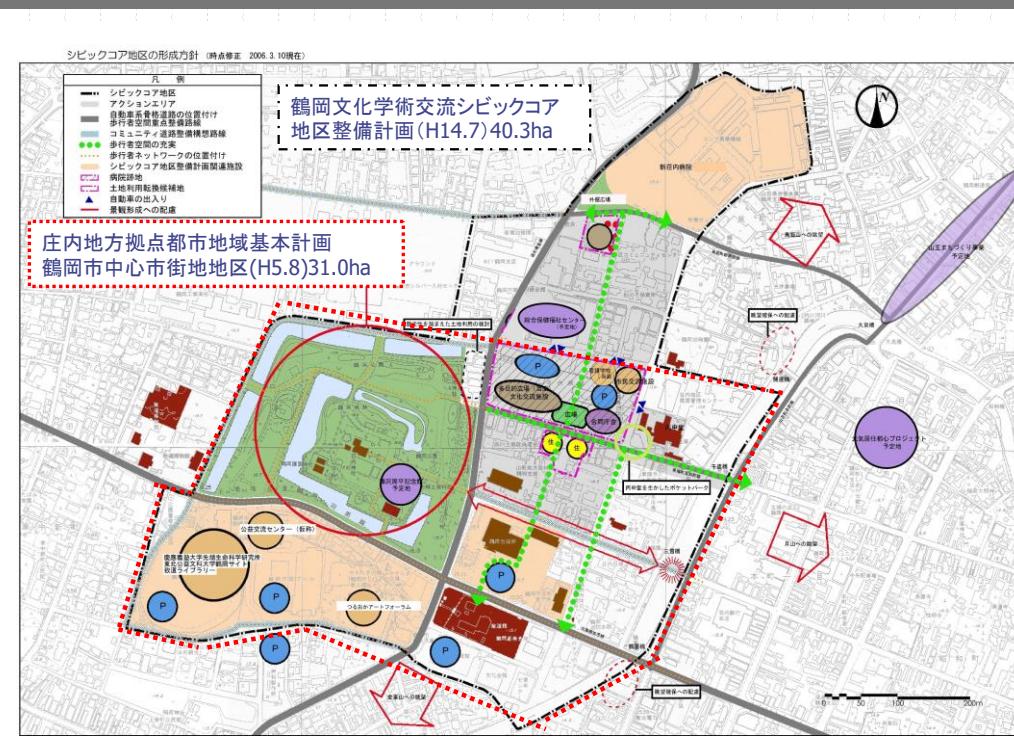
・建築物の整備に関する基本方針

高さ	地区の歴史を尊重し、必要以上の高層化を避ける。
施設配置の 一体性	官公庁施設は、まちづくりの観点から文化交流施設、合同庁舎、鶴岡公園等の一体的な整備に配慮する。
街並み づくり	城下町としての町割りを生かすとともに、街路に沿った街並みを形づくるような建物配置を誘導する。
人のいる まち	公共と民間の建築物が適度に混在し、業務、文化、居住といった様々な機能が重層的に立地するまちを目指すことにより、「人がたくさんいるまち」としていく。

・ソフト計画に関する基本方針

利用上の連携	地区の基本的なゾーニングに配慮し、関連性の高いものを立地させるとともに、利用上の連携を進める。
規制誘導	中心市街地の今後の景観形成への取り組みを示すための必要な措置について検討を進める。
パートナーシップ	シビックコア地区整備は、市民に公開され行政と市民のパートナーシップにより進めていくことを目指す。
まちの活動との連携	この地区での市内で代表的な祭り、行事に配慮し、まちづくり活動の促進と歩行者空間の活用を図る。

地方拠点都市 鶴岡中心市街地区(文化学術拠点) 事業展開図



（5）鶴岡市景観計画

旧鶴岡市では、昭和 63 年（1988）に旧建設省の都市景観形成推進モデル都市の指定を受けたことを契機とし、平成 2 年（1990）に「鶴岡市都市景観形成ガイドライン」を策定し、ガイドラインに基づき公共事業を展開し良好な景観形成を行ってきた。

平成 18 年（2006）には、景観法（平成 16 年（2004）制定）に基づく景観行政団体となり、平成 20 年（2008）に合併後の新市域全域を対象とし、豊かな自然環境や歴史的・文化的資源を後世に引継ぎ、地域のさらなる発展に資するため「鶴岡市景観計画」を策定した。

同計画では、市域全体の景観を構成類型・要素ごとに分類し方針を定める一方、合併前の旧市町村の地域特性と培ってきた歴史を踏まえた地域の個性を尊重し生かすため地域別の方針を示し、良好な景観形成に努めている。

【基本目標】

本市の美しく豊かな自然を守り育て、地域の個性を尊重し歴史的・文化的資源を大切にした魅力的な景観形成を行う。

- 自然環境の保全・育成に努め、自然環境と調和した景観形成
- 地域の個性を生かし、市民の誇りとなる景観形成
- 貴重な歴史的・文化的資源を保全・活用した景観形成
- 緑を増やし生活と環境にうるおいをもたらす景観形成

【歴史的風致に関する施策・位置付け】

鶴岡市景観計画で掲げる基本目標及び全体方針の景観要素別・拠点景観・史跡その他文化財周辺に位置付けている。

◎全体方針（類型別・景観要素別）

景観構成項目		方針
類型別	自然景観	山岳・森林地域 市域の7割を占める山岳・森林地域を自然資源と位置づけ、水源涵養と国土保全、自然学習のフィールド及び癒しの空間として多様な公益的機能を持つ森林景観を維持する。水と緑、生態系に配慮した自然景観及び集落景観の保全と形成に努める。
		海岸地域 河川・水辺地域 市域西の海岸線は、温泉地、漁港等が立地し、夕日や山への眺望などに恵まれた美しい景観を守り活用していく。河川や水辺は、豊かな自然が残り、市民の憩いの場ともなっている貴重な景観資源として保全・活用する。
		田園・集落地域 田園地域に点在する集落とその屋敷林、遠望される山々の景観保全に努める。
	都市景観	商業・業務地・工業地 美しい田園風景に囲まれたコンパクトな市街地の景観は、田園と都市の秩序が保たれたふるさとの典型的な姿としてとらえ、この姿を構成する要素を大切に景観形成を行う。地区固有の雰囲気、特性を生かし、賑わいづくりに貢献する景観形成を行う。特に多くの人が集まる施設の集積した地区では、歩いて暮らせるまちづくりに配慮した景観形成を行う。
		住宅地 古くからの市街地では、緑にあふれた潤いのある住宅地景観を目指す。比較的新しい市街地では、地域の基盤をなす田園風景を生かしつつ、調和のとれた居住環境をつくる。
景観要素別	拠点景観	大規模な緑地・公共施設・集落施設周辺 地区固有の雰囲気、特性を踏まえ、歩行者に配慮しつつ賑わいに貢献する景観形成を行う。
		<u>史跡その他文化財周辺</u> <u>歴史、文化遺産や豊かな自然を適切に保全、活用し内外に誇れる景観形成を行う。</u>
	軸景観	幹線道路周辺 市街地内部では秩序ある景観形成に努め、郊外部では開放的でのびやかな風景に配慮し、田園都市にふさわしい緑豊かな沿道景観を創出する。
		河川及びその周辺 生活軸として育まれてきた川辺の風景や橋のある景観を大切にしていく。また、河川景観は、観光資源としての活用も考慮し、良好な景観形成を行う。

（6）松ヶ岡開墾場保存活用計画

○国指定史跡松ヶ岡開墾場基本計画

重点区域である「羽黒松ヶ岡地区」内に存在する松ヶ岡開墾場は、平成元年（1989）8月11日、本陣・蚕室などの建造物を含む23,950m²の区域が国指定史跡に指定された。

史跡には、本陣1棟と5棟の蚕室が現存し、建設当時そのままの形で残されているものの、創始以来100年以上の経過による施設の老朽化等により、保存のための早急な措置が必要であった。

これらの史跡周辺を含めた史跡全体の整備と創建当時を再現する整備方策、今後の保存活用の指針と維持管理について定めた「国指定史跡松ヶ岡開墾場保存管理計画策定報告書」を平成6年（1994）3月に作成、その後、同報告書を受け、同8年に「松ヶ岡開墾場基本計画」を作成し、以降、同計画に基づく保存修理事業等を計画的に実施している。

▼整備方針

- ① 文化財としての保存と継承のため
- ② 歴史の体験学習の場として
- ③ 地域住民の文化的環境の形成のため
- ④ 市民の憩いの場、知的観光の場として
- ⑤ 自然環境・農村景観の保全の場として

○国指定史跡松ヶ岡開墾場保存活用計画

史跡指定後、史跡の保存活用に関する行為は「松ヶ岡開墾場保存管理計画」及び「松ヶ岡開墾場基本計画」の2計画に基づき進められ、直近の課題であった本陣・蚕室の保存修理を念頭に策定されたもので、建造物の保存活用の指針として運用されてきた。

一方、史跡松ヶ岡開墾場の価値は、建造物だけでなく、地形、樹木、石碑、その他の構成物など史跡全体の歴史的景観を構成するもの全てが該当する。

史跡価値を維持向上させるためには、史跡全体における歴史的景観の保存活用に向けた整備の必要性が生じており、将来にわたって適切に保存管理・活用していくための基本的な方針や具体的な現状変更等の取扱い基準を定めると同時に、今後計画される各種活用整備の推進を目的として、平成31年（2019）に「国指定史跡松ヶ岡開墾場保存活用計画」を策定した。

▼松ヶ岡開墾場の位置付け、望ましい将来像「大綱」

- ① 開墾や養蚕、庄内藩の歴史や絹産業の歴史を後世に伝える拠点
- ② 開墾場の歴史的環境・風致を保全するとともにその資源を活用した地域活性化の拠点
- ③ 松ヶ岡開墾場の魅力を高め、絹に関わる産業面や文化面からの新しい価値創出や新産業創出の拠点

▼保存活用の基本方針

松ヶ岡開墾場を保護・継承してきた開墾場関係者や地域住民の足跡、地域の歴史についても対象とし、史跡松ヶ岡開墾場の保存活用の基本方針として、5項目で構成される基本方針を示す。

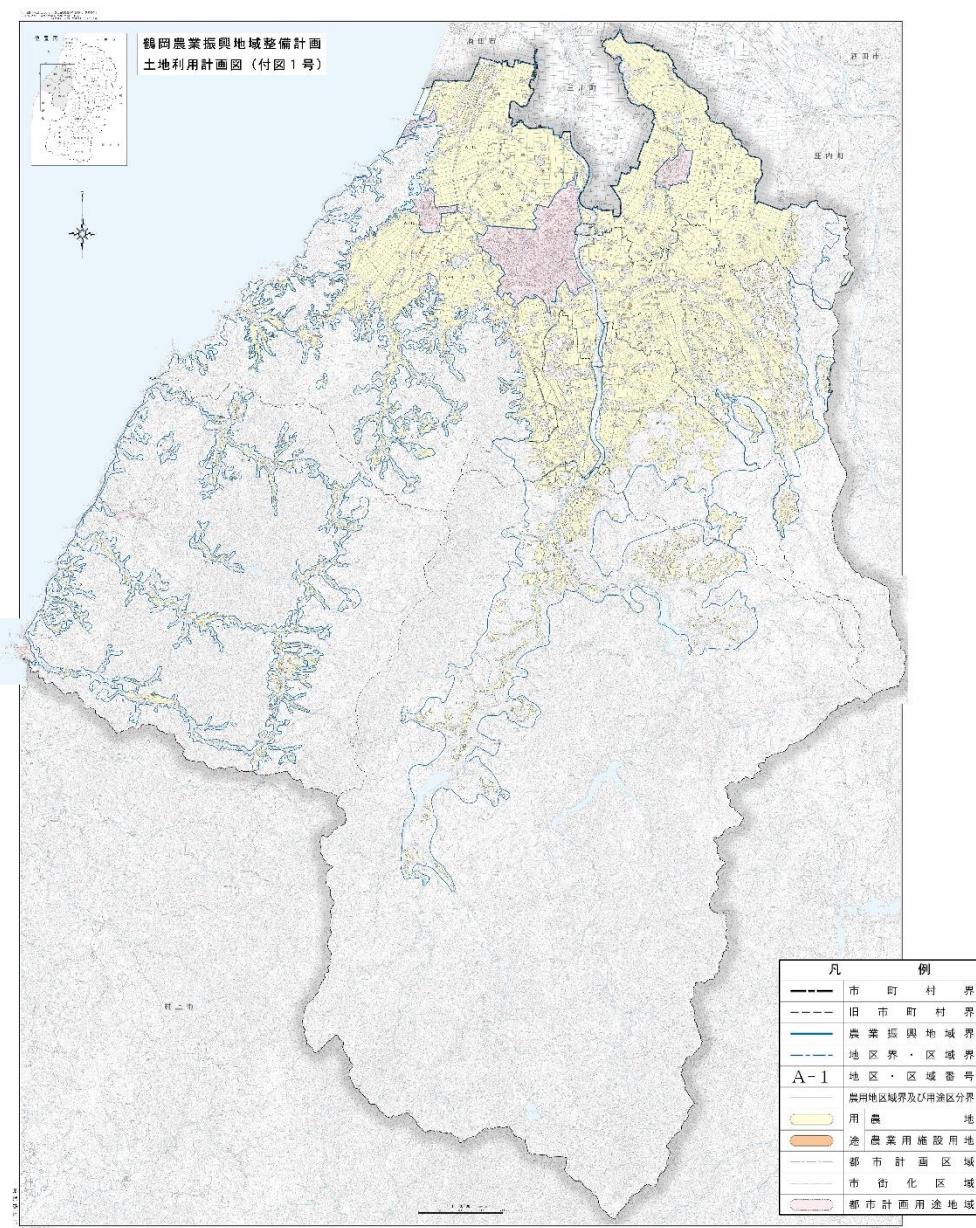
5つの基本方針

- ・保存管理の基本方針
- ・周辺環境の保存の基本方針
- ・活用の基本方針
- ・整備の基本方針
- ・運営・体制の基本方針

(7) 農業振興地域整備計画

本市では、基幹産業である農業の振興と、その基盤となる農地の保全を目的として、計画的な土地利用による農業の振興を図るべき地域を明確にした「農業振興地域整備計画書」を平成20年に策定している。

農地は、農業生産活動において最も基礎的な資源であることから、良好な状態で維持・保全し、その有効活用を図ることは、本市農業の維持・発展の観点から極めて重要であり、優良な農地の維持・保全は、経済的な価値の創出のみならず、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全などの多面的な機能を果たしながら、美しい景観の形成が図られている。



3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本市では、歴史的建造物や人々により継承されてきた民俗芸能・伝統行事、伝統工芸・伝統産業など歴史的資源が多世代にわたって継承・培われてきている。

今後もこれら歴史的・文化的資源の保全に努めるとともに、その活用を図ることで、市民の郷土に対する誇りと愛着を醸成すると同時に、来訪者にとっても魅力あふれるまちにするために、歴史的風致における取り組み状況及び課題等を踏まえて、以下の基本方針を示す。

（1）1期計画の評価検証と2期計画の方針

1期計画においては、鶴岡公園とその周辺地区、羽黒手向地区、羽黒松ヶ岡地区の3つの重点区域を位置付け、恵まれた自然、人々のくらしとともに、古くから営まれ築きあげてきた様々な民俗芸能などの伝統文化、歴史的建造物と一体となって形成された良好な市街地環境などの歴史的風致を継承に資する取り組みを実施した。

これらの取り組みにより、歴史的建造物の保存活用、歴史的建造物とその周辺施設の回遊性向上、地域住民の利便性向上、歴史ある良好な街なみの形成が図られ、国内外の観光客等の増加に寄与した。

しかしながら、少子高齢化や人口減少の一層の進行、歴史的建造物所有者の高齢化、伝統文化の担い手の減少、空き家や空き地の増加など、社会情勢の大きな変化に伴う新たな課題が生じており、1期計画の重点区域外にも多くの歴史的建造物が点在し、同様の課題が山積している。

また、1期計画で実施できなかった歴史的建造物の保全活用、周辺環境の整備など、良好な景観・市街地環境の形成に資する取り組みなどが残されているほか、新たな文化財の指定に向けた調査や人々の活動、日本遺産の認定、松ヶ岡開墾150年や庄内藩主酒井家庄内入部400年の歴史的な節目を迎えるなど、地域資源の掘り起こしやさらなる魅力の向上が求められている。

これらの課題を解決し、本市固有の歴史的風致の維持と後世への継承・一層の向上を図り、新たな重点区域を拠点とした、歴史あるまちづくりを推進するため、2期計画に取り組むものである。

（2）歴史的建造物の保存・活用に関する方針

指定文化財として適正に保護されている建造物については、引き続き補助金等を活用して、所有者の負担の軽減を図り、適切に保存しつつ、一般公開等を推進するなど、その活用を図っていく。

史跡松ヶ岡開墾場の保存修理については、補助金等を活用し、管理団体とし

て、保存修理期間の短縮と経費節減、計画的な実施に努め、その後の所有者が行う活用についても支援していく。

また、未指定文化財の中でも、歴史的価値の高い建造物については、調査によりその分布や価値を明らかにし、状況把握に努め、市の文化財指定もしくは国の登録文化財制度の活用や歴史的風致形成建造物等への指定を検討するなど、歴史的建造物の保全と活用に努めていく。

（3）歴史的建造物の周辺環境や景観の保全・形成に関する方針

歴史的建造物と周辺環境の修繕・修景については、地域性や各歴史的建造物が有する歴史的な趣に配慮し、統一感のある街並み形成を図るように努めるとともに、歴史的建造物を活かした交流と賑わいづくりに取り組んでいく。

史跡松ヶ岡開墾場及び周辺の環境整備については、明治初期の面影を感じることができるような創建当時の復元を前提とした修繕整備を行う。

歴史的風致が色濃く残る鶴岡公園周辺や羽黒手向地区門前町等の地区及びその周辺における公共施設等の整備については、良好な市街地環境の保存・活用を図るとともに、地域の歴史と良好な街なみ景観、地域固有の歴史的風致に配慮した整備を行う。

市内の歴史的建造物や公共施設、観光施設等について、安全で快適に周遊できるネットワークの形成を図るとともに、地域住民や市内外の観光客が、藩政期の町割りや小路、まちの構造などの城下町の面影、数多くの歴史的建造物や歴史的資源の魅力を体感できるよう、景観に配慮しつつ統一感のある案内板・説明板等の整備を検討していく。

また、関連する施策や市民・民間事業者などの多様な事業主体との連携により、空き地、空き家の有効活用、散策・休憩施設の設置など、市民・来訪者が散策しやすい環境整備を進めるとともに、歴史的景観の阻害要因となる屋外広告物などへの適切な規制と無電柱化や道路美装化の推進、鶴岡の歴史的個性と魅力が際立つ景観まちづくりを推進していく。

（4）民俗芸能等の伝統文化活動の継承と理解醸成に関する方針

本市に受け継がれてきた貴重な歴史的・文化的資源である民俗芸能などの伝統文化の保存継承のため、その歴史や変遷を把握し、記録保存に努めるとともに、保存団体等と連携し補助金等を活用し、後継者の育成や団体同士のネットワーク化など地域の活性化につながる継承を支援していく。

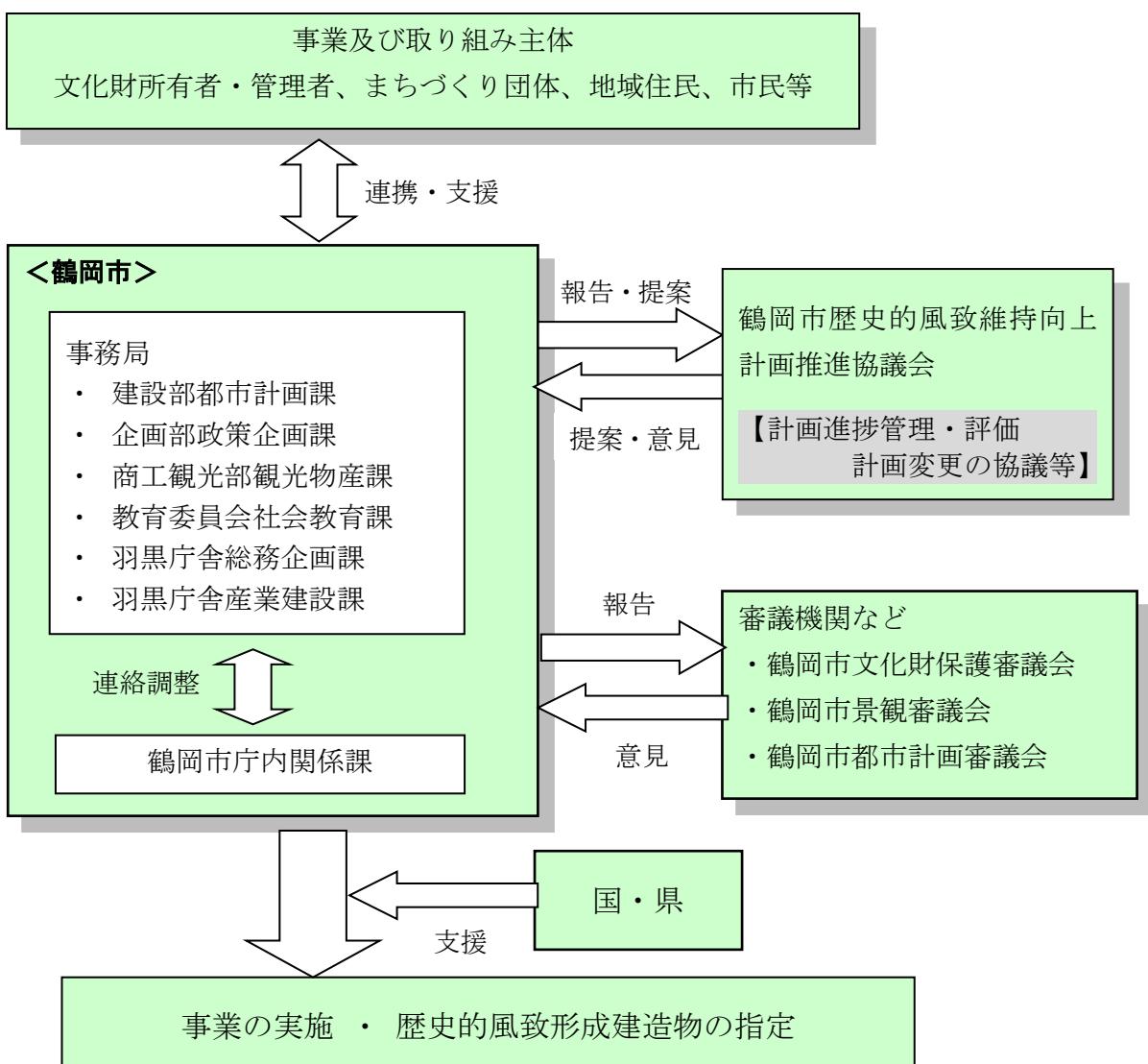
また、絹産業等の伝統工芸・伝統産業については、これまで継承活動を行ってきた個人や関係団体などとの連携を強化し、技術の伝承、後継者の育成への

支援と、技術を生かした商品開発、歴史を生かした伝統産業の発信により経済活動を促進する環境整備を図っていく。

4 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の実施にあたり、歴史まちづくり法第11条に基づく鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進協議会を中心に、計画の進捗管理・評価などの計画推進に係る事項や計画変更の協議などを行い、事業の実施や歴史的風致形成建造物の指定、本計画の円滑な推進に努めるものとする。

鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進方法・推進体制図



○実施主体と役割

① 文化財等の所有者又は管理者等の役割

自らが所有または管理する文化財などが本市の歴史的風致を構成する重要な公共的資産であることを認識し、適切な保全と維持管理、市民や観光客の理解を深めるため一層の公開や活用を行う。

② 市民・民間事業者等の役割

本市の歴史と伝統文化に対してアイデンティを形成するため、市民・民間事業者等がNPOやまちづくり市民団体などの多様な活動を通じ、鶴岡の歴史的風致の維持及び向上に向けた取り組みに積極的且つ主体的に参加する。

市民や民間事業者などは当市が有する歴史的風致について深く理解し、これまで継承されてきた歴史的資産の重要性を十分理解をした上で開発や建築を行う際にはその行為が良好な市街地環境を阻害するこがないように十分に配慮する。

③ 行政の役割

本市は、歴史的風致の維持及び向上を図るため、歴史的建造物などの所有者及び管理者に対し、情報提供や各種法制度を活用しながら適切な支援を行う。

歴史的風致の向上に資する建造物などの整備、舗装の高質化、街並みの修景事業などを推進し、歴史的風致の向上を図るとともに、都市計画法や景観法等を適切に運用し良好な市街地環境の保全・形成に努める。

伝統芸能や伝統工芸の継承に関して多くの市民や民間事業者などの参画を促進し、それらの活動を行う人材や組織の育成及びネットワーク化を支援し、伝統文化の担い手・団体に対し必要な衣裳道具類等の修理・購入等については適切な情報提供等の支援を行う。

地域に残る民俗芸能、伝統行事といった歴史性を背景にもつ活動の啓発を支援し、市民や民間事業者などとの協働による歴史的風致の維持及び向上に積極的に取り組む。

4章 重点区域の位置及び区域

1 歴史的風致の分布

本市では、国指定文化財を中心として、県や市指定の文化財やその他の歴史的建造物が多く残されており、2章で記述したように、豊かな自然と歴史に彩られた市内それぞれの地域で大切に保存されてきた歴史的建造物と、その建造物を核とした周辺地域を舞台として受け継がれている祭礼や芸能など、伝統を反映した人々の営みが繰り広げられている。

酒井家が築いた城下町では、城下町の骨格と荘内神社や鶴岡公園などの歴史的建造物を背景とした旧藩主・往時の城下の姿を想う人々の手により大名行列などが再現された荘内大祭が行われているほか、史跡旧致道館を中心とする御寄合とよばれる古典の勉強会や論語素読教室などにより継承されてきた藩校致道館の教学精神、鶴岡天満宮の信仰と鶴岡天満宮などの歴史的建造物を背景とした老若男女が長襦袢に編み笠の化けもの姿で無言で見物者に酒を振舞いながらパレードとともに練り歩く天神祭り、七日町観音堂を背景とする観音様の年末の縁日である12月17日に境内で行われるだるま市や同じく年末に行われる大黒様の御歳夜の行事、旧庄内藩士が開拓し松ヶ岡で始まった養蚕・製糸とこれらを背景とする絹の営みなど、多くの歴史的風致がある。

羽黒手向地区では、古くより信仰の山として栄えた出羽三山の修験道と結びついた祭礼行事と三神合祭殿等の歴史的建造物を背景とした氏子の活動、宿坊や土塁などの歴史的建造物が残された歴史的街なみと、全国各地の霞場、壇那場から訪れる道者の宿坊でのもてなし、営みが継承されている。

羽黒松ヶ岡地区では、戊辰戦争後に旧庄内藩士の手により開墾された松ヶ岡開墾場の歴史的な景観と地域住民の総出作業が行われる開墾当時の精神が受け継がれている。

これらの歴史的建造物と人々の活動、市街地環境が一体をなす歴史的風致は、少子高齢化や人口減少の進展といった社会情勢の大きな変化を受け、民俗芸能などの伝統文化にかかわる活動の担い手不足など、これまで続けてきた多くの歴史と文化の後世への継承に大きな課題が残されており、1期計画の継続した取り組みと新たな施策の展開が求められている。

このような状況を踏まえ、酒井家が行った町割りにより形成された城下町、祭礼行事等と歴史的建造物が織り成す羽黒手向地区、旧庄内藩士により開墾された松ヶ岡開墾場を背景とする羽黒松ヶ岡地区の3つを重点区域として設定し、本市固有の歴史的風致の維持向上を図っていく。

歴史的風致の分布

(6)

出羽三山神社と祭礼にみる歴史的風致

鶴岡の絹の営みにみる歴史的風致

(1) ~ (4)

松ヶ岡開墾場と地縁団体の活動にみる歴史的風致

門前町手向地区と出羽三山参りにみる歴史的風致

- (1) 旧庄内藩主酒井氏と荘内大祭にみる歴史的風致
- (2) 藩校致道館の教学精神にみる歴史的風致
- (3) 鶴岡天満宮と天神祭にみる歴史的風致
- (4) 七日町観音堂と師走の御歳夜にみる歴史的風致
- (5) 鶴岡の絹の営みにみる歴史的風致
- (6) 出羽三山神社と祭礼にみる歴史的風致
- (7) 門前町手向地区と出羽三山参りにみる歴史的風致
- (8) 松ヶ岡開墾場と地縁団体の活動にみる歴史的風致

拡大図

(1) 旧庄内藩主酒井氏と荘内大祭にみる歴史的風致

(2) 藩校致道館の教学精神にみる歴史的風致

(5) 鶴岡絹産業と絹問連工場にみる歴史的風致

(4) 七日町観音堂と師走の御歳夜にみる歴史的風致

(3) 鶴岡天満宮と天神祭にみる歴史的風致

凡例
 ● 国指定
 ● 県指定
 ● 市指定
 ● 地図録
 ● 主な歴史的建造物

2 重点区域の位置

(1) 鶴ヶ岡城下町地区

鶴ヶ岡城の城址公園として整備された鶴岡公園周辺では、藩校致道館や江戸時代に定められた町の骨格が変わらず残されるなど、今でも城下町の面影を残している。

この区域では、自学自修、個性伸長といった藩校致道館の教學精神や、天神祭や荘内大祭など地域や保存団体などのたゆまぬ努力によって長く継承されてきた民俗芸能などの伝統文化が残されており、良好な歴史的景観を形成している。

本市の歴史・文化を生かしたまちづくりの象徴として、固有の歴史性を後世に継承していくために、これまでにも文化財保護法や都市計画法などに基づいた各種措置や景観形成施策を通して、歴史的建造物の保存やその周辺環境の保全を進めてきたが、歴史的建造物が多くあるものの、点在しているがゆえに区域全体の認知度が十分に高まっていないこと、情報発信不足、少子高齢化や人口減少の進展と中心市街地の空洞化による担い手不足など、歴史的建造物の維持や人々の活動の継承等の課題が残されている。

これらを踏まえ、1期計画の鶴ヶ岡城跡内で実施したこれまでの取り組みを効果的・効率的に促進するとともに、庄内藩主酒井氏が整備した鶴ヶ岡城とその周辺の城下の街なみが形成された範囲において、広域的・一体的で良好な市街地環境を整備し、市民・民間事業者との連携、歴史的建造物や歴史的資源をつなぐ施策の展開、歴史的景観のある街なみの維持向上、人々の活動の後世への継承と市内外に向けた歴史的魅力の発信による鶴岡固有の歴史的風致の維持向上を図るために、酒井氏時代における、鶴ヶ岡城（本丸・二ノ丸・三ノ丸）及びそれを取り囲んで町割りされた城下のまちなみが形成され、その歴史的風致が今も残されている区域地区を重点区域と定めるものである。

文政12年（1829）に作成された鶴ヶ岡城下絵図で示されている町割りされた区域においては、現在も当時のまちの骨格や小路、重要文化財等の歴史的建造物が残されている。

本計画における重点区域は、荘内大祭の祭礼や致道館の教學精神、天神祭や御歳夜、絹産業を背景とする歴史的建造物とこれらと一体となった人々の営みと伝統行事が繰り広げられている歴史的風致を含む区域のうち、鶴ヶ岡城（本丸・二ノ丸・三ノ丸）及びそれを取り囲んで町割りされた城下のまちなみと、それら歴史的風致が今も残されている区域地区を重点区域とする。

(2) 羽黒手向地区

羽黒地域は、山岳修験の靈場として信仰を集めている月山・羽黒山・湯殿山からなる出羽三山の山麓に位置し、耕地と林野がバランス良く配置された四季の移ろいが鮮明に感じられる農村地帯である。

出羽三山神社の門前町である羽黒手向地区では、出羽三山信仰に関わる固有の文化や生活様式が今も地域の人々の手により大切に継承されており、出羽三山参りに全国から詣でる人々が精進潔斎する宿坊では、その営みが生業として受け継がれ、古来からの宿坊街の街並みには、当時の面影が色濃く残されている。

また、宿坊街の中には、重要文化財である「羽黒山正善院黄金堂」などの貴重な歴史的建造物や寺社仏閣、出羽三山神社には、重要文化財である羽黒山三神合祭殿及び鐘楼、祭事や修験道の修行の際に通る参道とその周辺に古くから生息し特別天然記念物に指定されている羽黒山のスギ並木など、羽黒修験道の聖地として多くの歴史的建造物と人々の活動が密接に結びついている。

しかし、少子高齢化・人口減少の進行により出羽三山信仰を支えていた「講」の来訪が減少するとともに、伝統的な祭事や宿坊の担い手が不足しており、来訪者とそれを迎える人々の相互交流により育まれた羽黒手向地区固有の伝統文化的継承が困難になっている。

また、生活スタイルの変化に伴う現代的な住宅等建造物の増加、空き家や空き地の増加など、宿坊街の歴史的風致の維持に課題が残されている。

門前町から出羽三山神社を結ぶ参道とその周辺のスギ並木は、その歴史的価値が改めて認識され、参道及びスギ並木の保全と活用に向けた新たな取り組みが進められている。

これらを踏まえ、手向地区の住民との連携を図りながら、地域が抱える課題を解決し、歴史的風致の維持向上と景観の保全を図るため、宿坊街を中心とした羽黒手向地区門前町10集落及び祭礼行事に係る参道とスギ並木周辺の範囲を重点区域と定めるものである。

本計画における重点区域は、出羽三山の開山以後1400年の歴史を持つ山岳信仰の地として固有の文化や生活が今も祭礼行事とともに密接に営まれている羽黒地域手向地区門前町10集落及び祭礼行事に係る参道とスギ並木周辺の範囲を重点区域とする。

(3) 羽黒松ヶ岡地区

羽黒松ヶ岡地区は、明治維新以後、旧庄内藩士約3,000人が庄内一円から支援を受け、刀を鍔に持ち替えて開墾した地区であり、月山山麓に開ける約300町歩の広大な開墾地では、養蚕業で栄えた史跡松ヶ岡開墾場を中心に、柿などの果

樹畠や田園の丘陵地が広がり、良好な景観が形成されている。

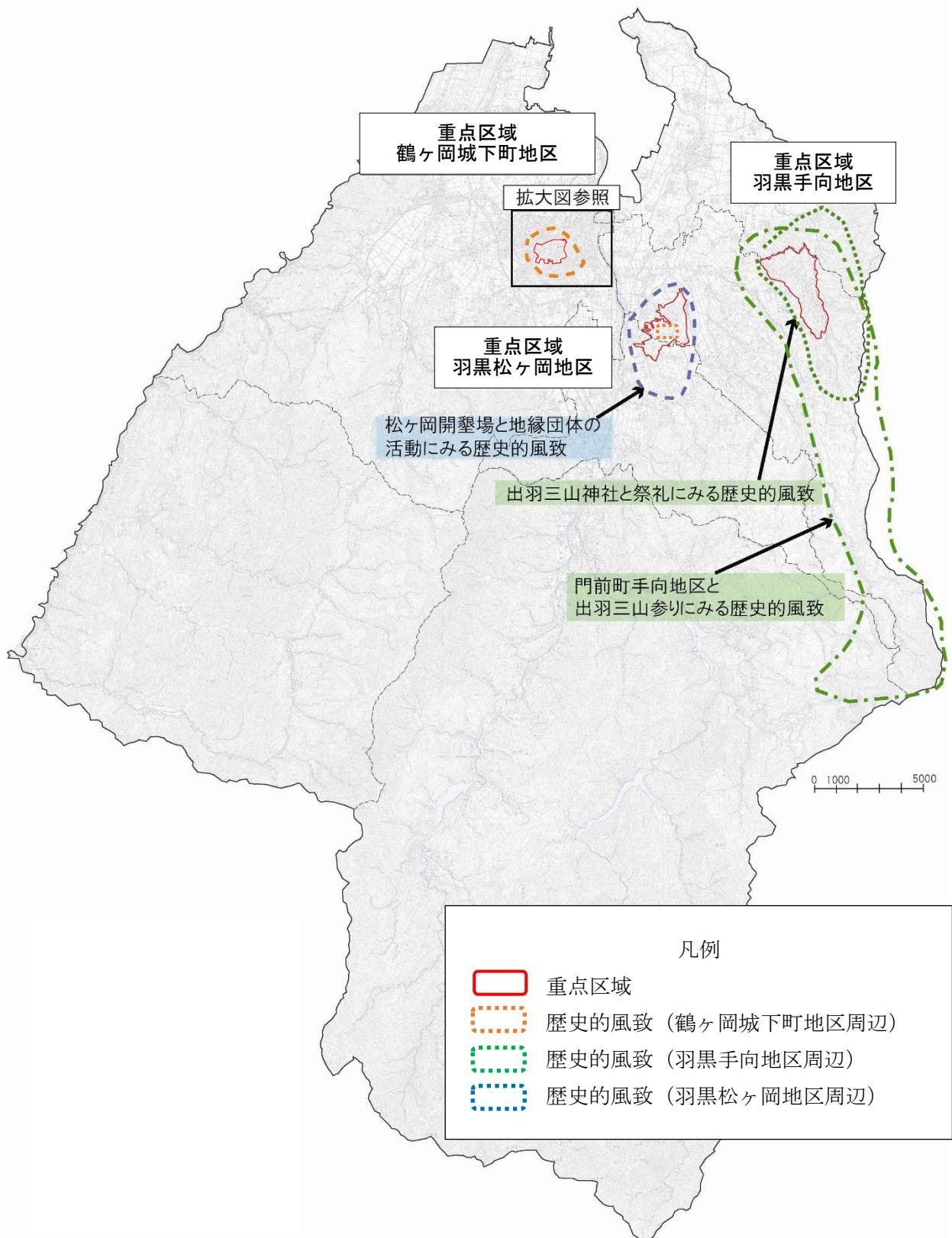
史跡松ヶ岡開墾場内に残されている大蚕室等の主要な歴史的建造物については、鶴岡市と松ヶ岡地区の住民が協働で管理・保存に努めているが、歴史的建造物の老朽化の進展や保存に係る経費の課題もあり、保存修理事業が長期化し、創建当時の面影の維持が困難な状況にある。

また、開墾士たちの子孫によって共同で管理・保全されてきた開墾地も土地の個人所有化、農業従事者の高齢化、生活スタイルの変化などにより、開墾地の共同管理や開墾時の趣が残されている水芭蕉の群生する湿地の保全、開墾精神の継承が困難になってきている。

そのため、松ヶ岡地区の住民との連携を図りながら、開墾精神の継承と歴史的風致の維持向上を図るために、史跡松ヶ岡開墾場を中心として、地域住民が共同で維持管理を行っている、明治期に開墾が行われた範囲を重点区域と定めるものである。

本計画における重点区域は、明治維新後、3期に分けて開墾された開墾場のうち、史跡松ヶ岡開墾場を含み、現在まで共同管理・維持されてきた第2期までの区域を範囲とする。

鶴岡市の歴史的風致と重点区域の位置



3 重点区域の区域

重点区域とする3区域は、それぞれ以下の範囲を基本として設定する。

(1) 鶴ヶ岡城下町地区

○重点区域の名称：鶴ヶ岡城下町地区（仮称）

○重点区域の面積：約370ha

○区域内に含まれる国指定等文化財

- ・重要文化財

- 「旧西田川郡役所」

- 「旧鶴岡警察署庁舎」

- 「旧渋谷家住宅」

- 「鶴岡カトリック教会天主堂」

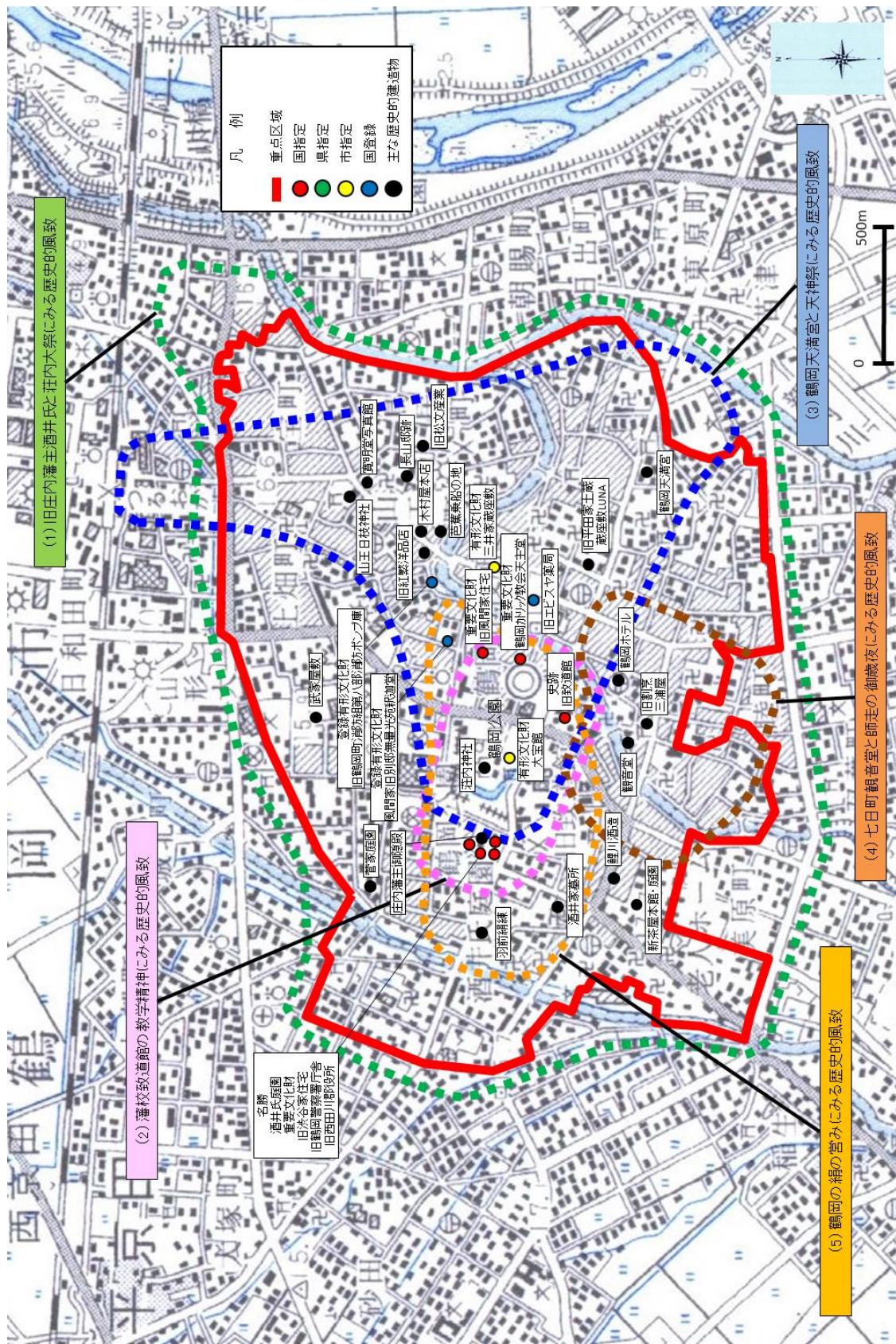
- 「旧風間家住宅」

- ・史跡

- 「旧致道館」

- ・名勝

- 「酒井氏庭園」



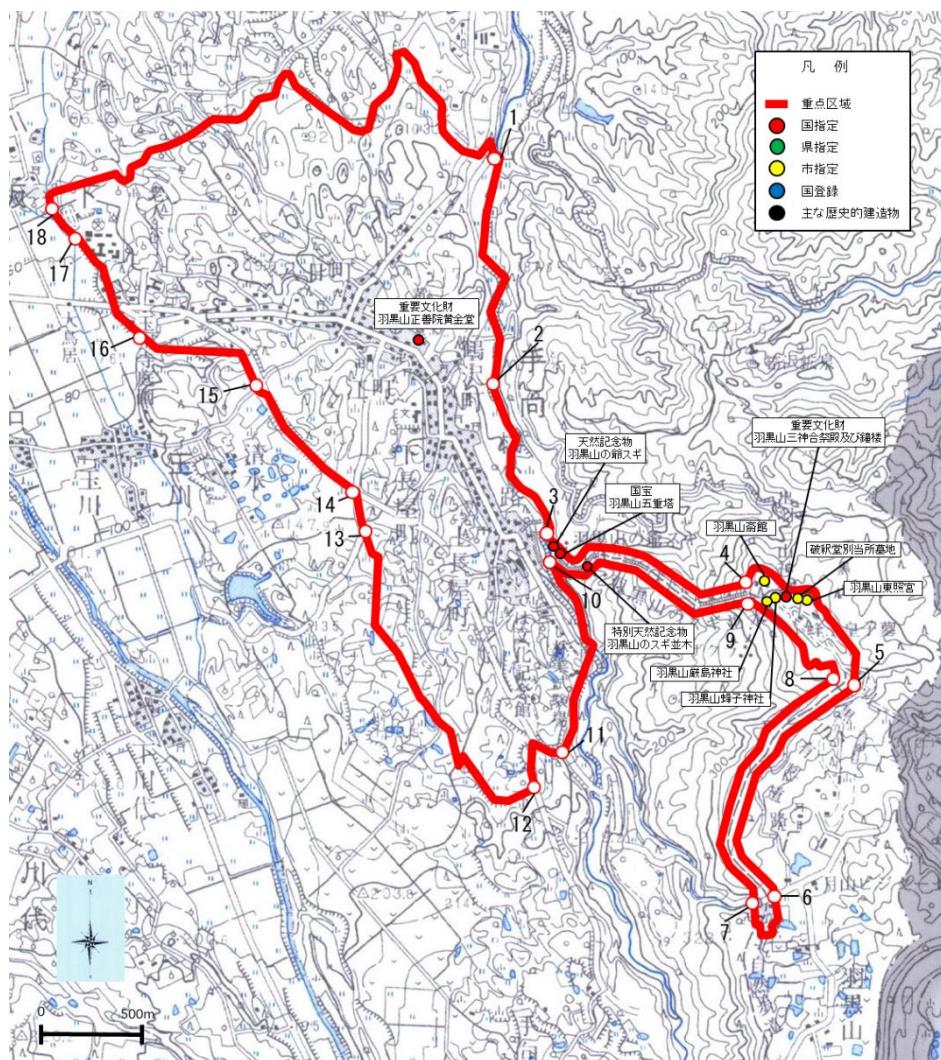
重点区域「鶴ヶ岡城下町地区」の区域

重点区域「鶴ヶ岡城下町地区」の区域の境界

番号	区域の境界	番号	区域の境界
1～2	県道鶴岡村上線	16～17	市道睦町1号線
2～3	字界	17～18	水路
3～4	内川	18～19	内川
4～5	苗津川	19～20	市道暁光町本町三丁目線
5～6	水路	20～21	市道美原町11号線
6～7	市道三和町長者町1号線	21～22	市道大西町天池橋苗津線
7～8	市道三和町長者町2号線	22～23	青竜寺川
8～9	市道大西町天池橋苗津線	23～24	字界
9～10	県道たらのき代鶴岡線	24～25	水路
10～11	水路	25～26	市道東新斎町青柳町線
11～12	市道一日市町睦町線	27～28	市道大西町暁光橋線
12～13	市道七日町日枝線	28～29	市道西新斎町新海町線
13～14	市道睦町三光町線	29～30	市道西新斎町東新斎町線
14～15	市道七軒町線	30～1	水路
15～16	市道七日町睦町線		

(2) 羽黒手向地区

- 重点区域の名称：羽黒手向地区
- 重点区域の面積：約 580ha
- 区域内に含まれる国指定等文化財
 - ・国宝
「羽黒山五重塔」
 - ・重要文化財
「羽黒山正善院黄金堂」
 - ・特別天然記念物
「羽黒山のスギ並木」
 - ・天然記念物
「羽黒山の爺スギ」



重点区域「羽黒手向地区」の区域

重点区域「羽黒手向地区」の区域の境界

番号	区域の境界	番号	区域の境界
1～2	京田川	10～11	祓川
2～3	祓川	11～12	主要地方道鶴岡羽黒線
3～4	羽黒山参道中央から 50m	12～13	道路
4～5	出羽三山神社敷地境界	13～14	市道手向上川代線
5～6	羽黒山参道中央から 50m	14～15	主要地方道鶴岡羽黒線
6～7	荒沢寺敷地境界	15～16	字界
7～8	羽黒山参道中央から 50m	16～17	水路
8～9	出羽三山神社敷地境界	17～18	寺川
9～10	羽黒山参道中央から 50m	18～1	字界

(3) 羽黒松ヶ岡地区

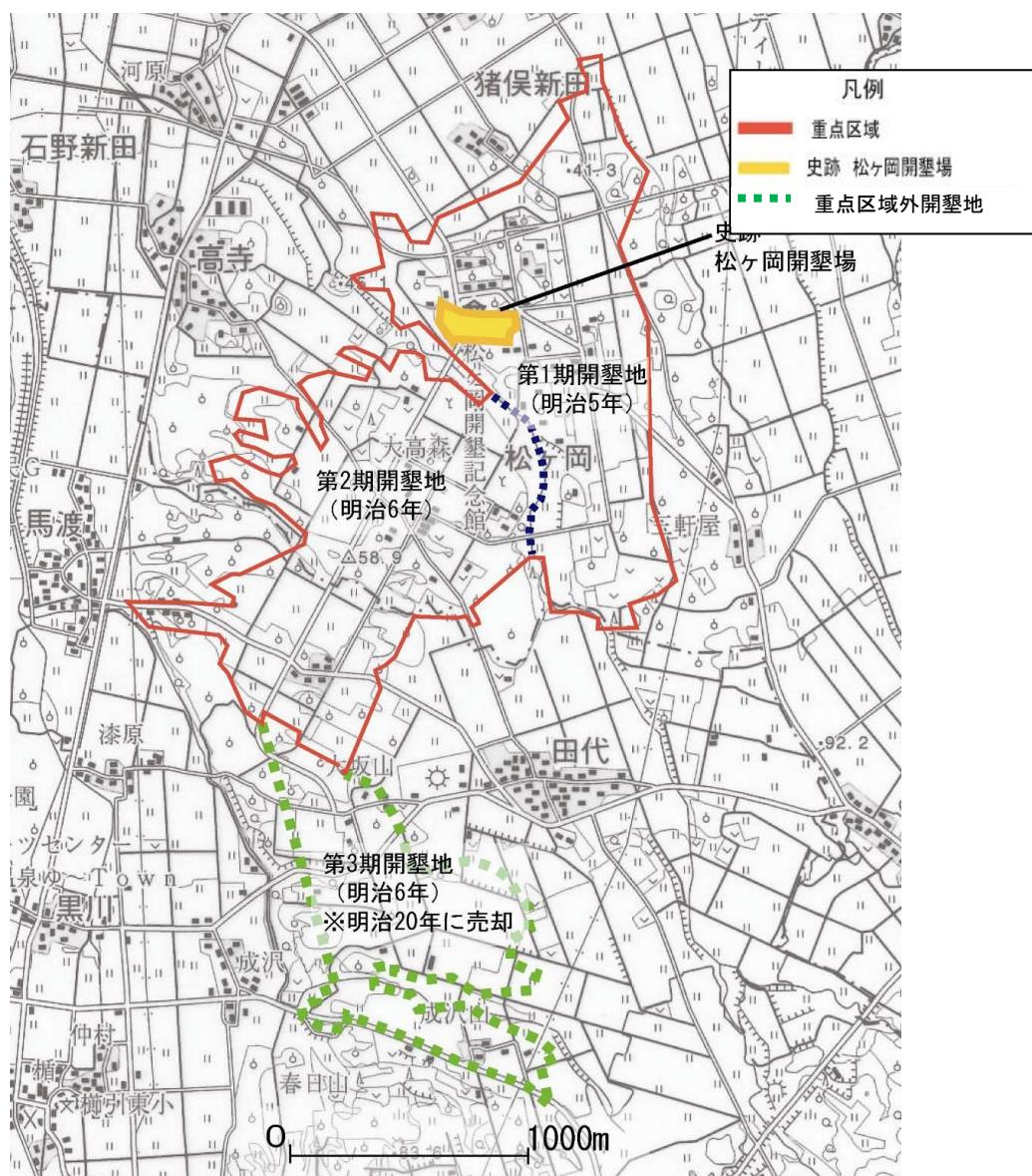
○重点区域の名称：羽黒松ヶ岡地区

○重点区域の面積：約 293ha

○区域内に含まれる国指定等文化財

- ・史跡

「松ヶ岡開墾場」



重点区域「羽黒松ヶ岡地区」の区域

*昭和4年（1929）に発見された松ヶ岡開墾絵図『凌霜帖』にある明治5年（1872）、後田山原生林の開墾に際し、各組の持ち場を定めた区画図、土地区画整理前の図面をもとに、所有者と確認・立会いにより位置を特定し、現行の区画整理後の図面に、トレースし定めた範囲

4 重点区域の設定の効果

本計画の3つの重点区域において、歴史的風致の維持向上のためのそれぞれの取り組みを推進するとともに、3つの重点区域を一体的、総合的に取り組むことにより、歴史的風致建造物や街なみ整備とそれらを取り巻く人々の活動の促進、市民の歴史的風致への関心の高まりや郷土に対する愛着・誇りの醸成などが期待される。

このような市域全体の魅力の向上は、歴史的建造物の保存・活用、伝統的な文化活動の継承とその活性化を推し進める牽引力となり、本市の歴史を活かしたまちづくり施策のさらなる進展につながることが期待される。

また、本市固有の歴史的風致がさらに磨かれ、各地域の魅力が向上することにより、重点区域内外での交流人口の増加や定住人口の安定、歴史的風致を活かした市民活動の促進といった、新たな地域力の創出とその成長にも資することが期待される。

こうした重点区域における取り組みの推進と広域的な取り組みが連携することにより、歴史・文化を活用した多用なサービスの提供機会の増大、歴史に裏打ちされた新たな産業需用の創出、観光・産業振興による鶴岡全体の活性化につながるものである。

5. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

本市では、都市計画法、景観法及び景観計画などに基づいた各種措置や規制を通じて、周辺環境の保全や歴史的建造物等の保存策を講じている。

（1）都市計画法

本市は、市内全域 $1,311.5 \text{ km}^2$ のうち約 19.3%に当たる 252.8 km^2 が都市計画区域となっており、このうち、 23.3 km^2 を市街化区域に指定している。

本計画上の重点区域である「鶴ヶ岡城下町地区」、「羽黒松ヶ岡地区」についても、都市計画区域内に位置している。

重点区域「鶴ヶ岡城下町地区」は、市街化区域内に位置し、用途地域を指定している。

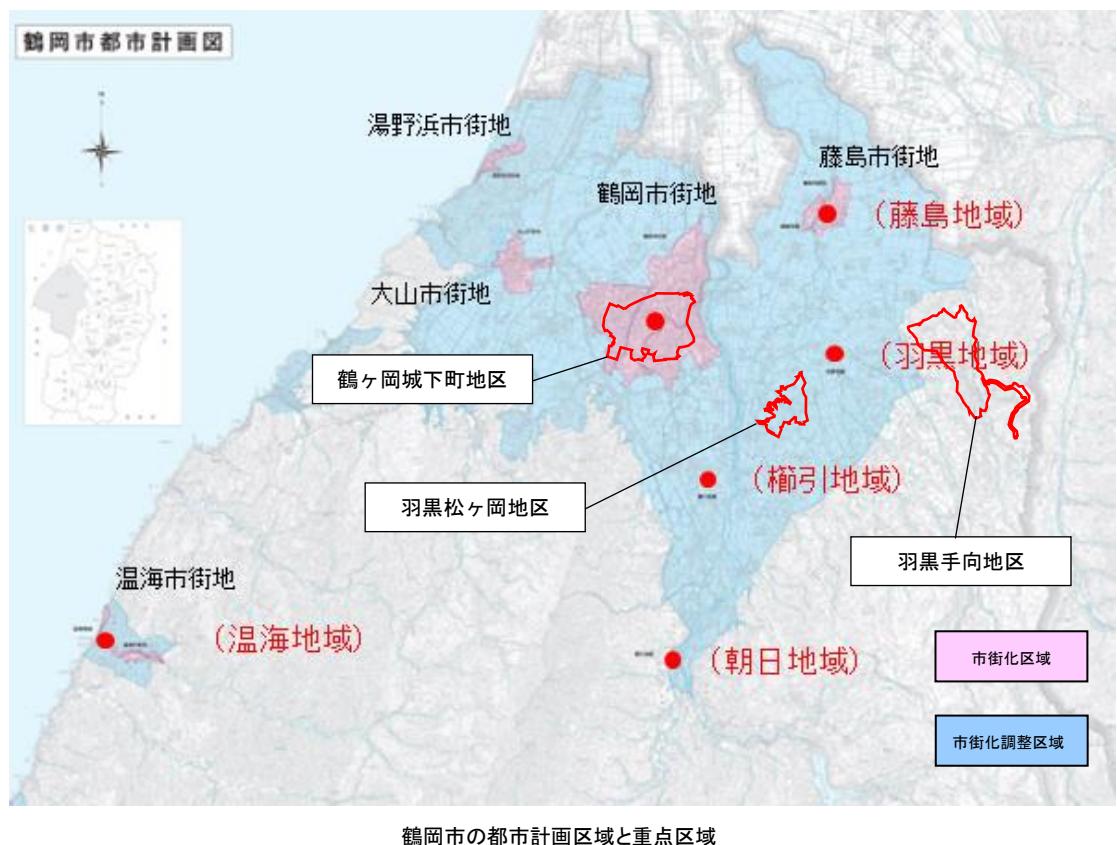
鶴ヶ岡城の三ノ丸であった周辺は、第1種低層住居専用地域、第2種住居地域、第2種中高層専用地域を、町人町であった上肴町～七日町の道路沿線、七日町～一日市町界隈にかけては商業地域・近隣商業地域を指定し、それぞれの土地利用に配慮しているほか、鶴ヶ岡城二ノ丸であった鶴岡公園周辺は、都市計画公園と、一部を都市計画学校として都市計画決定し、歴史・文化・市民の憩いの空間として位置付けている。

また、中心市街地では、城下町として培われてきた景観を後世に引き継ぎ、高層建築物の立地による居住環境の悪化や山の稜線の景観を確保するため、高度地区を指定しており、住居系用途地域は第1種（高さ制限 15m）、産業系用途地域は第2種高度地区（高さ制限 20m）を指定している。

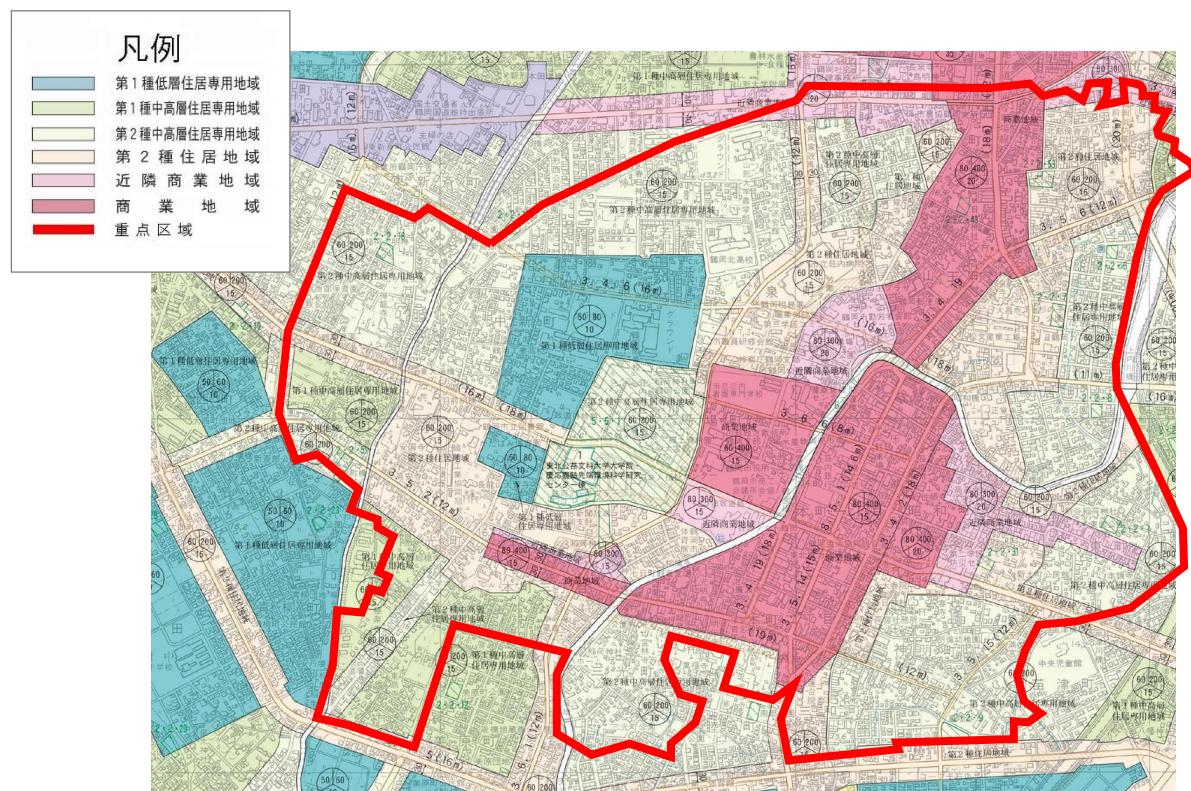
この中でも、重点区域の一部である鶴岡公園周辺の商業地域は、歴史文化ゾーンとしてゾーニングし、産業系用途地域を含む全てを第1種高度地区として高さを制限し、四方を囲む山々の眺望の保全と良好な景観形成に取り組んでいる。

重点区域「羽黒松ヶ岡地区」は、都市計画区域内の市街化調整区域内に位置し、農業を主体とした保全型の土地利用を図るべき区域として都市計画決定し、無秩序な開発等が行われないよう、土地利用を制限している。

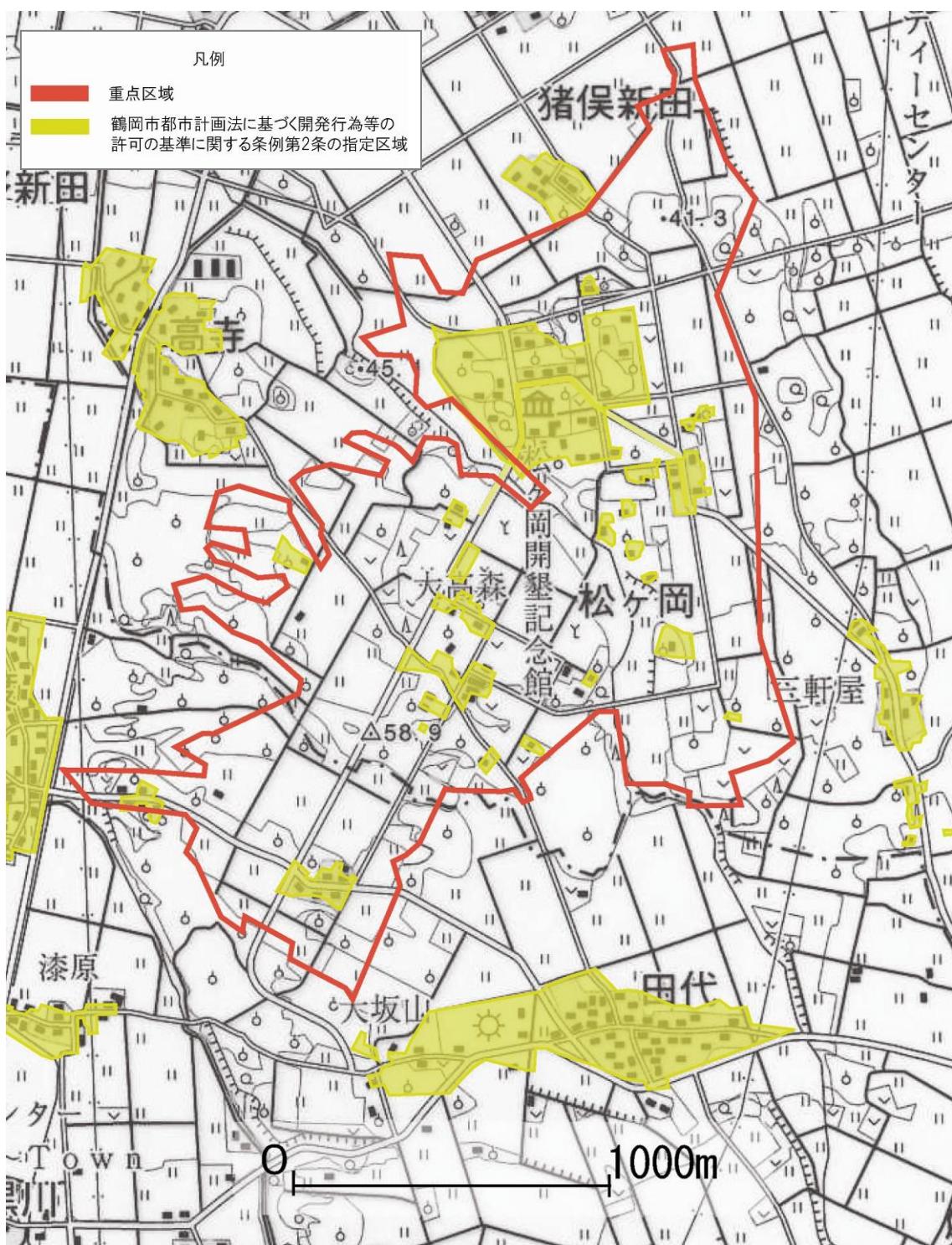
いずれの重点区域においても、地域住民の意向の反映、都市計画法に基づく適正な土地利用のほか、農業振興地域整備計画との連携、ゾーニングによる高度地区などの独自基準の設定、地区計画の指定等により、良好な市街地と景観形成の推進、歴史的風致の維持及び向上を図っていくこととする。



鶴岡市の都市計画区域と重点区域



重点区域「鶴ヶ岡城下町地区」周辺の都市計画



重点区域「羽黒松ヶ岡地区」周辺の開発行為等の許可基準条例による指定区域

(2) 景観計画

本市は、景観法に基づく景観行政団体となり、市全域を景観計画区域とする「鶴岡市景観計画」を策定し、良好な景観形成の推進に取り組んでいる。

当該計画は、合併前から各地域で取り組んできた景観施策を引き継ぎ、地域の特性に合った景観方針を踏まえ、豊かな自然環境や歴史的・文化的資源の継承と良好な景観形成を図ることを目的としている。

市全域の方針及び本計画の重点区域を包括する「鶴岡地域」、「羽黒地域」の方針については、次のとおりである。

◎地域別方針【重点区域地域 抜粋】

◆鶴岡地域【本計画重点区域：「鶴ヶ岡城下町地区」】

景観構成項目		方針
鶴岡地域	古くから庄内地方の政治・、経済、文化の中心として発展してきた。 宅地その他が27%、農用地が29%、森林が44%であり、約6割が平野である。 <u>中心市街地は城下町として基礎が築かれ、鶴ヶ岡城址の鶴岡公園周辺には藩校致道館をはじめとした歴史的建造物が集中し、城下町としての面影を色濃く残している。</u>	① <u>古くからの市街地・住宅地</u> <u>歴史的な建物やまちなみを守り活用し周辺景観の向上を目指す。</u> 主な通りや川からの眺めといった景観軸は市街地全体の秩序をつくる大切な景観として守り活用する。
	②比較的新しい市街地	地区計画制度等を活用し、緑豊かな良好な市街地をつくる。
	③市街地の水辺と緑	この地に残された豊富な水系ならびに緑を大切にした環境づくりを進める。
	④市街地周辺の田園風景	周辺の山々への眺望や集落の屋敷林といった特有の景観要素を守り活用していく。
	⑤主な集客施設・公共施設	デザインや整備手法を考え、歩いて暮らせるまちづくりに配慮しつつ、景観向上の先導的な役割を果たしていく。
	⑥ <u>主な歴史・文化遺産周辺</u>	<u>歴史、文化遺産及び豊かな自然を適切に保全・活用し、特有な景観要素を活かし、内外に誇れる景観をつくる。</u>

◆羽黒地域方針【本計画重点区域：「羽黒手向地区」「羽黒松ヶ岡地区】】

景観構成項目		方針
羽黒地域	①中央地域	生活・都市機能が集積する地区で、他地区の景観づくりを先導する地域景観・街路景観の形成を目指す。
	②観光交流地域	<u>地区に点在する観光交流地域の個性を生かした景観形成に努める。</u>
	③街並み保存区域	<u>歴史ある手向宿坊街の街並みの景観を保全する。</u>
	④景観保全区域	<u>大鳥居を望む景観、月山、鳥海山を望む景観</u> 及び羽黒山の車での参道となる手向バイパス沿いの景観を保全する。
	⑤中山間地域	中山間地域の原風景と特色ある地域の個性を生かしながら、農業振興や農地保全の視点から保全する。
	⑥自然公園区域 磐梯朝日国立公園区域	<u>出羽三山地域の壮大な自然遺産と山岳信仰に関わる文化遺産を大切に保存・整備し後世に伝えていく。</u>

また、景観計画においては、景観法に基づく届出制度を定めており、景観に与える影響が大きい大規模な建築物の建築行為については、景観計画区域である鶴岡市全域を対象とし、市長に行行為の届出を必要とすることにより、周囲の景観との調和を図るための行為の制限を定め、良好な景観の保全に努めている。

全域における制限

■大規模建築物等の景観に関する制限

○届出対象行為…次に掲げる建築物・工作物の、新築・増築・改築・移転または外観の大規模な修繕もしくは大規模な模様替えまたは外観の色彩の変更をする行為（以下、「大規模建築行為」という。）

※大規模な修繕、模様替えとは、修繕、模様替え部分が屋根、壁の総面積の過半以上。

- ・建築物で、高さ13mを超えるもの。建築面積500m²を超えるもの。
- ・工作物で、高さ15mを超えるもの。

○行為の制限の基準

項目		景観形成基準
建築物	全体計画	周辺の風景及び景観に配慮するようとする。
	意匠	建築物全体を統一感のある意匠にする。建物上部,屋外階段,バルコニー,車庫,自転車置場,倉庫,設備用建築物等は建築物本体との調和を図る
	色彩	基調となる色は落ち着いた色彩にする。基調となる色は,原則としてマンセル表色系R(赤)系・YR(橙)系彩度6以下,Y(黄)系彩度4以下,その他彩度2以下にする。ただし,自然系素材(木材,石材,レンガ等)を用いて,その素材の色を生かす場合はこの限りではない。
	外壁材	汚れにくく耐久性の高い材料を使用する。
	付帯建築設備等	周囲から見えにくい位置に設置し,建築物本体との調和を図る。
	敷地,外構	敷地内の緑化に努める。緑化は地域に合った植栽を行い四季の演出を考慮し,既存樹木の保全に努める。特に道路との境界部は緑化に努め,開放感のあるつくりとする。
工作物	全体計画	周辺の風景及び景観に配慮する。
	意匠	周囲に与える突出感,違和感を軽減するようとする。
	色彩	基調となる色は落ち着いた色彩にする。ただし,自然系素材(木材,石材,レンガ等)を用いてその素材の色を生かす場合及び地域のシンボル(鳥居等)として定着している場合はこの限りではない。また航空法その他の法令により色彩に関する基準が設けられている場合は適用除外とする。
	材料	汚れにくく耐久性の高い材料を使用する。

(3) 山形県屋外広告物条例の活用

本市における屋外広告物に対する規制等は、山形県屋外広告物条例を活用して、規制・運用している。

山形県屋外広告物条例では、特別規制地域、普通規制地域の地域に分けた指定がされ、その地域ごとに、高さ、大きさ（面積）などの許可基準が設けられ規制が行われている。

山形県屋外広告物規制の概要図

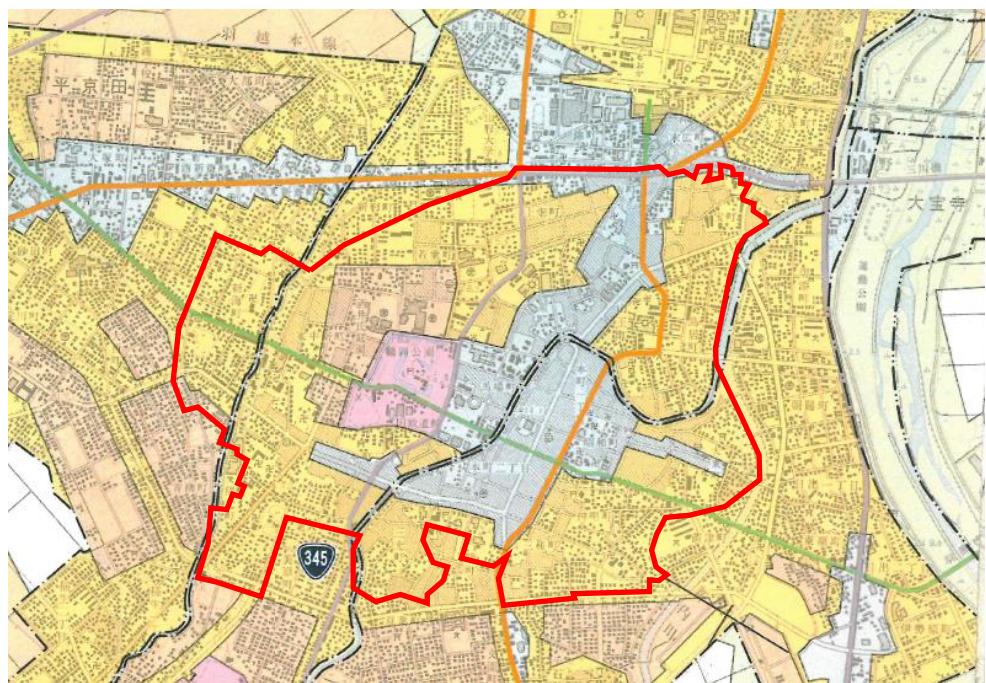
設置場所	制度の度合						
	特別規制地域		普通規制地域				
設置場所がどの規制地域にあたるかについてはお問い合わせください	厳しい	緩やか	第1種特別規制地域 (特別1種)	第2種特別規制地域 (特別2種)	第1種普通規制地域 (普通1種)	第2種普通規制地域 (普通2種)	第3種普通規制地域 (普通3種)
自家広告物 自己の氏名、店名、屋号、商標、事業内容、営業内容を表示するため、自己の住所、居所、事業所、営業所に表示・設置する広告物で敷地外に突出しないもの	許可申請は不要ですが、第1種特別規制地域の設置基準に適合する必要があります。	許可申請は不要ですが、第2種特別規制地域の設置基準に適合する必要があります。	高速道路や鉄道の両側500m以内の地域、インターチェンジや空港・県境から国道3km以内の国道・県道の両側500m以内の地域、第一種・第二種低層住居専用地域、国立公園・国定公園・県立自然公園の普通地域など	国道・県道・広域農道の両側500m以内の地域など（第2種・第3種普通規制地域、鉄道の両側500m以内の地域以外の特別規制地域を除く）	第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種低層住居専用地域、準住居地域、工業地域、工業専用地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	
案内広告 施設名、位置、方向、距離のみを表示するもの（施設から道路5km以内に表示・設置されるもので、3個を限度とします。）	許可申請は不要ですが、第1種特別規制地域の設置基準に適合する必要があります。	許可申請は不要ですが、第2種特別規制地域の設置基準に適合する必要があります。	許可申請は不要ですが、第1種普通規制地域の設置基準に適合する必要があります。	許可申請は不要ですが、第2種普通規制地域の設置基準に適合する必要があります。	許可申請は不要ですが、第3種普通規制地域の設置基準に適合する必要があります。		
一般広告物 自家広告物や案内広告に該当しないものの（自己の店舗の敷地外に表示する広告物など）	設置できません。 (既に設置されている場合は、撤去するか、案内広告としての基準を満たすようにする必要があります。)		許可を受ける必要があります、第1種普通規制地域の設置基準に適合しなければなりません。	許可を受ける必要があります、第2種普通規制地域の設置基準に適合しなければなりません。	許可を受ける必要があります、第3種普通規制地域の設置基準に適合しなければなりません。		

本計画の重点区域である「鶴ヶ岡城下町地区」においては、区域内の重要文化財の周囲50mと史跡名勝天然記念物及び「都市公園 鶴岡公園」は、第1種特別規制地域、区域内その他は第2種特別規制地域及び普通規制地域に位置付けられている。

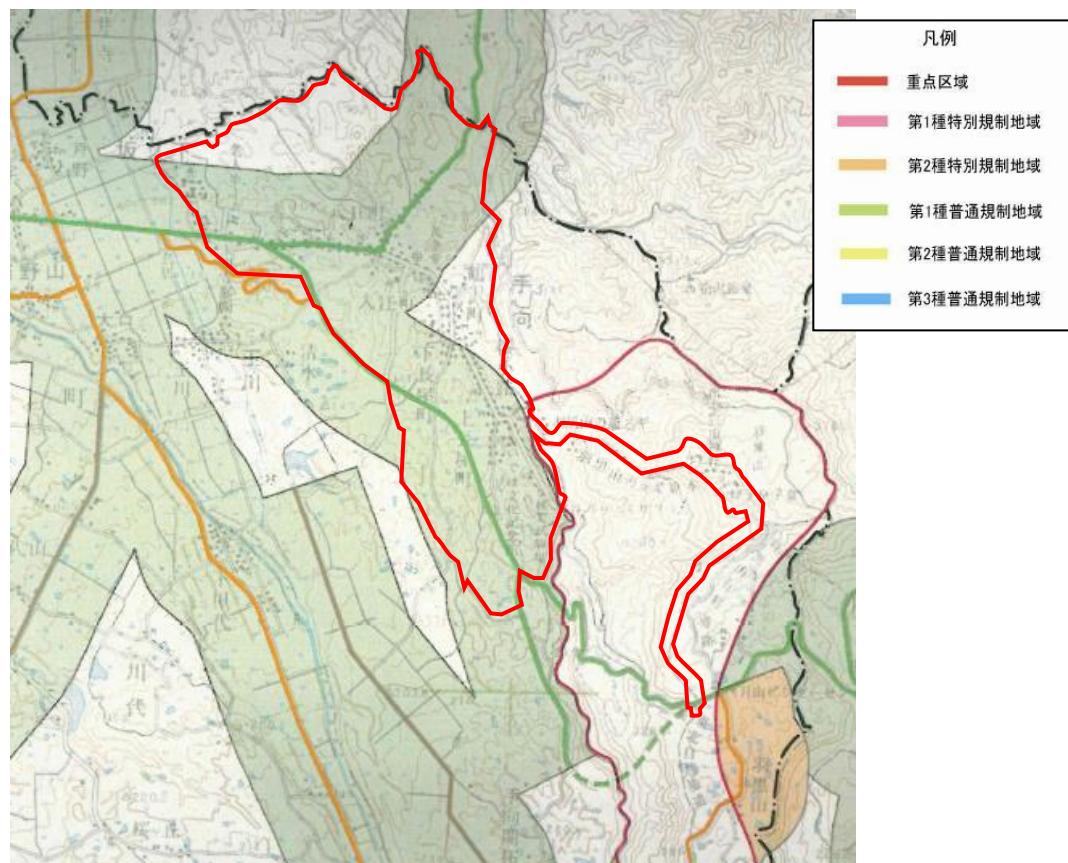
「羽黒手向地区」は、「重要文化財羽黒山正善院黄金堂」の周囲50mと「史跡称願上人墓所」は第1種特別規制地域、その他は区域内の一部が普通規制地域に位置付けられている。

また、「羽黒松ヶ岡地区」は、「史跡松ヶ岡開墾場」などの一部が第1種特別規制地域、西側の一部が普通規制地域として規制されている。

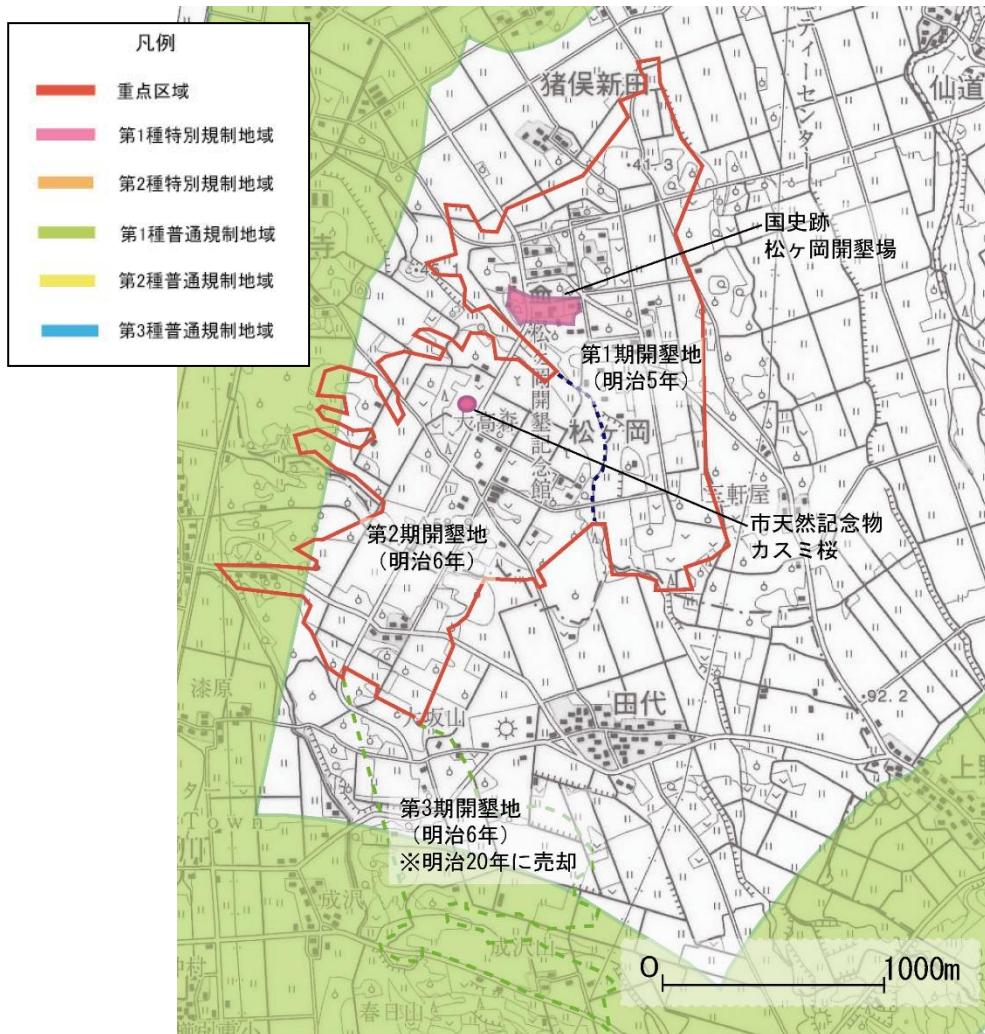
規制区域内では、山形県屋外広告物条例により適切に良好な景観保全が図られているが、規制のない区域は、必要に応じて、山形県と連携し屋外広告物規制について検討を行い、良好な景観の保全を図っていくこととする。



重点区域「鶴ヶ岡城下町地区」と屋外広告物規制地域



重点区域「羽黒手向地区」と屋外広告物規制地域



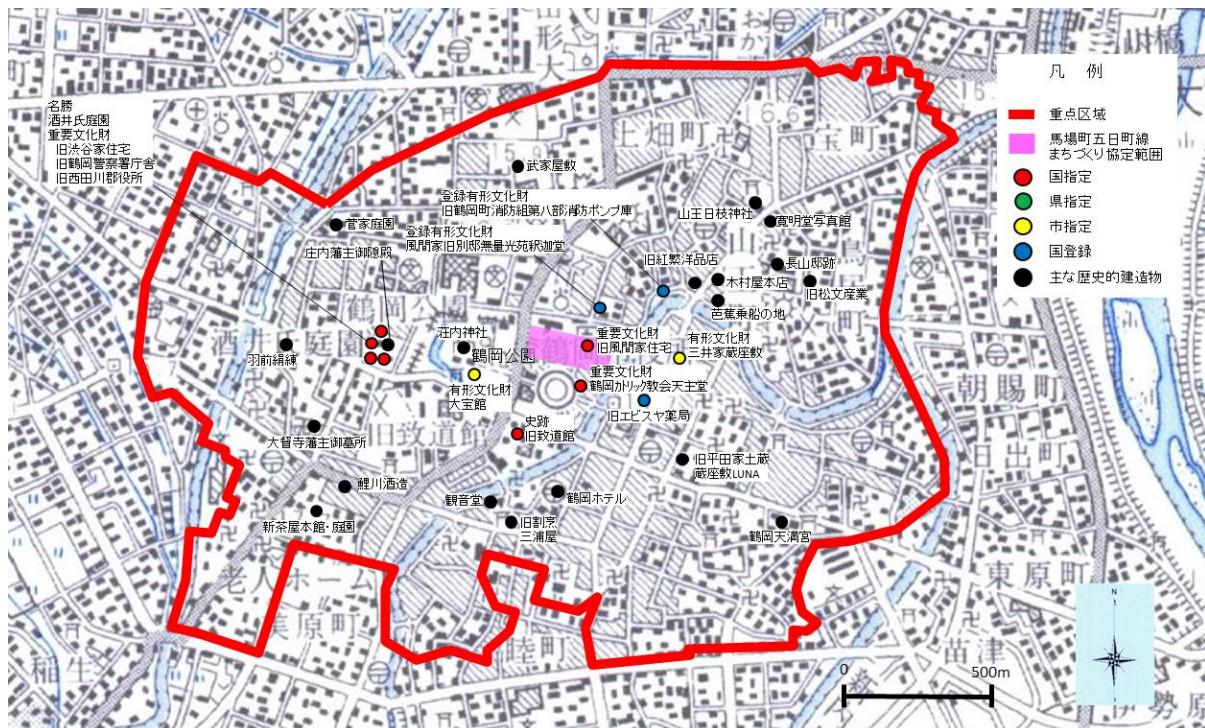
重点区域「羽黒松ヶ岡地区」と屋外広告物規制地域

(4) まちづくり協定の活用

①馬場町五日町線まちづくり協定

重点区域である「鶴ヶ岡城下町地区」内の馬場町五日町線沿道では、平成 19 年度に、住民と建築士等のまちづくり関係の有志が、「馬場町五日町線まちづくり協議会」を設立し、鶴岡の歴史性に配慮した統一感のある美しいまち並みづくりをルール化した、任意協定である「馬場町五日町線まちづくり協定」を策定した。

この協定では、歴史・文化・自然と調和した美しい町並みをつくり、後世に財産として継承していくため、まちづくり協議会が設ける「まちづくり相談会」などの手法を用いて、地区の歴史性や物語性を重視し、回遊性の高い魅力ある空間の整備を行っていくこととしている。



馬場町五日町線まちづくり協定地域と重点区域の重ね図

公共空間部分（民有地内歩道を含む）

その1 歩行者を主役とした安全に配慮した道空間にする

具体的な指針

人が集まり、回遊し、滞りやすい街路構成を目指す鶴岡の歴史的市街地では、車と歩行者が共存する事が必然になってきます。馬場町五日町線においても懐かしいある街路空間を実現するために歩行者を優先させる道空間のデザインとします。そのためには昔国鶴岡ならではの気候に配慮した道づくりを考え、車は通行しやすく、歩行者には安全な優しい道空間を目指します。

- ゆったりとした歩道を設け、歩道あるいは車道の一部分を無散水道路にする
- 車道において、特に車の通行は歩行者の安全を考慮し、速度を落として走行する構成とする

その2 五日町線に面する北側敷地の一部は道空間の一部分として、豊かな歩行空間を生み出す

具体的な指針

鶴岡の中心的役割となる馬場町五日町線には、生活の諸機能がコンパクトに集積し、幅広い世代が交流するという、身近な場所での充実した生活を可能とするため、公共的な民有地部分である北側歩道においても、歩行者に配慮した空間が必要です。そのためにも歩道の舗装や欄干に配慮し、歩行者が滞る事ができる歩行空間にしましょう。

- 人がくつろぐ事が出来るようには低木栽植やパブリックアートを整備した歩行空間にする
- 既存の松や桜並木を保全した豊かな歩行空間にする
- 城下町らしい車止めや街路灯などのしつらえを用いたゆったりした雰囲気の歩行空間にする

その3 通り全体として見通しの良い安心して歩く事ができる道路設備を整える

具体的な指針

鶴岡ならではの歴史的な景観を活かし、その背景、前景について、これらの景観を鑑賞するにふさわしい空間に整えるために見通しのよい縦豊かななすつきりした町並みにしましょう。また幅広い世代が生活し、来訪する馬場町五日町線では夜間においても安心して歩く事ができるように明るく安全な町並みを演出しましょう。

- 緑豊かな道空間にする為に積極的に樹木による町並み形成をはかる
- 夜でも安心して歩く事が出来るように街路灯を整備する
- 見通しを良くするため電柱が隠れる工夫をする

民有地部分

その4 建築物の形態意匠の調和を図り、美しい町並みを実現する
馬場町五日町線まちづくり協定「五日町線まちづくり7ヶ条」

具体的指針

■ 建築物の顔となる壁面の素材・色彩・意匠の調和を図り、自然素材を用いるよう努力し、美しい町並みを実現する
■ 建築物による町並みの連続を維持するような形態・ボリュームにする

その5 建築物以外の敷地利用や作り方についても、豊かな町並みとなるようにつとめる

具体的指針

■ 壁や柵の配置によって町並みを形成する
■ 看板・サインは周辺資源との調和を考えた規模、色彩、素材、配置にする
■ 植樹による沿道への緑の演出につとめる
■ 駐車場のうち大規模なものは、通りに隣接させず建築物の背後に配置する

その6 戸建て住宅の良好な環境が維持できる範囲で多様な用途の共存をめざし、建て方等の工夫をする

具体的指針

■ 住宅以外の用途とする場合は住宅と共存できる小売店舗や小規模な事業所とする

その7 周辺資源(丙申堂・鶴岡公園・合同庁舎)との調和を図り、統一感のある質の高い町並みを実現する

馬場町五日町線まちづくり協定「五日町線まちづくり7ヶ条」

馬場町五日町線まちづくり協定 五日町線まちづくり7ヶ条

②三の丸地区の景観ガイドライン

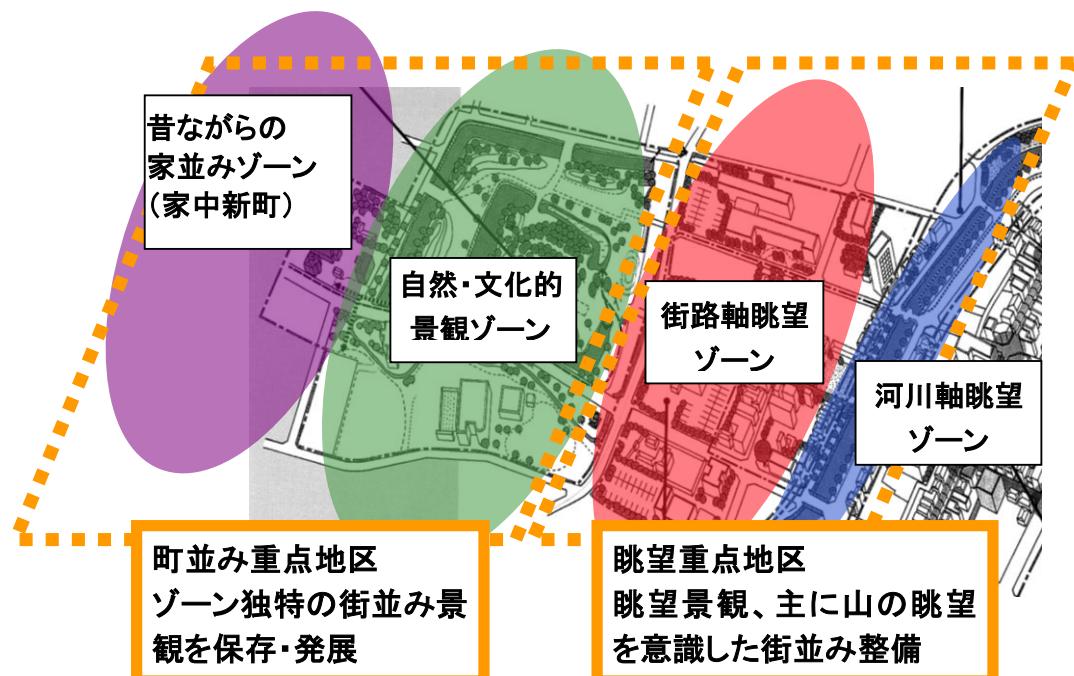
平成2年（1990）、旧鶴岡市では、「鶴岡市景観形成ガイドプラン」を策定し、特に景観に配慮する地区として、「三の丸地区」を重点区域としている。

三の丸地区の景観形成ガイドラインは、「シビックコア地区整備事業」の事業実施に向けた市民と専門家によるワークショップにおいて、三の丸地区の景観や街並みづくりの手法など、景観形成に関して詳細に検討し、平成18年（2006）に策定されたものである。

当該ガイドラインの区域は、重点区域である「鶴ヶ岡城下町地区」に含まれており、景観形成の基本理念及び景観特性に応じ、4つのゾーンの景観整備指針に沿った景観コントロール等による景観形成を位置付け、重点区域における歴史的風致の維持及び向上が図られている。

■景観形成基本理念

1. 鶴岡の景観は周囲の山々によって特徴づけられており、景観形成にあたってはこの構成を保全活用する。
2. 移動することによって発生する景色の移り変わりに配慮した景観コントロール（建築物の高さ、色彩、道路、公園等の整備方法等）を行う。
3. 画一的な手法ではなく、場所ごとに固有の特徴を生かした方法で景観をコントロールする。



（5）国指定史跡松ヶ岡開墾場保存活用計画

史跡指定後、史跡の保存活用に関する行為は「松ヶ岡開墾場保存管理計画」及び「松ヶ岡開墾場基本計画」の2計画に基づき進められ、直近の課題であった本陣・蚕室の保存修理を念頭に策定されたもので、建造物の保存活用の指針として運用されてきた。

一方、史跡松ヶ岡開墾場の価値は、建造物だけでなく、地形、樹木、石碑、その他の構成物など史跡全体の歴史的景観を構成するもの全てが該当する。

史跡価値を維持向上させるためには、史跡全体における歴史的景観の保存活用に向けた整備の必要性が生じており、将来にわたって適切に保存管理・活用していくための基本的な方針や具体的な現状変更等の取扱い基準を定めると同時に、今後計画される各種活用整備の推進を目的として、平成31年（2019）に「国指定史跡松ヶ岡開墾場保存活用計画」を策定した。

【保存管理の基本方針】

1. 史跡としての価値を鑑み、地下遺構の保護を適切に行う。
2. 構造物は創建当時の趣を保つために修理復原する。
3. 史跡を構成する諸要素は、適切な修復によって良好な状態を保ちながら、開墾場としての歴史的・文化的景観を後世に継承する。
4. 指定地に所在する構成要素にあわせ、周辺地域に所在する構成要素と、これらが作り出す歴史的・文化的景観を総合的に保存することで、史跡全体の価値を高める。
5. 上記を実現するため、史跡を構成する諸要素の現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為（現状変更等）を行う場合には、鶴岡市総合計画等の上位計画、関連法規・条例及びこれらと緊密な関連の下に定められた諸計画の適正な運用・実施を行う。

【周辺環境の保全の基本方針】

1. 史跡指定地の周辺には、開墾当時の建物跡地や平成7年（1995）まで続いた土地の共有制により維持されてきた畠地等が所在する。これらは松ヶ岡開墾場の歴史的・文化的景観を構成する重要な要素と位置づけ、指定地と一体的な保全に努める。
2. 周辺地域に緩衝地帯を設定し、総合的な景観と地下遺構の保護を図る。
3. 追加指定も視野に入れた周辺地域の調査研究に努める。

【活用の基本方針】

1. 生涯学習・地域学習・学校教育の場であるとともに、絹に関わる歴史文化の発信や歴史文化を継承した取組みの推進、次世代の産業創造や人材育成など観光振興や地域活性化の場として活用を進め、地域への経済的波及を喚起する。
2. 松ヶ岡開墾場の価値を追求するため、継続的な調査を推進し、史跡価値の保存と拡充に努める。
3. 構成要素ごとに活用の方法を定め、文化財価値を厳密に保護すべき範囲と、活用に応じて一定の改変を認める範囲を区分する。
4. 史跡周辺地域で松ヶ岡開墾場への見学者等の満足度向上や交流の促進など、史跡の魅力を高め価値創出につながる整備を促進する。
5. 関連文化財（指定・未指定問わず）や周辺観光地との連携を図るなど広報・啓発に努める。また、様々な広報媒体を用い、史跡の価値を市内外へ情報発信する。

【整備の基本方針】

1. 松ヶ岡開墾場における各種整備は、文化財の保存に関わるもの、適切な活用促進に関わるもののみを認める。
2. 見学者等が史跡の価値を理解・享受できる環境を整える。
3. 各種整備は構成要素ごとの活用方針に従い、保存と活用のバランスを考慮して行う。また、史跡としての本質的価値を損なわない方法・手段を前提とし、常に文化的価値への配慮を念頭に置いて計画・実施する。
4. 上記を実現するため、史跡を構成する諸要素の現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為（現状変更等）を行う場合には、協議・検討の上で、必要最小限となるよう留意する。

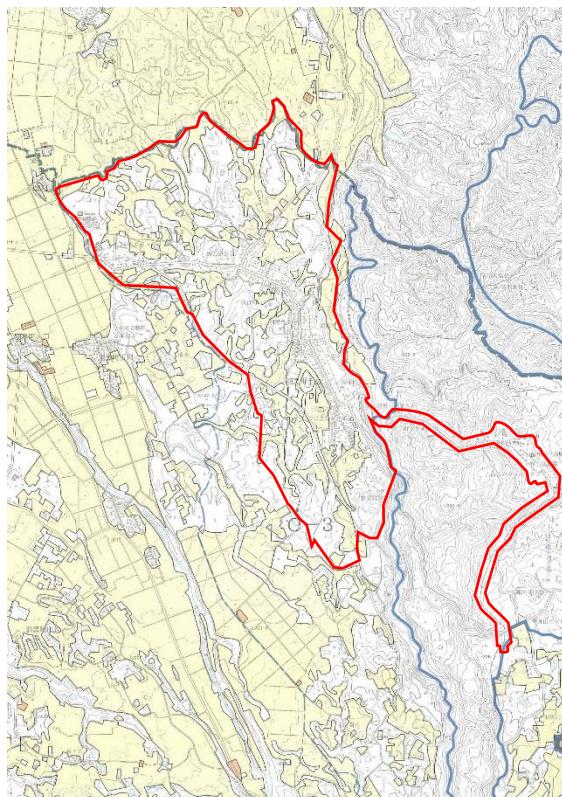
【運営・体制の基本方針】

1. 指定地及び周辺環境の保存、保全、活用、整備に向けては、所有者、行政機関の各担当課（文化行政、都市計画行政、景観行政、農林行政等）、高等教育機関、地域住民、地域貢献の意思を有する各事業者等の関係者が連携し、公民連携による適切な役割分担など持続可能な運営・体制を構築する。
2. 保存と活用が相乗的に効果を發揮できるような運営を目指し、進捗状況を評価・点検しつつ、必要に応じて改善を図ることができる体制を整備する。

(6) 農業振興地域整備計画

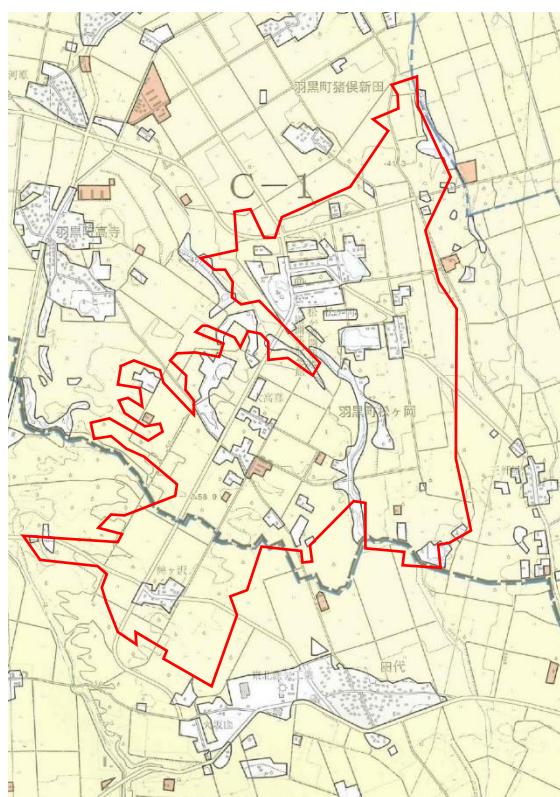
同計画においては、本計画の重点区域である「羽黒手向地区」、「羽黒松ヶ岡地区」の全区域が農業振興地域に指定されている。

「羽黒手向地区」、「羽黒松ヶ岡地区」の農地は、農用地区域に指定されており、優良な農地が保全されることにより、歴史的風致を構成している良好な田園・農村景観の形成が図られている。



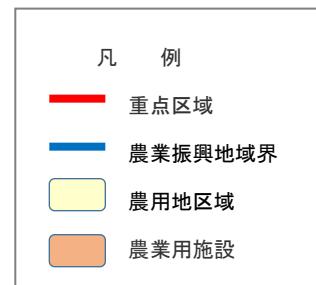
農業振興地域整備計画 土地利用計画図

羽黒手向地区



農業振興地域整備計画 土地利用計画図

羽黒松ヶ岡地区



(7) 国立公園

本市の一部が属する磐梯朝日国立公園は、出羽三山、朝日連峰、飯豊連峰、磐梯山、猪苗代湖までの広大な範囲に及び、公園面積は186,375ha、陸域では国内で2番目に大きな国立公園である。

このうち、重点区域「羽黒手向地区」の一部が国立公園に指定されている。



5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 市町村全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市には、国指定48件、県指定101件、市指定360件、合計509件の指定文化財が存在し、19件の建造物が登録有形文化財として登録されている。

重点区域である「鶴ヶ岡城下町地区」内には、東北で唯一現存する藩校建造物の史跡旧致道館をはじめ、多くの指定文化財がある。

公益財団法人致道博物館には、旧西田川郡役所、旧鶴岡警察署庁舎、旧渋谷家住宅などの重要文化財である建造物が保存・活用されているとともに、「庄内の仕事着コレクション」等の重要有形民俗文化財が施設の中で展示公開されている。

また、城跡公園内には、大正天皇の即位を記念して建てられた市指定有形文化財の大賓館があり、郷土の人物資料展示施設として一般公開活用されているほか、多くの指定文化財が公開活用されている。

重点区域である「羽黒手向地区」には、国宝羽黒山五重塔、特別天然記念物の羽黒山のスギ並木があるほか、羽黒山山頂には、羽黒山三神合祭殿及び鐘楼など多くの文化財があり、市内外から訪れる多くの参拝客がこれらの文化財に触れ、歴史的風致を体感している。

出羽三山参りの入口であり、修験者を精進料理でもてなす宿坊街においても、重要文化財羽黒山正善院黄金堂があるほか、宿坊街も古くからの街なみの面影を色濃く残している。

同じく、重点区域である「羽黒松ヶ岡地区」には、史跡松ヶ岡開墾場があり、史跡内の蚕室等の建造物が体験施設や地域事業者の活動など、様々な形で活用・公開されているほか、隣接する施設内では、重要有形民俗文化財「庄内の米作り用具」が展示公開されている。

一方で、いずれの重点区域においても、歴史的建造物所有者の高齢化や伝統文化の担い手の減少、建造物の経年劣化の進行、保存修理に係る莫大な経費負担、空き家や空き地の増加、電線や電柱、屋外広告物、近代的建築物等による歴史的な景観の消失や阻害など、多くの課題が残されている。

文化財の保存については、文化財保護法、山形県文化財保護条例、鶴岡市文化財保護条例等の関連法令に基づき、国及び県の指導・助言を受け、保護措置を行い、保存継承に努めており、今後も、文化財所有者と連携し、保存管理計画や未策定の文化財はその策定を検討し、適切な保存を行っていく。

また、文化財の活用については、文化財の所有者や管理団体、祭礼などの伝統文化を継承する活動団体等の市民と行政が協働し、それぞれの役割を担うとともに、市民一人ひとりが、文化財に対する愛着と誇りを持ち、大切にする気持ちが育まれるよう普及啓発等に努めるものとし、文化財保護法等の主旨を踏まえ、文化財としての価値を毀損することがないよう、配慮するものとする。

未指定となっている歴史的な建造物については、歴史的風致の維持及び向上に必要な本市固有の財産として、必要に応じて調査を行い、その価値が確認できたものについては、所有者と連携を図りながら、市の指定、もしくは国の登録制度の活用を検討するなどし、保存継承に努めていく。

以下、本市における歴史的風致の維持及び向上の核となる文化財のうち、「建造物」「史跡」「無形民俗文化財」について、種別ごとに保存・活用の方針を定める。

《建造物》

本市にある指定文化財は公開されているものが多く、所有者や管理する団体等により活用が図られ、市民・来訪者に対して、建造物やそれにまつわる歴史に触れる機会を提供している。

今後も、所有者や管理者等との情報交換や協議を通じ、管理及び保存修理に対する支援等を行いながら、保存・活用に努めるものとする。

また、未指定の中で、歴史的価値の高いと思われるものについては、機会を捉えて、再評価に努めるための詳細調査を行うほか、適正な指導助言等その他必要な措置を講ずることとする。

重点区域においては、未指定の文化財についても、必要に応じて、本計画に基づく「歴史的風致形成建造物」等への指定を検討するなど、所有者と連携し円滑かつ計画的な保存・活用を図るものとする。

《史跡》

指定文化財については、所有者及び管理団体において適切な保存管理に努めているが、その歴史性の継承のためには、それら史跡の歴史的価値の普及啓発とともに、更なる保存・活用の施策の検討に努める。

また、重点区域においては、歴史的風致の維持及び向上を図るため、史跡保存継承だけにとどまらず、関連する伝統文化・生活様式等と一体的に継承を図り、一層効果的な保存・活用に努める。

《無形民俗文化財》

本市には、多くの民俗芸能・伝統行事があり、特色ある祭礼や生活習慣も数多く残されている。

国、県、市の指定を受けた民俗芸能等は、保存継承に対する支援を行っているものもあるが、地域住民の力だけで継承されているものも少なくない。

一方で、人口減少や少子高齢化の一層の進展などの社会環境の変化により、その継承が困難になってきている保存団体もある。

今後は、各団体との連携を図り、抱えている課題の検証、それらの課題解決のため、現在行っている記録保存事業や補助金等の交付の促進、そのほか交流の場の提供など、新たな保存伝承支援策を検討し実施していくとともに、地域の誇りとして、広く普及啓発活動を行っていくものである。

（2）文化財の修理（整備）に関する方針

文化財は、歴史的価値の維持に配慮することが求められることから、その修理・修繕に当たっては、所有者及び管理者等と連携し、適切な助言や必要な支援措置を検討しながら進めるものとする。

特に、指定文化財の保存修理の実施に際しては、文化財保護法や県、市の文化財保護条例が定める規定を遵守するとともに、国や県など関係機関と連携し、文化財の価値を毀損することのないように充分配慮するよう指導する。

また、重点区域において保存修理を必要としている指定文化財の修理・整備事業に当たっては、歴史の真正性を確保することに留意し、過去の調査記録などの成果を活用するとともに、有識者、専門家より意見聴取を行い、それらの知見を踏まえた総合的な整備を図る。

○ 重要文化財羽黒山正善院黄金堂

羽黒山正善院黄金堂は、昭和41年（1966）に解体修理を行っているが、経年劣化により銅板葺の屋根が毀損してきている。

加えて、自動火災警報装置の耐用年数も過ぎており、部品の調達もできない状態になっているため改修の必要がある。

また、貯水槽やポンプ等の防災設備も劣化しており、早急に保存修理を行う必要がある。

保存修理及び防災設備の更新に当たっては、国や県など関係機関と連携し、文化財の価値を毀損することのないように充分配慮するよう指導するとともに、補助金等の支援を行い所有者と連携して事業を行う。

○ 史跡松ヶ岡開墾場

松ヶ岡開墾場は、鶴岡市が管理団体として、平成10年度（1998）から所有者と連携しながら、史跡の主要な建造物の保存修理を行ってきた。

主要建造物の外観補修、3階屋根補修も併せた避雷設備の設置は完了したが、建設から相当数年数が経過しているため、中長期的な観点、史跡松ヶ岡開墾場保存活用計画に基づき、計画的に保存修理を行っていく。

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には、文化財建造物や文化財を展示公開する施設があり、指定文化財建造物の多くは、公開活用されており、多くの方が訪れている。

また、公開されている文化財建造物や博物館、民俗文化財の関連施設等では、文化財の展示公開が行われている。

これら施設の展示公開やイベントの開催等を通じ、多くの人々が身近に鶴岡の歴史的風致に接する機会が提供されている。

関連する事業については、それぞれ単独で行われるものだけでなく、施設間で共催の展示企画やイベントの開催、共通の入場券の発行等、官民一体となった事業も多く行われている。

今後も、所有者及び管理者と市が連携し、文化財の保存に努めるとともに、鶴岡の歴史的風致の維持向上のために文化財の公開に努めるなど、啓蒙普及を図っていくものである。

また、重点区域においては、文化財活用の事業のほか、文化財の保存・活用のための案内板の整備及び説明板や解説資料の充実も図っていく。

施設：致道博物館、大宝館、旧致道館、旧風間家住宅、東田川文化記念館、いでは文化記念館、出羽三山歴史博物館、旧遠藤家住宅、王祇会館

（4）文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財は多様な周辺環境の要素で構成されており、その変化は文化財に大きな影響を与えるため、都市計画法、景観法及び本市の関連条例による規制、各種制度の積極的な活用により、文化財の価値や魅力が大きく損なわれないように留意し、その保全を図る。

また、重点区域においては、歴史的風致の維持及び向上を図るため、周辺道路の美装化や無電線化などの整備事業、文化財を活用するための便益施設を整備する場合には、文化財及びその周囲の景観や環境との調和を図る。

（5）文化財の防災に関する方針

文化財のうち、建造物については、所有者及び管理者と市が連携し、消防法で義務化されている自動火災報知設備及び消火器具等の設置に努めるなど、火災被害の危険軽減を図るとともに、広く防災意識を高揚するため、所有者、管理者、地域住民、消防署が一体となった防災訓練の実施に努め、防災設備の見直しと設備の適正化を進める。

また、指定文化財の耐震診断を推進し、文化財保存のための修理工事の際に、できるかぎり耐震補強工事も併せて実施するよう指導に努める。

近年は、文化財の毀損や盜難も多いことから、文化財を展示公開している施設については、防犯に対処するために必要な措置を講ずるよう指導とともに、常日頃からの防犯・防災への意識の高揚に努める。

（6）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財については、その存在とその価値について広く理解を得るために、文化財所有者・管理者と市が連携し、文化財の公開に努めるとともに、誰もが文化財に気軽に親しむことができる機会を積極的に創出する。

さらに、文化財に関連する情報発信の手段として、市の広報やホームページなど様々な媒体・手法を活用し、文化財の重要性や継承の意義などを広く周知するとともに、その内容の充実を図ることにより、本市の体系的な文化財情報の発信に努める。

また、文化財に関連する民間団体とも協力し、普及啓発を図っていく。

（7）埋蔵文化財の取扱いに関する方針

市内の埋蔵文化財包蔵地は、現在、旧石器時代から近世に至るまで570ヶ所を数える。

周知の埋蔵文化財包蔵地については、文化財保護法に基づきその現状の把握に努め、適切な保護措置を図っているが、今後も山形県と連携をとり、保護すべき対象やその範囲についての検討を含め、継続して取り組む。

周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所における開発行為等については、未発見の埋蔵文化財の保護にも万全を期すため、民間事業者の開発行為の事前把握に努め、事業者との事前協議を実施し、必要に応じて試掘等確認調査を行うなど、開発事業と文化財保護の整合に努める。

また、公共事業の実施においては、埋蔵文化財について特段の配慮を行う。

重点区域においても、市域全域での取り扱いと同様に、文化財保護法に基づき適切な保護を図る。

（8）教育委員会等の体制と今後の方針

文化財の保存と活用については、鶴岡市文化財保護条例（平成17年（2005）鶴岡市条例第110号）第4条の規定に基づき設置されている鶴岡市文化財保護審議会（以下「審議会」という）において、条例に規定する文化財の保存及び活用について、教育委員会の諮問に応じて、必要と認める事項について調査研究を行うなどし、審議会が意見具申を行うものである。

審議会は、建造物1名、工芸品1名、歴史資料1名、民俗文化財3名、考古資料1名、天然記念物2名、地域史3名の委員数12名で構成されている。

また、文化財の適切な保存と活用を推進するため、市教育委員会社会教育課に文化財係を設けて、所属長の下に、文化財係員7名を配置している。

地域に特色のある文化財については、地域庁舎総務企画課に担当者を配置し、その保存と活用の施策を検討する体制をとっており、今後も、文化財担当課だけでなく、都市計画課・政策企画課・観光物産課・地域振興課・商工課等の担当部署と連携し、文化財行政の推進に努める。

（9）各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市では、小学校区を単位とした地域活動、コミュニティ活動の場が確立しており、これらを中心として地域に根付いた伝統行事の開催や、地域の記念物の保護管理を担っている地域も多くある。

また、文化財を通じて、地域の歴史を住民が学習する活動を行っている地域も少なくない。

特に、重点区域を含む鶴岡地域には、17小学校区毎に文化財愛護思想の普及啓発を目的とした文化財愛護団体があり、地域内の文化財を紹介する説明板の設置や歴史講座、他地域の文化財視察研修を行うなどの活動を行っている。

また、文化財愛護思想の高揚に努める組織として、これら地域の文化財愛護団体を構成員とする鶴岡市文化財愛護協会も設立されており、情報交換、説明板設置事業への支援、郷土史講座や視察研修を行い、地域組織の活動への支援に努めている。

加えて、文化財関連の資料の編集、発行、頒布も行い、文化財愛護思想の普及に努めている。

さらに、文化財建造物に関わるものとしては、重要文化財旧風間家住宅の所有者である公益財団法人克念社をはじめ、多くの団体が、文化財施設の維持管理、公開等の事業を行なっている。

一方、無形民俗文化財においては、公益財団法人黒川能保存会をはじめとして、多くの保存継承団体が組織されており、地域住民が一体となって、保存継

承に努めている。

今後は、これらの保存団体の現状把握を行うとともに、情報交換や交流及び発表の場の提供などを行い、新たな保存伝承支援策の検討を始めている。

このような様々な文化財に関わる団体の活動により、近年は、歴史的文化の重要性の再認識やその保護・活用に対する市民の関心は高まりつつあることから、今後は一層、これらの団体への情報提供に努めるとともに相互に連携し、市民の文化財の保存・活用への意識高揚を図っていく。

主な文化財関連団体

団体名等	関連文化財	活動内容
公益財団法人致道博物館 (鶴ヶ岡城下町地区)	重要文化財 旧西田川郡役所 旧鶴岡警察署庁舎 旧渋谷家住宅 その他、指定文化財多数	博物館として、多くの文化財を保存、公開活用している。また、文化財関連展示や講座も行っている。
公益財団法人克念社 (鶴ヶ岡城下町地区)	重要文化財 旧風間家住宅 登録有形文化財 (建造物) 風間家旧別邸無量光苑 迦堂その他、指定文化財多数	旧風間家住宅等の公開活用を行なながら、施設内での展示、イベント等も行っている。
カトリック教会天主堂保存会 (鶴ヶ岡城下町地区)	重要文化財 鶴岡カトリック教会天主堂	鶴岡カトリック教会天主堂の保存活動を行っている。
公益法人 藤島文化スポーツ事業団	県指定文化財 旧東田川郡役所 旧東田川郡会議事堂	東田川文化記念館として公開活用している旧東田川郡役所及び郡会議事堂の指定管理者として、維持管理を行なながら、文化財関連展示やイベント等を行っている。
致道館文化振興会議 (鶴ヶ岡城下町地区)	史跡 旧致道館	旧致道館を活用して、藩校致道館教育の普及啓発事業を市内の学校と連携して行っている。
松ヶ岡開墾場 (羽黒松ヶ岡地区)	史跡 松ヶ岡開墾場	史跡の所有者として、史跡の維持管理を行うとともに、その活用についても関連団体と連携して、活動を行っている。

主な文化財関連団体

団体名等	関連文化財	活動内容
鶴岡市文化財愛護協会及び 各地区文化財愛護団体 17 団体		・文化財愛護思想の普及啓発のため、地域の文化財愛護団体の育成と、文化財愛護事業（研修、書籍発行等）を行っている。 ・地域の文化財の説明板の設置や文化財研修等の文化財愛護事業を行っている。
公益財団法人黒川能保存会他 民俗芸能保存団体 84 団体	重要無形民俗文化財 黒川能ほか	地域で継承している無形民俗文化財の保存や後継者育成のため各種事業を行っている。

2. 重点区域に関する事項

（1）文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

《重点区域内での事業》

- | | |
|----------------|--------------|
| ○歴史的建造物等物件調査事業 | 令和5年度～令和6年度 |
| ○民俗芸能保存伝承事業 | 令和5年度～令和14年度 |
| ○蚕室群活用整備事業 | 令和5年度～令和14年度 |

（2）文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

《重点区域内での事業》

- | | |
|----------------------------|--------------|
| ○市指定有形文化財大宝館整備事業 | 令和5年度～令和14年度 |
| ○重要文化財羽黒山正善院黄金堂保存修理並びに防災事業 | 令和5年度～令和14年度 |
| ○史跡松ヶ岡開墾場保存修理事業 | 令和5年度～令和14年度 |

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

《重点区域内での事業》

- | | |
|------------------|--------------|
| ○散策・休憩施設整備事業 | 令和5年度～令和14年度 |
| ○宿坊街道路・空き地修景整備事業 | 令和5年度～令和14年度 |
| ○史跡内及び周辺修景整備事業 | 令和5年度～令和14年度 |

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

《重点区域内での事業》

- | | |
|------------------------|--------------|
| ○鶴岡公園園内整備事業 | 令和5年度～令和14年度 |
| ○三日町口通り修景整備事業 | 令和5年度～令和14年度 |
| ○散策・休憩施設整備検討事業（再掲） | 令和5年度～令和14年度 |
| ○宿坊街まち並み保全及び修景整備促進事業 | 令和5年度～令和14年度 |
| ○宿坊街道路・空き地修景整備調査事業（再掲） | 令和5年度～令和14年度 |
| ○史跡内及び周辺修景整備事業（再掲） | 令和5年度～令和14年度 |

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

《重点区域内での事業》

- | | |
|--------------------------------|--------------|
| ○重要文化財羽黒山正善院黄金堂保存修理並びに防災事業（再掲） | 令和5年度～令和14年度 |
| ○史跡松ヶ岡開墾場保存修理事業（再掲） | 令和5年度～令和14年度 |

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

《重点区域内での事業》

- | | |
|---------------------|--------------|
| ○門前町歴史まちづくり活動支援事業 | 令和5年度～令和14年度 |
| ○歴史まちづくり人材育成事業 | 令和5年度～令和14年度 |
| ○鶴岡市歴史的風致維持向上計画啓発事業 | 令和5年度～令和14年度 |
| ○シルクノチカラ未来創造推進事業 | 令和5年度～令和14年度 |

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

《重点区域内での事業》

- | | |
|----------------|--------------|
| ○埋蔵文化財調査事業 | 令和5年度～令和14年度 |
| ○未指定文化財の現況調査事業 | 令和5年度～令和14年度 |

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

《重点区域内での事業》

- | | |
|-------------------|--------------|
| ○史跡松ヶ岡開墾場事業所連絡会事業 | 令和5年度～令和14年度 |
|-------------------|--------------|

6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1. 1期計画の成果と課題

本計画において、歴史的風致維持向上施設とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等であり、その整備及び管理については、本市の歴史的風致の維持及び向上と後世への継承に資する事業を実施している。

1期計画においては、鶴ヶ岡城城址公園である鶴岡公園内の広場、内堀周辺道路の無電柱化と道路の美装化、羽黒山宿坊街の散策休憩施設整備、史跡松ヶ岡開墾場内蚕室の保存修理事業や施設周辺の通路整備のほか、所有者や地域住民等が主体的に行う活動への支援などにより、城下町や宿坊街の街なみなど、歴史ある良好な街なみの形成と歴史的建造物の保存と活用、地域住民の利便性の向上が図られるとともに、歴史あるまちづくりに対する機運の醸成、外国人等の観光客の増加につながった。

一方で、1期計画での鶴岡らしい歴史あるまちづくりに関する取り組みにより多くの成果を得ているものの、少子高齢化や人口減少の一層の進展、新型コロナウイルス感染症の発現、歴史的建造物所有者の高齢化、空き家・空き地の一層の増加など、社会情勢の変化に伴う新たな課題が生じている。

また、1期計画の認定以降、3つの日本遺産の認定、ユネスコ創造都市ネットワークの食文化分野での加盟、松ヶ岡開墾150年及び庄内藩主酒井氏の庄内入部400年記念を迎えるなど、本市の歴史・文化を取り巻く背景が変化しており、これらを契機とする歴史的風致維持向上施設の活用、市民の歴史と文化に関する理解と気運の醸成、市内外との交流促進など、歴史的風致の維持及び向上に関する新たな施策が求められている。

2. 2期計画の基本的な考え方

2期計画における歴史的風致維持向上施設においては、歴史的建造物の保存・管理を行うほか、一般公開なども含めた啓発事業の実施、良好な市街地の住環境や街なみ景観の形成、まちなかの回遊性機能の向上に資する事業を通し、本市固有の歴史的風致の維持向上を図っていく。

施設整備、施設の保存・管理にあたっては、各施設や地域の歴史を取り巻く背景を十分に調査し、地域住民や関係団体との協議調整を行い、また、国や県の交付金制度の活用、法定協議会や各審議組織との連携を図ることとする。

上記の課題を解決し、歴史的風致維持向上施設に対する基本的な考え方に基づいて実施する事業は以下のとおりとする。

① 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

▶ 重点区域内において、歴史的建造物の保存・修理及び活用を推進する。

[事業]

- | | |
|------------------------------|----------|
| 5. 重要文化財羽黒山正善院黄金堂保存修理並びに防災事業 | 平成 26 年～ |
| 9. 羽黒山スギ並木保全活用事業（新規） | 令和 5 年～ |
| 10. 史跡松ヶ岡開墾場保存修理事業 | 平成 10 年～ |
| 13. 蚕室群活用整備事業 | 平成 27 年～ |
| 19. 歴史的風致形成建造物保存活用整備補助事業 | 平成 28 年～ |

② 歴史的建造物の周辺環境や景観の保全・形成に関する事業

▶ 歴史的建造物や民俗芸能等の伝統文化の活動の場となる周辺環境において、案内板の設置や休憩施設の整備、無電柱化や道路美装化等を推進し、良好な市街地環境及び街なみの景観保全・形成を推進する。

[事業]

- | | |
|------------------------|----------|
| 2. 鶴岡公園園内整備事業 | 平成 23 年～ |
| 3. 三日町口通り修景事業 | 平成 26 年～ |
| 4. 散策・休憩施設整備事業 | 平成 27 年～ |
| 7. 宿坊街まち並み保全及び修景整備促進事業 | 平成 26 年～ |
| 8. 宿坊街道路・空き地修景整備事業 | 平成 26 年～ |
| 12. 史跡内及び周辺修景整備事業 | 平成 27 年～ |

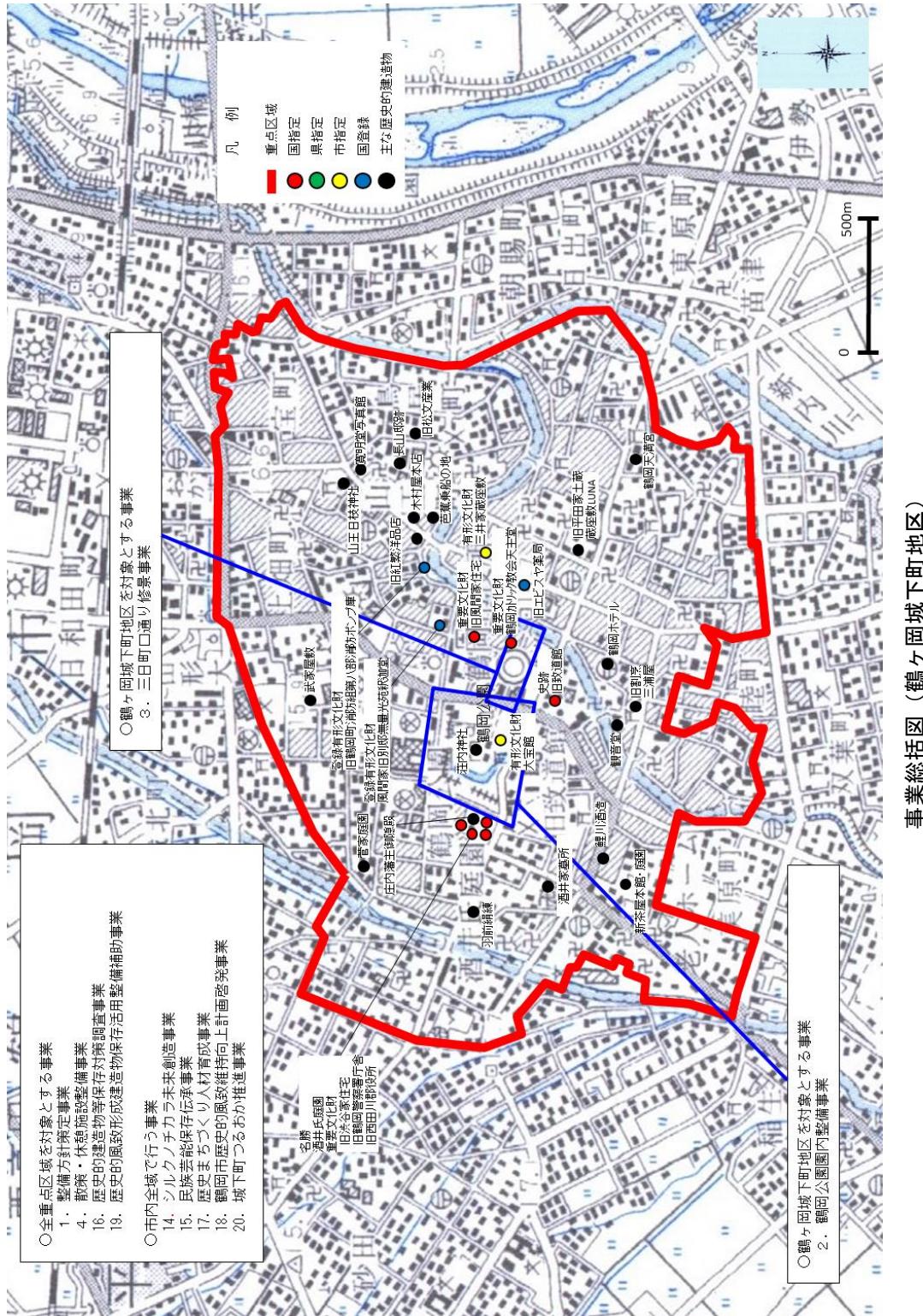
③ 民俗芸能等の伝統文化の活動の継承と理解醸成に関する事業

▶ 歴史的建造物を背景とする民俗芸能等の伝統文化の活動の支援を行うほか、地域固有の歴史・文化の体験・学習機会の創出や普及啓発等を通して、市民をはじめとして、地域内外へ歴史的風致の理解醸成を図る。

[事業]

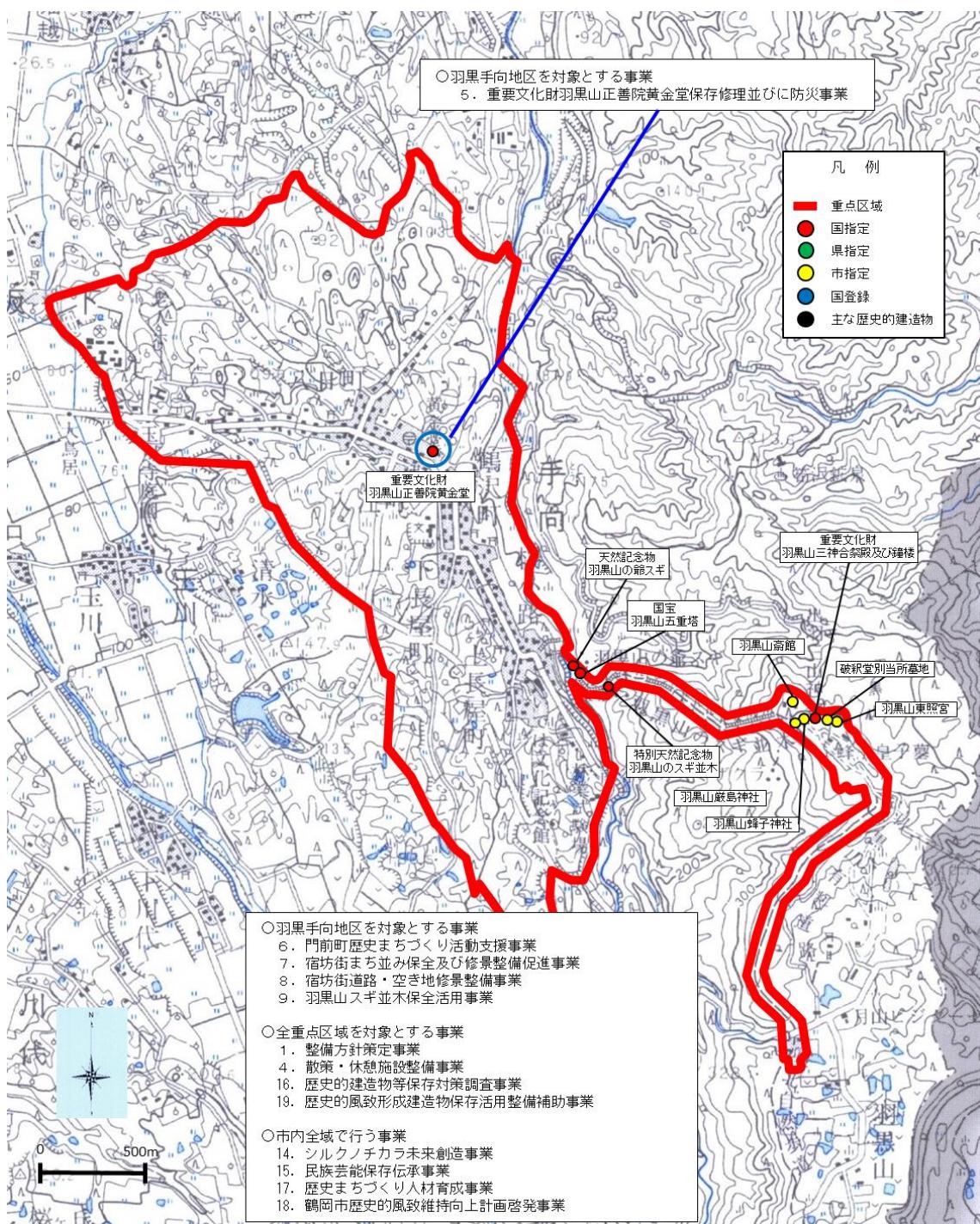
- | | |
|------------------------|----------|
| 1. 整備方針策定事業（新規） | 令和 5 年～ |
| 6. 門前町歴史まちづくり活動支援事業 | 平成 25 年～ |
| 11. 協議会活動支援事業 | 平成 25 年～ |
| 14. シルクノチカラ未来創造事業 | 平成 23 年～ |
| 15. 民俗芸能保存伝承支援事業 | 平成 18 年～ |
| 16. 歴史的建造物等保存対策調査事業 | 平成 26 年～ |
| 17. 歴史まちづくり人材育成事業 | 平成 26 年～ |
| 18. 鶴岡市歴史的風致維持向上計画啓発事業 | 平成 25 年～ |
| 20. 城下町つるおか推進事業 | 平成 28 年～ |

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業



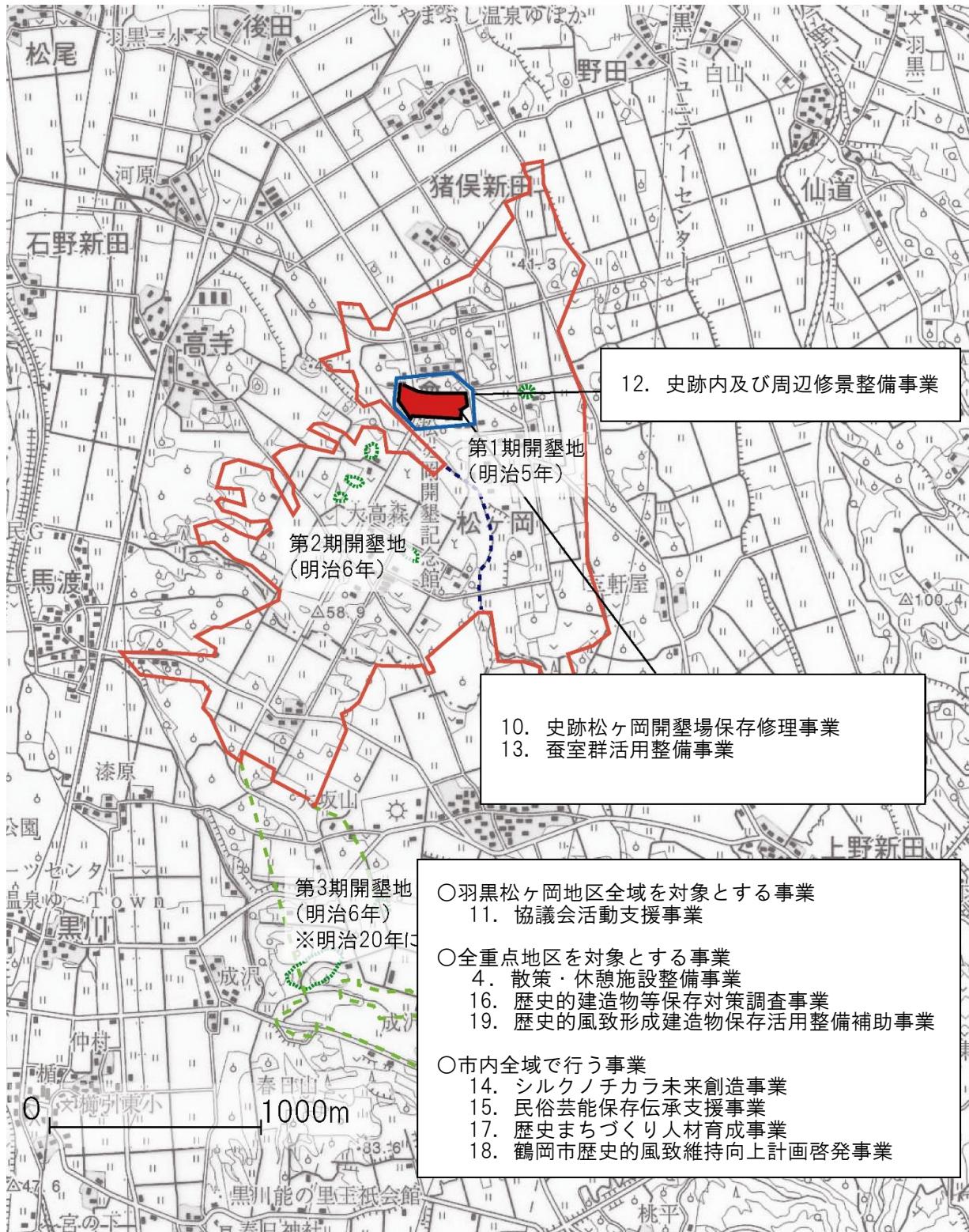
事業総括図(鶴ヶ岡城下町地区)

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業

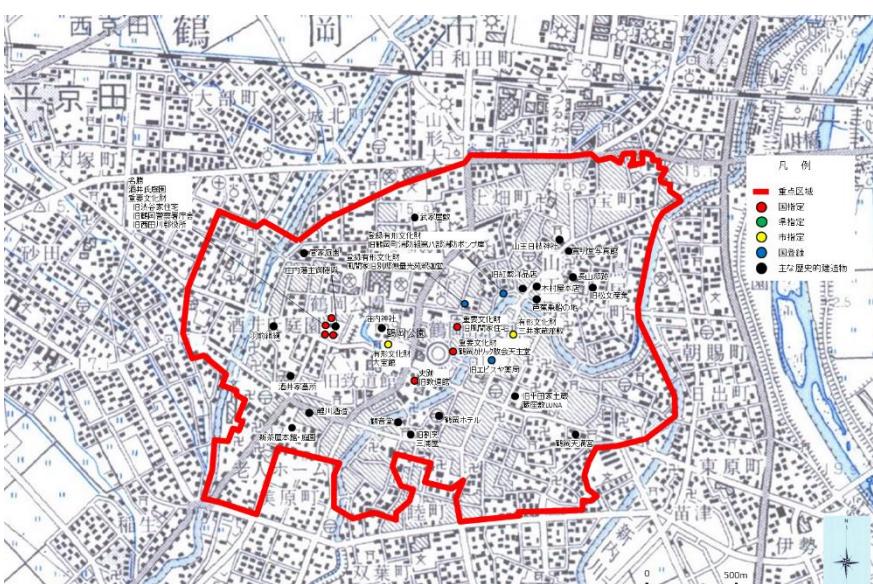


事業総括図（羽黒手向地区）

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業



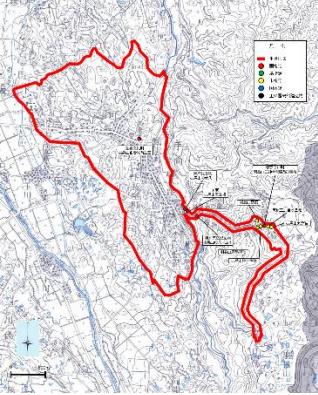
事業総括図（羽黒松ヶ岡地区）

事業名	整備方針策定事業
事業主体	鶴岡市
事業手法 (支援事業名)	令和5年度～ 市単独事業
事業期間	令和5年度～ 令和14年度
事業位置	重点区域内
事業概要	<p>1期計画の評価検証を踏まえ、2期計画での重点区域拡大に伴い、歴史的建造物と一体となった歴史的風致の維持向上に必要な事業について、所有者や市民とのワークショップや意見交換などを実施し、事業の掘り起こしと2期計画の整備方針を策定する。</p> <p>また、策定した整備方針を踏まえ、2期計画において各事業を展開していく。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	1期計画の取組みを評価検証するとともに、2期計画における重点区域内の歴史的建造物とそれらを取り巻く周辺環境、伝統文化などの人々の活動など、地域固有の歴史的背景を踏まえ、後世へ継承するための課題や手法について、建造物所有者や市民とのワークショップ、意見交換などを実施することにより、各地域固有の歴史的風致の維持・向上が図られる。

事業名	鶴岡公園園内整備事業
事業主体	鶴岡市
事業手法 (支援事業名)	平成 23～24 年度 地域活性化・きめ細やかな臨時交付金 平成 25～26 年度 社会資本整備総合交付金 (都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業) 平成 30～令和元年度 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) 平成 30 年度、令和 2～4 年度 社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) 令和 5 年度～ 市単独事業
事業期間	平成 23 年度～ 令和 14 年度
事業位置	重点区域 鶴ヶ岡城下町区内
事業概要	令和 3 年に埋蔵文化財包蔵地「鶴ヶ岡城跡」付近で道路整備工事に伴い、鶴ヶ岡城跡の馬出の石が検出された。 鶴ヶ岡城は明治 9 年に壊され、その後は神社、公共施設、公園として利用され、これまでには、城の痕跡を明示できるものが少なかったが、今回出土した石は鶴岡公園が城であったことを分かりやすく示すことのできる遺物である。 庄内藩酒井家庄内入部 400 年の節目の年に当り、記念とするにふさわしい石であることから、本市の歴史を親しみやすく身近に感じるモニュメントとして活用整備工事を実施するもの。
事業が歴史的 風致の維持及 び向上に寄与 する理由等	 <p>整備イメージ図</p> <p>歴史や文化遺産を生かした城址公園として鶴岡公園内の整備及び施設の改修・新築を行うことにより良好な景観が形成され、歴史的風致の維持向上が図られる。</p>

事業名	三日町口通り修景事業
事業主体	鶴岡市
事業手法 (支援事業名)	平成 26 年度～ 市単独事業
事業期間	平成 26 年度 ～ 令和 14 年度
事業位置	重点区域 鶴ヶ岡城下町地区内
事業概要	<p>ワークショップや関係団体等との意見交換を実施し、鶴ヶ岡城の大手門通りであった市道莊内神社前大東町線の修景整備について、整備のあり方を検討する。検討内容を踏まえた修景整備を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>現 状</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>市道庄内神社前大東町線 L=280m</p> <p>重要文化財 旧風間家住宅(内申堂)</p> <p>重要文化財 鶴岡カトリック教会天主堂</p> <p>有形文化財 大宝館</p> <p>史跡 旧致道館</p> </div> </div>
事業が歴史的 風致の維持及 び向上に寄与 する理由等	莊内大祭のルートであり、鶴ヶ岡城大手門へのエントランスゾーンである莊内神社前大東町線は、歴史的風致を構成する重要な要素である祭礼の背景となる道路であることから、城下町らしさを演出する修景整備を行うことで往時の雰囲気が醸し出され、歴史的風致の維持向上が図られる。

事業名	散策・休憩施設整備事業
事業主体	鶴岡市・建物所有者・関係団体
事業手法 (支援事業名)	平成 27 年度～令和 4 年度 社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) 令和 5 年度～ 市単独事業
事業期間	平成 27 年度～ 令和 14 年度
事業位置	重点区域内
事業概要	<p>歴史的建造物やその周辺環境、人々の活動など、歴史的風致を構成する要素をつなぐルート上に、回遊できる空間として散策休憩施設等を整備する。</p> <p>また、歴史資源情報や歴史まちづくりに関する情報、休憩施設の整備、歴史的景観に配慮した案内板・説明板の設置等について、施設所有者や市民、関係団体等と連携、検討する。</p>  <p style="text-align: center;">本町二丁目広場ワークショップ</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	市民・来訪者が遊動し歴史資源を回遊する際に、安心して気軽に立ち寄ることができ歴史まちづくり情報の提供を受けることができる施設（機能）を整備することによって、多様なニーズに対応する散策機会の提供が充実する。また、インバウンドに対応し多言語化したサインの設置により、鶴岡市の歴史的な魅力についての理解が深まり、歴史的風致の維持向上が図られる。

事業名	重要文化財羽黒山正善院黄金堂保存修理並びに防災事業
事業主体	宗教法人羽黒山正善院
事業手法 (支援事業名)	重要文化財（建造物・美術工芸品）修理 防災事業費国庫補助
事業期間	平成 26 年度～令和 14 年度
事業位置	重点区域 羽黒手向地区内  
事業概要	羽黒山正善院黄金堂の保存に必要な修理工事及び防災設備改修工事を実施する。  現 状  一部破損している銅板葺き屋根  屋根裏の雨漏り、しみ
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	羽黒山正善院黄金堂は、重点区域の羽黒手向地域にあり、宿坊街の景観の向上に寄与する施設であるが、経年劣化により傷みの激しいため、銅板屋根の修復と防災設備の改修により、文化的価値の継承につながり歴史的風致の維持向上が図られる。

事業名	門前町歴史まちづくり活動支援事業
事業主体	出羽三山魅力発信協議会
事業手法 (支援事業名)	平成 25 年度 市単独事業 平成 26 年度～令和 4 年度 社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) 令和 5 年度～ 市単独事業
事業期間	平成 25 年度 ～ 令和 14 年度
事業位置	重点区域 羽黒手向地区内
事業概要	地域の住民や団体等で構成する協議会が主体となって行うまちづくり協議やまちあるきマップの作成、住民合意形成のためのワークショップ、シンポジウム開催等の活動を支援する。
 <p style="text-align: center;">出羽三山魅力発信協議会</p>	
事業が歴史的 風致の維持及 び向上に寄与 する理由等	地元団体や住民から構成されている組織が事業主体となる事業を実施することで地域全体の景観保全意識、機運が高まり歴史的風致の維持向上が図られる。

事業名	宿坊街まち並み保全及び修景整備促進事業
事業主体	鶴岡市・建物所有者
事業手法 (支援事業名)	平成 26 年度～令和 4 年度 社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) 令和 5 年度～ 市単独事業
事業期間	平成 26 年度～ 令和 14 年度
事業位置	重点区域 羽黒手向地区内
事業概要	<p>宿坊街のまち並みを保全し風致を維持するため、道路に面する建物や土壠、生垣、植栽等の外構部分など宿坊街の佇まいを感じさせる特徴的な構造物について所有者等がまちづくり協定を策定した上で行う修景整備への支援を行う。</p> <p style="text-align: center;">現 状</p>  <p style="text-align: center;">整備後のイメージ</p> 
事業が歴史的 風致の維持及 び向上に寄与 する理由等	宿坊街における沿道部分の外構空間等は歴史的風致の保全に重要な景観構成要素である。修景を行うことで統一感のある良好な景観が形成され歴史的風致の維持及び向上が図られる。

事業名	宿坊街道路・空き地修景整備事業
事業主体	鶴岡市
事業手法 (支援事業名)	平成 26 年度、平成 28 年度～平成 29 年度、令和 2 ～ 4 年度 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 令和 5 年度～ 市単独事業
事業期間	平成 26 年度～ 令和 14 年度
事業位置	重点区域 羽黒手向地区内
事業概要	<p>宿坊街のまち並みを保全し風致を維持するため、空き地や不連続な街なみ等、良好な景観の妨げとなる要素を解消し、歴史的な景観に配慮した効果的な沿道の整備、植栽、案内サインや散策休憩施設の整備、道路美装化、無電線化を行う。</p> <p>現状の街並み</p>   <p>整備後のイメージ</p>  
事業が歴史的 風致の維持及 び向上に寄与 する理由等	古くからの宿坊街の建築景観と統一感のある良好な景観が形成され、歴史的風致の維持向上が図られる。

事業名	羽黒山スギ並木保全活用事業
事業主体	鶴岡市・任意団体
事業手法 (支援事業名)	令和5年度～ 市単独事業
事業期間	令和5年度～ 令和14年度
事業位置	重点区域 羽黒手向地区内
事業概要	<p>出羽三山神社・荒沢寺の祭礼行事に欠かすことのできない羽黒山スギ並木の歴史的景観を保全することを目的とし、国指定特別天然記念物「羽黒山スギ並木」を含む、羽黒山参道及び歴史的景観の保全に向けた調査研究を行う団体へ支援を行う。</p>  <p>羽黒山参道とスギ並木</p>
事業が歴史的 風致の維持及 び向上に寄与 する理由等	<p>羽黒山参道及び参道に隣接する天然記念物のスギ並木は、出羽三山参り、修験道に欠かせない歴史的風致を構成する要素であり、これを保全することにより、羽黒山固有の歴史的景観が維持され歴史的風致の維持向上が図られる。</p>

事業名	史跡松ヶ岡開墾場保存修理事業
事業主体	鶴岡市
事業手法 (支援事業名)	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業
事業期間	平成 10 年度～令和 14 年度
事業位置	重点区域 羽黒松ヶ岡地区内
事業概要	<p>「史跡松ヶ岡開墾場保存管理計画策定報告」に基づき、平成 10 年度から、年次的に実施している蚕室等保存修理の継続と防災設備設置工事を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  <div style="text-align: center;">1番蚕室</div>  <div style="text-align: center;">3番蚕室</div> </div>
事業が歴史的 風致の維持及 び向上に寄与 する理由等	<p>松ヶ岡開墾場内には、現在本陣 1 棟、蚕室 5 棟、蚕業稻荷神社、貯桑土蔵等があり、明治初期の面影そのままに開墾当初の雰囲気を留めているが、全体的に経年劣化が進んでいる。</p> <p>それらの施設を保存修理し、防災設備の整備をすることにより、施設の安全性が確保されるとともに、展示施設として内部公開も可能となる等、文化的価値の継承につながり歴史的風致の維持向上が図られる。</p>

事業名	協議会活動支援事業
事業主体	松ヶ岡開墾場・任意団体
事業手法 (支援事業名)	平成 25 年度・令和 2 年度 市単独事業 平成 26 年度～令和元年度、令和 3 年度～令和 4 年度 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 令和 5 年度～ 市単独事業
事業期間	平成 25 年度～ 令和 14 年度
事業位置	重点区域 羽黒松ヶ岡地区内
事業概要	<p>史跡松ヶ岡開墾場内の蚕室等建造物の有効活用と地域の活性化を図るための総合的な活動に対する支援を行う。</p> <p>松ヶ岡開墾場を含むエリア整備のあるべき姿について、地域住民や史跡内事業者のワークショップ等により策定した総合ビジョンや蚕室とその周辺環境を活用したソフト事業を展開し、住民・事業者が主体となり地域づくりや良好な景観形成ができる体制づくりを行う。</p>  <p>ワークショップの様子</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>松ヶ岡地域では明治初期に行われた開墾当時の形態を継続し、施設や開墾当初の趣旨目的、実践の多くの部分が今も守られている。</p> <p>これらを背景としたビジョンを策定し、将来的にソフト活用と連動して史跡内建造物が有効活用されることにより、歴史的風致の維持向上が図られる。</p>

事業名	史跡内及び周辺修景整備事業
事業主体	鶴岡市・関係団体
事業手法 (支援事業名)	平成 27 年度～令和 4 年度 社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) 令和 5 年度～ 市単独事業
事業期間	平成 27 年度～ 令和 14 年度
事業位置	重点区域 羽黒松ヶ岡地区内
事業概要	史跡内通路の整備、多目的広場等の整備、案内板等の設置を実施してきたが、史跡内の蚕室や周辺環境について、史跡の保存活用と市街地環境の維持向上、史跡周辺の回遊性向上を図るため、歴史的景観に配慮した施設整備等を行う。
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>通路整備</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>多目的広場整備</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ワークショップ</p> </div> </div>	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	明治初期の景観への復元を前提として修景整備を行い、創建当時の開墾の歴史が感じられ、また、史跡を活用した催事を通した市民の関心の高まり、来訪者等の増加により、歴史的風致の維持向上が図られる。

事業名	蚕室群活用整備事業
事業主体	鶴岡市・関係団体
事業手法 (支援事業名)	平成 28 年度 市単独事業 令和 3 年度 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 令和 2 年度～令和 3 年度 古民家等観光資源化支援事業 令和 5 年度～ 市単独事業
事業期間	平成 27 年度～ 令和 14 年度
事業位置	重点区域 羽黒松ヶ岡地区内
事業概要	<p>現在、一番蚕室が松ヶ岡開墾記念館、二番蚕室が飲食物販施設、展示ギャラリー、三・五番蚕室が庄内映画村事務所・資料館、四番蚕室が庄内農具館など概ね活用がなされてはいるものの期間限定である。</p> <p>蚕室内を松ヶ岡開墾や絹産業の歴史等に関する講演や展示会、体験ができる多目的スペースとして、年間を通じてのイベント活用ができる整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>現在の五番蚕室 (映画村資料館)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>現在の四番蚕室 (庄内農具館)</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	史跡松ヶ岡開墾場は明治の面影をそのままに残している史跡である。その保存については単に歴史的資料や財産としての保存をするだけでなく、その価値をより高めるために蚕室を歴史に関する講演会や展示会を開催する施設等として年間を通じ活用し良好な状態で保存されることにより、文化的価値の継承につながり歴史的風致の維持向上が図られる。

事業名	シルクノチカラ未来創造事業
事業主体	鶴岡市
事業手法 (支援事業名)	平成 23~25 年度 市単独事業 平成 26 年度 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 平成 27 年度～ 市単独事業 平成 29 年度～ 文化庁 令和 2 年度～ 地方創生推進交付金
事業期間	平成 23 年度～ 令和 14 年度
事業位置	鶴岡市全域
事業概要	<p>市内の幼・保育園、小中学校などの施設を中心として蚕の飼育体験を行い、単なる理科教材としてだけではなく地域の絹文化の啓発を行う。</p>  <p style="text-align: center;">小学校での蚕飼育体験</p> <p>市内高校等が行うシルクをテーマにした研究活動に対して支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファッションショーの開催 ・ドレス展示（大産業まつり・シルクミライ館等） ・障害者施設等との交流事業  <p style="text-align: center;">ファッションショー</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	国内唯一の絹の一貫生産がある地域において、絹産業や絹文化の魅力を発信することにより、文化的価値の継承につながり歴史的風致の維持向上が図られる。

事業名	民俗芸能保存伝承支援事業
事業主体	鶴岡市・保存団体等
事業手法 (支援事業名)	平成 18 年度～ 市単独事業 平成 25・26 年度 文化遺産を活かした地域活性化事業 平成 27 年度～ 市単独事業
事業期間	平成 18 年度～ 令和 14 年度
事業位置	鶴岡市全域
事業概要	<p>無形民俗文化財（民俗芸能など）に関する支援を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無形民俗文化財保存団体の活動助成及び継承に必要な衣装や道具の更新等に関わる費用等の各種助成制度の情報提供など必要に応じて学識経験者等の指導・助言を得ながら、支援を行う。 ・過去に作成した無形民俗文化財のアナログ記録映像のデジタル化と、未記録の無形民俗文化財についての新たな記録保存を行う。 ・無形民俗文化財保存団体のネットワーク構築や発表機会創出等の検討及び開催支援等を行う。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>古郡神楽（市指定）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>浜中のケヤキキョウダイ（市指定）</p> </div> </div>
事業が歴史的 風致の維持及 び向上に寄与 する理由等	無形民俗文化財を保存継承している団体の活動支援を継続するとともに、それらの活動のPR、活動機会の創出等を通じて、地域の伝統文化伝承への住民意識を高め、保存継承に誇り持つことにより、担い手育成等の効果も期待されることから歴史的風致の維持向上が図られる。

事業名	歴史的建造物等保存対策調査事業
事業主体	鶴岡市
事業手法 (支援事業名)	平成 26 年度～平成 27 年度、平成 30～令和元年度 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 令和 5 年度～ 市単独事業
事業期間	平成 26 年度～ 令和 14 年度
事業位置	重点区域内
事業概要	重点区域内の歴史的建造物等の調査を実施し、分布状況や歴史的価値や課題等の実態をまとめ、現状の把握と支援策の検討等に活用するとともに、後世への継承に必要な建造物については、歴史的風致形成建造物への指定も検討する。
事業が歴史的 風致の維持及 び向上に寄与 する理由等	調査により、重点区域内の歴史的建造物等の実態の客観的整理が可能となることで支援策等の検討に資する。 また、調査成果は必要に応じて、行政だけでなく所有者・管理者や関係市民団体等で共有することで、本市の歴史的個性の再認識と市内外の保存継承に関する意欲の喚起が期待されることなどから歴史的風致の維持向上が図られる。

事業名	歴史まちづくり人材育成事業
事業主体	鶴岡市・関係団体
事業手法 (支援事業名)	平成 26 年度 文化遺産を活かした地域活性化事業 平成 29 年度～令和 4 年度 社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) 令和 5 年度～ 市単独事業
事業期間	平成 26 年度 ～ 令和 14 年度
事業位置	重点区域内
事業概要	<p>歴史的建造物の所有者・管理者、鶴岡市観光ガイドボランティア及び市民等を対象とした、文化財や歴史及び歴史的景観等とその活かし方等に関する学習機会や歴史的建造物の保全・活用推進を牽引していく人材の発掘や育成、歴史的資源の利活用のマネジメントのための学習機会の創出を行う。</p> <p>また、これらの活動を実施する団体等に対して支援する。</p>
事業が歴史的 風致の維持及 び向上に寄与 する理由等	<p>歴史的資源を含むまち全体の魅力の伝道師となり得る人材の育成により、鶴岡市の歴史的魅力がサービスの受け手に一層伝わることが期待される。</p> <p>また、歴史的資源の保存ための利活用等に関する方策を市民や関係団体等と検討することで、歴史的資源に関する意識啓発契機となり、歴史的風致の維持向上が図られる。</p>

事業名	鶴岡市歴史的風致維持向上計画啓発事業
事業主体	鶴岡市・鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進協議会等
事業手法 (支援事業名)	平成 25 年度 市単独事業 平成 26 年度～令和 4 年度 社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) 令和 5 年度～ 市単独事業
事業期間	平成 25 年度～ 令和 14 年度
事業位置	鶴岡市全域
事業概要	本市固有の歴史とまちづくりに関する講演やシンポジウム、ワークショップ等の開催、重点区域内のまち歩きなど、歴史あるまちづくりに関する各事業を実施する。
事業が歴史的 風致の維持及 び向上に寄与 する理由等	啓発事業の実施により、本市固有の歴史的風致や歴史的な魅力についての理解の深まりと地域活力の創出に繋がる郷土愛の醸成が期待され、歴史的風致の維持向上が図られる。

事業名	歴史的風致形成建造物保存活用整備補助事業
事業主体	鶴岡市・建物所有者
事業手法 (支援事業名)	平成 28 年度～令和 4 年度 社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) 令和 5 年度～ 市単独事業
事業期間	平成 28 年度～ 令和 14 年度
事業位置	重点区域内
事業概要	<p>歴史的風致形成建造物について公開による保存活用を図るために所有者が行う外観修景、内装整備等の事業について補助を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>旧小池薬局エビスヤビル</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>風間家旧別邸無量光苑</p> </div> </div>
事業が歴史的 風致の維持及 び向上に寄与 する理由等	<p>重点区域内には、個人や民間が所有する歴史的建造物が存在しているが、老朽化などにより維持が難しく、いずれ滅失するおそれがある。</p> <p>施設の保存活用と所有者等への支援により公開等が行われ、建造物への関心が高まり、市民、観光者など来訪者の遊動が誘引され、建造物の保全活用が図られることで歴史的風致の維持向上が図られる。</p>

事業名	城下のまちつるおか推進事業
事業主体	鶴岡市
事業手法 (支援事業名)	令和元年度 市単独事業 令和2年度 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 令和3年度～令和4年度 地方創生推進交付金 令和5年度～ 市単独事業
事業期間	平成28年度～令和14年度
事業位置	鶴岡市全域、重点区域内
事業概要	松ヶ岡開墾150年（2021年）、酒井家庄内入部400年（2022年）を契機として、歴史ある街なみや良好な景観などの空間整備、歴史的建造物の保存活用を関係団体等と連携し、これらを資源とする戦略的な市街地の整備と観光誘客などを展開する。
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>鶴岡公園（旧鶴ヶ岡城跡）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>松ヶ岡開墾場蚕室</p> </div> </div>	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	歴史、文化を生かした整備、まちづくり活動が行われることで、良好な景観が形成され、文化財等の歴史資源の保存活用が図られることにより、歴史的風致の維持向上が図られる。

7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定の方針等

（1）歴史的風致形成建造物の指定の考え方

第1章でも触れたように、鶴岡市には、国・県・市の指定等の文化財が多数存在しているが、それらは祭礼や伝統行事といった人々の活動と一体となって固有の歴史的風致を形成している。

市内の歴史的建造物については、これまでも随時調査を実施し、価値に応じて市の文化財保護条例に基づく指定を行い、その保存・活用を図ってきた。

今後も市内に点在する未指定の歴史的建造物について、歴史的な価値の調査を実施するなど、その保存・活用を図っていく。

さらに、本計画における重点区域内においては、固有の歴史的風致の維持その保全を図る必要が特に認められる歴史的建造物について、歴史と伝統を反映した市民の活動との関連性を踏まえ、歴史的風致形成建造物として指定する。

なお、歴史的風致形成建造物については、建造物そのものだけの保存ではなく、その周辺環境の保存・整備や、地域で営まれている歴史及び伝統を反映した人々の活動の継承にも努める。

歴史的風致形成建造物の指定期間は、認定計画の計画期間内に限るものであり、歴史まちづくり法第12条に基づいた手続きについては、建造物等の所有者及び管理者の意見を尊重した上で行う。

（2）歴史的風致形成建造物の指定基準

本市における歴史的風致形成建造物の指定基準を次のように定める。

鶴岡市長は、重点区域内における国指定文化財を除く歴史的建造物で、以下のいずれかに該当するものを指定する。

- ① 意匠、形態、技術性が優れているもの
- ② 歴史性、固有性、希少性等の観点から価値が高く保存が必要なもの
- ③ 外観が景観上の特色を有するもので、重点区域の歴史的風致の維持向上に寄与すると認められるもの

（3）歴史的風致形成建造物の指定対象

本市における歴史的風致形成建造物の指定対象を次のように定める。

重点区域内における国指定文化財を除く歴史的建造物で、以下のいずれかに該当するものとする。

- ① 文化財保護法に基づく登録有形文化財（文化財保護法第 57 条第 1 項）
- ② 山形県文化財保護条例に基づく県指定文化財のうち有形文化財（山形県文化財保護条例第 4 条第 1 項）
- ③ 鶴岡市文化財保護条例に基づく市指定文化財のうち有形文化財（鶴岡市文化財保護条例第 5 条第 1 項）
- ④ 景観法に基づく景観重要建造物（景観法第 19 条第 1 項）
- ⑤ その他、歴史的風致の維持及び向上に資するものとして鶴岡市長が特に認めたもの

■歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧（1／3）

	名称	所在地 所有者	関連歴史的風致 建造物指定状況
1	大寶館	馬場町 4-7 鶴岡市	旧庄内藩主酒井氏と莊内大祭に みる歴史的風致 平成 28 年 3 月 23 日指定
	建築年代	指定等区分	
	大正 4 年（1915）	市指定有形文化財	
2	名称	所在地 所有者	関連歴史的風致 建造物指定状況 平成 28 年 3 月 23 日指定
	御隱殿	家中新町 10-15 鶴岡市	
	建築年代	指定等区分	
3	文久 3 年（1863）	未指定	鶴岡天満宮と天 神祭にみる歴史 的風致 平成 28 年 3 月 23 日指定
	名称	所在地 所有者	
	三井家蔵座敷	本町一丁目 4-37 個人	
	建築年代	指定等区分	鶴岡天満宮と天 神祭にみる歴史 的風致 平成 28 年 3 月 23 日指定
	明治 2 年（1869）	市指定有形文化財	

■歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧（2／3）

	名称	所在地 所有者	関連歴史的風致 建造物指定状況
4	松ヶ岡開墾士住宅 (新徴屋敷)	羽黒町松ヶ岡字 松ヶ岡 151-3 鶴岡市	松ヶ岡開墾場と地 縁団体の活動にみ る歴史的風致 平成 28 年 3 月 23 日指定
	建築年代	指定等区分	
	明治 8 年 (1875)	市指定有形文化財	
5	名称	所在地 所有者	関連歴史的風致 建造物指定状況
	旧小池薬局 恵比寿屋本店	本町一丁目 6-8 個人	鶴岡天満宮と天 神祭にみる歴史 的風致 平成 28 年 3 月 23 日指定
	建築年代	指定等区分	
	昭和 9 年 (1934)	国登録有形文化財	
6	名称	所在地 所有者	関連歴史的風致 建造物指定状況
	旧割烹三浦屋	本町二丁目 10-11 個人	七日町観音堂と 師走の御歳夜に みる歴史的風致 平成 28 年 3 月 23 日指定
	建築年代	指定等区分	
	昭和 13 年 (1938)	未指定	
7	名称	所在地 所有者	関連歴史的風致 建造物指定状況
	旧風間家住宅 (丙申堂)	馬場町 1-17 法人	旧庄内藩主酒井 氏と庄内大祭に みる歴史的風致 平成 29 年 3 月 17 日指定
	建築年代	指定等区分	
	明治 29 年 (1896)	重要文化財	
8	名称	所在地 所有者	関連歴史的風致 建造物指定状況
	風間家旧別邸 無量光苑积迦堂	泉町 6-20 法人	旧庄内藩主酒井 氏と庄内大祭に みる歴史的風致 平成 29 年 3 月 17 日指定
	建築年代	指定等区分	
	明治 43 年 (1910)	国登録有形文化財	

■歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧（3／3）

	名称	所在地 所有者	関連歴史的風致 建造物指定状況
9	酒井家墓所	個人	旧庄内藩主酒井氏と莊内大祭に みる歴史的風致
	建築年代	指定等区分	
	元和 8 年（1622）	未指定	
10	名称	所在地 所有者	関連歴史的風致 建造物指定状況
	武家屋敷 (安倍家住宅)	個人	旧庄内藩主酒井氏と莊内大祭に みる歴史的風致
	建築年代	指定等区分	
11	安政 6 年（1859）	未指定	
	名称	所在地 所有者	関連歴史的風致 建造物指定状況
	羽前絹練	法人	鶴岡の絹の営みに みる歴史的風致
12	建築年代	指定等区分	
	明治 40 年（1907）	未指定	
	名称	所在地 所有者	関連歴史的風致 建造物指定状況
13	羽黒山参道 (スギ並木)	出羽三山神社	門前町手向地区 と出羽三山参りに みる歴史的風致
	建築年代	指定等区分	
	寛永年間 (1596～1661)	未指定 (特別天然記念物)	
13	名称	所在地 所有者	関連歴史的風致 建造物指定状況
	鶴岡ホテル	個人	七日町観音堂と 師走の御歳夜に みる歴史的風致
	建築年代	指定等区分	
	大正 11 年（1922）	未指定	

8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物は、重点区域内の歴史的風致の重要な構成要素であるため、所有者等は、その価値が保存・継承されるよう、価値に基づいた適切な維持・管理を行う。

また、歴史的風致形成建造物の保存と合せて、それが有効に活用されるよう、そこで営まれている生活等への配慮や毀損の防止に留意しながら、できる限り公開されるような提案を行う。

加えて、歴史的風致形成建造物の特徴を顕著に示す意匠や形態等の保存または復原に努める。

2 個別の維持・管理の事項

国指定文化財を除く登録文化財、県・市の指定文化財になっているものに関しては、それぞれ対応する法律・条例に基づき、現状変更などの行為規制などを実施する。

① 文化財保護法に基づく登録有形文化財

登録有形文化財については、外観の維持及び保存を基本とし、歴史的な意匠等を変化させる増改築等は、外部から視覚できる範囲はできるだけ行わないこととする。

公開・活用または防災上の措置については、本質的な価値を損なわない範囲で実施するものとする。

内部について、居住者の快適な住環境の維持や一般公開に伴う改裝は、文化財の価値に留意しつつ認めるものとする。

② 県及び市指定有形文化財

県・市指定文化財は、建造物の内・外部を対象として現状を維持することとし、修理等により現状を変更する場合は、現状の維持または痕跡調査に基づく復原とする。

公開・活用または防災上の措置については、本質的な価値を損なわない範囲で実施するものとする。

③ 景観法に基づく景観重要建造物

景観法に基づく景観重要建造物の制度の導入を検討し、指定基準を設定、制度の周知を図りながら、該当する建造物の所有者による景観重要建造物の指定に向けた提案を促進する。

指定基準等に基づき、外観を対象とした保存・修理を基本とし、景観的価値の継承を図る。

指定した景観重要建造物が県または市の指定文化財である場合は、それぞれの文化財保護条例に基づいた維持・管理を基本としながら、景観まちづくりの観点からの修理等の取り組みを促進する。

④ その他保全の措置が必要な建造物

歴史的風致形成建造物としてのみ指定される建造物に関しては、所有者の生活を尊重しつつ保存に対する協力を求めていくため、外観の維持及び保存を基本とし、建造物の価値に応じた維持・管理に努める。

建造物の改築等の際は、保存・活用のために必要な部分的な改修や復原を認める。

歴史的風致形成建造物の増築等に係る届出不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出不要の行為については、次の場合とする。

- ・文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ・山形県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく県指定有形文化財について、同条例第14条第1項の規定に基づく現状変更等の許可申請を行った場合及び同条例第15条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合
- ・山形県文化財保護条例第31条第1項の規定に基づく県指定史跡名勝天然記念物について、同条例第35条第1項の規定に基づく現状変更等の許可申請を行った場合及び同条例第36条において準用する第15条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合
- ・鶴岡市文化財保護条例第5条第1項の規定に基づく市指定文化財について、同条例第7条第2項の規定に基づく現状変更等の届出を行った場合及び修理の届出を行った場合
- ・景観法第19条第1項の規定に基づく景観重要建造物について、同法第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合

鶴岡市の文化財一覧

【有形文化財 建造物】

区分	名 称	所在地
国 宝	1. 羽黒山五重塔	羽黒地域
重要文化財	2. 水上八幡神社本殿 3. 羽黒山正善院黄金堂 4. 旧西田川郡役所 5. 旧渋谷家住宅 6. 鶴岡カトリック教会天主堂 7. 羽黒山三神合祭殿及び鐘楼 8. 旧風間家住宅 主屋、小座敷、前蔵、中蔵・奥蔵、便所・浴室 9. 金峯神社本殿 附棟札 6枚 10. 旧鶴岡警察署庁舎	鶴岡地域 羽黒地域 鶴岡地域 鶴岡地域 鶴岡地域 鶴岡地域 羽黒地域 鶴岡地域 鶴岡地域
県指定 有形文化財	11. 石鳥居【楣尾神社】 12. 五輪塔【極楽寺】 13. 宝篋印塔【極楽寺】 14. 五輪塔 15. 旧遠藤家住宅 16. 旧東田川郡役所及び郡会議事堂 17. 大日坊仁王門	鶴岡地域 鶴岡地域 鶴岡地域 鶴岡地域 朝日地域 藤島地域 朝日地域
市指定 有形文化財	18. 宝篋印塔【大日坊】 19. 大寶館 20. 池神社山門 21. 庚申塔【大日坊】 22. 松ヶ岡開墾土住宅（新徵屋敷） 23. 三井家蔵座敷 24. 日向家住宅 25. 羽黒山東照宮 26. 羽黒山蜂子神社 27. 羽黒山斎館 28. 羽黒山巖島神社	朝日地域 鶴岡地域 藤島地域 朝日地域 羽黒地域 鶴岡地域 櫛引地域 羽黒地域 羽黒地域 羽黒地域 羽黒地域 羽黒地域

【登録有形文化財】

分類	名 称	所在地
国登録 有形文化財	1. 石名坂家住宅主屋	鶴岡地域
	2. 石名坂家住宅蔵	鶴岡地域
	3. 安良町公民館（旧鶴岡警察署大山分署）	鶴岡地域
	4. 風間家旧宅（丙申堂）表門	鶴岡地域
	5. 風間家旧宅（丙申堂）西側板塀	鶴岡地域
	6. 旧鶴岡町消防組第八部消防ポンプ庫	鶴岡地域
	7. 風間家旧別邸無量光苑釈迦堂	鶴岡地域
	8. 風間家旧別邸無量光苑土蔵	鶴岡地域
	9. 風間家旧別邸無量光苑表門	鶴岡地域
	10. 風間家旧別邸無量光苑中門	鶴岡地域
	11. 風間家旧別邸無量光苑北門	鶴岡地域
	12. 風間家旧別邸無量光苑板塀	鶴岡地域
	13. 善寶寺龍王殿	鶴岡地域
	14. 善寶寺五百羅漢堂	鶴岡地域
	15. 善寶寺龍華庵	鶴岡地域
	16. 善寶寺五重塔	鶴岡地域
	17. 善寶寺山門	鶴岡地域
	18. 善寶寺総門	鶴岡地域
	19. 旧小池薬局恵比寿屋本店	鶴岡地域

【無形民俗文化財】

区分	名 称	所在地
重要無形 民俗文化財	1. 黒川能 2. 松例祭の大松明行事	櫛引地域 羽黒地域
県指定無形 民俗文化財	3. 山戸能 4. 高寺八講 5. 山五十川歌舞伎	温海地域 羽黒地域 温海地域
市指定無形 民俗文化財	6. 田植踊 7. 両所神社御獅子舞 8. 木野俣獅子踊 9. 古郡神楽 10. 小国八幡宮弓射神事 11. ケヤキキョウダイ 12. 関川のしな織 13. 安丹神楽	朝日地域 藤島地域 温海地域 藤島地域 温海地域 温海地域 温海地域 鶴岡地域

【史 跡】

区分	名 称	所在地
国指定史跡	1. 旧致道館 2. 松ヶ岡開墾場 3. 小国城跡	鶴岡地域 羽黒地域 温海地域
県指定史跡	4. 羽黒山南谷 5. 須恵器窯跡 6. 丸岡城跡及び加藤清正墓碑 7. 玉川縄文遺跡 8. 平形館跡 9. 十五里ヶ原古戦場	羽黒地域 鶴岡地域 櫛引地域 羽黒地域 藤島地域 鶴岡地域
市指定史跡	10. 三学の窟 附 石像 青銅不動明王像 石造経筒 陶製筒 石造狛犬 11. 古代鼠ヶ関址および同関戸生産遺跡 12. 瘡琴碑（えいきんのひ） 13. 越中山遺跡 14. 砂川A遺跡 15. 藤島城跡 16. 梅津中将墓碑 17. 白文庫竹童碑 18. 備中街道追分石 19. 松山街道追分石 20. 羽黒街道追分石 21. 新関因幡守墓碑 22. 歴史の道 23. 関川の戊辰役激戦地跡 24. 加藤清正夫人・加藤忠廣母子の墓 25. 赤川渡し舟跡（弘法の渡し） 26. 近世念珠関址 27. 藤九郎清水 28. 破釈堂別当所墓地 29. 羽黒山南谷別当供養地 30. 首なし地蔵堂と修理塚 31. 称願上人墓所 32. 行尊塚 附 桃清水	鶴岡地域 温海地域 鶴岡地域 朝日地域 朝日地域 藤島地域 藤島地域 藤島地域 藤島地域 藤島地域 藤島地域 藤島地域 藤島地域 藤島地域 藤島地域 藤島地域 藤島地域 藤島地域 藤島地域 温海地域 鶴岡地域 櫛引地域 温海地域 藤島地域 羽黒地域 羽黒地域 櫛引地域 羽黒地域 羽黒地域

【名 勝】

区 分	名 称	所在地
国指定名勝	1. 金峯山 2. 酒井氏庭園 3. 玉川寺庭園	鶴岡地域 鶴岡地域 羽黒地域
県指定名勝	4. 摩耶山	朝日地域 温海地域

【天然記念物】

区 分	名 称	所在地
特別 天然記念物	1. 羽黒山のスギ並木	羽黒地域
国指定 天然記念物	2. 熊野神社の大スギ 3. 文下のケヤキ 4. 南谷のカスミザクラ 5. 羽黒山の爺スギ 6. 山五十川の玉スギ 7. 早田のオハツキイチョウ 8. 月山 9. 三瀬氣比神社社叢	鶴岡地域 鶴岡地域 羽黒地域 羽黒地域 温海地域 温海地域 羽黒地域 鶴岡地域
県指定 天然記念物	10. 湯田川の乳イチョウ 11. 曹源寺のヒサカキ 12. 村上屋の念珠のマツ 13. 十文字開発記念樹 14. 添川の根子スギ 15. 大日坊の皇壇スギ 16. マルバシャリンバイの自生地 17. 金峯山の大フジ 18. 馬場町のタブの木 19. 三瀬葉山ニッポンユビナガコウモリ群棲地	鶴岡地域 温海地域 温海地域 藤島地域 藤島地域 朝日地域 温海地域 鶴岡地域 鶴岡地域 鶴岡地域
市指定 天然記念物	20. 中山の五葉マツ 21. 母狩のこぶナシ 22. 本田のケヤキ 23. 中清水のスギ 24. 光明寺の笠マツ	鶴岡地域 鶴岡地域 鶴岡地域 鶴岡地域 鶴岡地域

区分	名称	所在地
	25. 日枝神社のケヤキ	鶴岡地域
	26. 氷比神社のサカキ	鶴岡地域
	27. 氷比神社のシラカシ	鶴岡地域
	28. 藤倉のスギ	鶴岡地域
	29. 庄内柿の原木	鶴岡地域
	30. 六所神社ケヤキ	藤島地域
	31. 乳銀杏	朝日地域
	32. 由豆佐壳神社のモミ	鶴岡地域
	33. 勝地の大杉	櫛引地域
	34. 池の平のシナノキ	朝日地域
	35. 白滝不動尊のモミ	朝日地域
	36. 井岡寺のシダレザクラ	鶴岡地域
	37. 両所神社社叢	藤島地域
	38. 宮泉寺のヒサカキ	鶴岡地域
	39. 住吉神社社叢タブノキ純林	温海地域
	40. 熊野長峰湿原群	鶴岡地域
	41. 柳久瀬皇太神社の大銀杏	藤島地域
	42. カスミ桜	羽黒地域
	43. 注連寺七五三掛桜	朝日地域
	44. 木野俣熊野神社の巨木群	温海地域
	45. 三栗屋のアカマツ	朝日地域
市指定 天然記念物		